

令和 5 年度

包括外部監査結果報告書

補助金等交付事務に関する財務に係る事務の執行について

広島市包括外部監査人

弁護士 松本京子

目次

第1	監査の概要	
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
3	事件を選定した理由	1
4	監査対象期間	1
5	監査の実施期間	1
6	監査対象部署	1
7	監査従事者	2
8	利害関係	2
9	監査の指摘及び意見	2
	(1) 監査の指摘	2
	(2) 監査の意見	2
10	その他	3
第2	監査対象の概要	
1	補助金等について	4
	(1) 補助金等の定義	4
	(2) 関係法令	4
2	監査の視点	5
3	監査対象の決定方法及び実施	5
4	監査の指摘及び意見の一覧	6
	(1) 総論	6
	(2) 各論	7
第3	監査の実施	
1	総論	15
	(1) 公益上の必要性の検証について	15
	(2) 効果測定について	15
	(3) 間接補助について	16
	(4) 団体運営補助金について	17
	(5) 補助金根拠の明確化・関係規則等の制定について	18
	(6) 補助事業等の第三者への事務委託について	18
	(7) 文書の収受について	19
	(8) デジタル化の推進について	21
	(9) 消費税仕入れ控除税額に係る処理について	21
2	各論	23
	監査対象補助金等一覧	23

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

補助金等交付事務に関する財務に係る事務の執行について

3 事件を選定した理由

本市ホームページにおいて公表されている最新の補助金調（令和4年度）によると、補助金合計20,296,457千円（316件）が交付されており、その内訳をみると行政の代行的な事業を行う団体に対し助成するもの及び行政の補完的な性格を有する事業等に対し助成するものが上位を占めている。このような交付割合を踏まえると、補助金は、本市において政策目標（目指す姿）を達成するための手段として重要であると考えられる。また、令和4年度及び令和5年度の「予算編成要領」において、いずれも補助金、負担金の整理合理化等が求められている。具体的には、「補助金、負担金については、行政の責任の範囲を明確にするとともに、過去の慣例等にとらわれることなく、事業開始時からの社会経済情勢の変化や事業効果等の観点から、徹底した見直しを行うこと。また、必要性の薄れたものや長期間継続しても効果があがっていないものについては、原則として廃止すること」などとされている。

以上に加え、依然として本市において厳しい財政状況が続いていることを併せ考えると、補助金等の公正性、効率性及び透明性並びに公益上の必要性等の検証を行うことや、補助金等の事務の執行が法令や規則等に従い実施されていることを確認する必要性が高いことから、本テーマを選定した。

4 監査対象期間

原則として令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

ただし、必要に応じて令和3年度以前及び令和5年度の執行分を含む。

5 監査の実施期間

令和5年4月26日から令和6年1月10日まで

6 監査対象部署

企画総務局：法務課、地域活性化調整部地域活性推進課、同部コミュニティ再生課、行政経営部行政経営課

財政局：財政課

市民局：市民活動推進課、文化スポーツ部文化振興課、同部スポーツ振興課、国

際平和推進部平和推進課、同部国際化推進課

健康福祉局：地域共生社会推進課、保護自立支援課、高齢福祉部高齢福祉課、同部介護保険課、障害福祉部障害自立支援課、同部精神保健福祉課、原爆被害対策部調査課、保健部健康推進課

こども未来局：保育指導課、こども・家庭支援課

環境局：温暖化対策課、業務部業務第一課、同部業務第二課

経済観光局：競輪事務局、雇用推進課、産業振興部商業振興課、同部ものづくり支援課、同部産業立地推進課、観光政策部、農林水産部農政課、同部農林整備課

都市整備局：都市整備調整課、みなと振興課、都市機能調整部、緑化推進部緑政課、指導部建築指導課

道路交通局：道路交通企画課、都市交通部

消防局：予防部予防課

議会事務局：総務課

教育委員会：総務部学事課、青少年育成部育成課、同部放課後対策課、学校教育部指導第二課

※ 監査対象部署は令和4年度による。

7 監査従事者

包括外部監査人	弁護士	松本 京子
補助者	公認会計士	黒田 健治
補助者	税理士	中畝 将博
補助者	税理士	楠部 誠
補助者	税理士	松本 真輝
補助者	弁護士	吉益 伸幸

8 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9 監査の指摘及び意見

本報告書においては、監査した結果を「監査の指摘」及び「監査の意見」に区分し、以下のように定義した。

(1) 監査の指摘

財務に関する事務の執行について、①合規性違反（法令、条例、規則、要綱、要領、基準、マニュアル、手引、契約条項等の規範等に抵触する場合）があり、違法

性の程度が大きいと認められる場合又は②不当な場合

(2) 監査の意見

「監査の指摘」に該当しないが、問題点等がある場合

10 その他

31 ページ以降において各補助金等の名称等を記載した表については、次のとおり記載することとした。

00-0-0

名称	・公表されている事業の名称等と一致しない場合がある。
所管	・特記なし
〇〇予算（内一般財源） （※）	・当初予算は、該当がない場合も含め、記載した。 ・前年度繰越予算（前年度から繰越された予算）及び補正予算は、該当がある場合にのみ記載した。 ・特記のない限り、流用により予算措置された額を除いて記載したため、予算現額と一致しないものがある。したがって、次の「決算」の額が本欄の予算の額の合計を上回ることがある。 ・「(内一般財源)」は、当初予算、前年度繰越予算及び補正予算に係る一般財源の合計を表示した。
決算（※）	・令和4年度に執行された額を記載した。
補助等団体数（実績）件数	・特記なし
根拠となる法令等	・特記なし

※ 表中の金額については、千円単位（単位未満を切捨て）で表示している。なお、該当がない場合又は数値がゼロの場合は「－」とし、単位未満の端数がある場合は「0 千円」としている。また、本文中に記載された内訳金額の合計と一致しない場合がある。

第2 監査対象の概要

1 補助金等について

(1) 補助金等の定義

補助金とは、国、地方公共団体等が特定の事務又は事業を実施する者に対して、当該事務又は事業を補助するために交付する給付金をいう。

負担金とは、国、地方公共団体等が一定の義務もしくは責任を負う事務又は事業に関して交付する給付金をいう。

利子補給金とは、資金の借入に係る利子の支払に要する経費の一部又は全部に充てるために、国、地方公共団体等が金銭を補給することをいう。

助成金とは、特定の事業を特に助成する目的で交付する金銭をいう。

交付金とは、国、地方公共団体等が特定の目的をもって交付する給付金をいう。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、全編において「補助金等適正化法」という。）第2条第1項は、国が国以外の者に対して交付する、補助金、負担金、利子補給金、その他相当の反対給付を受けない給付金であって政令で定めるものを「補助金等」として補助金等適正化法の適用を受けるとしていることから、これらの区分は重要ではない。

(2) 関係法令

ア 地方自治法

地方公共団体の補助金等の交付の根拠は、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」にある。

補助金等の交付にあたり、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」が指針となる。

イ 補助金等適正化法

補助金等適正化法は、国が国以外の者に対して交付する補助金等に適用されることから、地方公共団体が交付する補助金等には適用されない。

もともと、補助金等適正化法の目的は「補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ること」にあり、地方公共団体においても補助金等適正化法の目的は妥当する。

したがって、地方公共団体の交付する補助金等において、補助金等適正化法の直接適用はないがその規定・趣旨は指針となる。

ウ 広島市補助金等交付規則

広島市では、「法令、条例又は他の規則に定めるもののほか、本市が交付する補

助金及び交付金（以下「補助金等」という。）の交付の申請、決定等に関する事項
その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めることにより、補助
金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図ること」を目的と
して、広島市補助金等交付規則が定められている。

2 監査の視点

- 1 公益性（地方自治法第 232 条の 2、広島市補助金等交付規則第 2 条）
 - ・補助事業の目的及び内容は社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に的確に対応し、客観的に見て明確な公益性が認められるか。
- 2 有効性・効率性（地方自治法第 2 条第 14 項）
 - ・補助事業の実施により本来の目的に合致した効果をあげ、期待された効果が発揮されているか。
 - ・補助対象経費として不適切なものはないか（交際費・飲食費等）。
 - ・消費税の仕入税額控除の検討がされているか。
- 3 補助の必要性（広島市補助金等交付規則第 2 条）
 - ・対象事務又は事業の施行に補助が必要か。
 - ・民間が行うのではなく、市が補助する必要がある事業か。
- 4 公平性・透明性及び説明責任
 - ・補助金交付先の選定において、選定基準を明確に設定しているか。募集・選定手続は公平性・透明性が確保されているか。交付先が特定の団体に固定されていないか。
 - ・補助金交付目的と補助対象事業との関係が不明確になっていないか。
- 5 効果測定（効果検証）
 - ・補助事業の効果について適切な指標・方法による効果検証が実施され、PDCA サイクル（計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action））が機能しているか。
- 6 合规性・適正性
 - ・補助金等交付要綱などの根拠規程は適切に作成されているか。補助金等交付要綱の内容（交付の目的等）は不十分ではないか。
 - ・補助金等交付要綱に暴力団排除の規定は設定されているか。
 - ・広島市補助金等交付規則に従った手続が実施されているか。

3 監査対象の決定方法及び実施

まず、補助金等の内容等を網羅的に把握するため、各局に対し令和 4 年度の一般会計及び特別会計の歳出予算に計上している「負担金、補助及び交付金」、「寄附金」の内容及び金額（複数ある場合は内容ごとの金額）、件数、根拠法令等を照会した。照会への回答に基づき、当初予算の補助金等の金額が 10,000 千円以上のもの、特定の団体に

補助しているもの等を中心に抽出し監査対象を決定した。

監査は、各所管課において、補助金等の交付申請から実績報告・交付（精算）までの一連の流れにつき資料提供を受け、上記視点に基づき実施した。必要に応じ、補助金等の交付を受けている団体に対し、上記一連の流れの説明や補足資料提供を受けるなど実地監査を行った。

4 監査の指摘及び意見の一覧

(1) 総論

総論番号	内容	所管	視点	意見	頁
(1)	公益上の必要性の検証について	各補助金等所管課	1	○	15
(2)	効果測定について	財政局財政課	5	○	15
(3)	間接補助について	財政局財政課	4	○	16
(4)	団体運営補助金について	企画総務局行政経営部行政経営課	2 ・ 4	○	17
(5)	補助金根拠の明確化・関係規則等の制定について	各補助金等所管課	6	○	18
(6)	補助事業等の第三者への事務委託について	財政局財政課	6	○	18
(7)	文書の収受について	企画総務局法務課	6	○	19
(8)	デジタル化の推進について	企画総務局行政経営部行政経営課	2 ・ 6	○	21
(9)	消費税仕入控除税額に係る処理について	財政局財政課	2	○	21

(2) 各論

No.	補助金等名称	所管	視 点	事項	区分		頁
					指 摘	意 見	
01- 1-1	似島の活性化（交流人口の 拡大に向けたスポーツ大会 への支援）に係る補助金	企画総務局 地域活性化 調整部地域 活性推進課	6	補助金申請手続き の不備について	○		31
			5	効果測定（成果目 標）について		○	
			5	効果測定（目標確 認方法）について		○	
01- 1-2	中山間地域空き家バリュー 再生・活性化事業に係る補 助金	同上	3	補助制度の活用に ついて		○	33
01- 1-3	中山間地域お宝資源掘り起 こし事業に係る補助金	同上	2	消費税について		○	35
01- 1-4	中山間地域空き家掘り起こ し支援事業に係る補助金	同上	3	補助制度の活用に ついて		○	36
01- 1-5	元気なまちづくりプロジェ クト地域活動支援事業に係 る補助金	同上	6	文書収受の取扱い について		○	38
02- 1-1	広島市文化財団に対する補 助金（ひと・まちネットワ ーク部管理運営等）	市民局市民 活動推進課	2 ・ 4	団体運営補助金に ついて		○	45
02- 2-1	広島交響楽協会に対する補 助金	市民局文化 スポーツ部 文化振興課	4	補助対象事業の明 確化、透明性につ いて		○	49
			5	効果測定について		○	
02- 2-2	広島市文化財団に対する補 助金（文化事業部）	同上	2 ・ 4	団体運営補助金に ついて		○	51
02- 2-4	ひろしま国際平和文化祭の 開催に係る補助金及び負担 金	同上	4	公平性・透明性、 間接補助について	○		54
			5	効果測定について		○	

No.	補助金等名称	所管	視 点	事項	区分		頁
					指 摘	意 見	
02-3-1	学区体育団体スポーツ振興事業に係る補助金	市民局文化スポーツ部スポーツ振興課	6	書類の期限内提出について	○		57
02-3-2	広島市スポーツ協会運営事業に係る補助金	同上	3	補助の必要性について	○		58
			2・4	団体運営補助金について		○	
02-4-1	広島平和文化センター事業助成	市民局国際平和推進部平和推進課	2・4	団体運営補助金について		○	61
02-5-1	広島平和文化センター事業助成（国際交流・協力事業等）	市民局国際平和推進部国際化推進課	2・4	団体運営補助金について		○	64
03-1-2	広島市社会福祉協議会に対する補助金	健康福祉局地域共生社会推進課	4	補助事業と委託事業の線引きについて		○	67
			5	効果測定について		○	
			2・4	団体運営補助金について		○	
03-1-3	広島市民生委員児童委員協議会に対する補助金	同上	2・4	団体運営補助金について		○	71
03-2-1	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業に係る負担金	健康福祉局保護自立支援課	6	償還に対するチェック体制について		○	75
03-3-1	老人クラブの運営に対する補助金	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課	6	書類の期限内提出について	○		77

No.	補助金等名称	所管	視点	事項	区分		頁
					指 摘	意 見	
03-4-2	民間老人福祉施設の理学療法士等雇用に係る補助金	健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課	5	効果測定について		○	83
03-4-3	民間老人福祉施設の整備に係る補助金（創設）	同上	2	消費税の仕入控除税額に係る処理について		○	84
03-4-5	民間老人福祉施設の整備に係る補助金（改築）	同上	2	消費税の仕入控除税額に係る処理について		○	86
03-7-1	広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）運営補助	健康福祉局 原爆被害対策部調査課	6	双方代理について		○	93
			5	効果測定について		○	
03-7-2	広島原爆養護ホーム事業に係る助成金	同上	2・4	団体運営補助金について		○	95
03-7-4	広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）維持補修	同上	6	双方代理について		○	99
			5	効果測定について		○	
03-8-3	結核・感染症発生動向調査事業（新型コロナウイルス感染症対策）に係る負担金	健康福祉局 保健部健康推進課	4	透明性について		○	103
04-1-4	私立保育園等ＩＣＴ化推進事業に係る補助金	こども未来局保育指導課	5	効果測定について		○	107
04-1-17	保育士等処遇改善事業に係る補助金（私立）	同上	5	効果検証について		○	116
04-1-18	保育士等増員配置に係る補助金	同上	5	効果検証について		○	117
04-1-19	私立保育園等入所児童の欠員に対する補助金	同上	5	効果検証について		○	118

No.	補助金等名称	所管	視 点	事項	区分		頁
					指 摘	意 見	
04-1-20	保育補助者雇上強化事業に係る補助金	こども未来局保育指導課	5	効果検証について		○	119
06-1-6	広島競輪活性化対策協議会に対する負担金	経済観光局競輪事務局	3・4	補助の必要性・透明性について		○	132
			5	効果測定について		○	
06-2-1	広島市文化財団に対する補助金（広島サンプラザ）	経済観光局雇用推進課	3	補助の必要性について	○		134
			5	効果測定について		○	
06-3-2	広島市販路拡大等チャレンジ応援実行委員会に対する補助金	経済観光局産業振興部商業振興課	6	補助対象事業の第三者への事務委託について	○		140
			6	計画変更の承認について	○		
			2	消費税（仕入税額控除）の取扱いについて		○	
			6	債権管理について		○	
			5	効果測定について		○	
06-3-3	生活衛生関連事業者プレミアム付き利用券事業に係る補助金	同上	6	補助対象事業の第三者への事務委託について	○		147
			6	変更契約書の未締結について	○		
			6	委託契約書における消費税に関する記載の誤りについて	○		
			6	広告宣伝業務の契約未締結について	○		

No.	補助金等名称	所管	視点	事項	区分		頁
					指 摘	意 見	
06-3-3	生活衛生関連事業者プレミアム付き利用券事業に係る補助金	経済観光局 産業振興部 商業振興課	6	事務費を含む補助金の予算変更について		○	147
			5	効果測定について		○	
06-4-1	広島市産業振興センターに対する補助金	経済観光局 産業振興部 ものづくり支援課	2・4	団体運営補助金について		○	157
			3・4	同団体の解散阻止のための補助金支給について		○	
			5	効果検証について		○	
06-6-1	広島駅総合案内所の運営に係る負担金	経済観光局 観光政策部	5	効果測定について		○	165
06-6-3	夜間・早朝の活用によるにぎわい創出事業に係る補助金	同上	6	文書収受の取扱いについて		○	167
06-6-6	広島観光コンベンションビューローに対する補助金（事務局の管理運営等）	同上	2・4	団体運営補助金について		○	170
06-7-1	広島市農林水産振興センターに対する補助金	経済観光局 農林水産部 農政課	2・4	団体運営補助金について		○	174
			3・4	同団体の解散阻止のための補助金支給について		○	
			5	効果検証について		○	
06-7-2	広島市農業振興協議会に対する補助金	同上	4・5	異なる補助金に対する同一の申請書及び報告書について		○	178

No.	補助金等名称	所管	視 点	事項	区分		頁
					指 摘	意 見	
06- 7-2	広島市農業振興協議会に対する補助金	経済観光局 農林水産部 農政課	4 ・ 5	事業計画書及び事業実施報告書の記載内容について		○	178
			3	業務委託金額について		○	
06- 7-3	中山間地域等直接支払交付金	同上	4 ・ 5	交付申請書及び事業実施報告書の記載内容並びに効果検証について		○	181
07- 1-1	広島市都市整備公社に対する補助金（事務局の管理運営等）	都市整備局 都市整備調整課	1	公益性について	○		186
			3 ・ 6	間接補助について	○		
			2 ・ 4	団体運営補助金について		○	
07- 2-1	金輪島航路事業に係る補助金	都市整備局 みなと振興課	6	暴力団排除条項の創設の検討について		○	189
07- 2-3	清港会事業に係る負担金	同上	2 ・ 4	団体運営補助金について		○	191
			6	暴力団排除条項の創設について		○	
07- 2-4	三高～宇品航路事業に係る補助金	同上	6	暴力団排除条項の創設の検討について		○	193
07- 3-1	広島駅周辺地区のまちづくりの推進に係る補助金	都市整備局 都市機能調整部	2	消費税の仕入控除税額に係る処理について	○		197
07- 3-2	基町相生通地区市街地再開発事業に係る補助金	同上	6	暴力団排除条項の創設について		○	198

No.	補助金等名称	所管	視 点	事項	区分		頁
					指 摘	意 見	
07- 4-1	広島市みどり生きもの協会 に対する補助金	都市整備局 緑化推進部 緑政課	3	協会本部管理運営 費に関する補助金 について		○	199
			6	協会運営等補助金 の精算内訳のうち 「退職共済掛金」 について		○	
08- 1-1	広島市公共交通事業者等支 援事業に係る補助金	道路交通局 道路交通企 画課	6	補助金交付におけ る責務について	○		206
09- 1-1	広島市都市整備公社に対す る補助金（総合防災センタ ー）	消防局予防 部予防課	4	補助対象事業と受 託事業の区分につ いて	○		231
10- 1-1	政務活動費	議会事務局 総務課	4	按分基準に関する 取扱いについて		○	234
			4	計算根拠の補記に ついて		○	
11- 1-1	私立幼稚園振興事業に係る 補助金	教育委員会 総務部学事 課	5	効果測定について		○	238
11- 1-2	私立学校振興事業に係る補 助金（高等学校分）	同上	5	効果測定について		○	239
11- 1-3	私立高等学校部活動パワー アップ事業に係る補助金	同上	5	効果測定について		○	240
11- 2-1	学区子ども会育成協議会事 業に係る補助金	教育委員会 青少年育成 部育成課	5	効果測定について		○	244
11- 2-2	広島市区子ども会連合会事 業に係る補助金	同上	5	効果測定について		○	245
11- 2-3	地区青少年健全育成連絡協 議会事業に係る補助金	同上	5	効果測定について		○	246

No.	補助金等名称	所管	視 点	事項	区分		頁
					指 摘	意 見	
11- 2-4	広島市文化財団に対する補助金（青少年野外活動センター）	教育委員会 青少年育成 部育成課	3	補助金の必要性について		○	248
11- 2-5	広島市文化財団に対する補助金（こども村）	同上	3	補助金の必要性について		○	251
11- 3-1	地域組織活動事業に係る補助金	教育委員会 青少年育成 部放課後対 策課	5	効果測定について		○	254
11- 3-2	民間放課後児童クラブに対する補助金（運営費等）	同上	5	効果測定について		○	255
11- 3-3	民間放課後児童クラブに対する補助金（処遇改善事業）	同上	5	効果測定について		○	258
11- 4-1	中学校文化活動に係る補助金	教育委員会 学校教育部 指導第二課	5	効果測定について		○	262
11- 4-2	中学校体育大会に係る補助金	同上	5	効果測定について		○	263

※ 所管は令和4年度による。

第3 監査の実施

1 総論

(1) 公益上の必要性の検証について

地方自治法第 232 条の 2 は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と定め、これを受け広島市補助金等交付規則第 2 条において「補助金等は、市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行なう者に対して、予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する」と定めている。このように、補助金等の交付要件として、公益上の必要性が要求されている。

公益上の必要性の認定は、「…一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要があるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない」（行政実例昭和 28 年 6 月 29 日）。

公益上の必要性は、時代の移り変わりとともに変化していくものである。

したがって、補助金等が長年にわたり交付されている事業であっても、現時点においても、補助金等を交付しようとする事業の目的や内容が、客観的にみて社会経済情勢や市民のニーズに適合していない場合には、公益上の必要性を満たさず、補助金等を廃止すべきである。

広島市の令和 4 年度予算編成要領及び令和 5 年度予算編成要領においても「補助金、負担金については、行政の責任の範囲を明確にするとともに、過去の慣例等にとらわれることなく、事業開始時からの社会経済情勢の変化や事業効果等の観点から、徹底した見直しを行うこと。また、必要性の薄れたものや長期間継続しても効果があがっていないものについては、原則として廃止すること」とされている。

(2) 効果測定について

公益上の必要性は、客観的に認められなければならないことは前述のとおりである。

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第 2 条第 14 項）。補助金等の交付に当っても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

そのため、補助金等事業の公募時には計画（効果予測）が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。

しかしながら、広島市における補助事業等においては、多くの事業で効果測定をしておらず、また効果測定をしている場合であっても、アンケート結果をまとめた言葉やイメージを中心とした文章による定性的な評価にとどまり、具体的かつ客観的な指標による定量的な評価がほとんどなされていなかった。

当該効果予測や効果測定の手法は地方公共団体の自立性・自主性に委ねられるものである。

そこで、広島市において、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定することが望ましいと考える。

(3) 間接補助について

補助金等適正化法第2条第4項第1号は、間接補助金等として「国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの」とし、間接補助事業者等には補助事業者等と同様の定めを置いている（補助金等適正化法第3条第2項、第11条第2項、第17条第2項等）。この趣旨は、間接補助事業者等にも、補助事業者等と同様の責務を負わせなければ、補助金等適正化法の目的である「補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図る」ことを達成できない点にある。

すなわち、国が補助金を交付する場合、まず都道府県や市町村等の地方公共団体に交付し、地方公共団体によって最終の利用者に分配されることが多いことから間接補助を認める必要性が高い。反面、相当の反対給付を受けないこと（片務性）、交付の相手方が利益を受けること（受益性）という補助金等の性格からすると、不正・不当支出に陥りやすく、補助金等の支出の適正を期するためには、直接交付される補助金についてのみ規制を加えるのでは不十分であり、補助金の最終の利用者に分配される段階まで所要の規制を及ぼすことで、間接補助の各過程の透明性を確保し、間接補助事業者等の責任を明確にする必要がある。

広島市補助金等交付規則をみると、間接補助金等、間接補助事業者等に関する定めがない。

たしかに、国と異なり広島市の場合はあえて間接補助とする必要性が乏しい場合が多いと思われる。

しかし、広島市においても、間接補助の必要性がある場合で実際に間接補助を実施する場合には上記趣旨が妥当する。

そこで、間接補助の合理的必要性があり、かつ規則又は個別の交付要綱において間接補助事業者等に遵守させるべき事項を規定して間接補助事業者等の責任を明確にした場合に限り、間接補助を認めることができると考える。

なお、当然のことであるが、広島市が直接補助金等を交付できない場合に間接補助金等を交付することは、広島市補助金等交付規則の趣旨を潜脱する点で認められない。

(4) 団体運営補助金について

団体運営補助金とは、公益的な団体の運営を支援するために交付する補助金をいう。これに対し、事業補助金とは個人や団体が行う公益的な事業を支援するために交付する補助金をいう。

補助金は、補助対象者が行う事業の公益性を認めて交付するものである。そのため、本来、補助金は事業を対象に交付されるべきものである。これに対し、団体運営補助の場合、公益性がある事業とは直接関係のない人件費（退職金を含む）や事業費などの一般管理費が対象経費に含まれることとなり、「公益上必要がある」（地方自治法第 232 条の 2、広島市補助金等交付規則第 2 条）と認められない場合がある。

また、団体運営補助金を交付することで、かえって法人や団体自体の運営努力、自立性、自主性を阻害するおそれがある。さらに、一旦交付されると、時代の流れとともに公益上の必要性が低下した場合であっても、長期間にわたり交付され続けることで既得権益化するおそれもある。

一般的に法人や団体の運営費は、本来、会費や収益事業となる自主事業の売上げなどの自主財源で賄うものであり、補助は必要最小限にする必要がある。広島市の公益的法人等指導調整要綱別記「指導調整の留意事項」にも以下の定めがある。

1 市の財政支出

(2) 補助を行うに当たっては、補助対象事業を明確にするとともに、人件費又は運営費等の間接的経費に対する補助については、必要最小限にとどめること。

2 団体の運営

(3) 新たな自主事業の展開を図るなど、常に自主的な事業運営に努め、団体の活性化を図ること。

(5) 収益事業の実施等により、団体の自主的な財政運営の確保に努めること。

広島市では、団体運営補助金について、交付決定時の審査業務やその前段階の予算編成の中で、公益上の必要性を検討するとともに、交付決定時の決裁において補助対象者、補助対象経費、補助金額等を明記しているものの、団体運営補助に関し明文化された規則や要綱等の判断基準や規範は存在しない。そのため、当該交付決定の決裁で明記された補助対象団体等が適切であることや、公益性がある事業との関連性が不明確なため透明性に欠け、「公益上必要がある」か否かを外部から判断することができない。また、広島市では、団体運営補助金がどの事業に充てられたのか、当該事業がどの程度効果があったか等最少の経費で最大の効果が挙げられているか（地方自治法第 2 条第 14 項）につき効果検証が不十分であり、現状交付されている団体運営補助金が必要最小限の補助になっているかを判断できない。

以上より、このような問題点を解決すべく、後記「(5) 補助金根拠の明確化・関係規則等の制定について」で述べるとおり、事業補助金に係る規則や要綱等明文化された判断基準や規範を定めることが望ましい。あわせて、団体運営に係る経費と公

益性がある事業との関連性を明確化し透明性を確保するとともに補助の効果を検証できるよう、例えば、合理的な配賦基準により人件費を含む運営費を各事業に配賦する方法を採用するなど団体運営補助金から事業補助金への移行を図る必要な見直しについて期限を設定（3年程度を想定する）した上で行うことが望ましい。

ただし、会費収入や自主事業の売上げなどが十分に見込めない公益的な団体で、かつ、財産が乏しい団体の運営費については、公益性が高く当該団体が行政の代替的役割を果たしている場合、団体運営補助の必要性も理解できる。そこで、そのような場合には、補助対象者、補助対象経費、補助率・補助金額等を明確化した団体運営補助金に係る規則や要綱等を制定した場合に限り、例外的に団体運営補助金の交付を認めるべきと考える。

(5) 補助金根拠の明確化・関係規則等の制定について

各補助金等の根拠を確認したところ、広島市補助金等交付規則以外の根拠法令等がないものが多く見られた。

根拠規範が具体的な法令によって与えられていない補助金等、すなわち予算措置のみに基づく補助金等が直ちに違法となるわけではない。

しかしながら、補助金等が相当の反対給付を受けず（片務性）、相手方が利益を受ける（受益性）という性格を有すること、公益上必要がある事業が補助対象事業となること、補助金等が「市税その他の貴重な財源で賄われること」からすると、公正・公平・公益性を満たす点で、予算措置ではなく補助金根拠を明確化することが望ましい。

したがって、規則や要綱などにより、補助金額や補助率の算定根拠、補助対象経費、内部手続等を定めるべきである。

なお、団体運営補助については、団体運営補助金に係る規則や要綱等を制定した場合に限り、補助金交付を認めるべきことは前述したとおりである。

(6) 補助事業等の第三者への事務委託について

補助事業者等の責務として、補助金等適正化法第3条第2項は「補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない」と定め、広島市補助金等交付規則第3条第2項も「補助事業者等（補助事業等（補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。」と定め、さらに補助金等適正化

法第 11 条第 1 項は「補助金事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用をしてはならない」と定め、同規則第 10 条も「補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない」と定める。

これらの規定は、補助事業者等自らが、交付目的・内容及びこれに付された条件を、誠実に、善管注意義務を果たしながら補助事業等を行うことを定めたものである。したがって、補助事業者等が補助事業等を第三者へ包括的に事務委託することは原則として認められない。

ただし、申請・交付事務の履行、補助事業等の周知等の観点から補助事業等を第三者へ包括的に事務委託したほうが補助事業等の公正性・効率性が図られる場合もある。他方で、補助事業等の第三者への委託にあたり、業務内容、委託期間、委託料、報告義務、双方の責任範囲等を明確化した業務委託契約書を締結することにより、上記規定の責務や善管注意義務を果たすことができる。

そこで、補助事業者等が第三者への包括的な事務委託をすることは、業務内容、委託期間、委託料、報告義務、双方の責任範囲等を明確化した業務委託契約書を締結した場合に限り、例外的に認められると考える。

(7) 文書の収受について

文書の収受については、広島市文書取扱規程を受け広島市「文書事務の手引」に以下のとおり定めがある。

「文書の収受とは、郵送等によって地方公共団体に到達した文書を、文書収受課等が受領し、所定の収受手続に従って整理し、到達の確認を行うことである。

文書による意思表示の効力の発生時期について、民法は、到達主義によることを原則としている（第 97 条第 1 項）。この場合「到達」とは、「社会通念上、相手方が意思表示等を了知することができる客観的状态を生ずること」と解されている。

市に送達される文書も、法令に定めのない限り、到達した時からその効力を生ずるが、一時に大量の文書を扱うことから、配達証明や書留郵便物など到達時期が確認できるものを除き、収受の手続が終わらなければ、到達したことの確認が難しい。したがって、個々の文書に受付印を押し、到達時期を明らかにしておくことにしている。

このように文書の収受は、意思表示の到達を確認するという重要な手続であるため、担当者は速やかにこれを行わなければならない。」

補助金の交付申請手続は交付申請から始まり、交付申請の効力発生時期が到達主義によることからすると（補助金等適正化法第 5 条、広島市補助金等交付規則第 4

条)、交付申請書の収受につき、文書事務の手引にのっとりた処理、具体的には紙文書の場合には受付印を押し、到達時期を明らかにすべきである。また、当該補助事業等が完了したときに実績報告書を提出してはじめて具体的な補助金等の額が確定すること(補助金等適正化法第14条、同規則第15条)、特に広島市では完了の日から40日以内の提出を求めていることからすると、実績報告書の収受についても、収受の時期を明確にするため、文書事務の手引にのっとりた処理がなされるよう、改めて周知すべきである。

各課における文書の受付

			受付手続			
			課受付印を 押す位置	文書管理シ ステムへの 登録	管理番号の 取得	その他の処 理
電子文書	一般文書		不要	要	要	—
	特殊文書	収受の日時が権利 の得喪に係する 文書	不要	要	要	文書管理シ ステムに時 刻を入力
		上記以外のもの	一般文書に準じる。			
所定の紙文書	一般文書		不要	要	要	—
	特殊文書	収受の日時が権利 の得喪に係する 文書	不要	要	要	文書管理シ ステムに時 刻を入力
		主務課において開 封した文書で金品 が添付されている 文書	不要	要	要	文書管理シ ステムに金 品添付の旨 を入力
		上記以外のもの	一般文書に準じる。			
電子化に適さない	一般文書		文書の欄外	要	要	—
	特殊文書	収受の日時が権利 の得喪に係する 文書	文書の欄外	要	要	課受付印の 下に収受の 時刻を明記 証印
		主務課において開 封した文書で金品 が添付されている	文書の欄外	要	要	文書の欄外 に金品添付 の旨を記入

紙 文 書	文書				
	主務課で直接収受した文書で封皮に入札書の表記のあるもの	不要	不要	不要	収受日時を封皮に記入証印
	上記以外のもの	一般文書に準じる。			

(広島市「文書事務の手引」引用)

(8) デジタル化の推進について

広島市においては、令和 4 年 3 月に広島市デジタル・トランスフォーメーション(D X) 推進計画(以下「D X 推進計画」という。)を策定し、人口減少・少子高齢化、成熟社会化の中、行政サービスへの需要の多様化への確に対応し、「持続可能なまち」の実現を目指している。

D X 推進計画の具体的な取組として、効果的・効率的な行政の運営の一つとして業務プロセスのデジタル化(D X 推進計画「第 3 章(1)イ(ウ)」参照)等が掲げられている。

今回の監査対象補助金の一部ではあるが、補助金交付申請や実績報告書を電子媒体で提出しているものも見受けられた。電磁的記録の収受で当該記録を紙に印刷しない場合は、課受付印の押印及び収受の時刻の明記証印を省略するものとされている(広島市電磁的記録取扱要綱第 3 条第 3 項参照)。

そこで、補助金の交付申請、実績報告書等の提出全般について、電子媒体での提出を一層推進すべきである。

(9) 消費税仕入控除税額に係る処理について

消費税は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算する。

消費税法上、補助金は、消費税の課税対象外取引とされるため、補助金収入には消費税が含まれていない。

しかし、当該補助金収入により、補助事業において備品購入や工事発注等の課税対象取引を行った場合、原則課税の事業者は、補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることができる。

この場合、消費税を預かっていないにもかかわらず、仕入税額控除の適用を受けることになることから、この重複部分を精算し、補助金を返還させるべきである。また、返還の前提として、補助事業者に対し、原則課税事業者か否か、消費税仕入控除税額の確定時に返還額の報告を課すべきである。

広島市においては、当該補助金について定められた個別の交付要綱の中で消費税

の仕入控除税額に係る処理の定められているものが一部あるに留まり、その処理も所管課で異なっていた。

そこで、消費税の仕入控除税額に係る処理について、市全体の統一的な取扱いを定め、規則や要綱等を作成することが望ましい。

2 各論

監査対象補助金等一覧

No.	補助金等名称	所管	頁
01-1-1	似島の活性化（交流人口の拡大に向けたスポーツ大会への支援）に係る補助金	企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課	31
01-1-2	中山間地域空き家バリュー再生・活性化事業に係る補助金	同上	33
01-1-3	中山間地域お宝資源掘り起こし事業に係る補助金	同上	35
01-1-4	中山間地域空き家掘り起こし支援事業に係る補助金	同上	36
01-1-5	元気なまちづくりプロジェクト地域活動支援事業に係る補助金	同上	38
01-2-1	“まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助金	企画総務局地域活性化調整部コミュニティ再生課	39
01-2-2	区の魅力と活力向上推進事業に係る補助金	同上	41
01-2-3	三世代同居・近居支援事業助成金	同上	43
02-1-1	広島市文化財団に対する補助金（ひと・まちネットワーク部管理運営等）	市民局市民活動推進課	45
02-1-2	地元集会施設の整備に係る補助金	同上	48
02-2-1	広島交響楽協会に対する補助金	市民局文化スポーツ部文化振興課	49
02-2-2	広島市文化財団に対する補助金（文化事業部）	同上	51
02-2-3	文化財保存事業に係る補助金	同上	53
02-2-4	ひろしま国際平和文化祭の開催に係る補助金及び負担金	同上	54
02-3-1	学区体育団体スポーツ振興事業に係る補助金	市民局文化スポーツ部スポーツ振興課	57
02-3-2	広島市スポーツ協会運営事業に係る補助金	同上	58
02-4-1	広島平和文化センター事業助成	市民局国際平和推進部平和推進課	61

No.	補助金等名称	所管	頁
02-4-2	民有被爆建物等保存・継承事業補助	市民局国際平和推進部 平和推進課	63
02-5-1	広島平和文化センター事業助成（国際交流・協力事業等）	市民局国際平和推進部 国際化推進課	64
03-1-1	地区民生委員児童委員協議会に対する研修費負担金	健康福祉局地域共生 社会推進課	66
03-1-2	広島市社会福祉協議会に対する補助金	同上	67
03-1-3	広島市民生委員児童委員協議会に対する補助金	同上	71
03-1-4	中福祉事務所等の管理運営に係る負担金	同上	72
03-1-5	中区地域福祉センターの管理運営に係る負担金	同上	73
03-1-6	広島市総合福祉センターの管理運営に係る負担金	同上	74
03-2-1	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業に係る負担金	健康福祉局保護自立 支援課	75
03-3-1	老人クラブの運営に対する補助金	健康福祉局高齢福祉部 高齢福祉課	77
03-3-2	広島市老人クラブ連合会に対する補助金（活動推進事業）	同上	78
03-3-3	広島市老人クラブ連合会に対する補助金（活動事業）	同上	78
03-3-4	広島市老人クラブ連合会に対する補助金（高齢者相互支援・友愛活動事業）	同上	79
03-3-5	広島市老人クラブ連合会に対する補助金（健康づくり事業）	同上	80
03-3-6	軽費老人ホームの運営に係る補助金	同上	81
03-4-1	通所介護サービス等継続支援に係る補助金	健康福祉局高齢福祉部 介護保険課	82
03-4-2	民間老人福祉施設の理学療法士等雇用に係る補助金	同上	83

No.	補助金等名称	所管	頁
03-4-3	民間老人福祉施設の整備に係る補助金（創設）	健康福祉局高齢福祉部 介護保険課	84
03-4-4	高齢者施設等の防災改修等の支援に係る補助金	同上	85
03-4-5	民間老人福祉施設の整備に係る補助金（改築）	同上	86
03-4-6	地域密着型サービス事業所等の施設整備に係る補助金（普建以外）	同上	87
03-4-7	地域密着型サービス事業所等の施設整備に係る補助金（普建）	同上	88
03-4-8	物価高騰に伴う社会福祉施設等支援に係る補助金（介護分）	同上	89
03-5-1	民間心身障害者福祉施設借入金元金償還に係る補助金	健康福祉局障害福祉部 障害自立支援課	90
03-5-2	グループホーム重度障害者受入促進に係る補助金	同上	91
03-6-1	地域活動支援センターⅢ型事業に係る補助金	健康福祉局障害福祉部 精神保健福祉課	92
03-7-1	広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）運営補助	健康福祉局原爆被害対策部調査課	93
03-7-2	広島原爆養護ホーム事業に係る助成金	同上	95
03-7-3	原爆死没者慰霊等事業に係る補助金	同上	97
03-7-4	広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）維持補修	同上	99
03-8-1	結核患者医療事業に係る負担金	健康福祉局保健部健康推進課	101
03-8-2	私立学校結核健康診断補助金事業に係る補助金	同上	102
03-8-3	結核・感染症発生動向調査事業（新型コロナウイルス感染症対策）に係る負担金	同上	103
03-8-4	新型コロナウイルス感染症に係る検査体制の拡充強化事業に係る負担金	同上	104

No.	補助金等名称	所管	頁
03-8-5	新型コロナウイルスワクチン予防接種事業に係る負担金	健康福祉局保健部健康推進課	105
04-1-1	私立保育園等の一時預かり事業に対する補助金	こども未来局 保育指導課	106
04-1-2	私立幼稚園等預かり保育事業に係る補助金	同上	106
04-1-3	私立保育園等借入金元金償還補助に係る補助金	同上	107
04-1-4	私立保育園等 I C T 化推進事業に係る補助金	同上	107
04-1-5	私立保育園等の整備に係る補助金（創設）	同上	108
04-1-6	私立保育園等の整備に係る補助金（大規模修繕）	同上	109
04-1-7	認可外保育施設整備費支援事業に係る補助金	同上	109
04-1-8	私立保育園等の職員配置に係る補助金	同上	110
04-1-9	障害児保育事業に係る補助金（私立）	同上	110
04-1-10	私立保育園の運営に係る補助金	同上	111
04-1-11	延長保育事業に係る補助金（私立）	同上	111
04-1-12	きんさい！みんなの保育園事業に係る補助金（私立）	同上	112
04-1-13	私立認定こども園の運営に係る補助金	同上	113
04-1-14	私立幼稚園の運営に係る補助金	同上	113
04-1-15	地域型保育事業所の運営に係る補助金	同上	114
04-1-16	広域入所施設の運営に係る補助金	同上	115
04-1-17	保育士等処遇改善事業に係る補助金（私立）	同上	116
04-1-18	保育士等増員配置に係る補助金	同上	117
04-1-19	私立保育園等入所児童の欠員に対する補助金	同上	118
04-1-20	保育補助者雇上強化事業に係る補助金	同上	119
04-2-1	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に係る補助金	こども未来局こども・家庭支援課	120
04-2-2	養護施設等措置費支弁に係る負担金	同上	120
04-2-3	児童養護施設等体制強化事業に係る補助金	同上	121

No.	補助金等名称	所管	頁
04-2-4	小児慢性特定疾病医療費助成事業に係る補助金	こども未来局こども・家庭支援課	122
04-2-5	未熟児養育医療給付事業に係る補助金	同上	122
04-2-6	地域子育て支援拠点事業に係る補助金	同上	123
05-1-1	家庭用スマートエネルギー設備設置に係る補助金	環境局温暖化対策課	124
05-2-1	広島市公衆衛生推進協議会に対する補助金	環境局業務部業務第一課	126
05-3-1	安芸地区衛生施設管理組合に対する負担金	環境局業務部業務第二課	127
05-3-2	下水道整備に伴うし尿収集業務量減少対策実施要綱に基づく転業支援金	同上	128
06-1-1	全国競輪施行者協議会に対する会費及び分担金	経済観光局競輪事務局	129
06-1-2	競輪振興法人に対する交付金	同上	129
06-1-3	広島市営競輪臨時場外車券売場設置に係る負担金等	同上	130
06-1-4	広島市営競輪開催に伴うサテライト山陽地元対策負担金	同上	130
06-1-5	広島競輪開催に伴うガールズケイリン分担金	同上	131
06-1-6	広島競輪活性化対策協議会に対する負担金	同上	132
06-2-1	広島市文化財団に対する補助金（広島サンプラザ）	経済観光局雇用推進課	134
06-2-2	広島市シルバー人材センターに対する補助金	同上	138
06-3-1	D X技術を活用した商店街の機能活性化事業に係る補助金	経済観光局産業振興部 商業振興課	139
06-3-2	広島市販路拡大等チャレンジ応援実行委員会に対する補助金	同上	140
06-3-3	生活衛生関連事業者プレミアム付き利用券事業に係る補助金	同上	147
06-4-1	広島市産業振興センターに対する補助金	経済観光局産業振興部 ものづくり支援課	157

No.	補助金等名称	所管	頁
06-4-2	広島市中山間地域における中小企業の人材確保支援事業に係る補助金	経済観光局産業振興部 ものづくり支援課	161
06-5-1	企業立地促進補助金	経済観光局産業振興部 産業立地推進課	162
06-5-2	新型コロナウイルス感染症特別融資に係る信用保証料補助金	同上	163
06-5-3	広島県信用保証協会に対する保証料減額分担金	同上	164
06-6-1	広島駅総合案内所の運営に係る負担金	経済観光局観光政策部	165
06-6-2	ひろしまドリミネーション開催負担金	同上	166
06-6-3	夜間・早朝の活用によるにぎわい創出事業に係る補助金	同上	167
06-6-4	広島観光コンベンションビューローに対する補助金（MICE 振興事業）	同上	168
06-6-5	広島観光コンベンションビューローに対する補助金（観光事業）	同上	169
06-6-6	広島観光コンベンションビューローに対する補助金（事務局の管理運営等）	同上	170
06-6-7	フラワーフェスティバル等観光事業開催負担金	同上	173
06-7-1	広島市農林水産振興センターに対する補助金	経済観光局農林水産部 農政課	174
06-7-2	広島市農業振興協議会に対する補助金	同上	178
06-7-3	中山間地域等直接支払交付金	同上	181
06-7-4	青年新規就農者確保事業に係る補助金	同上	183
06-7-5	八木用水路保全事業に係る補助金	同上	184
06-8-1	人工林健全化推進事業に係る補助金	経済観光局農林水産部 農林整備課	185
07-1-1	広島市都市整備公社に対する補助金（事務局の管理運営等）	都市整備局都市整備 調整課	186
07-2-1	金輪島航路事業に係る補助金	都市整備局みなと振興 課	189

No.	補助金等名称	所管	頁
07-2-2	広島港さん橋管理運営に係る負担金	都市整備局みなと振興課	190
07-2-3	清港会事業に係る負担金	同上	191
07-2-4	三高～宇品航路事業に係る補助金	同上	193
07-2-5	国・県施行広島港港湾整備事業負担金	同上	194
07-3-1	広島駅周辺地区のまちづくりの推進に係る補助金	都市整備局都市機能調整部	197
07-3-2	基町相生通地区市街地再開発事業に係る補助金	同上	198
07-4-1	広島市みどり生きもの協会に対する補助金	都市整備局緑化推進部 緑政課	199
07-5-1	大規模民間建築物耐震改修に係る補助金	都市整備局指導部建築指導課	202
07-5-2	避難路等沿道民間建築物耐震改修に係る補助金	同上	202
07-5-3	避難路等沿道民間建築物耐震診断に係る補助金	同上	203
07-5-4	民間ブロック塀等撤去に係る補助金	同上	204
07-5-5	がけ地近接等危険住宅移転に係る補助金	同上	205
08-1-1	広島市公共交通事業者等支援事業に係る補助金	道路交通局道路交通企画課	206
08-2-1	広島空港振興協議会に対する負担金	道路交通局都市交通部	209
08-2-2	芸備線対策協議会に対する負担金	同上	211
08-2-3	交通施設バリアフリー化設備整備費補助金	同上	212
08-2-4	低床路面電車車両購入費補助金	同上	213
08-2-5	地域主体の乗合タクシー導入支援に係る負担金	同上	214
08-2-6	地域主体の乗合タクシー運行支援に係る補助金	同上	222
08-2-7	バス運行対策費補助金	同上	229
09-1-1	広島市都市整備公社に対する補助金（総合防災センター）	消防局予防部予防課	231

No.	補助金等名称	所管	頁
10-1-1	政務活動費	議会事務局総務課	234
11-1-1	私立幼稚園振興事業に係る補助金	教育委員会総務部学事課	238
11-1-2	私立学校振興事業に係る補助金（高等学校分）	同上	239
11-1-3	私立高等学校部活動パワーアップ事業に係る補助金	同上	240
11-1-4	遠距離通学費補助事業に係る補助金（小学校分）	同上	241
11-1-5	若葉台団地貸切バス運行委託事業に係る補助金	同上	242
11-1-6	遠距離通学費補助事業に係る補助金（中学校分）	同上	243
11-2-1	学区子ども会育成協議会事業に係る補助金	教育委員会青少年育成部育成課	244
11-2-2	広島市区子ども会連合会事業に係る補助金	同上	245
11-2-3	地区青少年健全育成連絡協議会事業に係る補助金	同上	246
11-2-4	広島市文化財団に対する補助金（青少年野外活動センター）	同上	248
11-2-5	広島市文化財団に対する補助金（こども村）	同上	251
11-3-1	地域組織活動事業に係る補助金	教育委員会青少年育成部放課後対策課	254
11-3-2	民間放課後児童クラブに対する補助金（運営費等）	同上	255
11-3-3	民間放課後児童クラブに対する補助金（処遇改善事業）	同上	258
11-4-1	中学校文化活動に係る補助金	教育委員会学校教育部指導第二課	262
11-4-2	中学校体育大会に係る補助金	同上	263

名称	似島の活性化（交流人口の拡大に向けたスポーツ大会への支援）に係る補助金
所管	企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課
当初予算（内一般財源）	2,400 千円（1,200 千円）
決算	1,529 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	離島活性化交付金交付要綱 離島活性化交付金事業実施要綱

① 補助金等の概要

離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進等のための事業を実施し、離島の振興を図ることを目的とする交付金である。

対象事業は似島活性化スポーツ事業実行委員会が実施する次の事業である。

実施事業の対象者は、小学生である。

事業の目的は、令和3年度から令和5年度の各年度において、トライアスロン体験会、ベースボールフェスタ、ダンスフェスタ、3×3 バスケットボールフェスタ及びサッカーフェスタなどを開催し、各種競技大会を通じ、競技を楽しむとともに、バームクーヘン作り体験や平和学習を通じて、似島の自然と歴史的事実を学び、地域内外の人たちとの交流を深めることにより、似島の活性化（交流人口の拡大に向けたスポーツ大会への支援）を図ることである。

当事業の成果目標は、当事業への参加者数（参加児童、保護者、スタッフ）を目標値とし、達成目標年度は事業最終年度である令和5年度としている。

成果目標の確認方法は、令和5年度における当事業実施後の大会パンフレット配布数に基づいて確認することとなっている。

② 監査の結果

【監査の指摘】（視点6）～補助金申請手続きの不備について

当事業の競技大会のひとつであるサッカーフェスタへの補助金について、新型コロナウイルスの影響とはいえ、サッカーフェスタの開催地が似島（離島に該当）ではなく広島みなと公園（離島に該当しない）へと変更し実施されていたが、離島の振興を図るという目的から考えると、補助事業の開催地を似島から広島みなと公園に変更することは、補助事業等の内容を変更することに該当しているため、補助事業者は遅滞なく事業計画変更申請書等の書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。（広島市補助金等交付規則第12条

第2項)

しかしながら、補助事業者である似島活性化スポーツ事業実行委員会から事業計画の変更計画書等の書類は提出されておらず、補助事業等の内容の変更について、市長の承認を受けていない。

市は、補助事業の申請者に、計画変更の承認等を申請させるべきであり、手続上の不備が認められる。

【監査の意見1】（視点5）～効果測定（成果目標）について

補助事業の目的は大会に参加する小学生が地域内外の人たちとの交流を深めることとし、成果目標を参加者数としているが、参加者数をもって、交流を深めるという効果を測定することは困難であると考え。少なくとも、島民の参加者と島民以外の参加者の交流状況等が確認できる指標を成果目標に加えることが望ましい。

【監査の意見2】（視点5）～効果測定（目標確認方法）について

成果目標である参加者数の達成度を大会パンフレット配布数に基づいて確認することになっている。参加者数の達成度を測るにあたり、参加者数とパンフレット配布数の関係性が不明であり、確認方法が不適切であると考え。実際に参加した人数を確認することが望ましい。

01-1-2

名称	中山間地域空き家バリュー再生・活性化事業に係る補助金
所管	企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課
当初予算（内一般財源）	50,000 千円（25,500 千円）
決算	—
補助等団体数（実績）件数	—
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市中山間地域空き家バリュー再生・活性化事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

本市の中山間地域の空き家を地域資源として捉え、地域の新たな魅力の創出や、定住を促進するための住宅として再生し、人を呼び込み、地域の活性化を図るため、交付する補助金であり、令和4年度から開始した事業である。

具体的には、空き家に関する専門家で構成するプラットフォームがマッチングした空き家を活用する方へ、住宅として活用する場合のリフォームと、空き家を地域活性化に役立てる用途で活用する場合のリノベーションについて、改修に係る費用等が補助対象となっている。

対象地域は、南区似島、安佐北区安佐町小河内、安佐南区戸山及び佐伯区湯来である。

なお、令和5年度は相談件数や空き家の登録件数も増え、補助金の交付も見込まれる状況を確認している。

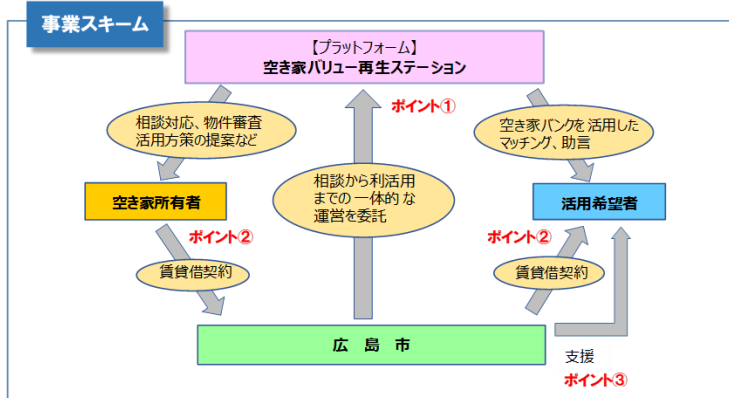
当該事業のスキーム図は、次のとおり。

中山間地域空き家バリュー再生・活性化事業

広島市企画総務局地域活性化推進課

概要: 中山間地域の空き家を地域資源として捉え地域の新たな魅力の創出や、定住を促進するための住居として再生し、人を呼び込み、地域の活性化を図る
空き家に関する専門家で構成するプラットフォームを設置し、地域住民の協力のもと 空き家の活用を支援する。

対象地域: ① 南区似島・安佐北区安佐町小河内
② 安佐南区戸山・佐伯区湯来



ポイント① プラットフォーム設置

・空き家の専門家を備えたプラットフォームによる相談対応や、空き家バンクを活用したマッチングなどを一体的に支援

ポイント② 空き家の借り上げ

・活用者が決定した物件を、広島市が所有者から固定資産税額相当額で借り上げて活用希望者に貸し付ける

ポイント③ リフォーム・リノベーションに対する支援

・リフォーム(小修繕)
定住促進のための住居として活用
(補助率:1/2 補助限度額:100万円)
・リノベーション(改築)
住居以外の地域の魅力カスポットとして活用
(補助率:1/2 補助限度額:1,000万円)
※どちらも家財整理に要する費用を含む。

(企画総務局地域活性化調整部地域活性化推進課提出資料)

② 監査の結果

【監査の意見】(視点 3) ～補助制度の活用について

令和 4 年度は年間 50,000 千円もの補助金予算を計上しながら、1 件も補助金の交付実績がない。令和 5 年度には補助金の交付が見込まれるものの、計上した予算規模と比べれば十分に制度が活用されているとはいえない。

中山間地域空き家バリュー再生・活性化事業に対する補助金が今後一層活用されるよう、制度の周知方法等を見直すことが望ましい。

01-1-3

名称	中山間地域お宝資源掘り起こし事業に係る補助金
所管	企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課
当初予算（内一般財源）	6,900 千円（6,900 千円）
決算	4,009 千円
補助等団体数（実績）件数	5 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	中山間地域お宝資源掘り起こし事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

農林漁業者を含む地域団体等が実施する中山間地域の活性化に関する事業に要する経費の一部又は全部を補助することにより、中山間地域の活性化を図ることを目的として交付する補助金である。

具体的には、農林水産物等の農村資源を活用した新たな観光交流など、農家ビジネスを行うきっかけづくりとなり、中山間地域の活性化に資する事業が補助対象である。

補助対象団体は、農林漁業者 3 人以上で構成される地域団体等である。

令和 4 年度中山間地域お宝資源掘り起こし事業補助金申請書（事業計画書、収支予算書、団体の概要等）、審査会資料、実績報告書（事業実施報告書、収支決算書）により、補助金に関する手続きが適正に行われていることを確認した。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点 2）～消費税について

消費税法上、補助金は、消費税の課税対象外取引とされるため、補助金収入には消費税が含まれていない。

しかし、当該補助金収入により、補助事業において備品購入や工事発注等の課税対象取引を行った場合、原則課税の事業者は、補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることができる。

この場合、消費税を預かっていないにも関わらず、仕入税額控除の適用を受けることになることから、この重複部分を精算し、補助金の返還をさせるべきである。また、返還の前提として、補助事業者に対し、原則課税事業者か否か、消費税仕入控除税額の確定時に返還額の報告を課すことが望ましい。

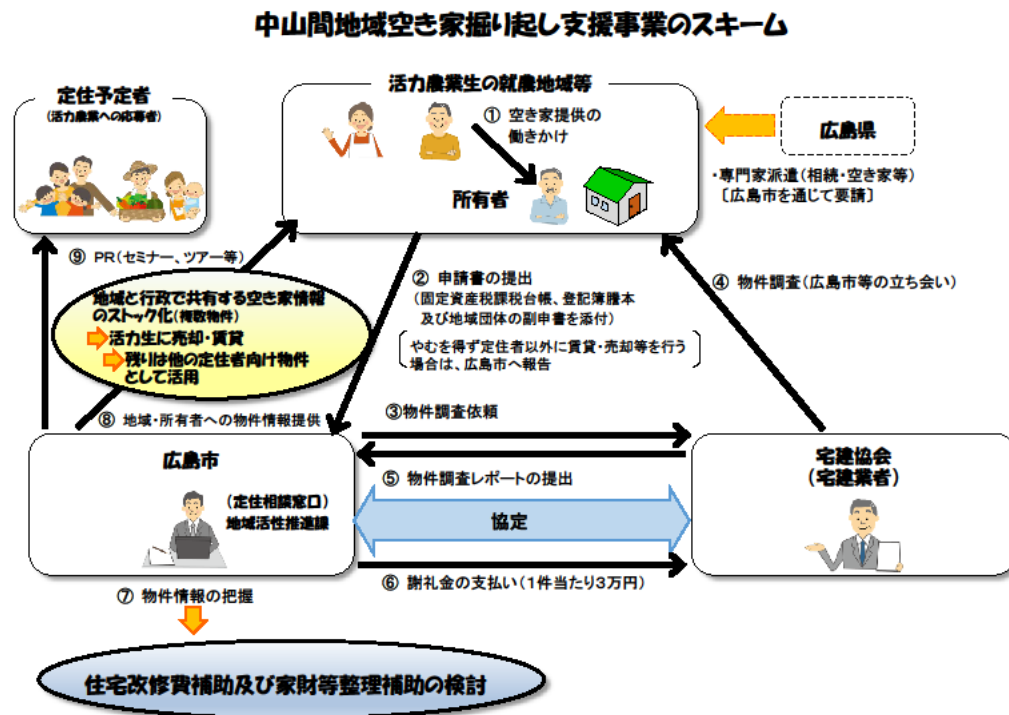
しかしながら、当該補助金の交付要綱には、消費税の仕入控除税額に係る処理について、記載がないため、上記の理由により記載することが望ましい。

名称	中山間地域空き家掘り起こし支援事業に係る補助金
所管	企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課
当初予算（内一般財源）	3,600 千円（3,600 千円）
決算	—
補助等団体数（実績）件数	—
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市空き家掘り起こし支援事業（住宅改修費等）補助金交付要綱 広島市空き家掘り起こし支援事業（家財道具処分費等）補助金交付要綱

① 補助金等の概要

中山間地域活性化の担い手となる定住者の住居を確保するため、空き家等にある家財道具の処分等の費用や空き家等の改修工事費用、建物状況調査費用及び購入費用に交付する補助金である。

中山間地域空き家掘り起こし支援事業のスキーム図は次のとおり。



(企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課提出資料)

② 監査の結果

【監査の意見】（視点 3）～補助制度の活用について

令和 4 年度は年間予算 3,600 千円であるが、結果として、1 件も補助金の交付実績がない。このため、中山間地域空き家掘り起こし支援事業補助金の必要性を再検討した上で、実施が必要ということであれば、その内容等を見直すことが望ましい。

なお、本事業は令和 4 年度で終了し、令和 4 年度からは、空き家についての様々な相談から利活用までを一体的に行うプラットフォームを設置し、所有者が安心して空き家のことを任せられる取組体制を構築する「中山間地域空き家バリュー再生・活性化事業」において、空き家の掘り起こし等を行っていることを確認している。

01-1-5

名称	元気なまちづくりプロジェクト地域活動支援事業に係る補助金
所管	企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課
当初予算／補正予算（内一般財源）	200,000 千円／17,966 千円（－）
決算	211,232 千円
補助等団体数（実績）件数	28 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	元気なまちづくりプロジェクト地域活動支援事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

新型コロナウイルス感染症による影響をしのぎ、これに打ち勝つとともに、その成果を地域の活性化やにぎわいづくりに活かす地域住民等の活動について、その経費の一部を補助することで、「共助」の基盤となる持続可能な「まち」づくりにつなげることを目的としている補助金である。

補助対象団体は、3人以上で構成され、広島市内で地域の活性化やにぎわいづくりに取り組む団体である。

補助対象事業は、補助対象団体が、新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式等を踏まえて、中長期的な視点に立ち、地域の魅力を高める新たな取り組みである。

審査会による採点結果が上位の事業から交付決定されており、審査は、地域の理解協力状況、地域での事業の必要性、公益性、事業効果などの審査基準を設け、透明性の高い採点を行っていた。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点6）～文書収受の取扱いについて

元気なまちづくりプロジェクト地域活動支援事業補助金応募の手引によると申請書の提出先は各区地域起こし推進課となっているが、申請書には各区の収受印はなく、企画総務局地域活性化調整部の収受印が押印されている。収受日が提出期限後の申請書が散見され、提出窓口である各区において期限内に収受された申請書が不明である。各区において受付簿を作成し収受日を管理していたが、期限内収受を証するためにも、申請書にも各区の収受印を押印し、文書収受の取扱いを適切に行うことが望ましい。

01-2-1

名称	“まるごと元気” 地域コミュニティ活性化補助金
所管	企画総務局地域活性化調整部コミュニティ再生課
当初予算（内一般財源）	6,075 千円（6,075 千円）
決算	3,230 千円
補助等団体数（実績）件数	44 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	“まるごと元気” 地域コミュニティ活性化補助金交付要綱

① 補助金等の概要

町内会・自治会、子ども会又は地区社会福祉協議会が実施する地域コミュニティの活性化に資する事業に要する経費の一部又は全部を補助することにより、地域コミュニティの活性化を図ることを目的としている補助金である。

補助対象団体は、町内会・自治会、子ども会又は地区社会福祉協議会である。

補助対象事業は、補助対象団体が、地域コミュニティの活性化のために、新たに、自主的、継続的に実施する事業である。

補助金交付決定については、“まるごと元気” 地域コミュニティ活性化補助金審査会による審査を行い、採択又は不採択を決定している。（パンフレット参照）

令和5年度 “まるごと元気” 地域コミュニティ活性化補助金

～地域の主体的・継続的な取組を支援します！～

【第3次募集期間】
令和5年9月15日（金）～10月13日（金）



広島市

こんな取組に対して補助金を交付します！

【趣旨】
町内会・自治会、子ども会、地区社会福祉協議会が地域コミュニティの活性化を図るため、**新たに、主体的・継続的に行う取組を支援（補助金を交付）**します。

① 地域活性化プランの作成

地域の活性化のために、住民が共通認識を持つためにプランを作成する場合に、ワークショップ開催費用やプランの印刷費用等を補助します。

② 空き家等を活用した住民間の交流拠点づくり

空き家等を活用して、地域住民の交流の場となる拠点を作る場合に、リフォーム費用等を補助します。

③ 空き地を活用した菜園・花壇づくり

空き地を菜園・花壇として活用する場合などに、材料や作業道具の購入費等を補助します。

④ プラチナ世代・リタイア世代等の地域デビュー支援

プラチナ世代・リタイア世代等の地域デビューのきっかけとなる講習会やイベントを開催する場合に、講師の謝礼金やバス代・印刷費用等を補助します。

⑤ 交流拠点におけるネットスーパー利用の環境づくり

買い物に不自由している方を支援するために、集会所などの地域の交流拠点でネットスーパーが使えるようにする場合に、パソコン購入費等を補助します。

⑥ 住民勉強会の開催

地域が抱える課題等について住民が理解を深めるために、住民勉強会や他地域の視学を行う場合に、講師の謝礼金やバス代・印刷費用等を補助します。

⑦ 他の地域等との交流を図る活動の実施

地域外の人々、農業体験、自然体験など、地域外の人々に地域の良いところを知ってもらう取組を行う場合に、取組に必要な費用を補助します。

⑧ 子どもたちの思い出づくりの取組

子どもたちに自分たちの地域をもっと好きになってもらうための思い出づくりの取組を行う場合に、取組に必要な費用を補助します。

⑨ その他地域の活性化に資する地域独自の取組

新たな行事、空き家対策、子育て支援、高齢者の見守り、①～⑧以外の地域の活性化に資する地域独自の取組に対して、その取組に必要な費用を補助します。

補助対象団体
町内会・自治会（連合町内会等の連合組織を含む）、子ども会（小学校区単位で結成された組織を含む。）又は地区社会福祉協議会

補助金額

①及び②の取組

補助率	補助限度額
補助対象経費の10分の10（全額）以内	50万円

③～⑨の取組

補助年度	補助率	補助限度額
初年度	補助対象経費の5分の5（全額）以内	10万円
2年度目	補助対象経費の5分の4以内	8万円
3年度目	補助対象経費の5分の3以内	6万円
4年度目	補助対象経費の5分の2以内	4万円
5年度目	補助対象経費の5分の1以内	2万円

※ 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。
※ 一団体が、①～⑧の複数の取組について同時に補助申請することもできます。本制度により補助申請することができるのは、各取組1回まで（⑨「その他地域の活性化に資する地域独自の取組」を除く。）です。
なお、補助期間が複数年度にわたる取組については、継続申請することができます。

申請方法等

補助金の交付を受けようとする団体は、地域コミュニティ活性化推進事業計画書【補助事業申請書】等の必要な書類を区役所の地域起こし推進課に提出してください。

- ＜申請時に必要な書類＞
- ・地域コミュニティ活性化推進事業計画書（補助事業申請書）
 - ・事業計画書（取組の具体的な内容について記載したもの）
 - ・収支予算書（取組の収支について記載したもの）
 - ・申請することと申請団体の概要や協議会により決定したことを証する書類（議事録など）

申請後、市内部に設置する審査会において、取組の必要性、公益性、事業効果、実行性・継続性、先駆性・独自性について審査し、認められれば、補助金が交付されます。また、取組終了後には、実績報告書の提出が必要となります。

※ 本制度の補助対象経費や補助金の交付の流れなどの詳細については、「『まるごと元気』地域コミュニティ活性化補助金 応募の手引」を御覧ください。応募の手引及び申請書類等の様式は、各区役所の地域起こし推進課で配布しています。また、ホームページからダウンロードすることもできます。

広島市HP ■ ページ番号 118713

2

広島地域に花と笑顔の憩いの場づくり

中区の広島地区では、公園内の花壇づくりを行っています。花壇の整備や水やりなどの維持管理を地域の皆さんが共同で行っており、活動を通じて地域に新たな交流が生まれ、花のある公園が憩いの場となっています。

わんわんパトロールで声を掛け合うまちづくり

西区の廣平地区では、住民の地域コミュニティへのデビュー支援として、愛犬の散歩中に子どもの見守り活動を行う「わんわんパトロール」を実施しています。この取組により、地域で顔見知りが増え、災害時などにも声を掛け合う地域づくりを進めています。

子どもたちの思い出づくりの取組

安芸区のスカイレールタウンみどり駅では、園内の公園で、フロアカーリングなど子どもから高齢者まで世代を超えて一緒に楽しむことができるスポーツ交流会を開催しています。この取組により、世代を超えた交流による地域コミュニティの活性化を目指しています。

「ふれあいサロン隔だまり」の開設

佐伯区の五月が丘団地では、団地内の空き家を活用し、誰もが気軽に集まることのできる地域住民の交流拠点「ふれあいサロン隔だまり」を開設しています。番地も住民がランディが、みんなで作る、みんなの憩いの場として、多くの住民に選ばれています。

申請受付、問合せ先

各区役所地域起こし推進課

（申請団体が所在する区の地域起こし推進課に申請してください。）

区役所	電話番号	e-mail アドレス
中区地域起こし推進課	082-504-2546	na-chiki@city.hiroshima.lg.jp
東区地域起こし推進課	082-568-7704	hi-chiki@city.hiroshima.lg.jp
南区地域起こし推進課	082-250-8935	mi-chiki@city.hiroshima.lg.jp
西区地域起こし推進課	082-532-0927	ni-chiki@city.hiroshima.lg.jp
安佐南区地域起こし推進課	082-831-4926	am-chiki@city.hiroshima.lg.jp
安佐北区地域起こし推進課	082-819-3904	as-chiki@city.hiroshima.lg.jp
安芸区地域起こし推進課	082-821-4904	ak-chiki@city.hiroshima.lg.jp
佐伯区地域起こし推進課	082-943-9705	sa-chiki@city.hiroshima.lg.jp

3

※本資料の人物のイラスト：WANPUG

（広島市ホームページより）

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

01-2-2

名称	区の魅力と活力向上推進事業に係る補助金
所管	企画総務局地域活性化調整部コミュニティ再生課
当初予算（内一般財源）	25,141 千円（25,141 千円）
決算	13,770 千円
補助等団体数（実績）件数	41 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	区の魅力と活力向上推進事業実施要綱 区の魅力と活力向上推進事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

区役所が、市政車座談義や区長と住民との対話等を踏まえ、住民との連携・協働の下、企画・立案力を十分発揮し、地域の魅力や活力の向上に資する住民の主体的かつ継続的な活動を効果的に支援することによって、地域特性を生かした個性豊かで魅力と活力のあるまちづくりを推進するための補助金であり、3年度を限度に交付されるものである。（パンフレット参照）

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

区の魅力と活力向上推進事業 補助金

各区役所で設定したテーマ等に基づき、
皆さんの活動を支援します。

募集期間 毎年2月頃

各区役所では、地域の魅力や活力の向上に資する皆さんの主体的かつ継続的な活動を効果的に支援することによって、地域特性を生かした個性豊かで魅力と活力のあるまちづくりを推進していくことに取り組んでいます。

その支援方法の一つとして、各区役所が設定したテーマ等に基づき、皆さんが自ら行うまちづくり活動を広く募集し、選ばれた活動に補助金を交付します。

皆さんの創意工夫を凝らした、個性あふれる活動のご応募をお待ちしています。



広島市
The City of Hiroshima

補助の対象となる団体

3人以上で構成される団体

町内会・自治会、女性団体、老人団体、子ども会、体育団体、青年団体、市民活動団体、ボランティアグループ、地域サークル、NPO、事業者（法人、企業、組合、業界団体等）などが該当します。

ただし、暴力団関係者等が、団体の構成員に含まれる場合は、補助の対象となる団体にはなりません。

補助対象期間

補助金交付決定通知の日から当該年度末（3月31日）まで
この間に実施する活動が補助の対象となります。

補助金額

補助金の補助率及び補助限度額は、1事業当たり次のとおりです。

補助年度	補 助 率	補助限度額
初年度	補助対象経費の3分の2以内	100万円
2年度目	補助対象経費の2分の1以内	70万円
3年度目	補助対象経費の3分の1以内	35万円

- ※ 同一団体の同一の活動に対しては、原則として連続する3年度を限度に補助することができますが、次年度以降も、毎年度申請が必要となります。なお、審査の結果、採択されない場合、及び、申請額と助成金の補助率とが異なる場合があります。
- ※ 隔年実施のイベントなど事業の内容により補助金の申請が連続した年度とならない場合についても、申請を認めることがありますのでご相談ください。
- ※ 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。
- ※ 補助対象経費は、補助対象活動の実施に必要な経費が対象となります。ただし、事務経費、総会等会議開催費など団体の基礎的な運営に要する経費、人件費、飲食費は対象になりません。

申請方法等

補助金の交付を受けようとする団体は、補助事業申請書等の必要な書類（新規の場合は新規申請用、継続の場合は継続申請用）を活動される区の区役所地域起こし推進課（まちづくり支援センター）へ提出してください。

＜申請時に必要な書類＞

- ・補助事業申請書（新規申請用又は継続申請用）
- ・事業計画書（同上）
- ・収支予算書（同上）
- ・団体の概要書（同上）（規約・会則等団体の運営に関する規程を添付）
- ・誓約書

申請後、各区役所において、「区の魅力と活力向上推進事業補助金交付要綱」等の規定に則したものでかどうか要件審査を行い、その後、各区役所内に設置する補助金審査会において、新規の場合は、団体から提案された活動について、設定したテーマとの整合性、公益性、先駆性・独創性、実行性、継続性、波及性、費用対効果の観点から、継続の場合は、前年度の事業計画面からの継続性の観点から審査します。採択されれば、補助金が交付されます。また、活動終了後は実績報告書等の提出が必要となります。

補助の対象となる活動

各区役所が設定した次のテーマ等に基づき、左記の補助の対象となる団体が主体的かつ継続的に取り組む当該区域での活動が対象となります。

※ 概ね3年以上継続して行われる予定の活動を言います。

【各区役所が設定したテーマ】（令和4年度の例）

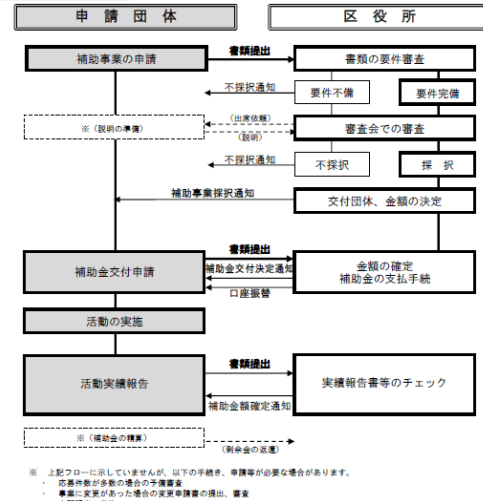
中区 テーマ1：都心にふさわしいにぎわいを創るまちづくり テーマ2：自然と歴史、文化資源を生かしたまちづくり テーマ3：互いに尊重し、地域で支え合い、多様な住民が健康で快適に暮らせるまちづくり テーマ4：地域コミュニティを育むまちづくり テーマ5：災害に強く、犯罪や事故の起こりにくい安全・安心なまちづくり	安佐南区 テーマ1：地域愛を育み、みんなで魅力を生み出すまちづくり テーマ2：みんなで支え合い、安全・安心・健康に暮らせるまちづくり テーマ3：自然と共に豊かに暮らし、交流するまちづくり テーマ4：地域と大学がつながり、活力あふれるまちづくり
東区 テーマ1：安全・安心で、元気あふれるまちづくり テーマ2：みんなで支え合うまちづくり テーマ3：地域資源を生かした個性豊かなまちづくり テーマ4：おもてなしの心あふれるまちづくり	安佐北区 テーマ1：都市圏北部の拠点として、活力にあふれるまちづくり テーマ2：支え合いの心を育み、住み続けられるまちづくり テーマ3：自然や歴史、伝統文化など地域資源を生かしたまちづくり テーマ4：みどりの恵みがあふれるまちづくり テーマ5：安全で災害に強いまちづくり
南区 テーマ1：海と海の玄関の特色を生かした多くの人が訪れるにぎわいのあるまちづくり テーマ2：人と人のつながりを大切にしたいみんなが支え合う安全・安心なまちづくり テーマ3：歴史を生かす、文化やスポーツを楽しむ地域に愛着を持って心豊かに暮らせるまちづくり テーマ4：山や島などの豊かな自然の魅力を活用した美しいまちづくり	安芸区 テーマ1：人を育み、安全・安心で地域が支え合いながら健康に暮らせるまちづくり テーマ2：豊かな自然と共生したやさしさのあるまちづくり テーマ3：ふれあいと文化の薫る交流のまちづくり テーマ4：西部地域をつなぐ活力とにぎわいのあるまちづくり
西区 テーマ1：地域資源を活用したまちづくり テーマ2：にぎわいのあるまちづくり テーマ3：元気アップを目指したまちづくり テーマ4：安全・安心で楽しいまちづくり	佐伯区 テーマ1：自然と共生し、歴史・文化を体感できるまちづくり テーマ2：人に優しく、快適で安全・安心なまちづくり テーマ3：地域力を高め、元気で活力のあるまちづくり テーマ4：人が思いやりあふれる、にぎわいのあるまちづくり

注：その他、区の魅力や活力の向上に資するまちづくり活動であれば、対象となる場合があります。

詳細は、各区の広報の申し込み等でご確認ください。

- ※ 次の活動は対象外となります。
- 1 国・県・広島市または国・県・広島市が資金、基金金その他これらに準ずるものを出資した法人等から補助金等を受けて実施する活動
 - 2 営利を目的とし、または特定の個人や事業者、団体、政党、宗教を利する活動
 - 3 活動を行う地区の住民等の理解または協力を得る見込みのない活動
 - 4 その他市長が適当でないと認める活動（娯楽やレクリエーション、保身や施設整備を主目的としたものなど）

補助制度の流れ



問合せ先

詳しくは活動される区の地域起こし推進課にご相談ください。

区役所	電話番号	連絡先等
中区地域起こし推進課	082-504-2546	na-chiki@city.hiroshima.lg.jp
東区地域起こし推進課	082-568-7704	hi-chiki@city.hiroshima.lg.jp
南区地域起こし推進課	082-250-8935	mi-chiki@city.hiroshima.lg.jp
西区地域起こし推進課	082-532-0927	ni-chiki@city.hiroshima.lg.jp
安佐南区地域起こし推進課	082-831-4926	am-chiki@city.hiroshima.lg.jp
安佐北区地域起こし推進課	082-819-3904	as-chiki@city.hiroshima.lg.jp
安芸区地域起こし推進課	082-821-4904	ak-chiki@city.hiroshima.lg.jp
佐伯区地域起こし推進課	082-943-9705	sa-chiki@city.hiroshima.lg.jp

（広島市ホームページより）

01-2-3

名称	三世代同居・近居支援事業助成金
所管	企画総務局地域活性化調整部コミュニティ再生課
当初予算（内一般財源）	10,800 千円（10,800 千円）
決算	12,256 千円
補助等団体数（実績）件数	129 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市三世代同居・近居支援事業助成金交付要綱

① 補助金等の概要

親、子、孫の三世代での子育てや介護などの支え合いを促進するとともに、地域コミュニティの次世代の担い手の確保を図るため、親と離れて暮らす子世帯が親世帯の近くに住み替える費用（同居や近居を始める場合の引越し費用等の2分の1（上限10万円）を助成するものである。（パンフレット参照）

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

令和5年度 三世代同居・近居支援事業

～子育てや介護などの支え合いと
地域コミュニティの次世代の担い手の確保のために～

小学生以下の子ども（出産予定の子どもを含む）がいる世帯が、広島市内に住む親元に住み替えて同居や近居を始めると、引越費用などの一部を助成します。

- ・住替え後に町内会（自治会）に加入し、会の活動や運営に積極的に参画する意思があることなどの要件があります。
- ・現在、広島市外に住んでいる子育て世帯も申請できます。
- 詳しくはこのパンフレットの1ページをご覧ください。

【対象となる住替え】

- 令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に行う住替え
- 住替え後（新住所に住民票を異動した後）の申請は助成対象になりません。

【受付開始】令和5年4月1日（土）以降

- ・申請書に必要な書類を添えて、郵送又は持参してください。
- ・持参による申請は、4月3日（月）以降に受け付けます。
- ・郵送による申請は、消印が4月1日以降のものに限り受け付けます。

【受付予定件数】120件 ※先着順

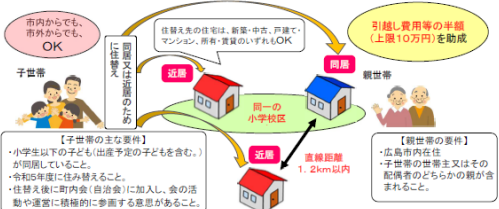
- ・受付状況は市のホームページでお知らせします。必ず申請前にホームページで確認するか、お問い合わせください。



広島市

制度の概要

小学生以下の子ども（出産予定の子どもを含む。）がいる世帯が、親元近くの広島市内に住み替えて同居又は近居を始めると、引越費用等の2分の1（上限10万円）を助成します。
※「近居」とは、親世帯と同じ小学校区内に住む場合、または子世帯と親世帯の住宅が直線距離で1.2km以内の範囲にある場合をいいます。
（親世帯が子世帯の近くに住み替えて同居又は近居を始めるとは、助成対象となりません。）



助成内容

- ① 助成額：助成対象費用の2分の1（上限10万円）
- ② 助成対象費用：子世帯が負担する引越費用、不動産登記費用、仲介手数料、礼金

※複数の助成対象費用の組合せも可能です。

主な申請要件 ※申請できるのは「子世帯の世帯主又はその配偶者」です。

- ① 小学生以下の子ども（出産予定の子どもを含む。）が同居していること。
- ② 新たに、親世帯と同居又は近居（親世帯と同一の小学校区、又は親世帯の住宅から直線距離で1.2km以内の広島市内に居住）すること。（既に親世帯と同じ小学校区に居住している場合は助成の対象になりません。また、親世帯と小学校区が異なっても親世帯の住宅から直線距離で1.2km以内に居住している場合も助成の対象になりません。）
- ※小学校区は広島市のホームページに掲載の「進学区域一覧」で調べることができます。
- ③ 令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に住み替えること。
- ④ 住替え後の住宅に自ら居住すること。
- ⑤ 住替え後に町内会（自治会）に加入し、会の活動や運営に積極的に参画する意思があること。
- ※住替え後、町内会（自治会）の会長と参加してみたい活動などについて話し合い、その結果を市に報告していただきます。
- ⑥ 他の公的制度による助成等を受けていないこと。
- ⑦ 住民登録している区市町村の税を滞納していないこと。
- ⑧ 過去にこの事業による助成金の交付を受けていないこと。

申請方法等

住替え前に申請してください。（住民票の異動後は申請できません。）

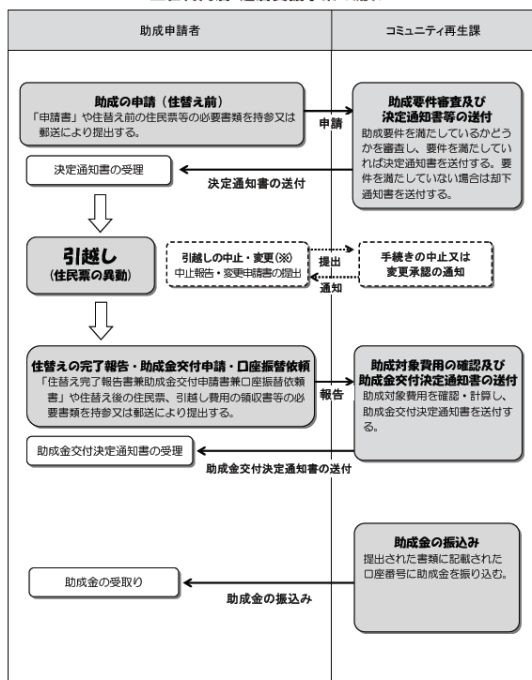
申請書と住替え前の住民票など必要書類を下記へ持参又は郵送してください。

【申請・問合せ先】広島市企画総務局コミュニティ再生課
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 市役所本庁舎11階
TEL 082-504-2125（直通） FAX 082-504-2029

※ 書類の受付時に本人確認（本人以外の持参及び郵送の場合は書類到着後に電話により確認）を行います。

1

三世代同居・近居支援事業の流れ



※ 必要に応じて実施するもの

※本資料の人物のイラスト：WANPUG

提出書類

1 申請時（住替え前）

【必ず必要な書類】

- ① 申請書
- ② 住替え前の子世帯の世帯主の住民票（3か月以内の発行で、世帯主と続柄が分かるもの）※個人番号（マイナンバー）の記載のないものとしてください。
- ③ 親世帯の世帯主の住民票（3か月以内の発行で、世帯主と続柄が分かるもの）※個人番号（マイナンバー）の記載のないものとしてください。
- ④ 子世帯と親世帯の親子関係が分かる戸籍抄本など（3か月以内に発行されたもの）
- ⑤ お住まいの区市町村の税を滞納していないことが分かる納税証明書（3か月以内に発行されたもの）
- ⑥ 住替え後の住宅の所在地が分かる書類（いずれか一つ、コピー可）
 - ・引越費用の見積書
 - ・引越し事業者が発行したもので、引越し先、引越し予定日、費用の内訳が分かるものに限り可。
 - ・住替え後の住宅の契約書（売買契約書、工事請負契約書、賃貸借契約書など）※子世帯が契約したものに限ります。

【次の項目に該当する場合、必要な書類】

- ◆ 住替え後の住宅の所在地が親世帯と異なる小学校区であるが、住替え後の住宅と親世帯の住宅との直線距離が1.2km以内の場合
- ・ 住替え後の子世帯の住宅と親世帯の住宅の所在地に印をつけた地図など
- ◆ 小学生以下の子どもはいないが、出産予定の場合
- ・ 母子健康手帳のコピーなど

2 住替え後（住民票の異動後）

- ① 住替え完了報告書兼助成金交付申請書兼口座振替依頼書
- ② 住替え後の子世帯の世帯主の住民票（世帯主と続柄が分かるもの）※個人番号（マイナンバー）の記載のないものとしてください。
- ③ 町内会（自治会）加入確認書
※町内会（自治会）の会長と参加してみたい活動などについて話し合った結果を市に報告していただく書類です。
- ④ 助成申請する費用の領収書と領収金額の内訳が分かる書類（コピー可）
 - ・ 引越し費用
 - ・ 領収書とその料金明細
 - ・ 不動産登記費用
 - ・ 領収書と取得した土地・建物の登記内容が分かる登記事項証明書
 - ・ 仲介手数料
 - ・ 領収書と仲介の契約書（媒介契約書、重要事項説明書など）
 - ・ 礼金
 - ・ 領収書と賃貸借の契約書

※申請時に提出済みの書類は省略可

その他

- 1 住替え先の住宅は、新築・中古、戸建て・マンション、所有・賃貸を問いません。
- 2 郵便事情等により申請書類が広島市に届かない場合は、申請したことにはなりません。心配な方は、持参又は郵便書留を利用してください。

※ 申請書等の様式は、コミュニティ再生課及び区役所地域起こし推進課で配布しています。また、ホームページからダウンロードすることもできます。

広島市HP ■ ページ番号 7213

2

（広島市ホームページより）

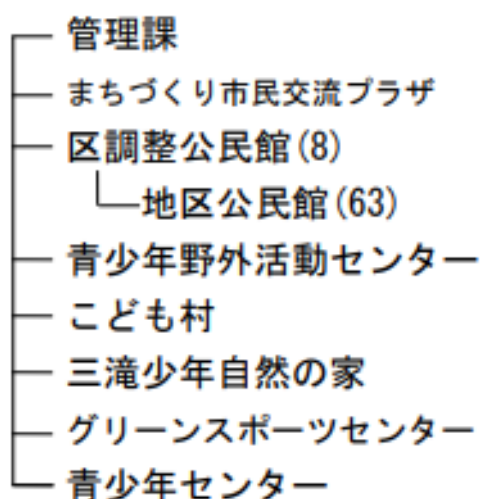
名称	広島市文化財団に対する補助金（ひと・まちネットワーク部管理運営等）
所管	市民局市民活動推進課
当初予算（内一般財源）	72,995 千円（72,995 千円）
決算	67,721 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	－

① 補助金等の概要

公益財団法人広島市文化財団のひと・まちネットワーク部管理運営、生涯学習支援事業等の経費に充てる補助金である。生涯学習支援事業とは、まちづくり市民交流プラザを拠点とし、公民館等における市民の生涯にわたる学習活動を支援し、その成果を活かしながら市民・企業・行政の協働によるまちづくりを目指して、人と人とのネットワークづくりを進め、まちづくり市民活動を総合的に支援し、市民参加の実現に寄与するものである。この事業は、同財団のひと・まちネットワーク部が行っている。補助金は、まちづくり活動支援基金推進事業、障害者の福祉支援事業、ひと・まちネットワーク部管理運営の3つの事業に対して交付されている。

ひと・まちネットワーク部の組織図は下のとおりである。

ひと・まちネットワーク部



(財団組織図より抜粋)

(単位：千円)

事業名	概算受入額	執行（補助金充当）額	返納額
ひと・まちネットワーク部管理運営	34,552	34,133	419
ひと・まちネットワーク部(事業係人件費)	35,139	31,548	3,591
障害者の福祉支援事業	1,720	1,712	8
まちづくり活動支援基金推進事業	700	328	372
合計	72,111	67,721	4,390

(「令和4年度補助精算額総括表」を参考に監査人作成)

ひと・まちネットワーク部の管理運営費(34,133千円)の内容としては、人事管理、庶務に関する業務、公民館の施設維持管理に係る業務に携わる職員の人件費が主なものとなっている。

人件費の内訳は、管理係として携わっている職員5名及び役員1名のうち、職員4名分の人件費であり(下図参照)、分掌事務としては、i)ひと・まちネットワーク部(以下「当部」という。)の事業及び所掌事務についての総合調整に関すること(①当部の所掌事務の総合調整②連絡調整会議等③指定管理業務に係る連絡調整)、ii)当部の職員の人事に関すること(①人事管理②職員研修)、iii)当部の所管施設の管理及び総括に関すること(①公民館に係る施設維持管理②苦情・事故・災害対応③施設利用者集計)、iv)当部の庶務に関すること(①ホームページ管理②監査対応③予算・決算④その他の庶務)、v)課の庶務に関すること(①文書の収受保存②支出事務③その他の庶務)となっている。

また事業係として携わっている職員が5名、分掌事務としては、全国健康福祉祭参加事業や高等教育機関との連携事業、まちづくり活動支援基金に関する業務等となっている。なお、高等教育機関との連携事業は受託事業であり、全国健康福祉祭参加事業やまちづくり活動支援基金推進事業などは自主事業とされている。

区分		内訳(人)			合計 (人)
		市OB職員	市派遣	プロパー	
ひと・まちネットワーク部管理課管理係職員	部長	※ 1			1
	部次長(事)管理課長	1			1
	課長補佐(事)管理係長		※ 1		1
	主査			2	2
	主事			1	1
	合計	2	1	3	6
割合(%)		33.3%	16.6%	50%	100.0%

※の二名の人件費は当補助金の対象外である

(監査人作成)

② 監査の結果

【監査の意見】（視点 2、4）～団体運営補助金について

当該補助金のうち、ひと・まちネットワーク部管理運営補助金（執行額 34,133 千円）は、当部全体の運営を支援するために交付された補助金であり、団体運営補助にあたる。

団体運営補助は、団体運営補助金の性質がもたらす諸問題を解決するため、事業補助金に係る規則や要綱等明文化された判断基準や規範を定めることが望ましく、それと併せて団体運営補助金から事業補助金への移行を図る必要な見直しについて期限を設定（3 年程度を想定する）した上で行うことが望ましい。

当部は、管理課、まちづくり市民交流プラザ（指定管理）、区調整公民館及び地区公民館（指定管理）、青少年野外活動センター（別途補助金を交付）、こども村（別途補助金を交付）、三滝少年自然の家（指定管理）、グリーンスポーツセンター（指定管理）、青少年センター（指定管理）で組織されている（前記「ひと・まちネットワーク部組織図」参照）。

そこで、それら各事業の管理費は、それぞれの事業の管理費として指定管理の受託金額に計上・集計することで、管理費総額を捻出することが望ましい。この方法によれば、各事業に必要な管理費がそれぞれ計上されることとなり、当該事業に係る管理費の金額・当該事業に占める管理費の割合も明確になると考えられる。

02-1-2

名称	地元集会施設の整備に係る補助金
所管	市民局市民活動推進課
当初予算（内一般財源）	22,100 千円（22,100 千円）
決算	22,595 千円
補助等団体数（実績）件数	16 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	集会施設整備費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

地域におけるコミュニティづくりを推進するため、住民組織自らが集会施設の新築、購入、増築、改修等を行おうとする場合において、当該整備事業に要する費用に対して補助金を交付するものである。補助金の額は補助対象経費の2分の1に相当する額である。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

02-2-1

名称	広島交響楽協会に対する補助金
所管	市民局文化スポーツ部文化振興課
当初予算（内一般財源）	110,000 千円（110,000 千円）
決算	110,000 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	—

① 補助金等の概要

公益社団法人広島交響楽協会の事業の経費に充てるための補助金である。同協会は個人、法人からの正会費、賛助会費、公演収益などの事業収益、国、県、市などからの補助金や寄附金等を収益として、様々な音楽イベントを開催している団体である。

収入としては、定期演奏会、依頼演奏会収入等事業収入として 305,757 千円、会費収入として 58,890 千円、広島市からの補助金 110,000 千円を含めた補助金収入として 308,000 千円、その他として寄附金等収入が 70,100 千円の合計 742,747 千円である。支出としては、演奏会費等として 246,504 千円、楽団の人件費として 306,311 千円、指揮者報酬として 7,120 千円、事務職員福利厚生費として 119,262 千円、その他管理費として 79,546 千円の合計 758,743 千円の予算となっている。

② 監査の結果

【監査の意見 1】（視点 4）～補助対象事業の明確化、透明性について

当該補助金は広島交響楽協会事業の経費に充てるための補助金であるが、110,000 千円の補助金が何の事業に対して使われたのかが曖昧となっている。

すなわち、同協会は、公益目的事業として①定期演奏会②自主演奏会（うち音楽の花束及び「平和のタベ」コンサートについては別途広島市から事業経費の負担金が交付されている）③オーケストラ音楽鑑賞教室④マイタウンオーケストラ広響⑤依頼演奏会、その他事業として①小編成による依頼演奏会②講師派遣事業③CD 等販売を行っているところ、これらの事業のうちどの事業に補助金が充てられたのか不明である。

そもそも補助金は補助事業者が行う事業の公益性を認めて交付するものであり（地方自治法第 232 条の 2、広島市補助金等交付規則第 2 条参照）、特に、同協会の事業については別途広島市から負担金が交付されている事業もあり、また収益事業も実施している。

したがって、当該補助金については、単に「広島交響楽協会事業の経費に充てるための補助金」として交付するのではなく、補助対象事業を明確にすることが望ましい。

【監査の意見 2】（視点 5）～効果測定について

上記のとおり当該補助金は補助対象事業が不明確である。その結果、補助金によりどのような効果が得られたか分かりづらくなっている。また、補助金交付の効果も検証された形跡もない。そのため、過去には補助の必要性に関する詳細な検討なくして、一律に補助金が減額されたこともあったようである。

補助金は公益上の必要性から認められるものであり、また最少の補助金の交付で最大の効果が得られることが要求される。

したがって、当該補助金については補助対象事業を明確化したうえで、効果測定をすることが望ましい。

名称	広島市文化財団に対する補助金（文化事業部）
所管	市民局文化スポーツ部文化振興課
当初予算（内一般財源）	456,728 千円（456,728 千円）
決算	443,425 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	—

① 補助金等の概要

公益財団法人広島市文化財団（以下「文化財団」という。）は、市民の文化及び学術活動の振興に関する事業を行い、もって市民文化の向上と地域社会の発展に寄与することを目的として設立された公益法人であり、その設立趣旨に沿って、文化施設等の管理運営や魅力ある市民文化の創造、市民の生涯学習活動の振興、勤労者福祉の向上に資する事業を行っている団体である。当該補助金は、文化財団の文化事業部に対する管理運営補助となっている。

交付額等 456,728 千円のうち美術品現物出資関係 897 千円を除く金額が文化事業部の管理運営に従事する総務課及び企画事業課の職員の人件費等として交付されている。内訳は理事長、常務理事及び非常勤職員の報酬 23 名分として 91,330 千円、職員 25 名分の給与として 236,852 千円、福利厚生費として 59,432 千円が文化財団管理に要する経費として予算計上されている。

文化事業部の事務組織規則は下のとおりである。

文化事業部

総務課

- (1) 財団の運営についての総合調整に関すること。
- (2) 評議員会及び理事会その他の会議に関すること。
- (3) 定款その他の規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 予算の編成及び執行管理並びに決算に関すること。
- (5) 職員の人事及び給与に関すること。
- (6) 会計及び経理に関すること。
- (7) 職員の福利厚生に関すること。
- (8) 財団及び部の庶務に関すること。
- (9) 課及び企画事業課の庶務に関すること。

—— 企画事業課

- (1) 文化事業の総合企画に関すること。
- (2) 財団の事業についての総合調整に関すること。
- (3) 文化行事の実施に関すること。
- (4) 文化出版物の発行に関すること。
- (5) 文化情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 市民文化の振興に資する調査及び研究に関すること。
- (7) 国際文化交流事業に関すること。
- (8) その他市民文化の振興に資するために必要な事業に関すること。
- (9) 財団の事業計画及び事業報告に関すること。

(公益財団法人広島市文化財団事務組織規則より抜粋)

② 監査の結果

【監査の意見】(視点 2、4) ～団体運営補助金について

当該補助金は、文化財団の文化事業部の管理運営に対する補助であり、人件費等団体の運営に関するものが大部分を占めておりこれは団体運営補助に該当するものである。団体運営補助金の性質がもたらす諸問題を解決するため、事業補助金に係る規則や要綱等明文化された判断基準や規範を定めることが望ましく、それと併せて、団体運営補助金から事業補助金への移行を図る必要な見直しを、期限を設定（3 年程度を想定する）した上で、行うことが望ましい。

前述のとおり、文化事業部総務課の分掌事務は財団全体の管理運営に係るものであり、企画事業課の分掌事務は文化事業部の事業に関するものも含まれるところ、文化財団は広島市から 19 の指定管理を受けるとともに、収益事業も実施している。そこで、各事業の管理費は、それぞれの事業の管理費として指定管理の受託金額に計上・集計するなどして、管理費を捻出することが望ましい。この方法によれば、各事業に必要な管理費がそれぞれ計上されることで当該事業に係る管理費の金額・当該事業に占める管理費の割合も明確となると考える。

02-2-3

名称	文化財保存事業に係る補助金
所管	市民局文化スポーツ部文化振興課
当初予算（内一般財源）	55,022 千円（55,022 千円）
決算	54,820 千円
補助等団体数（実績）件数	27 件（団体数 24 団体）
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島市文化財保存事業費補助金交付基準

① 補助金等の概要

国、県又は市が指定した文化財を保存し、その活用を図り、もって市民の文化の向上発展に資するため、文化財の保存及び活用事業を行う文化財の所有者又は管理者に対して補助金を交付するものである。

補助金の対象となる保存及び活用事業については交付基準によって定められており交付額については、国指定文化財及び県指定文化財については県補助額の 2 分の 1、市指定文化財については補助対象経費の 4 分の 3 がその交付金額となる。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

名称	ひろしま国際平和文化祭の開催に係る補助金及び負担金
所管	市民局文化スポーツ部文化振興課
当初予算（内一般財源）	126,548 千円（125,548 千円）
決算	125,214 千円
補助等団体数（実績）件数	2 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	－

① 補助金等の概要

(1) ひろフェスについて

この補助金は第1回ひろしま国際平和文化祭（ひろフェス）の開催事業の経費に充てるものである。ひろフェスとは、文化芸術を理解し活用する力を高め、広島での平和の意味を広げていくフェスティバルを目指しており、具体的には、「ひろしまミュージックセッション」「ひろしまアニメーションシーズン」とそれらに係る連携事業となっており、令和4年8月を中心に令和4年度通年で開催されるイベントとなっている。これはかつて広島国際アニメーションフェスティバルとして開催していたものを、アニメだけでなく音楽も含めて総合的な芸術イベントとして企画されたものとなっている。

主催は、ひろしま国際平和文化祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）であり、後援として広島市を含む広島県下の各自治体、助成として公益財団法人Aが名を連ねるイベントである。

(2) 広島市補助金・負担金について

当該補助金の交付対象団体は、実行委員会、公益財団法人広島市文化財団（以下「文化財団」という。）の2団体である。補助対象経費はひろしま国際平和文化祭の事業の経費に充てるものとして交付している。

補助金額は実行委員会に対し100,048千円を、文化財団に対し26,500千円を交付している。もっとも、文化財団に対する補助金は、実行委員会から文化財団に対して補助金の申請がなされ同額が実行委員会に交付されている。文化財団から実行委員会へは負担金として65,000千円を交付しているがこの内訳としては、先述した広島市からの補助金26,500千円、文化財団からの寄附金1,000千円、公益財団法人Aからの補助金（以下「A補助金」という。）として37,500千円となっている（図「補助金の流れ」参照）。

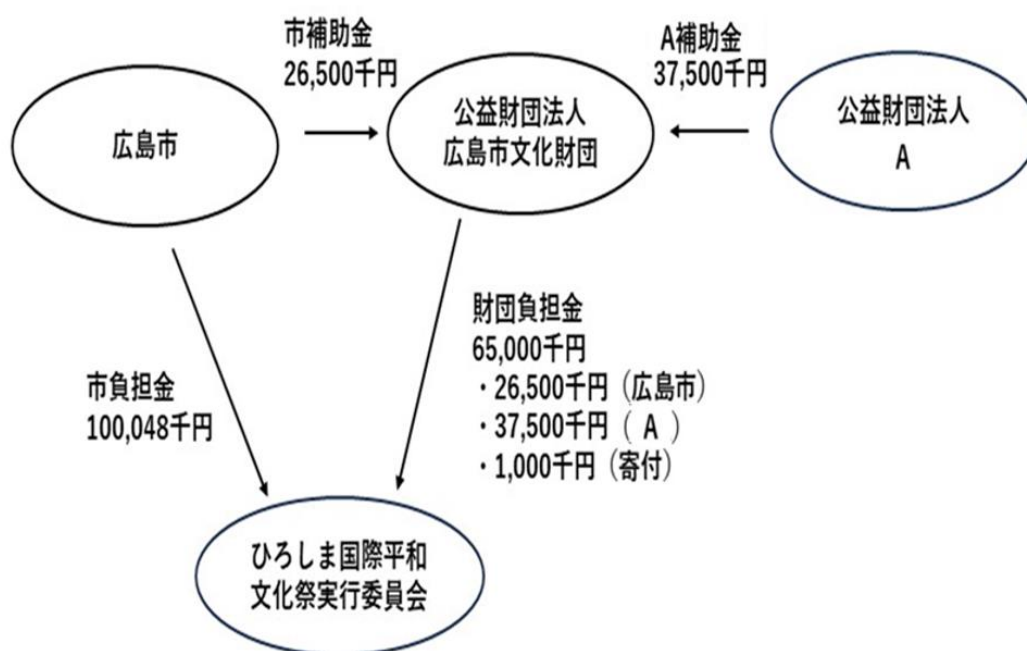
(3) A補助金について

A補助金とは公益財団法人Aの補助事業の規定に基づき交付を受けられるものであり、補助率は事業費の2分の1が限度となっている。A補助金は「ひろしまアニメー

ションシーズン」運営費に対する補助となっており、実行委員会は公益財団法人Aに対し、運営費 75,000 千円の 2 分の 1 を申請し交付を受けている。

広島市と文化財団、公益財団法人A、ひろしま国際平和文化祭実行委員会の関係、補助金の流れは下図によって示される。

図：補助金の流れ



(監査人作成)

② 監査の結果

【監査の指摘】(視点 4) ～公平性・透明性、間接補助について

- (1) 当該補助金は、上図のとおり、文化財団を通じて実行委員会へそのまま流れており、間接補助にあたる。

前述のとおり、間接補助は、間接補助の合理的必要性があり、かつ規則または個別の交付要綱において間接補助事業者に遵守させるべき事項を規定して間接補助事業者の責任を明確にした場合に限り、認めるべきであるところ、当該補助金について規則または個別の交付要綱はない現状においては、認めるべきではない。

したがって、当該補助金は実行委員会へ直接交付すべきである。

- (2) 文化財団によれば、公益財団法人A補助金は法人格を持っている団体が申請団体と

されているため、文化財団が実行委員会の代わりに申請をして交付を受けているとのことである。また広島市から当該補助金を実行委員会へ直接交付すると、A補助金がもらえなくなるため一旦文化財団が受け皿となっている、すなわちA補助金の補助率は事業費 2 分の 1 であることから、広島市から文化財団へ事業費 2 分の 1 に該当する 26,500 千円の補助金を交付してもらっているとのことであった。広島市から文化財団に対する補助金交付決定書にも、26,500 千円についてはA補助金の裏負担分との記載が確認された。

当該補助金を実行委員会へ直接交付できないのであれば、文化財団が当該補助金の補助事業であるひろフェスの実施をすればよい。

これに対し、対象課及び文化財団によれば、ひろフェスの実施には専門家の知見が必要であり、文化財団は主体になり得ないとのことである。しかし、実行委員会とは運営部門であるひろしま国際平和文化祭開催支援業務共同企業体に対し、ひろフェス開催に係る企画・実施運営等業務を包括的に委託している。したがって、文化財団自身が専門家の知見がないとしても、当該共同企業体に対し、企画・実施運営等業務を包括的に委託すれば足り、文化財団がひろフェスの実施主体になり得ない合理的な理由はない。

- (3) 平成 31 年度の包括外部監査においても、以前の広島国際アニメーションフェスティバルに対しての補助金について同様の指摘事項を受けている。これに対し、広島市令和 5 年 3 月 10 日公表の措置の内容として「民間からの補助金を活用するため広島市文化財団を経由して交付する補助金以外は、本市から負担金として直接交付することとした。」とある。実際にも令和 4 年度については、広島市から実行委員会に対し負担金 100,048 千円が直接交付されており、少なくとも一部につき対応はされていると認められる。

ただ、補助事業者である文化財団が補助事業に係る対象経費の執行を行うべきという部分については依然として改善されていない。

したがって、今後もひろしま国際平和文化祭に対しての補助を考えてるのであれば、(1)当該補助金を実行委員会へ直接交付するか、(2)文化財団が補助事業に係る対象経費の執行を行うべきである。

【監査の意見】（視点 5）～効果測定について

補助事業の効果について適切な指標・方法による効果検証の実施がされ、PDCA サイクル（計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action））が機能しているかが重要となる。当事業においては、開催結果報告書を作成しておりその中で、来場者数、来場者アンケートについての記載は確認できたが、それぞれの評価については検討されておらず、また評価がないため改善についての意見も残されていないように見受けられた。このイベントは今後隔年で開催する予定とのことである。広島市からの補助金を受けた上での事業であるならば効果測定を十分に行い、次の計画に繋げていくべきである。

02-3-1

名称	学区体育団体スポーツ振興事業に係る補助金
所管	市民局文化スポーツ部スポーツ振興課
当初予算（内一般財源）	22,020 千円（22,020 千円）
決算	20,663 千円
補助等団体数（実績）件数	134 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	学区体育団体スポーツ振興事業補助金交付申請等 手続きマニュアル

① 補助金等の概要

コミュニティスポーツの単位として、小学校区単位に組織された体育団体を育成することによって、学区民が自主的にスポーツ・レクリエーション活動の実践に取り組むとともに、日常生活にスポーツを恒常化させ、幅広いスポーツ活動の推進に努めるため、各学区体育団体に対して補助を行うものである。交付限度額は、基準額 146 千円に学区人口に対応する加算額を加えたものとなり、その範囲内において補助対象経費の 2 分の 1 以内を交付することとしているものである。

② 監査の結果

【監査の指摘】（視点 6）～書類の期限内提出について

広島市補助金等交付規則第 15 条第 1 項柱書において「補助事業者等は、当該補助事業等が完了したときは、その完了の日から 40 日以内に補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない」とあり、その書類として同項第 3 号において「領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し」とある。

実績報告書添付の決算書には「決算内容については、領収証書等と照合済み」との記載と担当者の押印があるが、領収証書の写しを取ることもなくまた確認した日付についても記録が残っていなかった。担当課からは、「広島市補助金等交付規則の運用」において「写しを取ることを要しない」とあるため写しを取っていないという説明があり、また確認日付については上記運用において、確認した日付を記録することを求められていないので、記録しないことも適切な運用であるとの説明を受けた。

しかしながら、確認した日付の記載がなく領収証書等を 40 日以内に提出されていることを確認できないため、上記取扱いと同条項の趣旨に違反する。

したがって、領収証書等と照合した旨の記載をする際には、照合日付を記載するといった運用をすべきである。

名称	広島市スポーツ協会運営事業に係る補助金
所管	市民局文化スポーツ部スポーツ振興課
当初予算（内一般財源）	410,300 千円（410,300 千円）
決算	383,631 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	—

(協会HPより抜粋)



公益財団法人広島市スポーツ協会（以下「協会」という。）に対する補助金であり、当該補助金は、協会事務局の管理運営に係るものであり、その内訳は職員等の給料手当、福利厚生費等の特定支出に充てるものとして 394,964 千円、通勤手当に充てるもの 5,386 千円、その他経費に充てるもの 9,950 千円となっている。

協会は、市民の生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の普及・振興を図り、もって市民が生きがいを感じることができる明るく元気なまちづくりに貢献できるよう活動している団体である。当該補助金は協会事務局の管理運営補助として交付されており人件費、その他経費に充てるものとしている。公益目的事業を担当している職員は 26 名であり、法人会計の中の総務担当の事務局を担当している職員は 14 名、専務理事 1 名となっている。

表：人件費予算

科目（公益・法人会計の別）			公益	法人	合計
区分			人数（人）		
報酬	役員（専務理事）			1	1
職員給与	プロパー	総務		9	9
		事業	7		7
	市 OB	総務		5	5
		事業	3		3
	コーディネーター	事業	16		16
		予備※	4（0）		4（0）
合計			30（26）	14	44（40）

（「令和 4 年度 人件費予算要求額総括表」から抜粋し監査人作成）

※ 実際には採用・配置されていない

※ （ ）は実在人数

② 監査の結果

【監査の指摘】（視点 3）～補助の必要性について

広島市からの補助金等は、「市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行なう者に対して、予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する」（広島市補助金等交付規則第 2 条）とあるように「その施行に必要な経費」に対し補助金等が交付されることとなっている。

しかしながら、上記表「人件費予算」のとおり、実際には採用・配置されていないコーディネーター 4 名分（26,859 千円）を予備として計上したうえで、補助金申請し補助金の交付決定を受けている。このような補助金交付申請は、過去 5 年以前より継続され常態化している。

4 名は実際には採用・配置されていないのであるから、4 名分の人件費相当額は「その施

行に必要な経費」とはいえず、補助の必要性がない。

所管課は、『予備 4 名分』の人件費については、人事異動対応が生じた場合の給料や、年度途中で退職者が出た場合の退職金に充てるなど柔軟な運営のために活用しており、不要分は精算時に全額市に返納してきた」とするが、補助金交付申請後に新たに必要になった費用は補助金の変更申請によるべきであり、その手続きを経ず、当初から採用・配置が予定されていないコーディネーター 4 名分を計上した予算書により補助金申請をすることは、補助事業者等は、「補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない」とする広島市補助金等交付規則第 3 条第 2 項にも違反する。

したがって、市は「予備 4 名分」の人件費を計上して補助金を申請することを止めさせるべきである。

【監査の意見】（視点 2、4）～団体運営補助金について

当該補助金の大部分が協会の事務局の職員に対する人件費の補助となっている。これは団体運営補助にあたる。

団体運営補助は、団体運営補助金の性質がもたらす諸問題を解決するため、事業補助金に係る規則や要綱等明文化された判断基準や規範を定めることが望ましく、それと併せて団体運営補助金から事業補助金への移行を図る必要な見直しについて期限を設定（3 年程度を想定する）した上で行うことが望ましい。

協会は、広島市から 37 施設について指定管理を受けている。そこで、協会事務局の管理運営のうち各施設に係る管理費を、指定管理の受託金額に計上・集計することで、管理費を捻出することが望ましい。この方法によれば、当該補助金額を大幅に減額できるとともに、各施設に必要な管理費がそれぞれ計上されることで当該施設受託業務に係る管理費の金額・当該施設受託業務に占める管理費の割合も明確になると考えられる。

02-4-1

名称	広島平和文化センター事業助成
所管	市民局国際平和推進部平和推進課
当初予算（内一般財源）	324,901 千円（324,237 千円）
決算	320,138 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	－

① 補助金等の概要

公益財団法人広島平和文化センターは、広島の被爆体験を根底に据え、その継承を図るとともに、国内外の平和研究機関、関係団体等と連携し、全人类的な視野に立って、平和思想の普及と国際相互理解・協力の増進を図り、もって世界平和の推進と人類の福祉の増進に寄与することを目的として設立された団体である。この補助金は同財団の運営事業に対する補助金である。特定財源を含む当初予算の支出の内訳としては、ヒロシマ・ピース・ボランティア事業に対して 3,715 千円、被爆体験証言者交流の集いの運営に対して 35 千円、ひろしま子ども平和の集いに対して 1,445 千円、スポーツを通じた平和意識の醸成に対して 400 千円、国連軍縮フェローズの受入に対して 379 千円であり 347,860 千円が事務局運営に伴う人件費等となっている。人件費の内訳としては役員 3 名、嘱託を含む職員が 37 名となっており、福利厚生費も含めた人件費の合計は 310,117 千円となっている。

表 1

(単位：千円)

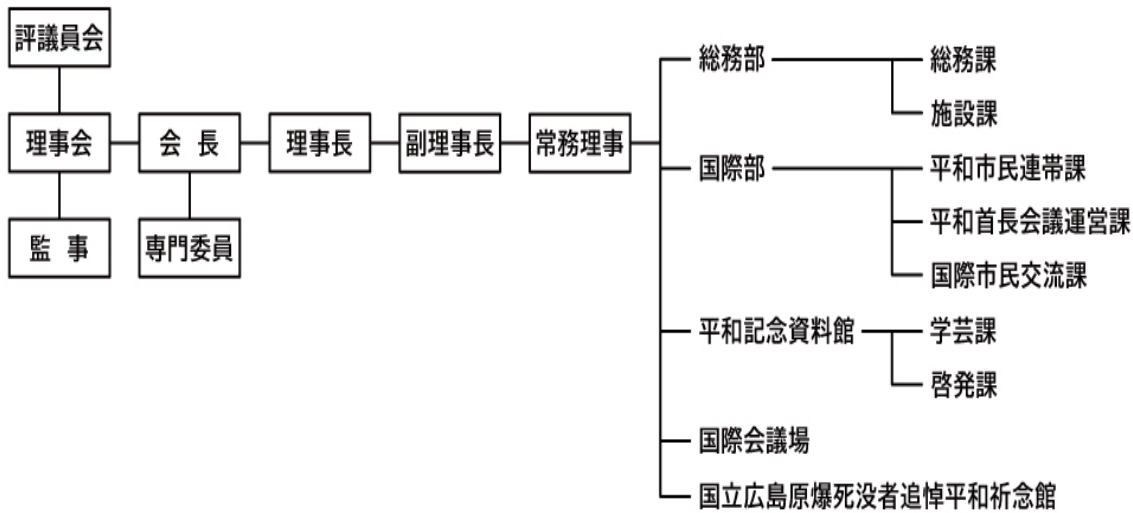
事業名	担当課	補助金内訳※1		割合※2 (決算)
		予算現額	決算	
ヒロシマ・ピース・ボランティア事業	啓発課	3,228	3,020	0.9%
被爆体験証言者交流の集いの運営	啓発課	35	5	0.0%
ひろしま子ども平和の集い	平和市民連帯課	929	923	0.3%
スポーツを通じた平和意識の醸成	平和市民連帯課	100	100	0.0%
国連軍縮フェローズの受入	平和市民連帯課	14	13	0.0%
事務局の管理運営	総務課	320,595	316,077	98.7%
合計		324,901	320,138	99.9%

(監査人作成)

※1 補助金交付申請書、精算書には収支予算書、決算書等が添付されているが、補助金の交付決定書には、「課税仕入れに係る支払対価の額に係る支出以外の支出のために使用するもの」として 305,288 千円、「課税仕入れに係る支払対価の額に係る支出」として 19,613 千円とされるのみで、補助金額の内訳は記載されていない。

※2 割合は小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない。

図 1 広島平和文化センター組織図



(広島平和文化センター組織図より引用)

表 2 人件費割振表

科目			公益 1 補助	法人	合計
区分	課		人数 (人)		
報酬	役員		1	2	3
	OB	学芸課	1		1
		啓発課	1		1
		総務課		1	1
	非常勤	平和首長会議運営課	1		1
		学芸課	1		1
		啓発課	2		2
		総務課		3	3
	専門委員	専門委員	4		4
職員給与		平和市民連帯課	1		1
		平和首長会議運営課	5		5
		学芸課	2		2
		啓発課	9		9
		総務課		6	6
合計			28	12	40

(監査人作成)

② 監査の結果

【監査の意見】（視点 2、4）～団体運営補助金について～

当該補助金は、ヒロシマ・ピース・ボランティア事業をはじめ 5 件の事業に充てられているものの、98.7%が広島平和文化センターの事務局運営に伴う人件費となっており、団体運営補助に該当する。

団体運営補助は、団体運営補助金の性質がもたらす諸問題を解決するため、事業補助金に係る規則や要綱等明文化された判断基準や規範を定めることが望ましく、それと併せて団体運営補助金から事業補助金への移行を図る必要な見直しについて期限を設定（3 年程度を想定する）した上で行うことが望ましい。

広島平和文化センターでは、公益目的事業として約 60 の事業を行っている。そこで、同センターの事業補助金については規則や要綱等を定めたうえで、それぞれの各事業に係る人件費等を各事業の管理費として、補助金、委託費に計上して交付することが望ましい。

02-4-2

名称	民有被爆建物等保存・継承事業補助
所管	市民局国際平和推進部平和推進課
当初予算（内一般財源）	31,800 千円（一）
決算	1,131 千円
補助等団体数（実績）件数	3 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市被爆建物等保存・継承事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

被爆建物等の保存工事等に要する経費に対して補助金を交付するものである。被爆建物等とは、木造建物、非木造建物、被爆樹木を指しておりそれぞれ交付要綱によって限度額が定められている。令和 4 年度においては建物についての申請はなく被爆樹木に対する申請が 3 件あった。また、被爆樹木については、国庫補助金から 2 分の 1 の補助を受け、残りの 2 分の 1 に広島市原爆ドーム保存事業等基金を充当することになっているため、市の一般財源はかかっていない。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

02-5-1

名称	広島平和文化センター事業助成（国際交流・協力事業等）
所管	市民局国際平和推進部国際化推進課
当初予算（内一般財源）	61,828 千円（61,828 千円）
決算	55,156 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	－

① 補助金等の概要

公益財団法人広島平和文化センターは、広島の被爆体験を根底に据え、その継承を図るとともに、国内外の平和研究機関、関係団体等と連携し、全人類的な視野に立って、平和思想の普及と国際相互理解・協力の増進を図り、もって世界平和の推進と人類の福祉の増進に寄与することを目的として設立された団体である。この補助金は財団の事業のうち国際交流・協力に関する事業の実施や国際交流団体等との連携を通じて、国際相互理解・協力の増進を図ることを目的としている事業に対してのものである。特定財源を含む当初予算の支出の内訳としては、国際交流・協力事業への助成に対して 596 千円、国際交流ネットワークひろしまの運営に対して 1,586 千円、国際フェスタの開催に対して 2,920 千円、情報紙の発行 91 千円、通訳ボランティアの研修・派遣事業に対して 299 千円、残りは財団職員人件費として 58,285 千円となっている。人件費については 9 名分の人件費となっている。一方収入については、広島市からの補助金収入が 61,828 千円であり、同財団における特定財源収入は 1,949 千円の予算となっている。

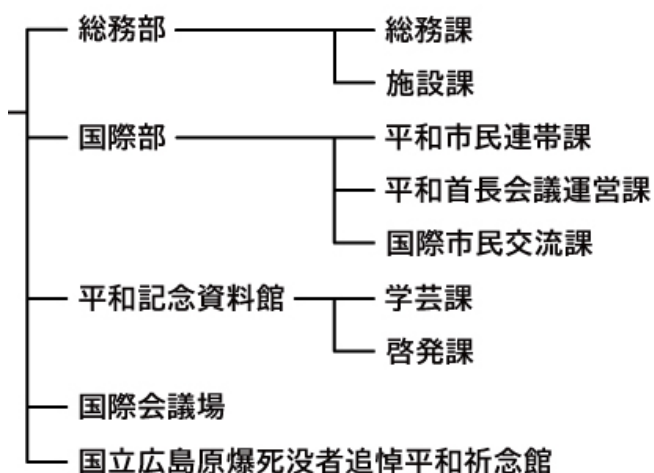
表 1

(単位：千円)

事業名	担当課	補助金内訳		割合※ (決算)
		予算現額	決算	
国際交流・協力事業への助成	国際市民交流課	288	288	0.5%
国際交流ネットワーク広島の運営	国際市民交流課	1,033	1,033	1.9%
国際フェスタの開催	国際市民交流課	1,858	1,858	3.4%
情報紙の発行	国際市民交流課	91	91	0.2%
通訳ボランティアの研修・派遣事業	国際市民交流課	273	255	0.5%
財団職員人件費	国際市民交流課	58,285	51,631	93.6%
合計		61,828	55,156	100.1%

※割合は小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない。

表2 広島平和文化センター組織図



(広島平和文化センター組織図より抜粋)

表3 財団職員人件費（表1参照）明細

科目			公益	備考
区分	課		人数	
報酬	OB	国際市民交流課	1	
	非常勤	国際市民交流課	4	うち1名は9月まで
職員給与		国際市民交流課	4	
合計			9	

(監査人作成)

② 監査の結果

【監査の意見】（視点2、4）～団体運営補助金について～

当該補助金のうち、93.6%が広島平和文化センターの国際市民交流課の事務局運営に伴う人件費となっており、団体運営補助に該当する。

団体運営補助は、団体運営補助金の性質がもたらす諸問題を解決するため、事業補助金に係る規則や要綱等明文化された判断基準や規範を定めることが望ましく、それと併せて団体運営補助金から事業補助金への移行を図る必要な見直しについて期限を設定（3年程度を想定する）した上で行うことが望ましい。

当該補助金は、国際フェスタの開催事業をはじめ5件の事業に対し補助金が交付されていることから、当該事業補助金につき規則や要綱等を定めたうえで、その事業補助のなかで、事業にかかる人件費を各事業の管理費として計上して交付することが望ましい。そして、補助対象事業の明確化のため、交付決定書にも、各事業の補助金内訳を明記すべきと考える。この方法によれば、当該補助金の交付は、各事業に必要な管理費がそれぞれ計上されることとなり、当該事業に係る管理費の金額・当該事業に占める管理費の割合も明確になると考えられる。

03-1-1

名称	地区民生委員児童委員協議会に対する研修費負担金
所管	健康福祉局地域共生社会推進課
当初予算（内一般財源）	7,940 千円（7,940 千円）
決算	6,366 千円
補助等団体数（実績）件数	100 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	民生委員法第 26 条、第 29 条、民生委員法施行令第 12 条 1 項

① 補助金等の概要

地区民生委員児童委員協議会は、民生委員法第 20 条の規定により設置を義務付けられている団体であり、同法第 24 条により、民生委員がその職務を円滑かつ効果的に遂行できるよう社会福祉に対する理解と熱意の涵養、実践活動についての広汎な知識、技術を修得するための研修を実施することを義務付けられている。

この研修に要する経費は、同法第 26 条の規定により都道府県（政令市）が負担することとされており、積極的な民生委員活動の展開を期し、地域福祉の推進を図るために、広島市が当該経費を負担している。

負担金の使途は、地区民生委員児童委員協議会が実施する研修にかかる費用（講師謝礼金、会場借上料、バス借上料、食糧費、資料作成費、通信運搬費等）及び他団体が実施する研修に参加するための経費（参加者負担金、交通費等）である。

地区民生委員児童委員協議会は営利団体ではないことから、多くの資金を保有していないものの、年度当初から自らが主催する研修の実施に伴う経費及び他団体が開催する研修への参加経費が発生するため概算払いで支出されている（地方自治法施行令第 162 条第 3 号）。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

名称	広島市社会福祉協議会に対する補助金
所管	健康福祉局地域共生社会推進課
当初予算（内一般財源）	813,912 千円（742,585 千円）
決算	764,227 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	—

① 補助金等の概要

社会福祉法人広島市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、市民の社会福祉に関する理解と関心を深め、社会福祉関係団体などの行う福祉活動の連絡調整を図り、社会福祉に関する調査研究・広報を行い、住民による地域組織化活動を育成・推進し、もって市民の福祉増進を図ることを目的とする民間団体である。

市社協の主な財源として、広島市からの委託事業に対する委託費用及び出捐金、広島県共同募金会からの配分並びに市社協会費及び民間助成金並びに募金財源などがある。もっとも、これだけでは、市社協が社会福祉法第 109 条第 1 項の第 1 号ないし第 4 号に規定する事業を行うことは困難であることから、補助金が交付されている。詳細は「社会福祉協議会への助成等の主な流れについて（令和 4 年度（2022 年度）予算ベース）」を参照されたい。

補助金は本部会計及び区会計に対して交付されている。

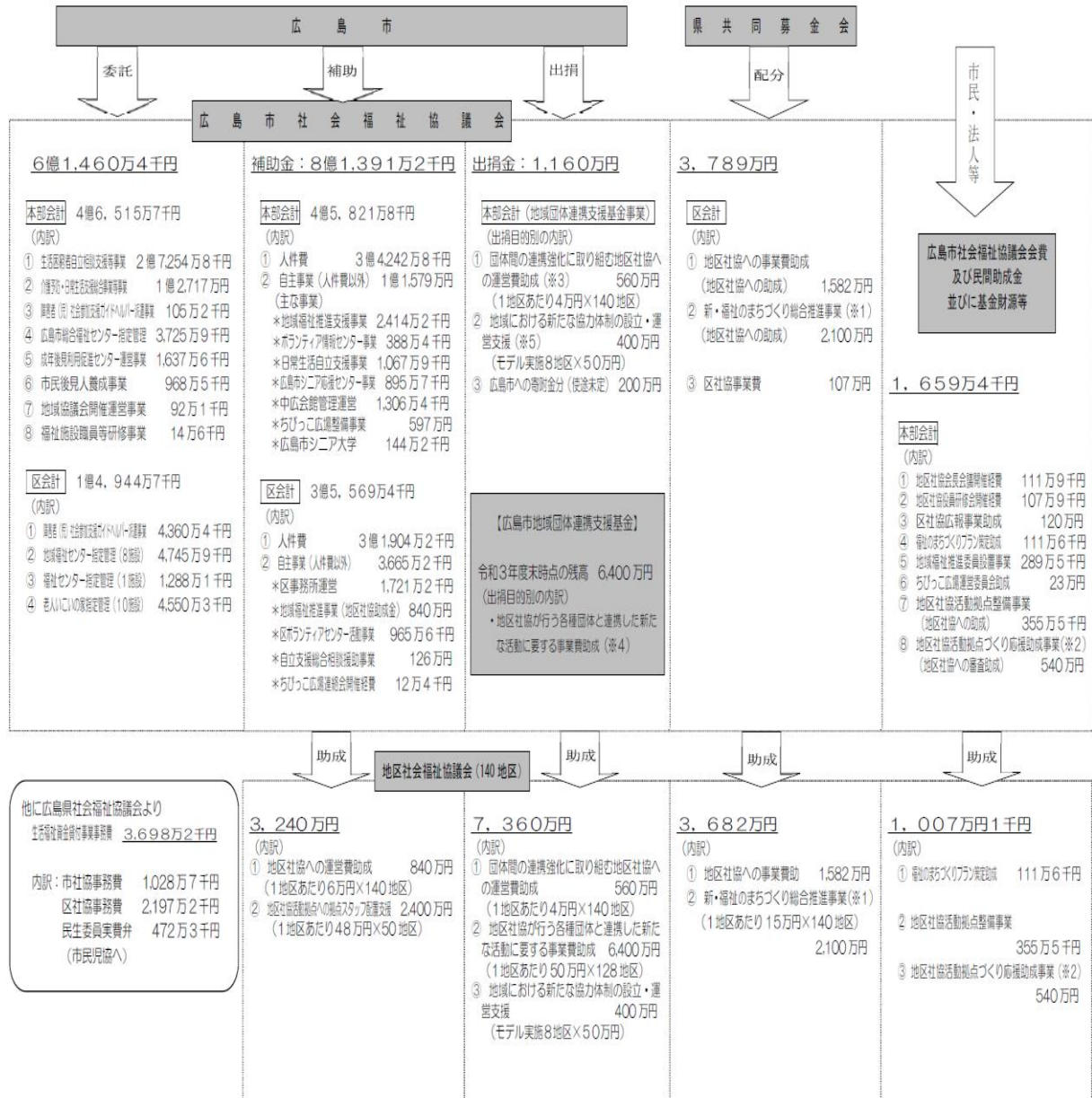
本部会計は本部の人件費と自主事業（人件費以外）を対象に交付されている。

自主事業の主な事業は地域福祉推進支援事業、ボランティア情報センター事業、日常生活自立支援事業、広島市シニア応援センター事業、中広会館管理運営、ちびっこ広場整備事業及び広島市シニア大学である。

区会計は各区の社会福祉協議会の職員の人件費と自主事業（人件費以外）を対象に交付されている。

自主事業の主な事業は、区事務所運営事業、地域福祉推進事業、区ボランティア情報センター事業、自立支援総合相談援助事業及びちびっこ広場連絡会開催経費である。

市社協は営利法人ではないことから多くの自己財源を持たず、かつ、補助金の大半が職員の人件費に充てられるなど年度当初から多くの支出が生じることから、補助金は概算払いとなっている。



- ※1 「新・福祉のまちづくり総合推進事業」とは、「近隣ミニネットワークづくり推進事業」、「ふれあい・いきいきサロン設置推進事業」及び「地区ボランティアバンク活動推進事業」を総合的・一体的に取り組む事業。
- ※2 「地区協議活動拠点づくり応援助成事業」は、地区協議活動拠点の新設整備(移転、第2拠点の開設を含む)にかかる費用について、100万円を上限に、審査のうえ助成するもの。
- ※3 地域団体連携支援基金事業により実施。毎年度、連携に取り組む地区協議会の運営費として助成する。
- ※4 地域団体連携支援基金事業により実施。多年度にわたる予算であり、連携強化を図るための事業費として1地区50万円の枠内で助成する。
- ※5 地域団体連携支援基金事業により実施。広島市地域コミュニティ活性化ビジョンに基づく取り組みの推進として、地区協議会や連合司内会等の地域団体とNPO等が連携する新たな協力体制の設立時に拠点備品整備等の助成をする。

(出所: 健康福祉局地域共生社会推進課より提供)

② 監査の結果

【監査の意見 1】（視点 4）～補助事業と委託事業の線引きについて

委託事業に関する費用は委託費のみから支払われるべきであり、補助金から支出すべきではない。

例えば、下記一覧のとおり、事務局長、課長及び係長のうち一部の者は委託事業と補助金が交付されている事業・部門を兼任している。

一覧

R4年度

役職		事業
事務局長 （法人運営）	総務課長 （法人運営）	庶務係長（法人運営） （委託）広島市総合福祉センター指定管理 （補助）中広会館管理運営
		経理係長（法人運営）
	地域福祉推進課長 （法人運営）	地域福祉係長（法人運営） （委託）障害者(児)社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業 （補助）地域福祉推進支援事業
		事業係長（法人運営） （委託）介護予防・日常生活支援総合事業等事業 （委託）地域協議会開催運営事業 （委託）社会福祉施設職員等研修事業 （補助）広島市シニア応援センター事業 （補助）ちびっこ広場整備事業 （補助）広島市シニア大学
	生活支援課長 （法人運営）	成年後見係長 （成年後見利用促進センター運営事業） （委託）成年後見利用促進センター運営事業 （委託）市民後見人養成事業
		福祉サービス利用援助係長 （日常生活自立支援事業） （補助）日常生活自立支援事業
		くらしサポート第一係長・第二係長 （生活困窮者自立相談支援等事業） （委託）生活困窮者自立相談支援等事業
	ボランティア情報センター所長（法人運営）	（補助）ボランティア情報センター事業

（出所：健康福祉局地域共生社会推進課より提供）

しかし、それらの者に対する人件費は、「一覧」のうち太字で記載されているとおり、補助金が交付されている「法人運営」のみから支出されており、委託費から支出されていない。

また、委託事業の1つに「介護予防・日常生活支援総合事業等事業」があり、その事業として生活支援コーディネーターの配置がある。生活支援コーディネーターとは、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす役割を指すところ、広島市では市社協地域福祉推進課事業係及び各区社会福祉協議会に配置され、各組織の管理職が生活支援コーディネーターを指揮監督している。

しかしながら、上記管理職の人件費は、補助金の「本部会計」人件費及び「区会計」人件費から支出されている。

一般的には、委託事業に関わる費用は全額委託費から支出されるべきである。

このため、市社協の職員（管理職）が委託事業と補助金が交付されている事業・部門を兼任したり、生活支援コーディネーターに関する事業にかかわったりした場合には、当該職員の業務に対する人件費は「管理費」として委託費から支出することが望ましい。具体的には、

当該職員が行う補助金対象事業と委託事業の各業務量に応じて、人件費を按分することが考えられる。

【監査の意見 2】（視点 5）～効果測定について

補助金等の公募時には計画（効果予測）、事業が終了した際には効果測定が不可欠である。

市社協に対する補助金についても、市社協が社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成並びに上記事業のほか社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である（社会福祉法第 109 条第 1 項第 1 号ないし第 4 号）ことから、各号に基づく事業がもたらす地域福祉の推進の度合いにつき、効果測定すべきである。

具体的には、事業報告書記載の各事業の実施によって地域福祉の推進にどのように貢献したか検討したり、各事業の参加者に参加したことで得た知見は何か、得た知見をどのように活かすかなどのアンケートを取ったりなどして、各事業と地域福祉の推進との関係を目に見える形で精査してみることが望ましい。

【監査の意見 3】（視点 2、4）～団体運営補助金について

市社協には令和 4 年度決算時において、764,227 千円が補助金として交付されている。上記補助金の対象は本部会計の自主事業及び区会計の自主事業と共に、本部会計の人件費及び区会計の人件費が含まれている。このことから、市社協に対する補助金は、公益的な団体の運営を支援するために交付された団体運営補助金の性質を有するといえる。

団体運営補助金については、団体運営補助金の性質がもたらす諸問題を解決するため、事業補助金に係る規則や要綱等明文化された判断基準や規範を定めることが望ましく、それと併せて、団体運営補助金から事業補助金への移行を図る必要な見直しを、期限を設定（3 年程度を想定する）した上で、行うことが望ましい。

市社協に対する補助金のうち本部会計の人件費及び区会計の人件費については、規則や要綱等明文化された判断基準や規範を定め、各自主事業に割り付けて交付することが望ましい。現時点で、本部会計のうち広島市シニア応援センター事業、ボランティア情報センター事業、日常生活自立支援事業、成年後見事業及び社会福祉センター中広会館管理運営事業、区会計のうち区ボランティアセンター活動事業については事業費に人件費が含まれていることから、他の事業においても、事業費に人件費を含めて算定することが望ましい。

もっとも、本部会計の人件費及び区会計の人件費のうち、自主事業に含めることが相当でない費用が存在することが想定される。そのような費用については、別途、補助対象者、補助対象経費、補助率・補助金額等を明確化した団体運営補助金に係る規則や要綱等を制定して対応することが望ましい。

名称	広島市民生委員児童委員協議会に対する補助金
所管	健康福祉局地域共生社会推進課
当初予算（内一般財源）	37,813 千円（37,813 千円）
決算	34,897 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	—

① 補助金等の概要

広島市民生委員児童委員協議会（以下「協議会」という。）は、広島市の全民生委員・児童委員で構成され、民生委員・児童委員活動の一層の充実を図るために、各種の調査、研修、福祉事業等を展開している団体である。

補助対象事業は職員費、区別研修会、部会別研修活動費、調査旅費、地区民生委員児童委員協議会育成事業費及び地区民生委員児童委員協議会地域福祉事業助成である。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点 2、4）～団体運営補助金について

協議会には令和 4 年度決算時において、34,897 千円が補助金として交付されている。上記補助金の対象には「職員費」という費目で人件費が含まれている。このことから、協議会に対する補助金は、公益的な団体の運営を支援するために交付された団体運営補助金の性質を有するといえる。

団体運営補助金については、団体運営補助金の性質がもたらす諸問題を解決するため、事業補助金に係る規則や要綱等明文化された判断基準や規範を定めることが望ましく、それと併せて、団体運営補助金から事業補助金への移行を図る必要な見直しを、期限を設定（3 年程度を想定する）した上で、行うことが望ましい。

もっとも、協議会が営利を目的とする団体でなく、会費のみで「職員費」を全額支出することは困難と考えられることから、補助対象者、補助対象経費、補助率・補助金額等を明確化した団体運営補助金に係る規則や要綱等を制定して対応することが望ましい。

名称	中福祉事務所等の管理運営に係る負担金
所管	健康福祉局地域共生社会推進課
当初予算（内一般財源）	6,053 千円（6,053 千円）
決算	7,777 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	大手町平和ビル管理規約

① 補助金等の概要

広島市は大手町平和ビル（所在地：広島市中区大手町 4-1-1、以下「本件ビル」という。）の 1 階から 5 階までのうち、区画番号 107、202、203、301、401 及び 501 を区分所有している。そのため、本件ビル管理組合から、区分所有する割合に応じて、共用部分に係る 1 ヶ月分の管理費として 1,938 千円、年間で 23,252 千円が請求されている。広島市は、専有部分を中保健センター、中福祉事務所および中区地域福祉センターとして使用していることから、各施設の床面積の割合に応じて、上記管理費を按分して支払っている。具体的には中保健センターが 51.77%、中福祉事務所が 19.76%および中区地域福祉センターが 28.47%である。年間における中福祉事務所が負担する管理費は 4,595 千円である。

また、広島市は本件ビルの駐車場のうち駐車場南側に位置する駐車場 33 台分及び駐車場北側に位置する駐車場 48 台のうち 29 台分のスペースを来客者利用のため使用している。そのため、本件ビル管理組合から 1 ヶ月分の駐車場管理費として 1 台あたり 10 千円として、年間で 7,320 千円が請求されている。上記駐車場を利用するのが中保健センター、中福祉事務所および中区地域福祉センターの来客者であることから、各施設の床面積の割合に応じて、上記駐車場管理費を按分して支払っている。按分割合は上記のとおりであり、年間における中福祉事務所が負担する駐車場管理費は 1,446 千円である。

さらに、各区の福祉事務所に防火管理者を配置する必要があったことから、防火管理講習の受講料として 12 千円を要している。

広島市は中福祉事務所が負担する本件ビルの管理費及び駐車場管理費並びに各区福祉事務所の防火管理講習受講料の合計額を負担金として福祉事務所管理運営事業の所管課である健康福祉局地域共生社会推進課が負担している。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

名称	中区地域福祉センターの管理運営に係る負担金
所管	健康福祉局地域共生社会推進課
当初予算（内一般財源）	8,704 千円（8,299 千円）
決算	11,177 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	大手町平和ビル管理規約

① 補助金等の概要

広島市は大手町平和ビル（所在地：広島市中区大手町 4-1-1、以下「本件ビル」という。）の 1 階から 5 階までのうち、区画番号 107、202、203、301、401 及び 501 を区分所有している。そのため、本件ビル管理組合から、区分所有する割合に応じて、共有部分に係る 1 ヶ月分の管理費として 1,938 千円、年間で 23,252 千円が請求されている。広島市は、専有部分を中保健センター、中福祉事務所および中区地域福祉センターとして使用していることから、各施設の床面積の割合に応じて、上記管理費を按分して支払っている。具体的には中保健センターが 51.77%、中福祉事務所が 19.76%および中区地域福祉センターが 28.47%である。年間における中区地域福祉センターが負担する管理費は 6,620 千円である。

また、広島市は本件ビルの駐車場のうち駐車場南側に位置する駐車場 33 台分及び駐車場北側に位置する駐車場 48 台のうち 29 台分のスペースを来客者利用のため使用している。そのため、本件ビル管理組合から 1 ヶ月分の駐車場管理費として 1 台あたり 10 千円として、年間で 7,320 千円が請求されている。上記駐車場を利用するのが中保健センター、中福祉事務所および中区地域福祉センターの来客者であることから、各施設の床面積の割合に応じて、上記駐車場管理費を按分して支払っている。按分割合は上記のとおりであり、年間における中区地域福祉センターが負担する駐車場管理費は 2,084 千円である。

広島市は中区地域福祉センターが負担する本件ビルの管理費及び駐車場管理費の合計額を負担金として地域福祉センター管理運営事業の所管課である健康福祉局地域共生社会推進課が負担している。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

03-1-6

名称	広島市総合福祉センターの管理運営に係る負担金
所管	健康福祉局地域共生社会推進課
当初予算（内一般財源）	9,830 千円（9,830 千円）
決算	12,542 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	BIGFRONT ひろしま管理規約

① 補助金等の概要

広島市は BIGFRONT ひろしま（所在地：広島市南区松原町 5-1、以下「本件ビル」という。）の 5 階及び 6 階を区分所有している。上記区分所有部分については広島市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、広島市社会福祉協議会が管理している。

本件ビル管理組合から本件ビル管理規約第 25 条第 1 項第 1 号に規定する全体管理費及び第 26 条第 1 項第 2 号に規定する施設一部管理費として 1 ヶ月あたり 819 千円、年間で 9,830 千円が請求されている。そこで、広島市が負担金として本件ビル管理組合口座へ直接支払を行っている。

また、令和 4 年度においては、管理組合の修繕積立金会計からの支出による修繕が行われたことにより、当該修繕に係る本市負担分として、2,712,170 円の支払いを行ったことから、当初予算額より決算額が増額となっている。

なお、本件ビルの入居団体やマンションの住人は、長期修繕計画に定められた修繕を行うための費用を毎月支出し、管理組合において修繕費の積立てを行っているが、本件ビル管理規則第 25 条第 6 項において、「区分所有者が地方公共団体である場合は、全体修繕積立金等は、積立以外の方法（資金需要時に一括納入等）により納入できるものとする。」と規定されていることから、広島市は修繕の実施に合わせ、必要額を負担することとしている。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

名称	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業に係る負担金
所管	健康福祉局保護自立支援課
当初予算（内一般財源）	6,599 千円（1,650 千円）
決算	5,640 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	協定書

① 補助金等の概要

要保護世帯向け不動産担保型生活資金とは、居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯（借入申込者及び配偶者が原則 65 歳以上の世帯。但し、配偶者以外の同居人がいる場合でも検討可能）に対して、対象となる不動産を担保として生活費を貸付けることにより、世帯の自立を支援することを目的とする制度である。

社会福祉法人広島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）の会長と借受人が継続的金銭消費貸借契約及び根抵当権等設定契約証書（以下「本件契約」という。）を締結し、貸付限度額（土地・建物評価額の 7 割（集合住宅の場合 5 割）を基準）に達するまで、県社協の会長が借受人に毎月一定額を貸付ける（本件契約第 2 条、第 3 条）。

借受人は上記契約が終了（契約の終了事由は本件契約第 10 条に記載）し、措置期間（3 ヶ月）の終了時までに貸付元利金を県社協の会長に償還する（本件契約第 6 条第 1 項）。また、本件契約が終了したときは、県社協の会長は本件契約に基づいて設定された根抵当権などを実行することができる（本件契約第 12 条）。

広島市は上記県社協の会長が行う貸付事業に要する貸付原資として、県社協へ負担金を支出する（協定書第 1 条）。

負担金の金額は、当該年度の貸付額から、当該年度の償還額（担保物権売却価格を含む。）を除いた金額となる（協定書第 3 条）。負担金の支払は概算払いである（協定書第 5 条）。

県社協は、毎年度、精算書を次年度の 4 月末日までに、広島市に提出しなければならない。この精算により負担金に剰余が生じたときは、当該剰余金を、広島市の請求のあった日から 30 日以内に市に返還する。また、不足が生じたときは、県社協は広島市に当該不足額を請求できる（協定書第 8 条第 1 項、第 2 項）。

広島市の負担金の 4 分の 3 は国から支出されている。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点 6）～償還に対するチェック体制について

広島市は、当該年度の貸付額から当該年度の償還額（担保物権売却価格を含む。）を除いた金額を負担金として交付しており、県社協は、毎年度、精算書を次年度の 4 月末日までに広島市に提出しなければならず（協定書第 7 条）、この精算により負担金に剰余が生じたときは、当該剰余金を広島市の請求のあった日から 30 日以内に広島市に返還することになる（協定書第 8 条）。

このように、広島市が負担する金額は償還額次第で大きく変動することから、広島市としては、不必要な支出を避けるため、県社協が償還手続を適切に行っているかを随時チェックすることが重要である。

この点、広島市はア）県社協から前年度の実績報告を受け取った際、及びイ）次年度の予算を計画する際において、県社協に対して電話で進捗確認を行っている。

しかしながら、上記のとおり、広島市が県社協が適切に償還手続を行っているかチェックする重要性は高いことから、最低でも四半期に 1 度は県社協へ進捗を確認すべきであり、確認したことが記録に残るよう書面による回答を求めるべきである。

この点、県社協は毎月各区生活課宛に貸付状況の月次報告書を送付し、年に 1 回、各区生活課宛に状況報告書の提出を求めると共に、世帯状況に変化があれば各区生活課から県社協に連絡をするという方式で状況を把握している。

そこで、県社協が把握している事実を広島市も把握し、それに基づいて県社協による償還手続が適切に行われているかチェックするため、上記方法による確認を行うことを検討されたい。

03-3-1

名称	老人クラブの運営に対する補助金
所管	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課
当初予算（内一般財源）	31,862 千円（21,242 千円）
決算	29,650 千円
補助等団体数（実績）件数	434 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島市老人クラブ運営費補助金交付要綱 広島市老人クラブ運営基準

① 補助金等の概要

高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、もって高齢者の福祉の増進に資するため、老人クラブの活動に対して補助金を交付するものである。交付対象団体は「広島市老人クラブ運営基準」に準拠している老人クラブであり、補助対象経費は老人クラブの運営に必要な報償費、需用費、備品購入費、役務費並びに使用料及び賃借料に対して補助金を交付するとされている。「広島市老人クラブ運営基準」に規定されている対象クラブとは、60 歳以上の正会員が 30 人以上所属している老人クラブとされている。

交付額についてはクラブの正会員数に応じて定まった金額（年額）を申請書が提出された後に前払いする。

② 監査の結果

【監査の指摘】（視点 6）～書類の期限内提出について

広島市補助金等交付規則第 15 条第 1 項において「補助事業者等は、当該補助事業等が完了したときは、その完了の日から 40 日以内に補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない」とあり、その書類として同項第 3 号において「領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し」とある。

実績報告書提出の際に各団体から提示を受けた領収書等について担当職員が確認したとあるが、コピーを取ることもなくまた確認した日付についても記録が残っていなかった。

広島市補助金等交付規則に沿った運用がされていないため見直しをすべきである。

03-3-2

名称	広島市老人クラブ連合会に対する補助金(活動推進事業)
所管	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課
当初予算(内一般財源)	25,976千円(12,988千円)
決算	24,908千円
補助等団体数(実績)件数	1件
根拠となる法令等(広島市補助金等交付規則を除く)	—

① 補助金等の概要

公益財団法人広島市老人クラブ連合会に対して交付する47,405千円のうち、連合会事務局に設置された老人クラブ活動推進員に対して、老人クラブの育成指導と、同連合会が実施する活動の指導を行うため補助金を交付するものである。具体的には老人クラブ活動推進員の給与、また区老人クラブ連合会事務局嘱託職員雇用費の助成、広島市老人福祉大会の開催事業費に対するものとなっている。なお、この補助金については国庫補助率が2分の1となっている。交付額については概算払いにより4回に分けて交付することになっているが、第2期以降については執行計画書及び執行状況報告書に基づいて交付することとなっている。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

03-3-3

名称	広島市老人クラブ連合会に対する補助金(活動事業)
所管	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課
当初予算(内一般財源)	6,476千円(3,887千円)
決算	4,983千円
補助等団体数(実績)件数	1件
根拠となる法令等(広島市補助金等交付規則を除く)	—

① 補助金等の概要

公益財団法人広島市老人クラブ連合会に対して交付する47,405千円のうち、連合会活動

事業である社会奉仕活動事業、老人教養講座開催事業、老人クラブ会員加入促進対策事業、健康増進事業、広報活動事業に対する補助金となっている。交付額については概算払いにより 4 回に分けて交付することになっているが、第 2 期以降については執行計画書及び執行状況報告書に基づいて交付することとなっている。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

03-3-4

名称	広島市老人クラブ連合会に対する補助金(高齢者相互支援・友愛活動事業)
所管	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課
当初予算(内一般財源)	2,793 千円(1,862 千円)
決算	2,505 千円
補助等団体数(実績)件数	1 件
根拠となる法令等(広島市補助金等交付規則を除く)	—

① 補助金等の概要

公益財団法人広島市老人クラブ連合会に対して交付する 47,405 千円のうち、各区老人クラブ連合会シルバーリーダー研修会開催事業分担金、学区老人クラブ連合会シルバーリーダー連絡会議開催事業分担金、単位老人クラブ友愛活動事業分担金等に対する補助金となっている。交付額については概算払いにより 4 回に分けて交付することになっているが、第 2 期以降については執行計画書及び執行状況報告書に基づいて交付することとなっている。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

03-3-5

名称	広島市老人クラブ連合会に対する補助金(健康づくり事業)
所管	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課
当初予算(内一般財源)	12,160 千円(6,737 千円)
決算	10,064 千円
補助等団体数(実績)件数	1 件
根拠となる法令等(広島市補助金等交付規則を除く)	—

① 補助金等の概要

公益財団法人広島市老人クラブ連合会に対して交付する 47,405 千円のうち、ひとり暮らし老人等健康交流事業費、スポーツ大会開催事業費、健康増進教室等開催事業費、学区老人クラブ連合会健康づくり活動支援事業に対する補助金となっている。交付額については概算払いにより 4 回に分けて交付することになっているが、第 2 期以降については執行計画書及び執行状況報告書に基づいて交付することとなっている。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

名称	軽費老人ホームの運営に係る補助金
所管	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課
当初予算（内一般財源）	323,015 千円（323,015 千円）
決算	324,411 千円
補助等団体数（実績）件数	10 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市軽費老人ホーム運営費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

軽費老人ホームの利用者の負担を軽減するため、社会福祉法人が設置経営する軽費老人ホームの運営に要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付するものである。

交付対象団体は、区域内において軽費老人ホームを設置経営する社会福祉法人であり、補助対象経費は、軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、広島市軽費老人ホーム利用料取扱要領に定める本人から徴収すべきサービスの提供に要する費用の一部を減額した場合における当該減額した経費とする。

交付額は、交付要領に計算式が定められており利用人員を基に交付額が決定される。補助金は年4回の概算払いとなっているが、その都度「軽費老人ホーム運営費補助金交付額算出表」を提出してもらいそれに基づいての交付となっている。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

03-4-1

名称	通所介護サービス等継続支援に係る補助金
所管	健康福祉局高齢福祉部介護保険課
当初予算／補正予算（内一般財源）	16,815 千円／642,974 千円（2,066 千円）
決算	401,292 千円
補助等団体数（実績）件数	195 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要領 広島県地域医療介護総合確保事業補助金交付要綱 広島市新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

新型コロナウイルス感染症の発生による通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行うことで、必要な介護サービスを継続して提供できる環境を整備することを目的にして、介護サービス事業者・介護施設等を運営する者に対して交付される補助金である。緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業については広島県から全額補助が出るため、広島市からの支出は通所系サービスによる安否確認等実施支援事業に限られる。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

名称	民間老人福祉施設の理学療法士等雇用に係る補助金
所管	健康福祉局高齢福祉部介護保険課
当初予算（内一般財源）	2,953 千円（2,953 千円）
決算	1,830 千円
補助等団体数（実績）件数	13 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 民間老人福祉施設理学療法士等雇用費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

民間の老人福祉施設が実施する入所者に対する専門的かつ効果的なリハビリテーションの提供及び職員のリハビリテーションに関する処遇技術の向上を図るための研修等の事業（以下「補助事業」という。）に要する理学療法士等の雇用等に係る経費の一部に対する補助金である。

補助金の交付対象経費は、補助事業の実施期間に施設の区分に応じた 1 月当たりの実施回数の範囲内で行われた回数分の補助事業の理学療法士等（常勤の職員である者を除く。）の費用等に係る経費である。特別養護老人ホームは 2 回、養護老人ホーム及び軽費老人ホームは共に 1 回である。なお、1 回当たりの実施時間は 3 時間以上とされている。

補助金の交付額は、補助金の交付対象経費の実支出額と補助基準額（補助金の交付対象経費となる範囲内の補助事業の実施回数に 1 万円（1 回当たりの基準単価）を乗じて得た額をいう。）とを比較して少ない方の額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）の範囲内である。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点 5）～効果測定について

上記制度により、ひと月当たり、特別養護老人ホームであれば最大 2 万円、養護老人ホーム及び軽費老人ホームは共に最大 1 万円が補助金として交付される。

その際における理学療法士等の勤務時間は最低 3 時間以上とされている。

そのため、複数の事業所において、補助対象経費の半分未満しか補助金が交付されていない。このような補助金が補助事業に貢献し得ているか、現状では判断しがたい。

そこで、効果測定を実施すべきである。その結果次第では、民間の老人施設が補助事業をより積極的に取り組めるよう、当該補助金の交付額を増額するなど、工夫していく必要があると考える。

名称	民間老人福祉施設の整備に係る補助金（創設）
所管	健康福祉局高齢福祉部介護保険課
当初予算／前年度繰越予算（内一般財源）	135,000 千円／227,205 千円（24,205 千円）
決算	395,618 千円
補助等団体数（実績）件数	2 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	民間社会福祉施設整備費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人及び広島市域において障害福祉サービス事業を実施している NPO 法人等（以下「法人等」という。）の負担軽減を図り、もって社会福祉施設の整備を促進するため、法人等がその設置運営する社会福祉施設の整備事業を行う場合に補助金が交付される（民間社会福祉施設整備費補助金交付要綱第 1 条）。

広島市では、「広島市高齢者施策推進プラン（令和 3 年度～令和 5 年度）」に基づき、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の整備を計画的に進めており、令和 3 年度から令和 5 年度を計画期間とする第 8 期計画においては、施設整備において高額となる整備費の負担軽減及び社会福祉施設の整備推進を図るため、補助金を交付している。

補助金には、補助対象施設、補助交付法人等及び補助対象事業により、義務補助分、単市加算分、単市補助分及び県間接補助分がある。

補助金交付の対象となる法人等は「老人福祉施設老朽改築等補助事業者募集要領」記載の基準に従い、社会福祉施設等の施設整備選定委員会において選定される。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点 2）～消費税の仕入控除税額に係る処理について

補助金受給者の補助金受取額は、消費税法上、不課税取引となる。一方で、本件で補助の対象となる整備費については、補助金受給者が整備費支出事業年度に消費税法上の課税事業者であったり、免税事業者であったとしても課税事業者選択届出書を提出することにより課税事業者を選択したりすることにより、整備費について仕入税額控除を受けている可能性を排除できない。

そこで、消費税の仕入控除税額に係る処理について、市全体の統一的な取扱いを定め、規則や要綱等を作成することが望ましい。例えば、本件では、「補助金にかかる消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書」等の提出義務を民間社会福祉施設整備費補助金交付要綱内に明記して、補助金に対応する整備費等について仕入税額控除を受けていないことを書面により確認することが考えられる。

03-4-4

名称	高齢者施設等の防災改修等の支援に係る補助金
所管	健康福祉局高齢福祉部介護保険課
当初予算（内一般財源）	31,784 千円（3,393 千円）
決算	7,730 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島市小規模福祉施設等整備費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を推進する施設及び設備等の整備事業の実施により防災・感染防止体制の強化に資することを目的として定められた地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱及び同交付金実施要綱に規定されているように、小規模福祉施設等の設置等を行う事業者が当該施設においてスプリンクラー設備等を整備する事業等に要する経費に対して交付する補助金である。

令和4年度は一次募集で決まった2事業者が辞退したことから二次募集をかけて、1事業者が認定された。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

名称	民間老人福祉施設の整備に係る補助金（改築）
所管	健康福祉局高齢福祉部介護保険課
当初予算／前年度繰越予算（内一般財源）	331,588 千円／39,487 千円（45,475 千円）
決算	266,590 千円
補助等団体数（実績）件数	7 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	民間社会福祉施設整備費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人及び広島市域において障害福祉サービス事業を実施している NPO 法人等（以下「法人等」という。）の負担軽減を図り、もって社会福祉施設の整備を促進するため、法人等がその設置運営する社会福祉施設の整備事業を行う場合に補助金が交付される（民間社会福祉施設整備費補助金交付要綱第 1 条）。

広島市では、「広島市高齢者施策推進プラン（令和 3 年度～令和 5 年度）」に基づき、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の整備を計画的に進めており、令和 3 年度から令和 5 年度を計画期間とする第 8 期計画においては、施設整備において高額となる整備費の負担軽減及び社会福祉施設の整備推進を図るため、補助金を交付している。

補助金には、補助対象施設、補助交付法人等及び補助対象事業により、義務補助分、単市加算分、単市補助分及び県間接補助分がある。

補助金交付の対象となる法人等は「老人福祉施設老朽改築等補助事業者募集要領」記載の基準に従い、社会福祉施設等の施設整備選定委員会において選定される。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点 2）～消費税の仕入控除税額に係る処理について

補助金受給者の補助金受取額は、消費税法上、不課税取引となる。一方この補助の対象となる整備費については、補助金受給者が整備費支出事業年度に消費税法上の課税事業者であったり、免税事業者であったとしても課税事業者選択届出書を提出することにより課税事業者を選択したりすることにより、整備費について仕入税額控除を受けている可能性を排除できない。

そこで、消費税の仕入控除税額に係る処理について、市全体の統一的な取扱いを定め、規則や要綱等を作成することが望ましい。例えば、本件では、「補助金にかかる消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書」等の提出義務を民間社会福祉施設整備費補助金交付要綱内に明記して、補助金に対応する整備費等について仕入税額控除を受けていないことを書面により確認することが考えられる。

名称	地域密着型サービス事業所等の施設整備に係る補助金（普建以外）
所管	健康福祉局高齢福祉部介護保険課
当初予算／前年度繰越予算（内一般財源）	167,512 千円／130,045 千円（一）
決算	283,010 千円
補助等団体数（実績）件数	13 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	民間社会福祉施設整備費補助金交付要綱、指定地域密着型サービス事業所整備費等補助金交付要綱

① 補助金等の概要

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 42 条の 2 に規定する広島市長が指定した指定地域密着型サービス事業者又は法第 54 条の 2 に規定する広島市長が指定した指定地域密着型介護予防サービス事業者がそれぞれ当該事業を行う事業所を整備する事業等に要する経費に対して広島市が補助金を交付している。

補助金の金額は基準額が（1）定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所が 1 施設当たり 5,940 千円、（2）認知症対応型通所介護事業所が 1 施設当たり 11,900 千円、（3）小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所が 1 施設当たり 33,600 千円である。

対象経費は対象施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度とする。）である。ただし、別の負担金、補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同様と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等が含まれる。

交付額は総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額と基準額と対象経費の実支出額とを比較して最も少ない額を交付する。ただし、内容欄に定める広島県の補助金の決定額の範囲内とされている。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

名称	地域密着型サービス事業所等の施設整備に係る補助金（普建）
所管	健康福祉局高齢福祉部介護保険課
当初予算（内一般財源）	376,543 千円（一）
決算	261,531 千円
補助等団体数（実績）件数	19 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	民間社会福祉施設整備費補助金交付要綱及び指定地域密着型サービス事業所整備費等補助金交付要綱

① 補助金等の概要

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 42 条の 2 に規定する広島市長が指定した指定地域密着型サービス事業者又は法第 54 条の 2 に規定する広島市長が指定した指定地域密着型介護予防サービス事業者がそれぞれ当該事業を行う事業所を整備する事業等に要する経費に対して広島市が補助金を交付している。

補助金の金額は基準額が（1）定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所が 1 施設当たり 5,940 千円、（2）認知症対応型通所介護事業所が 1 施設当たり 11,900 千円、（3）小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所が 1 施設当たり 33,600 千円である。

対象経費は対象施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度とする。）である。ただし、別の負担金、補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同様と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等が含まれる。

交付額は総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額と基準額と対象経費の実支出額とを比較して最も少ない額を交付する。ただし、広島県の補助金の決定額の範囲内とされている。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

名称	物価高騰に伴う社会福祉施設等支援に係る補助金 (介護分)
所管	健康福祉局高齢福祉部介護保険課
当初予算／補正予算（内一般財源）	－／1,185,308 千円（－）
決算	578,393 千円
補助等団体数（実績）件数	263 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援 金支給要綱

① 補助金等の概要

物価が高騰する中であって、社会福祉施設の利用者に価格転嫁することなく、介護・障害福祉サービス等続ける事業者の負担を軽減し、安定した事業運営を維持できるよう支援するために支給される社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金である。

支援対象期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 12 ヶ月間である（広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業支援金支給要綱（以下「要綱」という。）第 4 条）。

支援金の額は、入所系サービス提供施設等が $(36,000 \text{ 円} \times \text{月当たり給付対象利用者数(人)} \times \text{支援対象期間(月)}) / (30 \text{ (日)} \times 12 \text{ 月})$ であり、通所系サービス提供事業所等が $(12,000 \text{ 円} \times \text{月当たり給付対象利用者数(人)} \times \text{支援対象期間(月)}) / (30 \text{ (日)} \times 12 \text{ 月})$ である（要綱第 6 条第 1 項）。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

03-5-1

名称	民間心身障害者福祉施設借入金元金償還に係る補助金
所管	健康福祉局障害福祉部障害自立支援課
当初予算（内一般財源）	24,195 千円（24,195 千円）
決算	23,715 千円
補助等団体数（実績）件数	13 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	独立行政法人福祉医療機構資金借入金補助要綱

① 補助金等の概要

独立行政法人福祉医療機構資金借入金に係る償還金として法人が支払う経費（機構償還金）に対し、補助金を交付するものである。補助対象経費は、法人が、独立行政法人福祉医療機構法に規定する施設の設置又は整備に必要な資金（土地取得費及び敷地造成工事費を除く。）に係る機構償還金として支払う経費である。また、交付額については要綱に算出額の上限が定められておりその金額の範囲内で交付することとしている。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

03-5-2

名称	グループホーム重度障害者受入促進に係る補助金
所管	健康福祉局障害福祉部障害自立支援課
当初予算（内一般財源）	35,100 千円（35,100 千円）
決算	49,036 千円
補助等団体数（実績）件数	17 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島市共同生活援助重度障害者受入促進補助金交 付要綱

① 補助金等の概要

重度障害者が地域で自立して生活していくための支援の充実・強化を図るため、共同生活援助を広島市の区域内で行う事業者に対して交付するものである。対象となる事業者は障害支援区分 4 以上の重度障害者が入居している共同生活援助事業所を運営する法人となっており、補助金の額は支援区分 4 は、1 人につき年額 17 万円、支援区分 5 は、1 人につき年額 27 万円、支援区分 6 は、1 人につき年額 37 万円であり、それぞれの年間平均人数を乗じた金額を交付するものである。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

03-6-1

名称	地域活動支援センターⅢ型事業に係る補助金
所管	健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課
当初予算（内一般財源）	158,051 千円（101,902 千円）
決算	157,871 千円
補助等団体数（実績）件数	14 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島市地域活動支援センターⅢ型事業費補助金交 付要綱

① 補助金等の概要

地域活動支援センターⅢ型事業とは、障害者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行う事業であり、その事業を行う者に対して交付するものである。補助金額は利用者 1 日当たり 3,800 円で算定されたものである。交付については四半期ごとに概算払いをし年度末には精算を行っている。Ⅲ型事業者は、広島市内に現在 14 事業所が設置されているが全事業所に対して補助金を交付している。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

名称	広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）運営補助
所管	健康福祉局原爆被害対策部調査課
当初予算（内一般財源）	223,299 千円（223,299 千円）
決算	260,515 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	－

① 補助金等の概要

広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）は、被爆者の援護対策の充実強化を図るとともに、被爆者の健康の保持増進を図ることを目的として、昭和 48 年に一般財団法人広島市原爆被爆者協議会（以下「被爆者協議会」という。）が広島市、広島県及び日本自転車振興会の助成を受けて被爆者保養施設として開設した施設であり、広島市域内にある保養施設として、被爆者の心身の療養と健康管理の向上に大きく寄与することが期待されている。

神田山荘は、低廉な料金で被爆者の利用に供している施設の性格や被爆者の減少等から、独自の運営は困難となっている。

そこで、施設運営を健全なものとし、もって被爆者やその家族の福祉の向上を図る目的で、運営費に対する助成として補助金が交付されている。交付された補助金は施設の人件費及び物件費（光熱水費及び委託料など）に充当されている。

② 監査の結果

【監査の意見 1】（視点 6）～双方代理について

広島市長である松井一實氏が代表を務める民間団体が補助金等の交付を求める場合、松井一實氏が補助金等の交付申請を行い、広島市の代表者である松井一實氏が交付決定を下すことになる。これは、私人間における双方代理行為による契約と同様に、広島市の利益が害されるおそれがあることから、民法第 108 条の双方代理が類推適用される（最判平成 16 年 7 月 13 日民集第 58 巻 5 号 1368 頁）。

この点、被爆者協議会は、令和 4 年度広島原爆被爆者療養研究センター運営事業に対する補助金に係るすべての権限を被爆者協議会会長である松井一實氏から、同じく代表理事である被爆者協議会副会長へ委任している。このことから、被爆者協議会からの申請行為及び広島市長による交付決定行為は形式的には双方代理又は双方代理に類似する行為に該当しないとのことであった。

しかし、民法第 108 条の趣旨を鑑みると、たとえ権限を下位の職責の者へ委任したとしても、当該受任者が、組織の最終的決裁権者であり組織の意思決定において最も強い影響力を

有している代表者の意向に沿わない決定を行うことは難しいと考えられることから、双方代理に類似する状況は治癒されているとは言い難い。

したがって、被爆者協議会会長である松井一實氏が被爆者協議会副会長へ補助金に係る権限を委任し、副会長が広島市へ補助金申請を行うことは、民法第 108 条を形式的にくぐり抜けるための便法にすぎないと評価される危険性があることから、その懸念の解消が図られるよう被爆者協議会と協議することが望ましい。

【監査の意見 2】（視点 5）～効果測定について

神田山荘への運営補助のための補助金交付の可否を検討するにあたり、所管課は、神田山荘について、昭和 48 年に開設して以来、広島市域内にある保養施設として、被爆者の心身の療養と健康管理の向上に大きく寄与していると評価している。

もっとも、被爆者の心身の療養と健康管理の向上に大きく寄与していると評価した根拠が不明である。

補助金とは特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するもの（予算事務の手引 9 頁）であることから、神田山荘への運営補助が被爆者の心身の療養と健康管理の向上に大きく寄与しているか、その効果を測定すべきである。そのためにも広島市が効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましい。

また、効果測定を行う際に、同等又はそれ以上の効果を他の民間施設を利用することで得られないかにつき、調査・検討すべきと考える。

補助金の交付に当たっても最少の経費で最大の効果を上げることが求められている（地方自治法第 2 条第 14 項）ところ、被爆者の心身の療養と健康管理の向上という観点を踏まえても、令和 4 年度単年において神田山荘の運営費用として 260,515 千円、施設整備費用として 21,637 千円の計 282,152 千円を補助金として交付することが、被爆者にとって最少の経費で最大の効果を上げているといえるのか、民間の温泉施設で代用した場合により最少の経費で最大の効果が上げられないか、という視点での調査・検討は重要であると考ええる。

今後、時間の流れと共に、被爆者の数が減少していくなか、今までと同様に、神田山荘へ多額の補助金を交付して運営を補助する必要性や相当性があるといえるかにつき、具体的に検証する時期が来ているのではないかと考える。

名称	広島原爆養護ホーム事業に係る助成金
所管	健康福祉局原爆被害対策部調査課
当初予算（内一般財源）	65,172 千円（65,172 千円）
決算	43,634 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 39 条

① 補助金等の概要

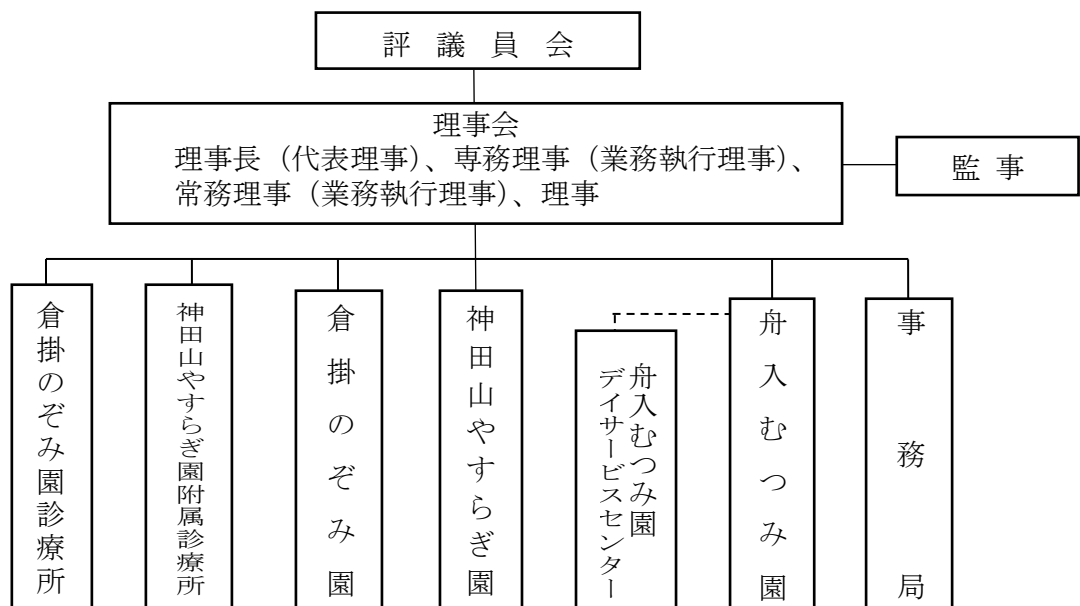
公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団（以下「事業団」という。）は原子爆弾被爆者を援護し、その福祉の向上を図ることを目的として昭和 44 年 3 月に設立された団体である。

事業団の組織図は以下のとおりである。

事業団の事務局は事業団の業務の適正かつ効率的な運営を図るため、事業団に関する事務と共に、施設運営に係る人事、給与、労務及び財務の管理に関する事務並びに各施設の業務運営の調整等の事務を行っている。

事務局の運営資金に対して補助金が交付されており、交付される補助金のうち広島市が 80.2%、広島県が 19.8%を負担している。

事務局の所要経費としては人件費（職員費及び退職金）及び物件費が挙げられている（令和 4 年度収支予算書）。



② 監査の結果

【監査の意見】（視点 2、4）～団体運営補助金について

事業団には令和 4 年度決算時において、43,634 千円が補助金として交付されている。この補助金の対象には、上記のとおり、事務局の人件費が含まれている。このことから、上記補助金は公益的な団体の運営を支援するために交付する補助金である団体運営補助金に該当する。

団体運営補助金については、団体運営補助金の性質がもたらす諸問題を解決するため、事業補助金に係る規則や要綱等明文化された判断基準や規範を定めることが望ましく、それと併せて、団体運営補助金から事業補助金への移行を図る必要な見直しを、期限を設定（3 年程度を想定する）した上で、行うことが望ましい。

もともと、事業団において、他の受託事業における受託費のみで事務局の運営資金を賄うことは容易ではないと考えられる。

そこで、事務局の運営資金のうち人件費については、補助対象者、補助対象経費、補助率・補助金額等を明確化した団体運営補助金に係る規則や要綱等を制定して対応することが望ましい。

名称	原爆死没者慰霊等事業に係る補助金
所管	健康福祉局原爆被害対策部調査課
当初予算（内一般財源）	15,981 千円（5,327 千円）
決算	11,279 千円
補助等団体数（実績）件数	43 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	原爆死没者慰霊等事業補助実施要綱

① 補助金等の概要

原爆死没者を慰霊するために地域・職域単位で行われる慰霊等事業を促進し、永遠の平和を祈念することを目的として、慰霊式典等に対して交付する補助金である。

補助対象事業は慰霊式典、慰霊碑の建設、慰霊碑の改修（既存の慰霊碑の改良、補修、移設等）、死没者を悼む出版物の刊行及び死没者を悼む遺品展・絵画展等各種イベントである。

補助金の額は、総事業費のうち下記表の補助対象事業ごとに定める補助対象経費で実際に支出した経費の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とのいずれか低い方の額に4分の3を乗じて得た金額である。ただし、その額は、下記表の補助対象事業ごとに定める補助限度額の範囲内とされている。

補 助 対 象 事 業	補 助 対 象 経 費	補 助 限 度 額
慰 霊 式 典 (第2条第1項第1号)	慰霊式典に必要な謝礼金、旅費（一般参加者は除く。）、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（お茶代）、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費	1 件につき 500 千円
慰 霊 碑 の 建 設 (第2条第1項第2号)	慰霊碑の建設に必要な謝礼金、需用費（消耗品費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、工事請負費及び備品購入費	1 件につき 1,000 千円

慰 霊 碑 の 改 修 (第2条第1項第3号)	慰霊碑の改修に必要な謝礼金、需用費（消耗品費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、工事請負費及び備品購入費	1件につき 1,000 千円
死没者を悼む出版物の刊行 (第2条第1項第4号)	死没者を悼む出版物の刊行に必要な謝礼金、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料）及び委託料	1件につき 1,000 千円
死没者を悼む各種イベント (第2条第1項第5号)	死没者を悼む各種イベントに必要な謝礼金、旅費（一般参加者は除く。）、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（お茶代）、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費	1件につき 500 千円

（出所：原爆死没者慰霊等事業補助実施要綱）

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

名称	広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）維持補修
所管	健康福祉局原爆被害対策部調査課
当初予算（内一般財源）	21,733 千円（11,733 千円）
決算	21,637 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	－

① 補助金等の概要

広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）は、被爆者の援護対策の充実強化を図るとともに、被爆者の健康の保持増進を図ることを目的として、昭和 48 年に一般財団法人広島市原爆被爆者協議会（以下「被爆者協議会」という。）が広島市、広島県及び日本自転車振興会の助成を受けて被爆者保養施設として開設した施設であり、広島市域内にある保養施設として、被爆者の心身の療養と健康管理の向上に大きく寄与することが期待されている。

神田山荘は、低廉な料金で被爆者の利用に供している施設の性格や被爆者の減少等から、独自の運営は困難となっている。

そこで、施設運営を健全なものとし、もって被爆者やその家族の福祉の向上を図る目的で、施設整備費に対する助成として補助金が交付されている。交付された補助金は、令和 4 年度においては、クアハウス棟トップライト改修工事及び温泉源 E S P 水中ポンプシステム更新整備に関する費用に充当されている。

② 監査の結果

【監査の意見 1】（視点 6）～双方代理について

広島市長である松井一實氏が代表を務める民間団体が補助金等の交付を求める場合、松井一實氏が補助金等の交付申請を行い、広島市の代表者である松井一實氏が交付決定を下すことになる。これは、私人間における双方代理行為による契約と同様に、広島市の利益が害されるおそれがあることから、民法第 108 条の双方代理が類推適用される（最判平成 16 年 7 月 13 日民集第 58 巻 5 号 1368 頁）。

この点、被爆者協議会は、令和 4 年度広島原爆被爆者療養研究センター施設整備事業に対する補助金に係るすべての権限を被爆者協議会会長である松井一實氏から、同じく代表理事である被爆者協議会副会長へ委任している。このことから、被爆者協議会からの申請行為及び広島市長による交付決定行為は形式的には双方代理又は双方代理に類似する行為に該当しないとのことであった。

しかし、民法第 108 条の趣旨を鑑みると、たとえ権限を下位の職責の者へ委任したとして

も、当該受任者が、組織の最終的決裁権者であり組織の意思決定において最も強い影響力を有している代表者の意向に沿わない決定を行うことは難しいと考えられることから、双方代理に類似する状況は治癒されているとは言い難い。

したがって、被爆者協議会会長である松井一實氏が被爆者協議会副会長へ補助金に係る権限を委任し、副会長が広島市へ補助金申請を行うことは、民法第 108 条を形式的にくぐり抜けるための便法にすぎないと評価される危険性があることから、その懸念の解消が図られるよう被爆者協議会と協議することが望ましい。

【監査の意見 2】（視点 5）～効果測定について

神田山荘への運営補助のための補助金交付の可否を検討するにあたり、所管課は、神田山荘について、昭和 48 年に開設して以来、広島市域内にある保養施設として、被爆者の心身の療養と健康管理の向上に大きく寄与していると評価している。

もともと、被爆者の心身の療養と健康管理の向上に大きく寄与していると評価した根拠が不明である。

補助金とは特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するもの（予算事務の手引 9 頁）であることから、神田山荘への運営補助が被爆者の心身の療養と健康管理の向上に大きく寄与しているか、その効果を測定すべきである。そのためにも広島市が効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましい。

また、効果測定を行う際に、同等又はそれ以上の効果を他の民間施設を利用することで得られないかにつき、調査・検討すべきと考える。

補助金の交付に当たっても最少の経費で最大の効果を上げることが求められている（地方自治法第 2 条第 14 項）ところ、被爆者の心身の療養と健康管理の向上という観点を踏まえても、令和 4 年度単年において神田山荘の運営費用として 260,515 千円、施設整備費用として 21,637 千円の計 282,152 千円を補助金として交付することが、被爆者にとって最少の経費で最大の効果を上げているといえるのか、民間の温泉施設で代用した場合により最少の経費で最大の効果が上げられないか、という視点での調査・検討は重要であると考え。今後、時間の流れと共に、被爆者の数が減少していくなか、今までと同様に、神田山荘へ多額の補助金を交付して運営を補助する必要性や相当性があるといえるかにつき、具体的に検証する時期が来ているのではないかと考える。

03-8-1

名称	結核患者医療事業に係る負担金
所管	健康福祉局保健部健康推進課
当初予算（内一般財源）	22,995 千円（6,409 千円）
決算	20,019 千円
補助等団体数（実績）件数	1,257 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	結核医療費国庫負担（補助）金交付要綱 感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱

① 補助金等の概要

結核は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）で「二類感染症」に分類されており、医師及び医療機関は結核の患者を診断したときは同法第 12 条に基づき直ちに保健所への届出を求めている。また、同法第 37 条及び 37 条の 2 において結核医療に係る医療費についての公費負担制度が設けられている。当該負担金は結核医療に係る公費負担分であり、対象となる医療は診察、治療、薬剤の支給、病院への入院等となっている。

なお、当該負担金については結核医療費国庫負担（補助）金交付要綱により国から補助を受けられることになっているため広島市は国に申請書を提出し国庫負担金を受け取っている。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

名称	私立学校結核健康診断補助金事業に係る補助金
所管	健康福祉局保健部健康推進課
当初予算（内一般財源）	15,635 千円（15,635 千円）
決算	13,215 千円
補助等団体数（実績）件数	37 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島市私立学校等結核予防費補助金交付要綱 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関 する法律及び地方自治法

① 補助金等の概要

結核は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）で「二類感染症」に分類されており、同法第 53 条の 2 において学校に対して結核に係る定期の健康診断を行わなければならないと規定している。保健所設置市は同法第 60 条の規定に基づき、健康診断等結核の予防に要する費用に対して 3 分の 2 の補助金を交付するものとされており、当該補助金はこれにあたる。

広島市私立学校等結核予防費補助金交付要綱にしたがって、私立学校が当該健康診断を行った際に申請し交付を受けるものである。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

名称	結核・感染症発生動向調査事業（新型コロナウイルス感染症対策）に係る負担金
所管	健康福祉局保健部健康推進課
当初予算／前年度繰越予算／補正予算（内一般財源）	－／518,035 千円／1,529,633 千円（－）
決算	1,111,229 千円
補助等団体数（実績）件数	9,597 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第 37 条ほか） 感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱

① 補助金等の概要

新型コロナウイルス感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）で「新型インフルエンザ等感染症（二類感染症相当）」に分類されており、医師及び医療機関は当該患者を診断したときは同法第 12 条に基づき直ちに保健所への届出を求めている。また、同法第 37 条及び第 37 条の 2 において医療に係る医療費についての公費負担制度が設けられている。新型コロナウイルス感染症が二類感染症に指定されていたことから当該負担金は結核患者医療事業と同様に、新型コロナウイルス感染症の医療に係る公費負担分であり、対象となる医療は診察、治療、薬剤の支給、病院への入院等となっている。

なお、当該負担金については感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱により国から交付されることになっているため広島市は国に申請書を提出し国庫負担金を受け取っている。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点 4）～透明性について

新型コロナウイルス感染症に係る医療費の負担については法律で定められているように公費負担とすることについては問題ない。ただ、事業の名称が「発生動向調査事業」となっているが、発生動向調査自体は健康推進課が行っている事業である。市民にとっては発生動向調査事業に対して 1,111,229 千円の予算が使われていると誤解を生じる可能性がある。透明性の観点からも「結核患者医療事業」の中に含めてその中で新型コロナウイルス感染症関係の予算の内訳を表示するなどして分かりやすい方法を採用することが望ましい。

名称	新型コロナウイルス感染症に係る検査体制の拡充強化事業に係る負担金
所管	健康福祉局保健部健康推進課
当初予算／前年度繰越予算／補正予算（内一般財源）	－／823,358千円／2,643,068千円（－）
決算	1,430,561千円
補助等団体数（実績）件数	693,604件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島県と広島県医師会が締結したPCR検査に係る委託契約 感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱

① 補助金等の概要

新型コロナウイルス感染症の行政検査（PCR検査又は抗原検査）についてその費用に対する負担金である。行政検査については、広島市はその検査の実施に係る医療機関及びその取りまとめ機関を広島県に委任している。広島県は一般社団法人広島県医師会、広島県内の実施医療機関の間で事務契約書を交わしており広島市はそれに基づいた負担金を支払っている。具体的な流れは、医療機関がPCR検査又は抗原検査を行った報告に基づいて、社会保険診療報酬支払基金広島支部又は広島県国民健康保険団体連合会に対して委託事務費として毎月支払うものとなっている。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

03-8-5

名称	新型コロナウイルスワクチン予防接種事業に係る負担金
所管	健康福祉局保健部健康推進課
当初予算／補正予算（内一般財源）	－／153,283 千円（－）
決算	89,735 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島県新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター運營業務に関する協定書

① 補助金等の概要

国が示す「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」において、市町の役割については相談体制の確保を求めている。広島県においては県内全域を対象とした相談窓口（外部委託によるコールセンター）を令和2年度より一括して設置しておりそれに広島市も参加している。令和4年度においても同様の体制で行ったとのことであり、「広島県新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター運營業務」に参画するため、広島県との間で協定を締結しその費用を負担するものである。

負担金については広島県が当該業務を行う際に契約した外部委託の金額を県内各市町の人口で按分し、広島市が負担する金額を支出することとなっている。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

04-1-1

名称	私立保育園等の一時預かり事業に対する補助金
所管	こども未来局保育指導課
当初予算／補正予算（内一般財源）	86,527 千円／1,605 千円（31,173 千円）
決算	74,012 千円
補助等団体数（実績）件数	120 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島市一般型一時預かり事業補助金交付要綱 広島市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、また地域における保護者の子育てを積極的に支援するとともに、当該地域における保育所入所待機児童の解消を図るため一時預かりを実施した広島市内の私立保育所、私立幼稚園に対して補助する。

延べ利用人数×単価（一定の方法により計算した金額）と実際に要した経費を比較して、いずれか低い金額につき補助を行う。国からの補助金を財源とする。

② 監査の結果

【監査の意見・指摘】なし。

04-1-2

名称	私立幼稚園等預かり保育事業に係る補助金
所管	こども未来局保育指導課
当初予算（内一般財源）	15,610 千円（15,610 千円）
決算	16,704 千円
補助等団体数（実績）件数	40 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島市預かり保育事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

地域における保護者の子育てを積極的に支援するとともに、当該地域における保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所の入所待機児童の解消を図るため、預かり保育を実施する私立幼稚園及び私立認定こども園並びに預かり保育の補助事業を実施する一般社団法人広島市私立幼稚園協会に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

② 監査の結果

【監査の意見・指摘】なし。

04-1-3

名称	私立保育園等借入金元金償還補助に係る補助金
所管	こども未来局保育指導課
当初予算（内一般財源）	117,037 千円（117,037 千円）
決算	116,629 千円
補助等団体数（実績）件数	37 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	独立行政法人福祉医療機構資金借入金補助要綱

① 補助金等の概要

社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人等の健全な育成と発展を図るため、独立行政法人福祉医療機構資金借入金に係る償還金として法人が支払う経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

保育園等の建築や改築に際し、借入金で対応した場合の元金・利子に対する補助金である。

② 監査の結果

【監査の意見・指摘】なし。

04-1-4

名称	私立保育園等 I C T 化推進事業に係る補助金
所管	こども未来局保育指導課
当初予算（内一般財源）	7,842 千円（2,614 千円）
決算	2,974 千円
補助等団体数（実績）件数	14 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市私立保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱 広島市私立保育所等における事故防止推進事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

広島市内の私立の保育所等の設置者が、保育所等における I C T 化を推進し、保育士の業

務負担の軽減を図る事業に対し、1 保育所等当たり、375 千円と対象経費の 3/4 を比較して少ない額を補助する。

補助金の交付対象となる費用は、保育業務支援システムの導入、リース料、工事費、備品購入費等であり、具体的には、システム保育日誌の導入、睡眠中の事故防止アラーム機器の導入などである。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点 5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げられるようにしなければならない。」（地方自治法第 2 条第 14 項）。補助金の交付に当たっても、最小の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

当該補助金における効果測定は、園からの感想程度に留まっており、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましい。

04-1-5

名称	私立保育園等の整備に係る補助金（創設）
所管	こども未来局保育指導課
当初予算（内一般財源）	689,637 千円（15,525 千円）
決算	642,224 千円
補助等団体数（実績）件数	3 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	民間社会福祉施設整備費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人及び広島市域において障害福祉サービス事業を実施している NPO 法人等が保育施設等を創設する場合にその負担軽減を図り、社会福祉施設の整備を促進するため、法人等がその設置経営する社会福祉施設の整備事業を行う場合、この事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

国が 1/2、広島市が 1/4 を補助し、法人等が 1/4 を負担することとなっている。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

04-1-6

名称	私立保育園等の整備に係る補助金（大規模修繕）
所管	こども未来局保育指導課
当初予算（内一般財源）	123,750 千円（8,250 千円）
決算	101,145 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	民間社会福祉施設整備費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人及び広島市域において障害福祉サービス事業を実施している N P O 法人等が保育施設等を大規模修繕する場合にその負担軽減を図り、社会福祉施設の整備を促進するため、法人等がその設置経営する社会福祉施設の整備事業を行う場合、この事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

国が 1/2、広島市が 1/4 を補助し、法人が 1/4 を負担することとなっている。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

04-1-7

名称	認可外保育施設整備費支援事業に係る補助金
所管	こども未来局保育指導課
当初予算（内一般財源）	25,575 千円（3,092 千円）
決算	—
補助等団体数（実績）件数	—
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島市認可外保育施設認可化移行支援事業補助金 交付要綱

① 補助金等の概要

社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人及び広島市域において障害福祉サービス事業を実施している N P O 法人等が認定外保育施設等を創設する場合にその負担軽減を図り、社会福祉施設の整備を促進するため、法人等がその設置経営する社会福祉施設の整備事業を行う場合、この事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

国が 1/2、広島市が 1/4 を補助し、法人が 1/4 を負担することとなっている。

② 監査の結果

【監査の意見・指摘】なし。

04-1-8

名称	私立保育園等の職員配置に係る補助金
所管	こども未来局保育指導課
当初予算（内一般財源）	117,444 千円（117,444 千円）
決算	140,412 千円
補助等団体数（実績）件数	174 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島市私立保育所等職員配置費交付要綱

① 補助金等の概要

広島市内の私立の保育所等に対し、保育事業の円滑な運営を図るため、予算の範囲内において、保育所等が職員を配置することに要する経費の一部を交付している。

保育士が年休等を取りづらい状況であり処遇改善のため、新しく職員等を雇用した場合に一定の計算式で算出した人件費部分を補助する。広島市独自の施策である。

② 監査の結果

【監査の意見・指摘】なし。

04-1-9

名称	障害児保育事業に係る補助金（私立）
所管	こども未来局保育指導課
当初予算（内一般財源）	196,712 千円（190,532 千円）
決算	231,602 千円
補助等団体数（実績）件数	70 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島市障害児保育補助金交付要綱

① 補助金等の概要

障害児保育事業の充実を図るため、保育所等に対し、予算の範囲内において広島市障害児保育補助金を交付する。保育士等の人件費等障害児保育に必要な経費に充てる。

障害児に対して保育士等を配置した場合に支払った賃金の額と公立保育所の会計年度任

用職員の合計額に当該月の保育所等開所日数を乗じて得た額のうち、いずれか少ない方の額を補助する。

② 監査の結果

【監査の意見・指摘】なし。

04-1-10

名称	私立保育園の運営に係る補助金
所管	こども未来局保育指導課
当初予算（内一般財源）	13,728,570 千円（4,774,161 千円）
決算	12,845,952 千円
補助等団体数（実績）件数	101 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島市私立保育所等運営費支弁要綱

① 補助金等の概要

私立保育園に係る運営費は、入所児童に対する保育業務について、広島市から私立保育園への委託費的なものであり、広島市が私立保育園へ支弁する。私立保育園では通常、運営費収入が事業収入の8割を占めている。運営費収入のほかには、経常経費補助金収入（一時保育時に係る補助）や延長保育利用料収入などがあるが、事実上、運営費を主たる財源としている。運営費は、子供数×単価で計算されるが単価には子供数や保育士等の数により様々な加算がある。

② 監査の結果

【監査の意見・指摘】なし。

04-1-11

名称	延長保育事業に係る補助金（私立）
所管	こども未来局保育指導課
当初予算（内一般財源）	782,156 千円（702,492 千円）
決算	768,406 千円
補助等団体数（実績）件数	146 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島市私立保育所延長保育費交付要綱

① 補助金等の概要

広島市に所在する私立の保育園等に対し、延長保育の実施に必要な経費を交付している。一定の計算式により算出した延長保育に係る人件費と間食代、夕食代が補助の対象となる。申請事業者は実施年度の4月1日に計画書と申請書を、毎月実績報告書を提出している。

② 監査の結果

【監査の意見・指摘】なし。

04-1-12

名称	きんさい！みんなの保育園事業に係る補助金（私立）
所管	こども未来局保育指導課
当初予算（内一般財源）	14,964千円（14,964千円）
決算	11,918千円
補助等団体数（実績）件数	75件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市きんさい！みんなの保育園事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

私立保育所に対し、世代間交流等事業・異年齢児交流等事業・育児講座・子育て支援事業・はじめての子育て応援事業・父親の育児参加支援事業・養育支援の必要な家庭への支援・保育園の特性を活かした取り組み等の承認を得た事業に対して補助する。

補助金の交付額は、その事業実施に必要な経費の実支出額から事業の実施に係る寄附金その他の収入額を控除した額と、補助基準額1事業当たり100千円とを比較して少ない方の額とし、1私立保育園等につき200千円を限度とする。

継続的な事業開催を目的として年4回以上の事業開催を私立保育所に対し要望している。

② 監査の結果

【監査の意見・指摘】なし。

04-1-13

名称	私立認定こども園の運営に係る補助金
所管	こども未来局保育指導課
当初予算（内一般財源）	8,320,996 千円(2,288,920 千円)
決算	9,233,140 千円
補助等団体数（実績）件数	54 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島市私立保育所等運営費支弁要綱

① 補助金等の概要

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項に規定する確認を受けた私立の認定こども園に対し、教育・保育に要する費用を支弁する補助金である。初日在籍人員報告書に基づく月の初日において入所している児童の数に、当該児童に適用する支弁単価を乗じて得た額が支弁される。ただし、認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所にあつては、当該額から広島市子ども・子育て支援法施行細則（平成 27 年広島市規則第 1 号）第 3 条に規定する保育料の額を控除した額が支弁される。実績値が予算を上回っているが、予算流用し予算不足を補っている。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

04-1-14

名称	私立幼稚園の運営に係る補助金
所管	こども未来局保育指導課
当初予算（内一般財源）	2,347,414 千円（740,611 千円）
決算	2,062,296 千円
補助等団体数（実績）件数	21 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島市私立保育所等運営費支弁要綱

① 補助金等の概要

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項に規定する確認を受けた私立の幼稚園に対し、教育・保育に要する費用を支弁する補助金である。初日在籍人員報告書に基づく月の初日において入所している児童の数に、当該児童に適用する支弁単価を乗じて得た額が支弁される。ただし、認定こども園、小規模保育事業

所及び事業所内保育事業所にあつては、当該額から広島市子ども・子育て支援法施行細則（平成 27 年広島市規則第 1 号）第 3 条に規定する保育料の額を控除した額が支弁される。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

04-1-15

名称	地域型保育事業所の運営に係る補助金
所管	こども未来局保育指導課
当初予算（内一般財源）	2,300,453 千円（565,095 千円）
決算	2,304,017 千円
補助等団体数（実績）件数	62 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市私立保育所等運営費支弁要綱

① 補助金等の概要

地域型保育事業所とは、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所である。

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項に規定する確認を受けた私立の地域型保育事業所に対し、教育・保育に要する費用を支弁する補助金である。初日在籍人員報告書に基づく月の初日において入所している児童の数に、当該児童に適用する支弁単価を乗じて得た額が支弁される。ただし、認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所にあつては、当該額から広島市子ども・子育て支援法施行細則（平成 27 年広島市規則第 1 号）第 3 条に規定する保育料の額を控除した額が支弁される。実績値が予算を上回っているが、予算流用し予算不足を補っている。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

04-1-16

名称	広域入所施設の運営に係る補助金
所管	こども未来局保育指導課
当初予算（内一般財源）	109,632 千円（34,073 千円）
決算	133,929 千円
補助等団体数（実績）件数	170 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	子ども子育て支援法

① 補助金等の概要

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項に規定する確認を受けた私立の保育所等に対し、教育・保育に要する費用を支弁する補助金である。初日在籍人員報告書に基づく月の初日において入所している児童の数に、当該児童に適用する支弁単価を乗じて得た額が支弁される。ただし、認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所にあつては、当該額から広島市子ども・子育て支援法施行細則（平成 27 年広島市規則第 1 号）第 3 条に規定する保育料の額を控除した額が支弁される。原則、居住する市町村の保育所等へ入所するが、保護者が置かれている環境に応じて、居住する市町村以外の保育所等へ入所できる「広域利用」の体制が整備されている。

この場合、広域入所負担金として支弁される。広島市在住の子どもが広島市以外の保育所等に通っている場合、広島市が広域入所負担金として支弁する。実績値が予算を上回っているが、予算流用し予算不足を補っている。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

名称	保育士等処遇改善事業に係る補助金（私立）
所管	こども未来局保育指導課
当初予算（内一般財源）	496,830 千円(496,830 千円)
決算	515,794 千円
補助等団体数（実績）件数	238 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市保育士等処遇改善事業費交付要綱

① 補助金等の概要

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項に規定する確認を受けた私立の保育所等に対し、教育・保育に要する費用を支弁される運営費に加算され支弁される。本来、勤続年数 11 年で処遇改善されなくなる制度であるが、広島市独自で勤続年数 12 年以上について処遇改善のために補助している。実績値が予算を上回っているが、予算流用し予算不足を補っている。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点 5）～効果検証について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第 2 条第 14 項）。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。そのため、補助金等の公募時には計画（効果予測）が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。本事業について、どのように効果検証しているか質問したところ、以下の回答を得た。

賃金改善計画書実績報告書による報告を受けています。

この点、賃金改善計画書実績報告書により報告を受けるだけでは、十分な効果検証を実施しているとは言い難い。したがって、創意工夫し効果検証していただきたい。

名称	保育士等増員配置に係る補助金
所管	こども未来局保育指導課
当初予算（内一般財源）	50,156 千円（50,156 千円）
決算	48,368 千円
補助等団体数（実績）件数	16 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市私立保育所等保育士等増員配置費交付要綱

① 補助金等の概要

定員 200 人以上の大規模な保育園等では、児童への目配りや保育士等間の連携等業務量が多いことから、保育士等を定数を超えて増員配置した場合に、雇用経費を補助する広島市独自の補助金である。以下補助対象と補助金の額についてである。

- (1) 補助対象：保育認定（2 号・3 号）の定員が 200 名以上の保育園等
- (2) 補助金の額：各保育園等の担当職員 1 人に対する賃金（交通費は含み、公定価格の処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）、処遇改善等加算Ⅱ及び処遇改善等加算Ⅲ並びに広島市保育士等処遇改善事業を除く。）と次に掲げる会計年度任用職員（保育士として任用されたものをいう。）の賃金を比較してどちらか低い方の額
 - ・賃金 日額単価 10,460 円×1 ヶ月分の実勤務日数
 - ・交通費 日額単価 2,000 円×1 ヶ月分の実勤務日数

② 監査の結果

【監査の意見】（視点 5）～効果検証について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第 2 条第 14 項）。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。そのため、補助金等の公募時には計画（効果予測）が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。本事業について、どのように効果検証しているか質問したところ、以下の回答を得た。

実績報告書による報告を受けています。

この点、実績報告書により報告を受けるだけでは、十分な効果検証を実施しているとは言い難い。したがって、創意工夫し効果検証していただきたい。

名称	私立保育園等入所児童の欠員に対する補助金
所管	こども未来局保育指導課
当初予算（内一般財源）	428,096 千円（424,779 千円）
決算	590,963 千円
補助等団体数（実績）件数	141 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	定員払い事務費支弁要綱

① 補助金等の概要

4 月から 9 月までの間において、本補助の算定で用いる定員（2・3 号認定のみ、以下「定員払い定員」という。）まで入所児童数が達していない施設において、定員払い定員まで受入が可能な職員を配置していた場合であり、かつ、月ごとの受入可能児童数に係る必要保育士数（①）と利用定員に係る必要保育士数（②）を比較し①が②以上になる場合に支給対象となる補助金である。待機児童解消目的で設定されている広島市独自の補助金である。実績については、予算を上回っているが、予算流用により予算不足を補っている。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点 5）～効果検証について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第 2 条第 14 項）。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。そのため、補助金等の公募時には計画（効果予測）が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。本事業について、どのように効果検証しているか質問したところ、以下の回答を得た。

受入可能児童数等に係る確認票及び職員配置基準算定表により、当該補助事業要件を満たしていることを確認しています。

この点、当該補助事業要件を満たしていることを確認するだけでは、十分な効果検証を実施しているとは言い難い。したがって、創意工夫し効果検証していただきたい。

名称	保育補助者雇上強化事業に係る補助金
所管	こども未来局保育指導課
当初予算（内一般財源）	145,085 千円（36,272 千円）
決算	214,948 千円
補助等団体数（実績）件数	88 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島市私立保育所等における保育補助者雇上強化事 業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

私立保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇上げに必要な経費を補助するものである。1 施設当たりの上限額は、定員 120 名以下で年額 3,104 千円であり、定員 121 人以上が年額 6,208 千円である。実績値については、予算を上回っており、予算流用によって予算不足を補っている。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点 5）～効果検証について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第 2 条第 14 項）。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。そのため、補助金等の公募時には計画（効果予測）が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。本事業について、どのように効果検証しているか質問したところ、以下の回答を得た。

実績報告書による報告を受けています。

この点、実績報告書により報告を受けるだけでは、十分な効果検証を実施しているとはいえない。したがって、創意工夫し効果検証していただきたい。

04-2-1

名称	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に係る補助金
所管	こども未来局こども・家庭支援課
当初予算（内一般財源）	24,059 千円（3,971 千円）
決算	21,707 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親や、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的として、社会福祉法人広島県社会福祉協議会が行う、ひとり親家庭の親に対する高等職業訓練促進資金貸付事業に要する経費に対し、補助金を交付する。

② 監査の結果

【監査の意見・指摘】なし。

04-2-2

名称	養護施設等措置費支弁に係る負担金
所管	こども未来局こども・家庭支援課
当初予算（内一般財源）	91,125 千円（68,828 千円）
決算	51,872 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	児童福祉法、児童福祉法施行令

① 補助金等の概要

児童自立支援施設は、児童福祉法により「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設」と定められ、同法第 35 条及び同法施行令第 36 条の規定に基づき、政令指定都市に設置が義務付けられている。

しかしながら政令指定都市移行当時、広島市が児童自立支援施設へ措置する児童の数が

少なく、また広島県の児童自立支援施設への入所状況をみても認定定員 70 人に対し、毎年暫定定員を認定し認定定員を大幅に下回っていた状況があり、施設に十分な収容能力があることから、広島市は昭和 55 年 3 月 17 日広島県と広島市の事務分担に関する覚書を締結し、当分の間、県の児童自立支援施設（広島県立広島学園）を利用し、それに係る経費について負担することとした。

入所人数の実績に応じ半期ごとの通常払いにより広島市負担分の支払いをしている。

② 監査の結果

【監査の意見・指摘】なし。

04-2-3

名称	児童養護施設等体制強化事業に係る補助金
所管	こども未来局こども・家庭支援課
当初予算（内一般財源）	58,747 千円（29,374 千円）
決算	41,625 千円
補助等団体数（実績）件数	6 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱

① 補助金等の概要

広島市内における児童養護施設等の設置者が、児童指導員や養育者等直接処遇職員の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童養護施設等の人材の確保に取り組むため、直接処遇職員の補助を行う者を雇い上げる事業及び児童相談所OB等を活用したスーパーバイズを実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

1/2 を国、1/2 を広島市が補助する。児童養護施設等の設置者は、年度計画や実績報告書を提出している。

② 監査の結果

【監査の意見・指摘】なし。

04-2-4

名称	小児慢性特定疾病医療費助成事業に係る補助金
所管	こども未来局こども・家庭支援課
当初予算（内一般財源）	450,621 千円(225,311 千円)
決算	433,553 千円
補助等団体数（実績）件数	1,617 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島市小児慢性特定疾病医療費支給事務取扱要領

① 補助金等の概要

児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病にかかっている児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病に係る医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度である。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

04-2-5

名称	未熟児養育医療給付事業に係る補助金
所管	こども未来局こども・家庭支援課
当初予算（内一般財源）	96,514 千円（19,759 千円）
決算	69,692 千円
補助等団体数（実績）件数	419 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	未熟児療育医療給付実施要領

① 補助金等の概要

生活力が特に弱いなど、生まれてすぐに入院治療の必要があると医師が認めた未熟児（1歳未満）に対し、指定された医療機関で医療の給付を行う事業である。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

04-2-6

名称	地域子育て支援拠点事業に係る補助金
所管	こども未来局こども・家庭支援課
当初予算（内一般財源）	122,118 千円（46,642 千円）
決算	114,612 千円
補助等団体数（実績）件数	14 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市地域子育て支援拠点事業等補助金交付要綱

① 補助金等の概要

子育て家庭の孤立化を防止し、保護者の子育てに対する不安や負担感の軽減及び地域における子育て力の向上を図ることを目的とし、子育て家庭の親とその子ども（概ね3歳未満の乳幼児及び保護者。）がいつでも気軽に集い、相互交流を図るとともに子育ての相談が受けられる場を開設運営する団体において、当該開設運営に要する経費に対し、予算の範囲内において広島市地域子育て支援拠点事業等補助金を交付している。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

05-1-1

名称	家庭用スマートエネルギー設備設置に係る補助金
所管	環境局温暖化対策課
当初予算（内一般財源）	12,900 千円（12,900 千円）
決算	12,750 千円
補助等団体数（実績）件数	425 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島市家庭用スマートエネルギー設備設置補助金 交付要綱

① 補助金等の概要

この補助金は、エネルギー利用のスマート化を推進し、もって地球温暖化防止に資するため、交付するものである。

1 補助金の交付対象は、次のいずれか。

(1) 住宅に家庭用燃料電池又は家庭用蓄電池（以下「補助対象機器」という。）を設置する工事

(2) 補助対象機器が設置された住宅の購入

2 補助対象者は、次のいずれにも該当する個人

(1) 広島市の区域内に居住する個人

(2) 広島市税を滞納していない個人

(3) 次に掲げるいずれかに該当する個人

ア 一戸建住宅又は共同住宅の所有者であって、自らが居住又は賃貸する当該一戸建住宅又は共同住宅の住戸に補助対象機器を設置する個人

イ 分譲共同住宅の区分所有者であって、居住又は賃貸する自らの専有部分に補助対象機器を設置する個人

ウ 一戸建住宅、共同住宅又は分譲共同住宅の賃借人であって、当該住宅の自らが居住の用に供する部分に補助対象機器を設置する個人

エ 自ら居住又は賃貸するために、補助対象機器が設置された一戸建住宅、共同住宅又は分譲共同住宅の専有部分を購入する個人

3 補助対象の家庭用燃料電池は、次のいずれにも該当すること。

(1) 一般社団法人燃料電池普及促進協会により機器指定を受けている未使用品であるもの

(2) 1 台当たりの機器費及び工事費の合計額が 20 万円以上で、広島市の他の補助金の交付を受けていないもの

4 補助対象の家庭用蓄電池は、次のいずれにも該当すること。

(1) 環境省の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業の補助対象システムとして指定された未使用品であるもの

- (2) 1 台当たりの機器費及び工事費の合計額が 20 万円以上で、広島市の他の補助金の交付を受けていないもの
 - (3) 常時、太陽光発電システム又は家庭用燃料電池と接続し、同システム等が発電する電力を充放電できる蓄電容量が 1kWh 以上のもの
- 5 補助金の交付額は 1 台当たり 3 万円、募集台数は家庭用燃料電池 120 台及び家庭用蓄電池 310 台、申請受付期間は令和 4 年 4 月 15 日から令和 5 年 1 月 31 日まで

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

05-2-1

名称	広島市公衆衛生推進協議会に対する補助金
所管	環境局業務部業務第一課
当初予算（内一般財源）	14,038 千円（14,038 千円）
決算	13,294 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	特定非営利活動法人広島市公衆衛生推進協議会補 助金交付要綱

① 補助金等の概要

公衆衛生に関する自主活動を通じて、市民の保健衛生、環境保全に関する知識の啓発や健康増進、都市美化及びゴミ対策の推進に資するため、広島市公衆衛生推進協議会の行う事業に対する補助金を交付する。

対象となる事業は、地区組織事業、環境保全対策事業、保健衛生推進事業、ゴミ対策推進事業、事務局運営事業である。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

05-3-1

名称	安芸地区衛生施設管理組合に対する負担金
所管	環境局業務部業務第二課
当初予算（内一般財源）	291,220 千円（291,220 千円）
決算	243,494 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	安芸地区衛生施設管理組合同規約

① 補助金等の概要

安芸地区衛生施設管理組合は、府中町・海田町・熊野町・坂町・広島市（東区の一部・安芸区）のし尿・浄化槽汚泥の処理を共同で行うために設立された一部事務組合。同組合は、3つの建物（管理棟・安芸クリーンセンター・安芸衛生センター）から構成されている。

同組合に対する広島市負担金であり、一般経費の5%を5市町で均等割りした1%と残りの95%を5市町で人口比で按分した額を広島市が負担している。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

05-3-2

名称	下水道整備に伴うし尿収集業務量減少対策実施要綱に基づく転業支援金
所管	環境局業務部業務第二課
当初予算（内一般財源）	51,000 千円 (51,000 千円)
決算	54,238 千円
補助等団体数（実績）件数	14 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	下水道整備に伴うし尿収集業務量減少対策実施要綱

① 補助金等の概要

下水道の整備に伴いし尿の収集業務量が減少し、転業又は廃業を余儀なくされるし尿の収集運搬業務を広島市及び安芸地区衛生施設管理組合が広島市域を収集区域として委託している業者に対し、特別措置としてし尿収集業務量減少対策を実施することにより、業者の経営の安定を保持し、し尿の適正処理を図るとともに、円滑な事業転換を促進することを目的としている。

この転業支援金は、当該減少対策として実施している代替業務のあっせんの不足分として交付している。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

06-1-1

名称	全国競輪施行者協議会に対する会費及び分担金
所管	経済観光局競輪事務局
当初予算（内一般財源）	247,010 千円（－）
決算	156,368 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	全国競輪施行者協議会定款第 7 条第 1 項

① 補助金等の概要

各競輪事業施行者が公益社団法人全国競輪施行者協議会に対して支払う会費及び分担金である。会費は、1 施行者年間 300 千円である。通常の競輪に伴う分担金としては、定額分担金・全国競輪選手共済会助成分担金・日本競輪選手会事故防止対策事業助成分担金・特別分担金・情報システム分担金・電話投票システム分担金・電話投票特別分担金・サイクルテレホン事務センター運営委託金・選手参加旅費分担金がある。その他、目的競輪の分担金、重勝式統一発売に関する分担金の負担もある。

② 監査の結果

【監査の意見・指摘】なし。

06-1-2

名称	競輪振興法人に対する交付金
所管	経済観光局競輪事務局
当初予算（内一般財源）	550,813 千円（－）
決算	465,849 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	自転車競技法第 16 条及び自転車競技法施行規則第 24 条及び第 25 条

① 補助金等の概要

各競輪事業施行者が競輪振興法人である公益財団法人 J K A に対して車券売上金の一定割合を納付しなければならない交付金である。レース開催毎に支払われる。

② 監査の結果

【監査の意見・指摘】なし。

06-1-3

名称	広島市営競輪臨時場外車券売場設置に係る負担金等
所管	経済観光局競輪事務局
当初予算（内一般財源）	8,014 千円（－）
決算	5,325 千円
補助等団体数（実績）件数	28 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	自転車競技法第 3 条の規定に基づく契約

① 補助金等の概要

広島市が開催する令和 4 年度広島市営競輪の臨時場外車券売場に係る開催事務を他場のサテライトに委託する場合、サテライトが設置されている自治体に対し、必要に応じて地元対策負担金等（車券売上金額に定めた率を乗じて得た金額）を支払うものである。

② 監査の結果

【監査の意見・指摘】なし。

06-1-4

名称	広島市営競輪開催に伴うサテライト山陽地元対策負担金
所管	経済観光局競輪事務局
当初予算（内一般財源）	185 千円（－）
決算	115 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	自転車競技法第 3 条の規定に基づく契約

① 補助金等の概要

広島市が開催する令和 4 年度広島市営競輪の臨時場外車券売場に係る開催事務をサテライト山陽に委託する場合、サテライト山陽が設置されている三原市に対して地元対策負担金（車券売上金額に定めた率を乗じて得た金額）を支払うものである。

② 監査の結果

【監査の意見・指摘】なし。

06-1-5

名称	広島競輪開催に伴うガールズケイリン分担金
所管	経済観光局競輪事務局
当初予算（内一般財源）	420 千円（－）
決算	180 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	自転車競技法第 24 条 運営調整部会部会長発(社)運営調整部会員宛通知

① 補助金等の概要

ガールズケイリン開催の際にホイールを各開催場に運搬するが、その運送費を各競輪事業開催施行者が分担することとしており、各競輪事業開催施行者は 1 節あたり 60 千円の施行者分担金を公益財団法人 J K A に支払うものである。

ただし、令和 4 年 9 月末からガールズケイリンで使用するホイールの仕様が変更となったため、本分担金は廃止された。

② 監査の結果

【監査の意見・指摘】なし。

名称	広島競輪活性化対策協議会に対する負担金
所管	経済観光局競輪事務局
当初予算（内一般財源）	10,000 千円（－）
決算	4,460 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	－

① 補助金等の概要

2022 年度広島競輪活性化対策協議会への負担金である。広島競輪活性化対策協議会は、広島競輪場における競輪施行者及び関係団体が一体となって、芸州鯉城賞等の企画レース及び開設記念競輪の円滑な運営並びに広島競輪の活性化を図ることを目的としている。協議会の構成メンバーは、広島市、公益財団法人 JKA 西エリア第 2 競技実施チーム、一般社団法人日本競輪選手会広島支部の 3 団体である。

② 監査の結果

【監査の意見 1】（視点 3、4）～補助の必要性・透明性について

以下に直近 6 年間の広島競輪活性化対策協議会負担金の予算額と決算額を抽出して監査した。以下に記載する。

年度	予算額	決算額（執行率）	返納額
R4(2022 年)	7,800 千円	4,460 千円（57%）	3,339 千円
R3(2021 年)	7,000 千円	4,683 千円（66%）	2,316 千円
R2(2020 年)	7,000 千円	5,006 千円（71%）	1,993 千円
R1(2019 年)	5,800 千円	3,915 千円（67%）	1,884 千円
H30(2018 年)	5,800 千円	4,612 千円（79%）	1,187 千円
H29(2017 年)	5,600 千円	4,059 千円（72%）	1,540 千円

広島市補助金等交付規則第 18 条によると、「市長は、補助事業者等について」、「決算総額が予算総額に比して著しく相違し、予算の執行が不相当と認められるとき」は、「補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。」と定めている。この「補助金等交付規則の運用」において第 18 条の「著しく相違し」及び「著しく減少したとき」とは、補助対象事業費の予算総額に対する決算の執行率が 8 割以下になっている場合をいい、不用額は 2 割以下でなければならない、との解釈がされている。負担金交付申請書に事業計画書を添付していることから、通常計画書どおりに事業が実施されるはずである。

近年、新型コロナウイルス流行により事業実施が困難な状況を考慮に入れたとしても、上記表の 6 年間の推移を確認すると新型コロナウイルス感染症流行（令和 2 年 1 月頃～）以前から執行率はいずれも上記解釈の 8 割以下である。

また、令和 4 年度当初予算は、10,000 千円であり、変更し減額され 7,800 千円となっている。過去 5 年間の執行金額、新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑みても当初予算を新型コロナウイルス感染症流行前より増額した金額を予算化しており、綿密な事業計画書・予算計画とは言い難い。

また、広島競輪活性化対策協議会は、広島市、公益財団法人 JKA 西エリア第 2 競技実施チーム、一般社団法人日本競輪選手会広島支部の 3 団体であるが、負担金を拠出しているのは広島市のみであり、透明性の観点から補助基準や対象経費を広島競輪活性化対策協議会会則に定めるとともに綿密な事業計画と予算計画を立て、必要な金額だけを予算化して執行することが望ましい。

【監査の意見 2】（視点 5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げられるようにしなければならない。」（地方自治法第 2 条第 14 項）。補助金の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

そのため、事業計画立案時には計画（効果予測）が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。

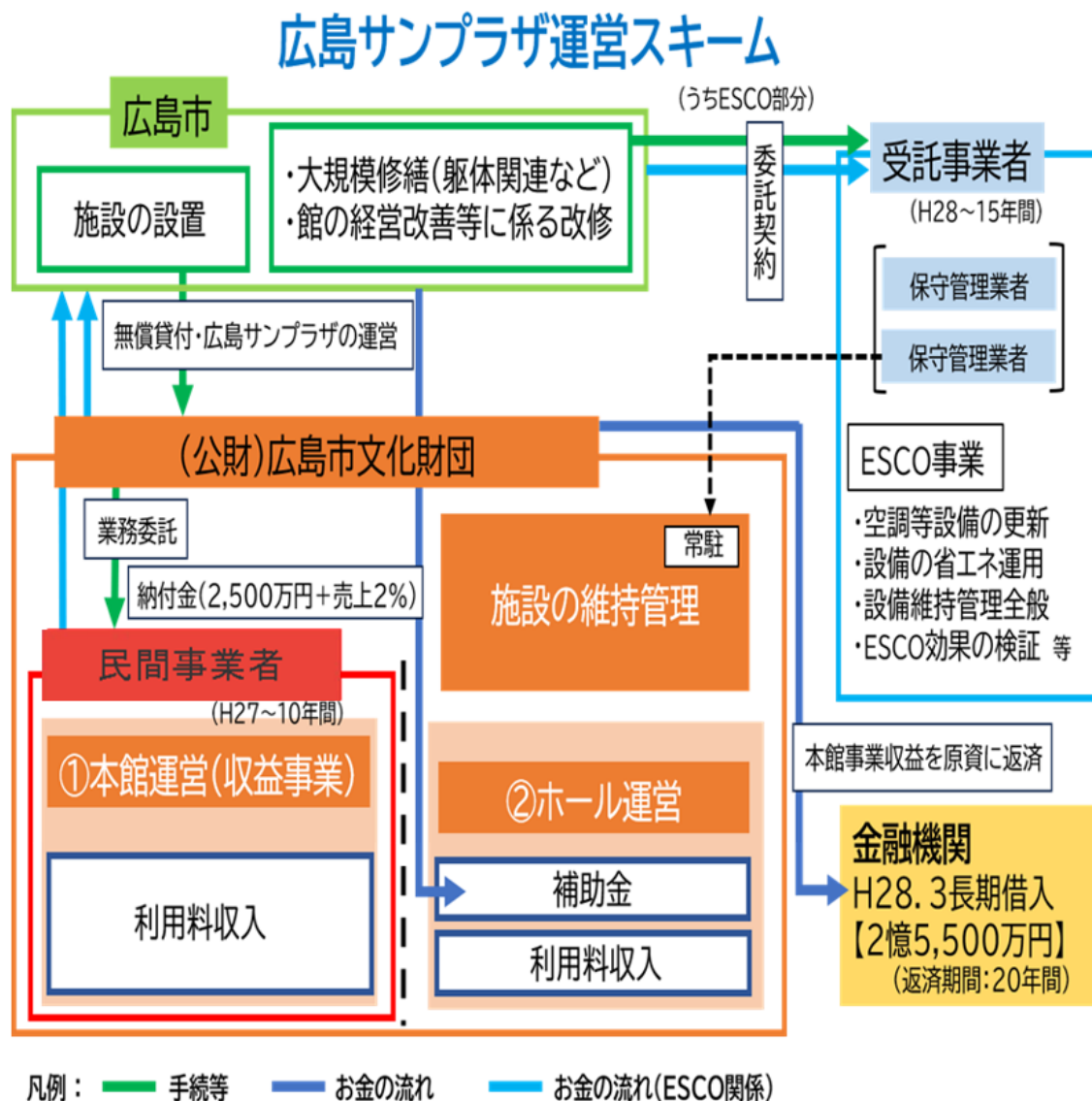
しかしながら、当該負担金においては、定性的な評価にとどまり、具体的かつ客観的な指標に足り得なかった。

当該効果予測や効果測定の手法は地方公共団体の自立性・自主性に委ねられものであるため、広島市において、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましいと考える。

06-2-1

名称	広島市文化財団に対する補助金（広島サンプラザ）
所管	経済観光局雇用推進課
当初予算（内一般財源）	117,628 千円（117,628 千円）
決算	99,482 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	—

① 補助金等の概要



(広島市文化財団作成資料、監査人が一部修正)

広島サンプラザの運営スキームを上記図で示した。

広島市は、広島市所有の普通財産である広島サンプラザを公益財団法人広島市文化財団（以下「広島市文化財団」という。）に無償貸付している（平成 15 年 12 月 26 日付広島市・財団法人広島勤労者職業福祉センター（平成 23 年度に広島市文化財団等と合併）契約書）。広島市文化財団は、無償で借り受けた広島サンプラザのうち、宿泊・宴会室棟については本館事業として、民間事業者に業務委託（旅館業を運営）し、年間 2,500 万円の固定納付金、売上の 2% の従量納付金等を収受している。ホール棟については、ホール事業としてアリーナの貸付を行い、コンサートや体育館として利用料を徴収し、会議室でカルチャースクール等も開催している。

また、中小企業勤労者共済事業等としてドゥプレとひろしま保育・介護人材サポート事業の二つを行っている。ドゥプレは、中小企業で働く勤労者を対象とした互助会制度であり、会員企業から会費を収受し、コンサートチケット、プロ野球観戦チケット等各種チケットの割引購入等の特典がある。ひろしま保育・介護人材サポート事業は、広島市内の事業所に勤務する民間の保育・介護事業等の職員を対象とした買物支援サービスを、地元企業、保育・介護事業者、行政が一体となって実施することで、保育・介護人材の処遇向上を図るとともに、対象人材を地域全体で支える機運の醸成を目指している。事業者から会費を徴収し、職員は広島広域都市圏ポイント（としぽ）が付与され利用できたり、買物割引等のメリットがある。

広島市文化財団の決算書には、広島サンプラザホール事業と中小企業勤労者共済事業等に従事する広島市の OB 職員である常勤職員・臨時職員が約 20 名在籍（管理グループ 4 名、ホールグループ 5 名、カルチャーグループ 2 名、福利（中小企業勤労者共済事業等）グループ 9 名）しており、人件費が計上されている。

② 監査の結果

【監査の指摘】（視点 3）～補助の必要性について

	広島サンプラザ 本館事業	広島サンプラザ ホール事業	中小企業勤労者 共済事業等	合計
受取広島市補助金	0 円	37,518 千円	52,965 千円	90,483 千円
当期一般正味財産 増減額	19,898 千円	△376 千円	58 千円	19,580 千円

（令和 4 年度 公益財団法人広島市文化財団 決算報告書 正味財産増減計算書内訳書 抜粋）

補助金等は公益上の必要があると認める場合において「その施行に必要な経費」について交付されるものであるから（広島市補助金等交付規則第 2 条）、当該収益の範囲を超える部分についてのみ補助の必要性があるのが通常である。

広島サンプラザでは、本館事業、ホール事業、中小企業勤労者共済事業等が実施され、その合計の一般正味財産増減額は、19,580 千円である。三事業の補助金の必要性が認められるのは、90,483 千円から三事業の一般正味財産増加額である 19,580 千円を差し引いた約 70,903 千円であり、三事業の収益部分である 19,580 千円（大部分が広島サンプラザ本館事業部分の収益）については「その施行に必要な経費」（広島市補助金等交付規則第 2 条）といえず補助の必要性が認められない。

この指摘に対し、広島市経済観光局雇用推進課は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 19 条に則り、事業内容や目的が異なるものは会計区分を分けていることから、収益と費用は事業ごとに捉える必要があり、現行で事業ごとに会計を分けている収支について、一体とすることはできないとのことであった。

広島サンプラザは、前記①補助金等の概要のとおり、「広島サンプラザを一体として勤労者の職業及び福祉に関する事業を総合的に行うために供する」用途指定を条件に、広島市との間で無償貸付契約を締結している。広島市と広島市文化財団の関係において「勤労者の職業及び福祉に関する事業を総合的に行うために供する」ために広島サンプラザ全体を無償貸付されていることから、これに対する補助金についても三事業一体として捉える必要がある。

したがって、本補助金については、三事業を一体として捉えて補助の必要性を判断すべきである。

【監査の意見】（視点 5）～効果測定について

ドゥプレに関しては、PDCA サイクル（計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action））が機能するかたちで一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましい。

下記にドゥプレ会員数の推移を記載した図を掲載した。会員数は、ピークの平成 9 年度の 7,552 人から令和 4 年度の 3,705 人へ半減している。また、令和 4 年度ドゥプレの補助金決算額は、2,954 千円と事業として先細りしつつある。これは、時代の変化とともに民間業者参入などによる企業の福利厚生施策の選択肢の増加が考えられる。効果測定の結果次第では、事業の廃止に向け段階的な議論を検討する事も視野に入れるべきと考える。実際、平成 25 年に事業廃止の議論が起こっている。

平成 21 年からは国からの補助金がなくなり、この事業により会員が受けられるサービスも、各種チケットの割引購入、各種施設の割引利用など、広島市の補助金により実施しなければならない施策である理由が時代の変化とともに乏しくなりつつある。

(単位：人、所、千円)

区分	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
加入者数	5,369	3,379	1,728	2,050	1,389	1,123	1,216	677
退会者数	543	1,515	1,448	1,468	1,546	1,784	1,441	1,228
差引増減	4,826	1,864	280	582	▲ 157	▲ 661	▲ 225	▲ 551
会員数	4,826	6,690	6,970	7,552	7,395	6,734	6,509	5,958
事業所数	608	1,074	1,227	1,209	1,235	1,177	1,244	1,137
国補助金	0	35,826	33,520	33,637	35,441	35,399	35,399	46,116
市補助金								

区分	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
加入者数	778	659	541	519	750	447	379	398
退会者数	1,796	665	761	670	627	629	682	607
差引増減	▲ 1,018	▲ 6	▲ 220	▲ 151	123	▲ 182	▲ 303	▲ 209
会員数	4,940	4,934	4,714	4,563	4,686	4,504	4,201	3,992
事業所数	1,144	1,430	1,456	1,432	1,437	1,416	1,325	1,276
国補助金	46,116	43,712	29,097	23,983	23,733	24,024	19,213	0
市補助金								

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
加入者数	265	292	291	256	265	278	258	561
退会者数	460	405	552	376	358	339	307	280
差引増減	▲ 195	▲ 113	▲ 261	▲ 120	▲ 93	▲ 61	▲ 49	281
会員数	3,797	3,684	3,423	3,303	3,210	3,149	3,100	3,381
事業所数	1,229	1,166	1,145	1,063	1,024	989	935	956
国補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
市補助金	8,866	3,989	3,399	3,535	3,535	3,535	3,535	10,650

区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5
加入者数	589	516	320	466	350	212
退会者数	334	369	401	378	435	191
差引増減	255	147	▲ 81	88	▲ 85	21
会員数	3,636	3,783	3,702	3,790	3,705	3,726
事業所数	931	921	879	843	811	788
国補助金	0	0	0	0	0	0
市補助金	0	1,259	6,658	5,624	2,954	5,990

H6～R5 は、各年度

R4 までは決算額、R5 は当初予算額

R5 の会員数及び事業所数は R5.9 末現在

名称	広島市シルバー人材センターに対する補助金
所管	経済観光局雇用推進課
当初予算（内一般財源）	89,559 千円（89,559 千円）
決算	89,559 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	—

① 補助金等の概要

公益社団法人広島市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が実施する高齢者就業機会確保事業は、高齢退職者等の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、組織的に提供することにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。広島市域における同事業の実施主体として広島県知事の指定を受けた公益社団法人であり、その健全な育成を図り、当該事業を推進することは、広島市における高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図る上で重要であることから、広島市はセンターの事業実施に当たり、必要な人件費に対し補助金を交付している。

センターは、広島市在住の 60 歳以上の会員と雇用契約・請負契約を結び、発注者から収受した料金を、会員に対して賃金・配分金として支払う。

当該補助金は、センター事務局に就業する約 20 名分の人件費を積算し、国からの補助金を差し引いて差額を広島市が補助している。

② 監査の結果

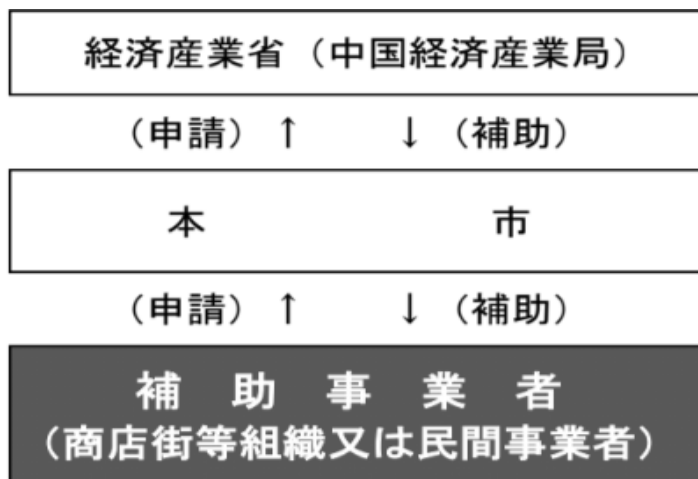
【監査の意見・指摘】なし。

名称	D X技術を活用した商店街の機能活性化事業に係る補助金
所管	経済観光局産業振興部商業振興課
当初予算（内一般財源）	65,000 千円（21,000 千円）
決算	58,883 千円
補助等団体数（実績）件数	2 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	D X技術を活用した商店街の機能活性化事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

補助金は、商店街等において、D X技術等を活用した来街者の消費動向等の調査分析や新たな需要の創出につながる魅力的な機能の導入等を行い、新規顧客を獲得するための最適なテナントミックスの実現に向けた仕組みづくり等に取り組む事業を商店街等組織又は民間事業者が行う場合に、その事業に要する経費の一部を補助することにより、地域のニーズや新たな需要に対応しようとする取組等を後押しし、商店街等の多様な機能の活性化と地域の持続的発展を促進することを目的とする。補助事業の内容は、調査分析型（ソフト事業）と新機能導入型（ハード事業）があり、それぞれ補助率及び補助上限額が異なる。調査分析型は、補助率 6 分の 5 で補助上限額が 5,000 千円であり、新機能導入型は、補助率は 4 分の 3 で補助上限額は 60,000 千円である。当初予算 65,000 千円の内、広島市一般財源は 21,000 千円で大部分は国庫補助金である。

以下補助金スキームである。



（出典：令和 4 年度 D X 技術を活用した商店街の機能活性化事業費補助金募集要領）

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

名称	広島市販路拡大等チャレンジ応援実行委員会に対する補助金
所管	経済観光局産業振興部商業振興課
当初予算／前年度繰越予算（内一般財源）	－/1,100,000 千円（－）
決算	1,080,889 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	－

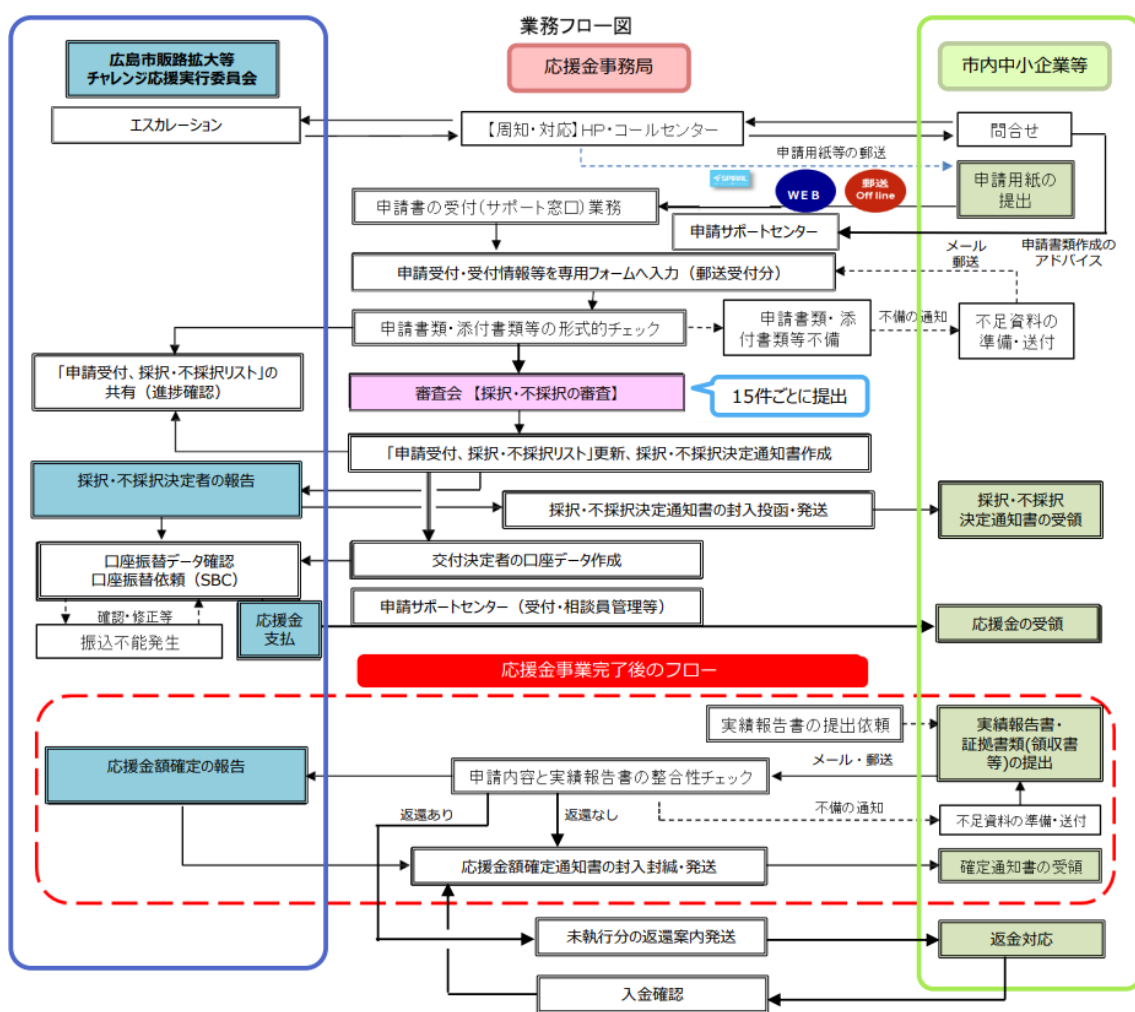
① 補助金等の概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、市内中小企業者等の売上は大きく落ち込んでおり、感染症収束の見通しが立たない中、現下の厳しい状況を乗り越えるべく、事業計画を策定、販売促進・販路拡大の取組を促すことで、市内中小企業者等の事業維持・継続を図ることを目的とした応援金を支給する事業に対する補助金である。本事業は、事業の維持・継続に向けた販売促進・販路拡大に向けた事業計画に基づく、市内中小企業者等の取組を応援するため、それに要する経費の一部を支給するものである。支給率は、補助対象経費の5分の4であり、支給上限額は100万円である。当事業は、広島商工会議所、広島県商工会連合会、広島県中小企業団体中央会により構成される広島市販路拡大等チャレンジ応援実行委員会（以下「実行委員会」という。）の要望により実現した補助金である。実行委員会が事業の実施主体となり令和3年度から実施されている。財源は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）であるため、広島市の一般財源はゼロである。

本事業は、実行委員会が応援金の公募内容、支給要綱、審査基準、公募期間の決定や審査委員の選定等の枠組みの構築を行い、補助金交付決定後の、本事業運用業務の大部分を民間事業会社（以下「A社」という。）に業務委託している。仕様書によると、以下業務内容がA社に委託されている。

- （１） 中小企業等への広報資料作成
- （２） 中小企業等からの問合せ対応事務
- （３） 広島市販路拡大等チャレンジ応援金の申請受付事務
- （４） 相談員への謝金支払い代行業務
- （５） 審査会への申請書類等の提出
- （６） 応援金の交付事務
- （７） 実績報告書の回収
- （８） 応援金の告知・広報事務
- （９） その他の事務

実行委員会が広島市に申請した事業計画は、第1次募集のみを前提に計画されている。1,100,000千円の内、1,000,000千円が応援金、100,000千円を業務委託費と見込み、合計1,100,000千円が補正予算で計上された。しかし、第1次募集の採択者数が872件であり、応援金が800,432千円と当初予算に余剰が生じたため、第2次募集がかけられた。その結果201件追加採択し、結果的に合計で915,666千円の応援金実績となる一方で、事務委託費は165,222千円と当初100,000千円から大幅に増額された。



(出所：A社作成の業務報告書)

② 監査の結果

【監査の指摘1】（視点6）～補助対象事業の第三者への事務委託について

総論に記載のとおり、補助事業者等が第三者へ包括的に事務委託する場合は、業務内容、委託期間、委託料、報告義務、双方の責任範囲等を明確化した業務委託契約書を締結した場合に限り、例外的に補助事業等の第三者への事務委託が認められると考える。

本事業について、補助事業者である実行委員会は、運營業務の大部分を A 社に委託している。これは、上述の責務と善管注意義務の観点から、内容を明示した業務委託契約を締結した場合に限る例外的な委託と考える。この点、業務委託契約書には、業務内容や委託料などが明示されている。しかしながら、当初予想されていなかった第 2 次募集が行われたため、追加の業務と費用が発生した。それにもかかわらず、変更契約や覚書等を締結せずに補助事業は遂行された。変更業務委託契約書を締結していない状況は、変更後の契約内容や双方の責任範囲が不明確となり、上記の責務と善管注意義務を果たしているとは言い難い。このように、第 2 次募集に伴う業務内容や委託料の変更については、変更業務委託契約書に反映させるべきであった。今後、補助事業などを第三者に委託する必要がある場合は、業務内容、委託期間、委託料、報告義務、双方の責任範囲などを明確に規定した業務委託契約書を作成し、変更が生じた場合には、それを反映させるべきであり、広島市はそのように指導・監督するべきである。

【監査の指摘 2】（視点 6）～計画変更の承認について

広島市補助金等交付規則第 12 条に以下のように規定されている。

（計画変更の承認等）

第 12 条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく事業計画変更申請書に第 4 条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業等に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業等中止し、又は廃止しようとするとき。

以下省略

この、予算変更については、広島市の解釈及び運用は以下のとおりである。

2 「補助事業等に要する予算を変更しようとするとき」の予算とは、補助金等を交付することに決定した具体的な事項に係る予算（補助対象事業費）のみをいい、補助対象外の予算変更は該当しない。

「予算を変更しようとするとき」とは、補助対象事業に係る予算科目（申請書に記載された科目欄）毎の金額の 1 割以上の変更をする場合をいう。

ただし、予備費充当に係るものについては、補助団体の自由裁量の範囲内として除外するものとする。

また、公益法人等における給与改定等による人件費の増減に係るものも除外するものとする。

（「広島市補助金等交付規則の運用」から一部抜粋、下線は監査人加筆）

このように、事業内容や予算などを変更するときは、遅滞なく事業計画変更申請書に事業計画書、予算書等を添えて提出し承認を得ることとなっている。広島市の解釈及び運用は、

予算の変更は、申請書に記載された科目毎の金額の1割以上を変更する場合としている。

当該補助金は、当初第1次募集を前提にスケジュールや事務費が計画されていた。以下表のとおり、当初計画は補助金収入 1,100,000 千円の内、応援金 1,000,000 千円、事務費 100,000 千円であった。しかし、当初予算に余剰が生じたため、第2次募集され、それに伴う予算の変更が以下のとおり生じた。応援金は、当初計画 1,000,000 千円から 84,334 千円減少し 915,666 千円となった。一方で、事務費は、当初計画 100,000 千円であったが、65,222 千円増額（65.0%増加）し、165,222 千円となった。このように応援金は減少し、事務費は増加したため、予算増額については、当初計画 1,100,000 千円に対し決算額は 1,080,888 千円となり 2%（19,112 千円）の減少に留まった。

（単位：千円）

	中科目	小科目	予算額	決算額	増減額	増減率
収入	広島市補助金収入	補助金収入	1,100,000	1,100,000	0	0%
支出	応援金		1,000,000	915,666	-84,334	-8%
	事務費	事務局経費	100,000	165,222	65,222	65%
	計		1,100,000	1,080,888	-19,112	-2%
返納額				19,112		

（出所：申請書及び事業実施報告書の収支決算書をもとに監査人作成）

第2次募集に伴うスケジュール変更や予算の内訳の変更について、広島市は、以下の理由から計画変更手続きなく事業を承認している。

広島市販路拡大等チャレンジ実行委員会から本市に対して第2次募集を行う予定との話があり、本市の認識としては交付申請書上の受付時期の変更等は同実行委員の取組のうちの軽微な変更であり、交付総額の変更を伴うものではないため事業計画の変更には当たらないと考え、計画変更手続きなく事業を承認しております。

（監査人質問に対する広島市回答を記載、下線は監査人追加）

つまり、広島市は、第2次募集追加に伴うスケジュールの変更等は軽微な変更として捉え、予算については、内訳に変更が生じても交付総額の変更を伴わないため、事業計画の変更に該当しないと判断している。しかし、第2次募集に伴うスケジュールの変更は、軽微な変更とは言い難いと考え。次に、事務費の 65.0%（65,222 千円）もの増加は、広島市補助金等交付規則第12条第1号「予算を変更しようとするとき」に抵触すると考える。しかし、広島市は、以下理由から「予算を変更しようとするとき」に該当せず、広島市補助金等交付規則第12条第1号に抵触するとは考えていなかった。

「補助金等交付規則の運用（広島市補助金等交付規則の解釈及び運用）」によると、「予算を変更しようとするとき」とは、補助対象事業に係る予算科目（申請書に記載された科目欄）毎の金額の1割以上の変更をする場合をいうが、本事業の交付申請書において、科目欄（区分）の記載は事業費全体（支出）のみであり、支出に係る内訳として応援金及び事

務費が記載されている。

そのため、申請書に記載された科目毎の金額の 1 割以上を変更する場合には該当せず、広島市補助金等交付規則第 12 条第 1 号に抵触するとは考えていない。

この点、「補助金等交付規則の運用」の解釈及び運用は一律に解釈・運用されるべきものでない。あくまで広島市補助金等交付規則を適切に判断するための目安であり、都合のいいように解釈するべきではない。本補助事業のように事業費の支出に応援金（効果）と事務費（費用）の異なる性質が含まれる場合は、それらの合計のみに着目するのではなく、それぞれ分けて考える必要がある。さもなければ、本補助事業のように、事前承認なく事務費を増額修正し、応援金を減額修正するという事態に陥る。

以上のことから、広島市は、交付申請書において応援金及び事務費のような異なる性質の経費を明確に区分して捉える必要がある。また、実行委員会が交付申請時の応援金を事務費に流用する際には、広島市補助金等交付規則に基づき事業計画変更申請書に事業計画書、予算書等を添えて提出させ、計画変更を求めるべきであった。広島市は、適切に監督し、指導すべきである。

【監査の意見 1】（視点 2）～消費税（仕入税額控除）の取扱いについて

消費税は基本的に、課税売上に係る消費税額（仮受消費税）から課税仕入れ等に係る消費税額（仮払消費税）を控除（仕入税額控除）した金額を納付する。補助金収入は、不課税取引であり、仮受消費税の取り扱いをしない。そのため、消費税を含む補助金の交付を補助事業者が受けた場合でかつ、補助対象者が、補助事業で支出した消費税も含めて仕入税額控除を受けた場合は、その補助金に含まれる消費税分を 2 重に受領したことになる。したがって、2 重受領分は精算するべきである。

本事業の公募要項には消費税についての取り決めは記載されていない。一方で、申請書の経費については税込金額での記載を求めているため、消費税込みの金額が補助支給されている。しかし、2 重受領分についての取り決めが公募要項に明記されておらず、精算されていない。今後、広島市として消費税の取扱いの方針を定め、消費税込みの金額を支給する場合、公募要領に消費税の取り決めについて明記し、補助事業者が 2 重受領している場合は、報告、精算させるべきである。

この点、広島市としては以下の理由から消費税を含めて応援金を支給することについて問題があるとはしていなかった。

本事業は、支給額の算定において補助制度の方式を引用しているものの、新型コロナウイルス感染症拡大影響下にある中小企業の維持・継続のための応援金という性質のものであり、通常の補助金の取扱いとは異なるため。

しかし、補助金であれ、応援金であれ、必要経費を根拠として支給している限り、消費税の 2 重受領の問題は生じる。この問題は、税抜金額で応援金を支給する、若しくは消費税の取扱いを明示するなど、事前に回避できた問題である。今後必要経費を根拠として支給する

応援金についても消費税の 2 重受領の問題が生じることを認識の上、補助事業を実施していただきたい。

【監査の意見 2】（視点 6）～債権管理について

実績報告書未提出や期間外支出などの理由から令和 5 年 6 月 29 日時点の未返還事業者は、6 事業者（4,872 千円）存在する。令和 5 年 3 月 31 日に A 社から実行委員会に業務報告書が提出されている。また、同日、実行委員会から広島市へ事業実施報告書が提出されている。しかし、A 社から提出された業務報告書の収支精算書の中で、回収不能金 1 件について記載があるだけで、その他の未収返還事業者についての記載がない。この点、広島市に確認したところ、回収可能性のある未収債権は、実行委員会に帰属するものとされており、当該未収債権分は、実行委員会から既に広島市に精算（返還）されている債権であるとのことであった。また当該理由により、各報告書にも未収債権について未記載であるとのことであった。しかしながら、これらの未収債権の協議内容及びその顛末についての重要性は低い。

したがって、未収返還事業者やその未収債権については、適宜その協議記録を残し、報告書には、未収債権一覧や未収債権の状況等を入れるなどし、広島市が適切に把握できるようにすることが望ましい。

【監査の意見 3】（視点 5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第 2 条第 14 項）とあるように地方公共団体は、高い費用対効果が求められる。以下表にあるとおり、第 1 次募集について、申請数 1,846 件の内 872 件採択され、応援金は 744,457 千円支給された。当初予算の 1,100,000 千円（内応援金予算は 1,000,000 千円）に余剰が生じたため、第 2 次募集を実施した。その結果、追加で 1,136 件の申請があり 201 件採択され 171,209 千円応援金が支給された。その結果、事務費は当初予算の 100,000 千円から 165,222 千円に増加した。

【補助金実績】

	第 1 次募集	第 2 次募集	合計
申請数（件）	1,846	1,136	2,982
採択数（件）	872	201	1,073
採択率	47.2%	17.7%	36.0%
辞退（件）	34	4	38
応援金支給額（千円）	744,457	171,209	915,666
事務費（※）（千円）	100,000	65,222	165,222
補助金合計（千円）	844,457	236,431	1,080,888

(出典：事業実施報告書をもとに監査人作成)

(※) 第1次募集の事務費は、当初予算金額を記載し、第2次募集は、事務費実績合計とその差額としている。

当初の事務費の予算は、予算 1,100,000 千円の内 100,000 千円 (9.1%) が見込まれていた。広島市は、事務費の妥当性について経済産業省等の国の委託事業における一般管理費の取扱いを参考に、事業費の 10%であれば妥当であると判断している。以下は、補助金の内訳とそれらの比率（実績ベース）である。

	第1次募集	第2次募集	合計
応援金支給額	88.2%	72.4%	84.7%
事務費	11.8%	27.6%	15.3%
補助金合計	100.0%	100.0%	100.0%

第1次募集の事務費は、11.8%であったが、第2次募集の事務費は、第2次募集全体の27.6%を占めた。全体の事務費は15.3% (165,222 千円) となり目安の10%を超過している。この点、広島市は効果検証及び原因分析を実施していない。

したがって、広島市は、当該補助事業について評価する必要がある。また、問題点については、原因分析し、今後の補助事業に役立てていただきたい。

名称	生活衛生関連事業者プレミアム付き利用券事業に係る補助金
所管	経済観光局産業振興部商業振興課
当初予算／補正予算（内一般財源）	－/660,000 千円（－）
決算	226,116 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	－

① 補助金等の概要

生活衛生関連事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響により長期間にわたり客離れが続いており、早急に既存顧客の呼び戻しや新規顧客の獲得を進めなければ、今後更に経営が厳しくなることが危惧される。このため、利用者による複数業種の利用を促すプレミアム付き利用券（ひろしまえーど券及びどこでもえーど券）を活用した事業を実施することにより、生活衛生関連事業者の業種を超えた共助による事業継続を支援することを目的とするため事業化された補助金である。

当該補助金は、一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会（注）（以下「組合連合会」という。）が広島市に要望し実現した。当初の財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）580,000 千円及び原油価格・物価高騰等中小企業支援緊急対策事業補助金（広島県）80,000 千円であり、広島市の一般財源からの支出はない。当該補助金は、組合連合会が実施主体となり、事務局運営事務業務は、民間事業会社（以下「B 社」という。）に委託している。

補助金のスキームは、広島市と組合連合会が独自開発した。事務局が同補助事業に参加する生活衛生関連事業者に、プレミアム付き利用券を送付する。プレミアム付き利用券は、1 セット 5 枚つづり 5,000 円、1 事業者につき 50 セット 350 千円分の売上分（消費者から 250 千円売上＋補助金 100 千円分）が上限である（当初は第 1 次募集のみ計画されたが、計画変更し第 2 次募集した。第 1 次参加事業者は、第 2 次も参加できたため、両方参加したものは 100 セット 700 千円の売上分（利用者から 500 千円売上＋補助金 200 千円分）が活用できた。）。さらに、事業者は、消費者にプレミアム付き利用券を 1 セット 5 枚 5,000 円で販売する。プレミアム付き利用券には、プレミアムが付いており、1 枚のプレミアム付き利用券 1,000 円分を利用すると、購入した事業者で 1,400 円分（ひろしまえーど券）及び他事業者で 200 円分利用（どこでもえーど券）ができる。どこでもえーど券 200 円については、プレミアム付き利用券に付属の半券であり、購入した事業者では利用できず、本事業に登録されている他の事業者で利用する必要がある。同時に複数枚利用することも可能であり、プレミアム付き利用券 5 枚（5,000 円分）を利用する場合は、購入した事業者で 7,000 円分、他事

業者で 1,000 円分、合計 8,000 円分を利用することができる。当該差額 3,000 円分が同補助金から支給される。消費者は、プレミアム付き利用券を購入し利用することで、3,000 円分得をする。消費者はプレミアム付き利用券を利用できる事業者を探すため、同補助金参加事業者は、7,000 円分（ひろしまえ〜ど券）及び 1,000 円分（どこでもえ〜ど券）の売上に繋がり易くなる。

以下にプレミアム付き利用券のサンプルを示した。

〈オモテ面〉 ●「ひろしまえ〜ど券」と「どこでもえ〜ど券」は切り離してご利用ください。

2022-2023 ALL HIROSHIMA AID TICKET

飲食店 え〜ど!

料理・居酒屋・スタンド・クラブ・喫茶店など

販売価格 ¥1,000 **¥1,400** 見本 ご利用相当

※本券は、裏面記載の事業者が指定する店舗でのみご利用いただけます。
利用可能店はこちらから！

No 1000001 利用期限 2022年11月1日～2023年1月31日必

飲食店以外で利用できる

どこでもえ〜ど!

クリーニング店
ホテル・旅館
公衆浴場/映画館
食肉(精肉店)

¥200 ご利用相当

利用 2022年11月1日必
期限 2023年1月31日必

広島市内の本事業参加店に限る
（利用可能店はこちらから！）

No 1000001

●記載された業種の
利用可能店で
使えます。
利用可能店は
公式サイトで
ご確認ください。

●「ひろしまえ〜ど券」は、額面(1枚1400円)の金券として、一度の会計に何枚でも使用できます。

●「どこでもえ〜ど券」は、額面(1枚200円)の金券として一度の会計に何枚でも使用できます。

(出所：B 社作成の事業実施完了報告書より抜粋)

当サンプルは、飲食業向けのプレミアム付き利用券であり、1,400 円分が「ひろしまえ〜ど券」、200 円分の半券が「どこでもえ〜ど券」である。

当該補助金は、当初の申請後、3 回変更申請され、広島市はいずれも承認している。

以下は、当初計画予算と変更後予算である。2 回目の変更申請は、スケジュールの延長に伴う変更であり、予算に変更はない。

(単位：千円)

大科目	中科目	小科目	3 回目変更後	1 回目変更後	当初計画
事業費	プレミアム付き利用券		150,000	420,000	600,000
	想定事業者数 (単位：者)		1,000	2,800	4,000
	事務費	スタッフ人件費	24,755	24,755	19,388
		事務局設置費	6,274	6,274	2,950
		利用券発送費等	8,127	8,127	6,424
		システム構築・運営費	11,385	11,385	5,500
		振込手数料	3,696	3,696	2,640

	業務管理費	5,461	5,461	3,273
	制作・広告宣伝費	20,302	20,302	19,825
	事務費合計	80,000	80,000	60,000
	予算合計	230,000	500,000	660,000

(出所：申請書及び変更申請書の予算書をもとに監査人作成)

当初計画では、1回の募集を前提に計画されていた。しかし、令和4年11月30日に参加申し込みを締め切った結果、実際には約700事業者の参加申し込みとなり、当初想定4,000者を大幅に下回る結果となった。そのため、想定事業者数を2,800者に下方修正し、12月中旬から第2次募集が実施されることとなった。それに伴い追加費用が生じることとなり、事務費は当初の60,000千円から80,000千円に20,000千円増額した(1回目変更後)。また、第1次募集参加事業者も第2次募集に参加できることとした。2回目の変更は、スケジュールの延長に伴う変更であり、予算に変更はない。3回目の変更は、令和4年12月5日付けの変更計画では、2,800事業者の参加を見込んでいたが、令和5年2月17日に参加受付を締め切った結果、約1,000事業者の参加となり、想定を大幅に下回ったため下方修正している。

以下は、プレミアム付き利用券の内訳金額、事務委託費及び事業者数の計画(当初計画、1回目及び3回目変更)と実績である。

	内訳	実績	3回目変更後	1回目変更後	当初計画
プレミアム付き利用券(千円)	ひろしまえーど券	109,233	100,000	280,000	400,000
	どこでもえーど券	40,026	50,000	140,000	200,000
	事務委託費	76,856	80,000	80,000	60,000
	合計	226,115	230,000	500,000	660,000
事業者数(者)	ひろしまえーど券	753	1,000	2,800	4,000
	どこでもえーど券	611	1,000	2,800	4,000

(出所：申請書及び変更申請書の予算書、並びに事業実施完了報告書をもとに監査人作成)

以下、実績と予算を比較した。

	内容	ひろしまえーど券	どこでもえーど券	プレミアム付き利用券合計
当初	当初想定事業者数(者)	4,000	4,000	4,000
	当初予算(プレミアム付き利用券分)(千円)	400,000	200,000	600,000
	当初予算(事務委託費)(千円)			60,000
	当初予算合計(千円)			660,000

1 回 目 変 更	1 回目変更後想定事業者数（者）	2,800	2,800	2,800
	1 回目変更後予算（プレミアム付き 利用券分）（千円）	280,000	140,000	420,000
	1 回目変更後予算（事務委託費）（千 円）			80,000
	1 回目変更後予算合計（千円）			500,000
3 回 目 変 更	3 回目変更後想定事業者数（者）	1,000	1,000	1,000
	3 回目変更後予算（プレミアム付き 利用券分）（千円）	100,000	50,000	150,000
	3 回目変更後予算（事務委託費）（千 円）			80,000
	3 回目変更後予算合計（千円）			230,000
実 績	実績事業者数（※1）	753	611	715
	実績金額（プレミアム付き利用券 分）（千円）	109,233	40,026	149,259
	実績金額（事務委託費）（千円）			76,856
	実績金額合計（千円）			226,115
実 績 率	当初想定事業者者数に対する実績率	18.8%	15.3%	17.9%
	当初予算対する実績率（※2）	27.3%	20.0%	34.3%
	1 回目変更後想定事業者者数に対す る実績率	26.9%	21.8%	25.5%
	1 回目変更後予算に対する実績率 （※2）	39.0%	28.6%	45.2%
	3 回目変更後想定事業者者数に対す る実績率	75.3%	61.1%	71.5%
	3 回目変更後予算に対する実績率 （※2）	109.2%	80.1%	98.3%

（出所：申請書及び変更申請書の予算書、並びに事業実施完了報告書をもとに監査人作成）

（※1）実績金額（プレミアム付き利用券分）で加重平均した。

（※2）プレミアム付き利用券合計の実績率は事務委託費も含む金額で算定した。

ひろしまえーど券について、当初想定事業者数 4,000 者に対し、実績事業者数は 753 者で、当初想定 18.8%となった。また、当初予算 400,000 千円に対し、実績金額 109,233 千円で、当初予算の 27.3%となった。どこでもえーど券について、当初想定事業者数 4,000 者に対し、実績事業者数は 611 者で、当初想定 15.3%であった。また、当初予算 200,000 千円に対し、実績金額 40,026 千円で、当初予算の 20.0%となった。プレミアム付き利用券合

計について、当初想定事業者数 4,000 者に対し、実績事業者数は 715 者（実績金額（プレミアム付き利用券分）で加重平均した。）で、当初想定 17.9%となった。

また、事務委託費 60,000 千円を含む当初予算 660,000 千円に対し、事務委託費 76,856 千円を含む実績金額は 226,115 千円であり、当初予算の 34.3%であった。3 回目変更後想定事業者数に対する実績率は 71.5%、3 回目変更後予算に対する実績率は 98.3%となり大幅に実績率は改善されている。この点、変更申請日が令和 5 年 2 月 20 日であり、参加受付締切日であった令和 5 年 2 月 17 日の後であること及びプレミアム付き利用券の販売及び利用期限である令和 5 年 2 月 28 日の直前であることを鑑みると、実績値がおおよそ把握できる段階である。

以下、3 回目変更後予算と実績及び精算額を記載した。

	種類	金額（千円）	予算に対する割合
予算	3 回目変更後予算額	230,000	100.0%
実績	ひろしまえード券	109,233	47.5%
	どこでもえード券	40,026	17.4%
	事務委託費	76,856	33.4%
	合計	226,115	98.3%
精算額		3,885	1.7%

（出所：申請書及び変更申請書の予算書、並びに事業実施完了報告書をもとに監査人作成）

3 回目変更後予算額 230,000 千円に対する実績合計 226,115 千円であり、3 回目変更後予算に対して 98.3%を占める。残りの 3,885 千円（3,884,791 円）が、補助金交付金額確定後に精算されている。

以下は、補助金実績額の内訳の金額とそれらの割合を示している。

	プレミアム付き利用券	金額（千円）	実績割合
実績	ひろしまえード券	109,233	48.3%
	どこでもえード券	40,026	17.7%
	事務委託費	76,856	34.0%
	合計	226,115	100.0%

（出所：事業実施完了報告書をもとに監査人作成）

当該補助金の実績 226,115 千円に対し、ひろしまえード券は、109,233 千円であり全体の 48.3%を占め、どこでもえード券は、40,026 千円であり、全体の 17.7%を占める。これらの合計は、149,259 千円であり、66.0%である。一方、事務委託費については、実績 76,856 千円となり補助金全体の 34.0%を占める結果となった。

(注) 以下 13 組合から構成される。広島県飲食業生活衛生同業組合、広島県社交飲食生活衛生同業組合、広島県料理業生活衛生同業組合、広島県すし商生活衛生同業組合、広島県喫茶飲食生活衛生同業組合、広島県理容生活衛生同業組合、広島県美容業生活衛生同業組合、広島県ホテル旅館生活衛生同業組合、広島県興行生活衛生同業組合、広島県クリーニング生活衛生同業組合、広島県公衆浴場業生活衛生同業組合、広島県食肉生活衛生同業組合、広島県食鳥肉販売業生活衛生同業組合。

② 監査の結果

【監査の指摘 1】(視点 6) ～補助対象事業の第三者への事務委託について

総論に記載のとおり、補助事業者等が第三者へ包括的に事務委託する場合は、業務内容、委託期間、委託料、報告義務、双方の責任範囲等を明確化した業務委託契約書を締結した場合に限り、例外的に補助事業等の第三者への事務委託が認められると考える。

本事業については、補助事業者である組合連合会は、事業の企画・立案、会員への案内、実施方法の決定等を行い、補助金交付決定後の、事業運営業務の大部分を B 社に業務委託している。これは、上述の責務や善管注意義務の観点から、内容を明示した業務委託契約を締結した場合に限る例外的な委託と考える。この点、業務委託契約書の委託料は 59,856,758 円（消費税等を除く）と明示されている一方で、委託業務範囲は、「ひろしまえど券事務局運営事務業務」とだけ記載され業務内容が不明瞭である。しかも、同補助金対象のプレミアム付き利用券は、ひろしまえど券及びどこでもえど券の概念があるにもかかわらず、委託業務範囲に、ひろしまえど券の名称のみを使用し、「ひろしまえど券事務局運営事務業務」としており、どこでもえど券についての業務の取扱いについて、客観的に不明である。また、一般的に委託業務内容が明示される仕様書は取り交わされていない。そのため、双方の責任範囲も不明瞭であり、上述の責務や善管注意義務を果たしているとは言い難い。

したがって、組合連合会は、B 社へ委託するにあたり、委託期間と委託料の他に、業務内容についても明示する必要があった。今後、補助事業等の第三者への委託をする必要がある場合は、業務内容、委託期間、委託料、報告義務、双方の責任範囲等を明確化した業務委託契約書を作成すべきであり、広島市はそうように指導・監督すべきである。

【監査の指摘 2】(視点 6) ～変更契約書の未締結について

組合連合会から広島市に対して、本事業の参加事業者数が想定を下回ることや周知不足等の理由から、3 度にわたり事業計画及び予算の変更申請が提出されている。3 回の事業計画や予算の変更に伴い、業務委託契約書の内容についても変更が生じているにもかかわらず、契約書は変更されていない。上述の規程の責務や善管注意義務の観点から変更業務委託契約書を締結すべきであり、広島市はそうように指導・監督すべきである。

【監査の指摘 3】（視点 6）～委託契約書における消費税に関する記載の誤りについて

申請書予算計画（申請日：令和 4 年 9 月 29 日）の委託費予算は、60,000 千円（税込み）である一方、組合連合会と B 社の令和 4 年 10 月 1 日付業務委託契約書の委託料は 59,856 千円（税抜き）である。B 社が作成した令和 4 年 9 月 29 日付見積書には、60,000 千円（ただし、消費税及び地方消費税を含む）と記載されている。そうであるとすれば、業務委託料は 59,856 千円を、税抜きでなく税込みで契約すべきであったと考えられる。ここで問題とすべきは、令和 4 年 9 月 29 日作成の見積書が税抜 54,545 千円（簡便的に 60,000 千円を 1.1 で単純に除した）程度であるにもかかわらず、その 2 日後の令和 4 年 10 月 1 日の業務委託契約書の金額は 59,856 千円（税抜き）となっていること、すなわち書類上は、2 日の間に約 5 百万円が事務費として増額しているという状況が発生していることである。この点、監査人の指摘により、広島市は、組合連合会及び B 社に、契約書の記載誤りであり、税込み金額で契約したと誤認識して見落としていたことを確認している。この状況は、組合連合会は善管注意義務を果たしているとは言い難く、広島市は監督責任を果たしているとは言えない。したがって、広島市は、補助事業者等に対し今後徹底した指導・監督をすべきである。

【監査の指摘 4】（視点 6）～広告宣伝業務の契約未締結について

当初計画の事務委託費は、60,000 千円計上されている。この内、B 社に対する委託料が 59,856 千円（消費税等を除く）であり、当該業務委託契約の業務範囲に広告宣伝活動等も含まれる。広告宣伝費等については、B 社が民間事業会社（以下「C 社」という。）に 18,022 千円分（令和 4 年 9 月 29 日に B 社作成の見積書）を外注する予定であった。しかし、3 度にわたる計画の変更により、その業務内容及び委託料等変更があるにもかかわらず、契約書等の変更が実施されていない。そのため、客観的に、組合連合会、B 社及び C 社の責任範囲が不明瞭であり、追加の費用負担も不明である。

実際は、広告宣伝活動等は C 社が実施し、組合連合会から C 社に 19,928 千円（令和 4 年 12 月 1 日 17,514,998 円、令和 5 年 2 月 16 日 2,413,345 円）が直接支払われている。この点、広告宣伝活動等の業務についても業務委託契約書は締結されていない。これでは、上述の責務や善管注意義務を果たしているとは言い難い。組合連合会は、上述の責務や善管注意義務の観点から、C 社と広告宣伝活動等の業務について業務委託契約を締結するべきであった。今後、補助事業等の第三者への委託をする必要がある場合は、業務内容、委託期間、委託料、報告義務、双方の責任範囲等を明確化した業務委託契約書を作成するべきであり、広島市はそのように指導・監督すべきである。

【監査の意見 1】（視点 6）～事務費を含む補助金の予算変更について

補助金交付申請書日付は、令和 4 年 9 月 29 日であり、金額は 60,000 千円（税込み）である。組合連合会と B 社の業務委託契約書の日付は、令和 4 年 10 月 1 日であり、委託料は、59,856 千円（消費税等を除く）と記載されている。外注費であるため、消費税 10%を含め

ると、65,841 千円と考えられる。委託料 65,841 千円（税込み）と予算 60,000 千円（税込み）の差額 5,841 千円がこの時点で予算不足となっている。このため、契約した令和 4 年 10 月 1 日に予算変更の要因が生じている。しかし、その時点での変更申請はなく、1 度目の変更申請書は、令和 4 年 12 月 5 日に提出された。

広島市補助金等交付規則第 12 条に以下のとおり規定されている。

（計画変更の承認等）

第 12 条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく事業計画変更申請書に第 4 条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業等に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業等中止し、又は廃止しようとするとき。

以下省略

この、予算変更については、広島市の解釈及び運用は以下のとおりである。

2 「補助事業等に要する予算を変更しようとするとき」の予算とは、補助金等を交付することに決定した具体的な事項に係る予算（補助対象事業費）のみをいい、補助対象外の予算変更は該当しない。

「予算を変更しようとするとき」とは、補助対象事業に係る予算科目（申請書に記載された科目欄）毎の金額の 1 割以上の変更をする場合をいう。

ただし、予備費充当に係るものについては、補助団体の自由裁量の範囲内として除外するものとする。

また、公益法人等における給与改定等による人件費の増減に係るものも除外するものとする。

（「広島市補助金等交付規則の運用」を一部抜粋、下線は監査人加筆）

この広島市の解釈及び運用によると、申請書に記載された科目毎の金額の 1 割以上の変更を伴う場合に、変更申請書等を提出し承認を得る必要がある。本補助金は、補助金申請直後に、1 割弱の予算不足が生じていると考えられるが、予算への影響が 1 割未満であるため、広島市は、変更申請書の提出は求めている。「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第 2 条第 14 項）とあるように、地方公共団体は高い費用対効果を求められている。そのため、事務費は、最少に留める努力が必要である。

したがって、事務費を含む補助金について、事務費増額は事前承認を必要とするなど、一律な解釈及び運用をしないことが望ましい。

【監査の意見 2】（視点 5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、

最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第 2 条第 14 項）とあるように地方公共団体は、高い費用対効果が求められる。

当該補助金の場合、費用とは主として事務委託費である。一方、効果は、同補助金が少しでも多くの消費者に利用され、結果的に少しでも多くの事業者の売上に貢献されることと考える。そのため、事業者数、補助金支給額（プレミアム付き利用券分）及びそれらの関連指標などが KPI（重要業績評価指標）として考えられる。

以下は、ひろしまえード券とどこでもえード券の事業者数の計画と実績である。

内容	ひろしまえード券	どこでもえード券
当初想定事業者数（者）	4,000	4,000
1 回目変更後想定事業者数（者）	2,800	2,800
3 回目変更後想定事業者数（者）	1,000	1,000
実績事業者数（者）	753	611
当初想定事業者数に対する実績率	18.8%	15.3%
1 回目変更後想定事業者数に対する実績率	26.9%	21.8%
3 回目変更後想定事業者数に対する実績率	75.3%	61.1%

いずれも当初事業者数を大幅に下回った。以下は、補助金支給額の内、最も重要なプレミアム付き利用券の補助金予算についての、計画と実績である。

内容	ひろしまえード券	どこでもえード券	プレミアム付き利用券
当初予算（プレミアム付き利用券分）（千円）	400,000	200,000	600,000
1 回目変更後予算（プレミアム付き利用券分）（千円）	280,000	140,000	420,000
3 回目変更後予算（プレミアム付き利用券分）（千円）	100,000	50,000	150,000
実績金額（プレミアム付き利用券分）（千円）	109,233	40,026	149,259
当初予算（プレミアム付き利用券分）に対する実績率	27.3%	20.0%	24.9%
1 回目変更後予算（プレミアム付き利用券分）に対する実績率	39.0%	28.6%	35.5%
3 回目変更後予算（プレミアム付き利用券分）に対する実績率	109.2%	80.1%	99.5%

このように、当初予算（プレミアム付き利用券分）に対する実績率及び 1 回目変更後予算（プレミアム付き利用券分）に対する実績率についても、いずれも低い。3 回目変更後予算（プレミアム付き利用券分）に対する実績率について改善しているのは、前述のとおり、実

績値がおおよそ把握できる段階での変更のためである。このように、事務委託料を除く補助金（プレミアム付き利用券分）の支給額は、当初の計画から大きく乖離した。

一方、当初の事務費の予算は、予算 660,000 千円の内 60,000 千円の 9.1%が見込まれていた。補助金申請書の事業計画には、所用額 660,000 千円の内訳として事務費は、プレミアム額と値引き券利用額合計 600,000 千円の 10%の 60,000 千円と記載もある。広島市は、事務費の妥当性について経済産業省等の国の委託事業における一般管理費の取扱いを参考に、事業費の 10%であれば妥当であると判断している。以下は、補助支給額実績に対する内訳とそれらの比率である。

	プレミアム付き利用券	金額（千円）	実績割合
実績	ひろしまえーど券	109,233	48.3%
	どこでもえーど券	40,026	17.7%
	事務委託費	76,856	34.0%
	合計	226,115	100.0%

事務費は、当初想定していなかった第2次募集が実施されたことに伴う、追加費用が生じることとなったため、当初予算の 60,000 千円を大きく上回る 76,856 千円となり結果的に補助金全体の 34.0%を占めることとなった。

このように、当初予算 600,000 千円に対するプレミアム付き利用券の実績は 149,259 千円で 24.9%にすぎない一方、事務委託費は当初予算の 60,000 千円を大きく上回り 76,856 千円、128.1%となった。また、事務費が補助金全体の 34.0%を占める結果となった。このような結果は、費用対効果があったのか疑問である。この点、広島市は効果検証及び原因分析を実施していない。

したがって、広島市は、当該補助事業について評価する必要がある。また、問題点については、原因分析し、今後の補助事業に役立てていただきたい。

06-4-1

名称	広島市産業振興センターに対する補助金
所管	経済観光局産業振興部ものづくり支援課
当初予算／予算流用（内一般財源）	144,380千円／14,106千円（144,380千円／14,106千円）
決算	156,182千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	－

① 補助金等の概要

公益財団法人広島市産業振興センターは、広島市及び関係機関・団体との連携の一層の強化を図りながら、中小企業等への経営、技術の両面にわたっての支援、人材育成、情報提供などの事業をきめ細かく行い、本市産業の健全な発展を図り、もって快適で豊かな市民生活を実現するために、広島市が100%出資している団体である。当該補助金は、広島市が同団体の管理運営について補助しているものである。予算合計158,486千円の内、138,582千円（87.4%）（収支予算書変更後金額より集計）が人件費である。以下表1のとおり、同団体職員（役員2名を含む）49名の内、20名分の人件費である。また表2のとおり、広島市OB職員の人件費分が55.0%を占める。なお、プロパー全職員の退職金（退職給付費用を含む）についても、本補助金から支給される。上記予算のうち14,106千円は、予算流用で措置されており、この内、13,150千円が退職金（退職給付費用を含む）に関するものである。

表1：団体職員数と補助金対象職員数（黒枠部分が補助金対象職員数である）（単位：人）

	役員	事務局長	部長級	課長級	補佐級	係長級	主事・技師	非常勤	市派遣職員	合計
理事長	1									1
常務理事	1									1
事務局長		1								1
企画総務課				1		2	2	2	1	8
中小企業支援センター			1	2		2	5		3	13
工業技術センター			1	2		4	5	4	9	25
合計	2	1	2	5	0	8	12	6	13	49

（出所：広島市作成資料）

※ 退職給付費用についてはプロパー全職員18名（企画総務課2名、中小企業支援センタ

ー7名、工業技術センター9名）が対象である。広島市OB職員については、退職金制度がないため含まれない。

表 2：補助金対象者の内訳

(単位：人)

区分		内訳		合計
		広島市OB職員	プロパー	
補助金対象者	理事長	1		1
	常務理事	1		1
	事務局長	1		1
	企画総務課	5	2	7
	中小企業支援センター	3	7	10
	合計	11	9	20
割合		55.0%	45.0%	100.0%

(出所：事業実施報告書、事業報告書及び組織図より監査人が作成)

② 監査の結果

【監査の意見1】(視点2、4)～団体運営補助金について

総論に記載のとおり、団体運営補助金は、透明性に欠け、費用に対する効果検証が困難であるなどといった問題点があるため、団体運営補助金から事業補助金への移行を図ることが望ましい。

本補助金は、同団体の管理運営について広島市が補助するものであるため、団体運営補助金である。本補助金の予算合計158,486千円の内、138,582千円(87.4%)が人件費であり、公益性がある事業と直接関係のない人件費及び退職金が大部分を占め、公益上必要があるか不明瞭である。また、本補助金は、明文化された規則や要綱等の判断基準や規範は存在しないため透明性にも欠ける。更に、本補助金対象者20名分の内、過半数の11名分が広島市OB職員の人件費であり、この状況は、既得権益化しているようにも見える。加えて、団体運営補助金は、最少の経費で最大の効果が挙げられているか(地方自治法第2条第14項)について、効果検証されておらず、現状交付されている同補助金が必要最低限の補助になっているかの判断もできない。この点、同団体は、企業の経営基盤強化、創業等の支援に関する事業などを広島市から受託し、広島市工業技術センターの指定管理についても受託している。したがって、これらの問題点を解決するために、この受託金額及び指定管理料の積算項目に一般管理費を加えることなどし、団体運営補助金から事業補助金への移行を図ることが望ましい。この場合、必要な見直しについては、期限を設定(3年程度を想定する)した上で行うことが望ましい。

【監査の意見 2】（視点 3、4）～同団体の解散阻止のための補助金支給について

本補助金は、実態として同団体の解散阻止のため支給されている側面がある。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 202 条第 2 項（以下「純資産額規制」という。）は以下のとおり規定している。

一般財団法人は、前項各号に掲げる事由のほか、ある事業年度及びその翌事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも三百万円未満となった場合においても、当該翌事業年度に関する定時評議員会の終結の時に解散する。

つまり、財団法人が、2 期連続で純資産額が 3,000 千円未満となった場合、財団法人は解散することとなる。

同団体の純資産額及び追加補助額の推移は以下のとおり推移している。追加補助は予算流用によるものである。

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	平成 31 年度	平成 30 年度
純資産額	11,218	9,499	6,839	11,561	6,057
追加補助額	14,106	12,902	13,801	6,281	9,421
差額	-2,888	-3,403	-6,962	5,280	-3,364

（出所：決算報告書及び広島市の予算変更資料をもとに監査人作成）

令和 4 年度は純資産は 11,218 千円であるが、追加補助 14,106 千円がなければ純資産額は△2,888 千円と考えられる。過去 5 年間で平成 31 年を除いては、追加補助がなければ純資産額が 3,000 千円未満である。

「令和 4 年度公益財団法人広島市産業振興センター収支予算の補正等について」が、令和 4 年 12 月 9 日に起案され令和 5 年 1 月 13 日に決裁されている。

貼付説明資料の、1 財団収支予算の補正(1)変更理由に以下の記載がある。

財団の令和 4 年度末の正味財産期末残高が 300 万円を下回る見込みであり、財団の正味財産が 2 期連続で 300 万円未満となった場合、財団の解散事由となるため、これを回避するために退職給付引当金等（※）に相当する金額の補助金を交付する。

—省略—

※退職給付引当金

退職給付に備えるため、将来支払われる退職金のうち、当期末において発生している債務を負債として計上する。

（下線は監査人が加筆した。）

これによると、同団体の解散回避のために、本補助金が交付されている。財団法人は、一定規模の財産自体に法人格を付与する制度であり、純資産額規制により一定規模の財産の保持を求めている。同団体には、広島市が 50,000 千円を出資している。長年にわたり同団体の公益的な目的を果たしてきた一方で、自主財源を確保してこなかったため、赤字体質が継続し、純資産額規制による解散可能性が高まった。前述のとおり、広島市は、同団体の解

散回避のために、本補助金を支給している側面もある。同団体の抜本的な改革が実行されない限り、今後も同団体の解散阻止のために補助金が支給されることになりうる。このような理由による補助金の支給は望ましくない。

【監査の意見 3】（視点 5）～効果検証について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第 2 条第 14 項）とあるように地方公共団体は、高い費用対効果が求められる。同団体は公益性及び必要性があることは理解する。また同団体が様々な効果をもたらしていることも理解する。ただし、限られた資源を効果的に配分するためには、同団体だけでなく、同団体で実施する事業についても効果検証が必須である。監査人としては、上述したとおり団体運営補助金から事業補助金へ移行させることが望ましいと考えているが、その移行期間中においても、団体運営補助金の効果検証は当然に実施するべきと考える。

広島市としては、「予算編成時に事業の効果を踏まえた上で財団の必要性を認識し、補助している。また、同財団においても評議員会等で効果は検証されており、毎年度同財団についての主観的・客観的な評価を既に行っている。」として効果検証は実施しているとしている。この点、団体運営補助金について、費用対効果についての検証資料を求めたところ、同団体で実施している個別事業の効果検証資料について提供されたものの、団体運営補助金についての資料提供はなかった。もっとも、団体運営補助金は、補助対象者 20 名分の内、過半数の 11 名分が広島市 OB 職員の人件費であることや、実態として同団体解散阻止のために補助金支給されている側面があるなど、客観的に不透明な補助金支給に見える。したがって、団体運営補助金について、費用に対して十分な効果があることを明示できるよう充実した効果検証が求められる。

名称	広島市中山間地域における中小企業の人材確保支援事業に係る補助金
所管	経済観光局産業振興部ものづくり支援課
当初予算（内一般財源）	93,300 千円（93,300 千円）
決算	88,981 千円
補助等団体数（実績）件数	98 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	—

① 補助金等の概要

地域活動を行いやすい職場づくりや働きやすい職場づくりに取り組む中小企業に対して、
（１）職場環境改善費補助（２）人材確保促進補助（３）企業 PR 力向上経費補助を実施している。

（１） 職場環境改善費補助

内容は、働きやすい職場づくりに向け、トイレ改修などの環境整備に要する経費を補助するもので、補助率は 2 分の 1 で限度額は 300 万円/企業である。

（２） 人材確保促進補助

内容は、人材確保を促進するため、新たに雇用した従業員数に応じて補助金を交付するもので、補助金額は新たに雇用する従業員数に 40 万円を乗じた金額が補助され、上限は 80 万円（2 人分）/企業である。

（３） 企業 PR 力向上経費補助

内容は、企業の魅力を PR するためのホームページ制作等に要する経費を補助するもので、補助率は 2 分の 1 で限度額はホームページ等制作は 30 万円/企業、パンフレット等作成は 3 万円/企業である。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

06-5-1

名称	企業立地促進補助金
所管	経済観光局産業振興部産業立地推進課
当初予算（内一般財源）	1,420,000 千円（657,829 千円）
決算	1,340,839 千円
補助等団体数（実績）件数	41 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島市企業立地促進補助金交付要綱

① 補助金等の概要

広島市では、市域内における事業所の設置の促進を図るとともに、広島広域都市圏域における産業の集積及び雇用機会の拡大を促進し、圏域全体の経済の活性化を目的に「広島市企業立地促進補助制度」を設けている。広島市内で建物を賃借して事業所を開設し、一定の要件に該当すると、事業所の賃料年額の 1/2(限度額 1,000 万円)×3 年間や事業所開設費の 1/2（上限 300 万円）が補助されるものである。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

名称	新型コロナウイルス感染症特別融資に係る信用保証料補助金
所管	経済観光局産業振興部産業立地推進課
当初予算／前年度繰越予算／補正予算（内一般財源）	－／34,500 千円／59,000 千円（－）
決算	66,659 千円
補助等団体数（実績）件数	34 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	新型コロナウイルス感染症特別融資に係る信用保証料補助金交付要綱

① 補助金等の概要

広島市では、アフターコロナを見据えた中小企業者等の活性化支援策として、「新しい生活様式」に対応した新たな事業環境の整備や、経営基盤の強化に向けた新分野への進出、廃業からの再起等を図ろうとする中小企業者等を対象に、金利及び信用保証料の負担を軽減した新たな融資制度を設けている。当該補助金は、①経営基盤強化・拡大資金と②再起チャレンジ資金の2つに大別される。①経営基盤強化・拡大資金は、セーフティネット保証の認定書の交付履歴がある中小企業者等が、テレワーク、フレックスタイム等の「新しい生活様式」に対応した働き方改革を進め、生産性の高い事業基盤を整備しようとするものか、経営基盤の強化に向け、新分野進出や事業多角化等を行おうとするために必要な融資に対する信用保証料を広島市が補助するものである。②再起チャレンジ資金は、コロナ禍の影響により廃業を余儀なくされた経営者が従前培った技術、人脈、経営資源等を生かして再起業するために必要な融資に対する信用保証料を広島市が補助するものである。①経営基盤強化・拡大資金の融資限度額は100,000千円であり、②再起チャレンジ資金の融資限度額は20,000千円である。いずれも初回融資分の信用保証料を広島市が全額補助する。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

名称	広島県信用保証協会に対する保証料減額分担金
所管	経済観光局産業振興部産業立地推進課
当初予算（内一般財源）	27,527 千円（27,527 千円）
決算	23,531 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島県信用保証協会との覚書

① 補助金等の概要

広島市では、中小企業者等向けに融資制度（広島市中小企業融資制度）を設けており、公的な信用保証機関である広島県信用保証協会の保証を付すことにより、信用力を補完し、資金調達の円滑化を図っている。中小企業者等が広島市中小企業融資制度を利用する際、広島県信用保証協会に対し、経営状況に応じて算定された信用保証料率に基づき、信用保証料を支払うこととなっているが、本市では、中小企業者等の金融の円滑化を図り、負担を軽減するため、新分野進出支援融資などの保証料率について、広島県信用保証協会所定の「料率 A」より低率の「料率 B」を提供しており、その差額（A-B）を広島県信用保証協会に分担金として全額負担することとしている。

《表 1 広島市中小企業融資制度に係る保証料率》

悪い 良い 経営状況									
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 A (保証協会の所定利率)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
料率 B (本市が保証料を一部負担)	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.77	0.64	0.60	0.45
A-B	0.38	0.35	0.31	0.27	0.23	0.23	0.16	—	—

(単位：%)

(出所：広島市説明資料より抜粋)

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

名称	広島駅総合案内所の運営に係る負担金
所管	経済観光局観光政策部
当初予算（内一般財源）	43,530 千円（43,530 千円）
決算	34,531 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等	広島駅総合案内所の整備に関する基本協定書 広島駅総合案内所の運営に関する協定書

① 補助金等の概要

広島市と西日本旅客鉄道株式会社との間で広島駅総合案内所の運営に関する協定書を締結し、鉄道案内業務、観光案内業務及び遺失物取扱業務等を目的として両者が共同で運営している。毎年経費の上限等について覚書を交わしている。案内所の委託費、備品購入費、光熱水費、賃借料等の運営費については一部を除き両者で折半して負担している。この費用については、西日本旅客鉄道株式会社が一旦全て負担した後、四半期毎に西日本旅客鉄道株式会社から広島市負担分に係る費用の請求を受け、負担金として支払っている。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第2条第14項）。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求され、効果測定が不可欠となる。

当該負担金において観光案内業務の効果測定については、国籍や用件別の案内者数の把握及び過去の案内者数との比較にとどまっており、具体的かつ客観的な指標に足り得なかった。

広島市で掲げる広島広域都市圏発展ビジョンの観光に係る施策に「広島駅総合案内所の運営」が含まれており、その施策の重要業績評価指標（KPI）として、入込観光客数の目標値が定められており、この目標値の達成に寄与するためにも、PDCA サイクル（計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action））が機能するかたちで一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましい。

06-6-2

名称	ひろしまドリミネーション開催負担金
所管	経済観光局観光政策部
当初予算（内一般財源）	32,742 千円（32,742 千円）
決算	32,740 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	—

① 補助金等の概要

ひろしまライトアップ事業を円滑に行うために設置されたひろしまライトアップ事業実行委員会は、中央部商店街や平和大通りをはじめ都心一帯のライトアップ事業を企画、実施することにより、中央部商店街の活性化を図るとともに、夜の魅力ある観光スポットを創出することを目的としている。

「ひろしまドリミネーション 2022」は、広島市中央商店街振興組合連合会、5 商店街（本通、金座街、並木通り、中の棚、中央通）、中国電力㈱、広島商工会議所、広島市観光ホテル旅館組合との共催であり、本件負担金は広島市の負担分にあたる。

② 監査の結果

【監査の意見・指摘】なし。

名称	夜間・早朝の活用によるにぎわい創出事業に係る補助金
所管	経済観光局観光政策部
当初予算／前年度繰越予算（内一般財源）	－／110,000 千円（－）
決算	109,410 千円
補助等団体数（実績）件数	17 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	夜間・早朝の活用によるにぎわい創出事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金を財源として、観光客の誘客促進及び滞在時間の延長を図り、観光需要の回復を促進するため、夜間・早朝の時間帯を活かした新たなイベント等を行う民間事業者等に対し、その取組に要する経費を補助する。補助対象事業は、その内容により A 事業、B 事業、C 事業に分類される。

対象事業は、広島市で実施される事業であり、補助率は補助対象経費の 5 分の 4 を限度とする。補助限度額は、A 事業は、20,000 千円、B 事業及び C 事業は、5,000 千円であった。公募期間は、令和 4 年 3 月 18 日～令和 4 年 4 月 28 日（必着）であり、審査会が 50 点満点で審査し、30 件の応募、採択 17 件、不採択 13 件の結果となった。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点 6）～文書収受の取扱いについて

本補助金は、公募により募集期間に期限を定め（令和 4 年 4 月 28 日必着）公募を行い採択 17 件、不採択 13 件の結果となった。

夜間・早朝の活用によるにぎわい創出事業補助金交付要綱第 7 条によれば「補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を、期日までに市長に提出しなければならない。(1) 補助事業申請書・・・」とされ、交付申請書等の文書の収受については、広島市文書取扱規程（以下「本規程」という。）及び文書事務の手引（以下「本手引」という。）に定められているところ、応募者からの申請書全てにおいて、収受印を確認することができず、受付日時を記録した受信簿等も確認することができなかった。

したがって、上記取扱いは、本規程第 2 章、本手引に違反する。

特に、本補助金は、不採択が出ていることから、公平性の観点からも検証可能な形で収受印の押印等により到達時期を明らかにするべきである。

以上より、今後は、交付申請書等の文書の収受にあたっては、本規程及び本手引に則った運用をするべきである。

名称	広島観光コンベンションビューローに対する補助金（MICE 振興事業）
所管	経済観光局観光政策部
当初予算／補正予算（内一般財源）	103,962 千円／△8,000 千円（93,913 千円）
決算	82,027 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	－

① 補助金等の概要

公益財団法人広島観光コンベンションビューローは、国内外からのMICE（企業等の会議、研修旅行など）の誘致及び開催支援、観光客の誘致並びに観光資源の整備・開発を行うことにより、MICE並びに観光の振興を図り、地域経済の活性化や国際相互理解の増進及び文化の向上に資することを目的とし、平成14年4月付けで財団法人広島コンベンションビューローと広島市観光協会を統合して設立された団体である。

当該補助金は、MICE振興事業補助となる。このうちコンベンション誘致助成については、会議を誘致する際に参加人数等で金額を決定し補助し、実績報告書の提出をもって精算している。なお、MICE振興事業として誘致している会議は、2～3年前に決まっていることが多いが、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や延期が増加し、未執行分は広島市へ戻入し、延期された会議については、後年度開催年に改めて予算措置のうえ助成している。

② 監査の結果

【監査の意見・指摘】なし。

06-6-5

名称	広島観光コンベンションビューローに対する補助金（観光事業）
所管	経済観光局観光政策部
当初予算（内一般財源）	67,650 千円（67,650 千円）
決算	68,550 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	－

① 補助金等の概要

公益財団法人広島観光コンベンションビューローは、国内外からのM I C E（企業等の会議、研修旅行など）の誘致及び開催支援、観光客の誘致並びに観光資源の整備・開発を行うことにより、M I C E並びに観光の振興を図り、地域経済の活性化や国際相互理解の増進及び文化の向上に資することを目的とし、平成 14 年 4 月付けで財団法人広島コンベンションビューローと広島市観光協会を統合して設立された団体である。

当該補助金は、観光客の受入態勢整備事業、観光資源整備・開発事業、観光宣伝・誘致活動推進事業、観光施設管理運営等事業に対する補助金である。

② 監査の結果

【監査の意見・指摘】なし。

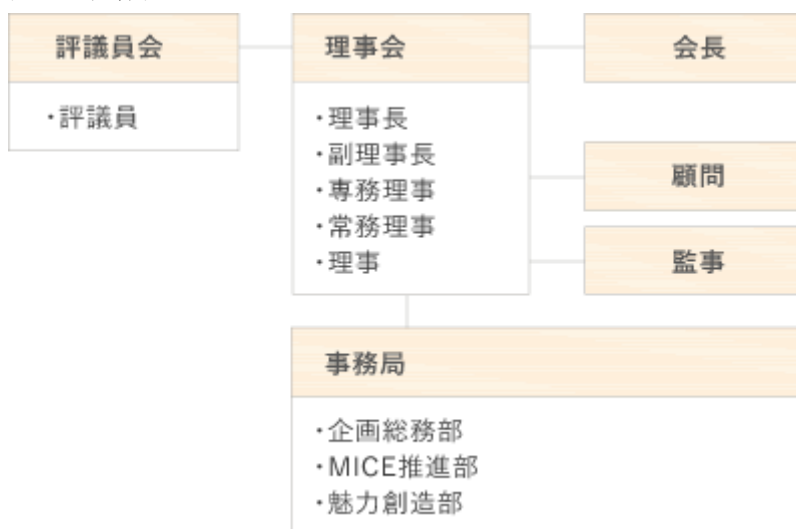
名称	広島観光コンベンションビューローに対する補助金（事務局の管理運営等）
所管	経済観光局観光政策部
当初予算（内一般財源）	66,668 千円（66,668 千円）
決算	65,079 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	－

① 補助金等の概要

公益財団法人広島観光コンベンションビューロー（以下「CB」という。）は、国内外からのMICE（企業等の会議、研修旅行など）の誘致及び開催支援、観光客の誘致並びに観光資源の整備・開発を行うことにより、MICE並びに観光の振興を図り、地域経済の活性化や国際相互理解の増進及び文化の向上に資することを目的とし、平成14年4月付けで財団法人広島コンベンションビューローと広島市観光協会を統合して設立された団体である。

当該補助金は、管理運営補助であり、CBの理事会・評議員会の開催に係る会議費、事務所の管理運営、財産の管理、事業計画・事業報告、予算・決算、会計・経理、職員の人事・給与等の事務を実施するための管理事務費及びコンベンション振興事業、観光事業並びに法人の管理運営を実施するための人件費を交付対象としたものである。

図1：組織図



（CBのホームページ組織図より抜粋）

図 2：企画総務部の分掌事務

1	ビューローの運営についての総合企画及び調整に関すること
2	メッセ・コンベンション都市広島及び県内コンベンション施設等の広報・宣伝に関すること
3	企画、コンベンション誘致及び観光振興のための専門委員会の運営に関すること
4	コンベンション開催準備資金の貸付制度の運用に関すること
5	賛助会員サービスに関すること
6	理事会その他の会議に関すること
7	定款その他の規程の制定及び改廃に関すること
8	財産の管理に関すること
9	事業計画及び事業報告に関すること
10	予算及び決算に関すること
11	会計及び経理に関すること
12	職員の人事、給与及び福利厚生に関すること
13	公印の管理に関すること
14	その他事務局の庶務に関すること

(CB 処務規則より引用)

図 3：補助金等、委託料の内訳

(単位：千円)

	名称	交付者	金額	小計
補助金	コンベンション振興事業 (MICE) 補助金	広島市	82,027	215,657
	観光事業補助金	広島市	68,551	
	管理運営補助金	広島市	65,079	
委託料	委託業務	広島市	78,170	78,170
合計				293,827

(CB の令和 4 年度決算報告書より抜粋)

図 4：管理運営補助金の人件費内訳

(単位：千円)

企画総務部			事業会計区分			
区分	職員区分	人数 (人)	コンベンション振興 (MICE)	観光振興	管理運営	決算額
役員	市 OB 専務理事	1	4,310	5,503	8,529	18,342
	市 OB 常務理事	1	(23.5%)	(30%)	(46.5%)	
	市 OB 常務理事兼部長	1				
プロパー	市 OB	2	9,443	8,498	13,688	31,629
	プロパー	2	(30%)	(27%)	(43%)	
	嘱託	1				
派遣	派遣	0	0	0	0	0
小計		8	13,753	14,001	22,217	49,971
	うち市 OB 人数	5				

(「令和 4 年度 CB 事業決算事業別一覧表」から抜粋)

② 監査の結果

【監査の意見】(視点 2、4) ～団体運営補助金について

CB に対する令和 4 年度の管理運営補助金は、会議費、管理事務費及び企画総務部の人件費に対して交付されており、図 3 のとおり、管理運営補助金は 65,079 千円であり、そのうち企画総務部全体の人件費は 49,971 千円が充てられ(ただし、退職手当を除く)、そのうち、MICE 事業にかかる人件費は 13,753 千円、観光振興事業にかかる人件費は 14,001 千円、管理運営に係る人件費は 22,217 千円となっており、団体運営補助金にあたる。

総論で述べたとおり、法人や団体の運営費については、本来、会費や収益事業となる自主事業の売上などの自主財源で賄うべきものである。CB は会費収入があることから、当該団体の財政状況等に応じて必要最小限の管理運営補助等の財政支援を行うことが望ましい。

そして、管理運営補助にあたっては、MICE 事業、観光振興事業補助につき規則や要綱等を定めたうえで、当該事業に係る管理運営費を補助対象事業ごとに計上して交付申請するなど、団体運営補助金から事業補助金への移行を図る必要な見直しを行うことが望ましい。

これに対しては、管理運営補助金のうち、企画総務部の人件費をコンベンション振興事業、観光事業及び管理運営それぞれに按分しているので問題ないとの意見も考えられるところである。

しかしながら、当該補助対象事業に含まれない経費を計上することは、補助金等の交付にあたり透明性を欠く。また、図 2 のとおり、企画総務部の分掌事務によれば、業務委託に伴う会計、経理、予算、及び決算や賛助会員サービスに関するものも含まれることから、企画総務部の人件費は、委託事業やその他事業にも計上することが望ましい。当該補助金の交付

については、当該団体の財政状況等によっては、廃止または減額が可能になるとともに、各事業に必要な管理費がそれぞれ計上されることで当該事業に係る管理費の金額・当該事業に占める管理費の割合も明確になり、委託料や事業補助金につき、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第2条第14項）ことも達成できる。

06-6-7

名称	フラワーフェスティバル等観光事業開催負担金
所管	経済観光局観光政策部
当初予算（内一般財源）	57,754 千円（57,754 千円）
決算	48,408 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	—

① 補助金等の概要

広島市の年中行事を育成し、観光事業の振興に寄与することを目的として広島祭委員会（事務局は、広島市経済観光局観光政策部に置く）が組織されている。

広島祭委員会は、ひろしまフラワーフェスティバル、大文字まつり、七夕まつり、広島ドリーム花火、ピースメッセージとうろう流し、広島城大菊花展を主催し、これらの事業に取り組んでいるが、本負担金はこれらの事業の広島市負担分である。

② 監査の結果

【監査の意見・指摘】なし。

06-7-1

名称	広島市農林水産振興センターに対する補助金
所管	経済観光局農林水産部農政課
当初予算／予算流用（内一般財源）	63,097 千円／5,538 千円（63,097 千円／5,538 千円）
決算	68,635 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	－

① 補助金等の概要

公益財団法人広島市農林水産振興センターは、「広島市における農林水産業等の振興を図るとともに、農山漁村地域の持つ公益的機能を活用した事業を推進し、もって活力ある農山漁村地域の確立と健康で豊かな市民生活の向上に寄与する」ことを目的に設立された。広島市は 66.7%出資している。同団体が同目的達成のため、以下に掲げる事務を行っている。

- （１） 事務事業の総合的な企画及び調整に関する事務
- （２） 理事会その他の会議に関する事務
- （３） 定款その他の規程及び改廃に関する事務
- （４） 予算及び決算に関する事務
- （５） 会計及び経理に関する事務
- （６） 職員の人事・給与及び福利厚生に関する事務
- （７） 農業振興センター施設の維持、保守委託に関する事務
- （８） 入札及び契約に関する事務
- （９） 公印の管理、押印等に関する事務
- （１０） 個人情報の開示及び訂正に関する事務
- （１１） その他一般的庶務に関する事務

当該補助金は、これらの管理事務を補助するためのものである。予算合計 68,635 千円の内、人件費が 60,514 千円（88.2%）（収支予算書（変更後）の人件費集計）を占める。主な内訳は、広島市 OB の理事長及び常務理事の役員報酬 11,456 千円、広島市 OB 職員 2 名の報酬 10,047 千円、プロパー職員 4 名の職員手当 10,295 千円、福利厚生費 8,084 千円、退職手当 6,046 千円等である。この退職手当は、自己都合による退職者が 1 名生じたため、広島市が予算流用し追加補助したものである。

事前に退職が計画されている広島市派遣職員以外の職員の退職金については、当該補助金の当初予算に計上される。

② 監査の結果

【監査の意見 1】（視点 2、4）～団体運営補助金について

総論に記載のとおり、団体運営補助金は、透明性に欠け、費用に対する効果検証が困難であるなどといった問題点があるため、団体運営補助金から事業補助金への移行を図ることが望ましい。

本補助金は、広島市が同団体の管理事務に対し補助する補助金であるため、団体運営補助金である。同補助金は、予算合計 68,635 千円の内、人件費が 60,514 千円（88.2%）であり、公益性がある事業と直接関係のない人件費及び退職金が大部分を占め、公益上必要があるか不明瞭である。また、本補助金は、明文化された規則や要綱等の判断基準や規範は存在しないため透明性にも欠ける。更に、本補助金対象者 8 名の内、4 名が広島市 OB 職員であり、既得権益化しているようにも見える。加えて、本補助金は、最少の経費で最大の効果が挙げられているか（地方自治法第 2 条第 14 項）について、効果検証されておらず、現状交付されている本補助金が必要最低限の補助になっているかの判断もできない。この点、同団体は、広島市からの様々な事業を受託している。したがって、これらの問題点を解決するために、この受託金額の積算項目に一般管理費を加えることなどし、団体運営補助金から事業補助金への移行を図ることが望ましい。この場合、必要な見直しについては、期限を設定（3 年程度を想定する）した上で行うことが望ましい。

【監査の意見 2】（視点 3、4）～同団体の解散阻止のための補助金支給について

同補助金は、実態として同団体の解散阻止のために支給されている側面がある。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 202 条第 2 項（以下「純資産額規制」という。）は以下のとおり規定している。

一般財団法人は、前項各号に掲げる事由のほか、ある事業年度及びその翌事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも三百万円未満となった場合においても、当該翌事業年度に関する定時評議員会の終結の時に解散する。

つまり、財団法人が、2 期連続で純資産額が 3,000 千円未満となった場合、財団法人は解散することとなる。

同団体の純資産額の推移は以下のとおり推移している。

（単位：千円）

	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	平成 31 年度	平成 30 年度
純資産額	14,796	4,054	6,306	3,214	7,594

（出所：決算報告書及び広島市の予算変更資料をもとに監査人作成）

同団体に往査し資料の閲覧及び質問を実施した。その際に以下の資料を入手した。

「当センターにおける純資産額 300 万円の保持について」令和 4 年 2 月 15 日付の事務局作成資料である。

以下に資料の一部を抜粋した。

1 純資産額の保持に係る基本的な考え方

(1) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第 202 条により、財団法人が 2 期連続して純資産額が 300 万円未満となった場合、強制解散する事態が生じてしまう。

—省略—

(2) このため、広島市の他の財団においては、平成 22 年度以降、基本財産の他に美術品や不動産の現物出資をうけるなどして純資産額 300 万円以上を保持できるようにしている（以下「純資産額の保持」という。）。

基本財産の額が少ない当センターと産業振興センターでは、純資産額の保持が困難な見込みが生じた場合は、広島市から「特定資産として保有し退職金支出に充当すること」と使途を制限された追加補助を受けることで純資産額の保持を行っている。

(3) 当センターにおいては、平成 30 年度までは純資産額の保持を行うことができたが、職員の昇給や採用等により、退職給付引当金等の見かけ上の負債の額が年々積み上がり、基本財産等の資産の額を上回る状況に達したため、平成 31 年度末において純資産額が 300 万円未満となる見込みとなり、同年度に初めて追加補助 182 万 8 千円を受け、今年度に至るまで純資産額の保持を行っている。

長年にわたり同団体の公益的な目的を果たしてきた一方で、自主財源を確保してこなかったため、赤字体質が継続し、3,000 千円の純資産額規制に抵触する可能性が高まっている。上記抜粋にあるとおり、平成 31 年度末に追加補助 1,828 千円を受けたことにより純資産額 3,000 千円を保持（純資産額 3,214 千円）できている。

財団法人は、一定規模の財産自体に法人格を付与する制度であり、純資産額規制により一定規模の財産の保持を求めている。同団体は、補助金を前提としなければ純資産を保持が困難な状況である。今後も同団体の解散阻止のために補助金が支給されることになりうる。このような理由による補助金の支給は望ましくない。

【監査の意見 3】（視点 5）～効果検証について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第 2 条第 14 項）とあるように地方公共団体は、高い費用対効果が求められる。同団体は公益性及び必要性があることは理解する。また同団体が様々な効果をもたらしていることも理解する。ただし、限られた資源を効果的に配分するためには、同団体だけでなく、同団体で実施する事業についても効果検証が必須である。監査人としては、上述したとおり団体運営補助金から事業補助金へ移行させることが望ましいと考えているが、その移行期間中においても、団体運営補助金の効果検証は当然に実施するべきと考える。

広島市としては、「予算編成時に事業の効果を踏まえた上で財団の必要性を認識し、補助している。また、同財団においても評議員会等で効果は検証されており、毎年度同財団につ

いての主観的・客観的な評価を既に行っている。」として効果検証は実施しているとしている。これに対し、団体運営補助金について、費用対効果についての検証資料を求めたが、効果検証は未実施であり、資料提供はなかった。もっとも、団体運営補助金は、4名分の広島市OB職員の人件費であることや、実態として同団体解散阻止のために補助金支給されている側面があるなど、客観的に不透明な補助金支給に見える。したがって、同団体運営補助金について、費用に対して十分な効果があることを明示できるよう充実した効果検証が求められる。

名称	広島市農業振興協議会に対する補助金
所管	経済観光局農林水産部農政課
当初予算／補正予算（内一般財源）	4,059 千円／150,000 千円(154,059 千円)
決算	134,853 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市農業振興協議会規約

① 補助金等の概要

当初予算 4,059 千円の補助金は、市域内の農事研究会の会員、広島市和牛改良組合・広島市農協肥育牛研究会・広島市養鶏振興協議会・砂谷酪農部会の会員等で構成される広島市農業振興協議会の運営費補助である。同協議会は、以下を目的として掲げている。

- (1) 市域内の農業振興対策の企画及び事業推進
- (2) 地域リーダー及び担い手の育成
- (3) 地域組織の育成指導
- (4) 女性農業者の育成

同協議会の運営費は、会費、広島市補助金、農協助成金、その他収入で賄われている。

運営費は、これらの目的を遂行するための諸費用であり、人件費は含まれていない。

次に、補正予算 150,000 千円について、これは農業経営継続緊急対策事業に対する事業補助金である。昨今の原油高、資材・原材料価格の急激な高騰により営業利益が減少し、厳しい経営状況におかれている農業者の経営継続を支援するため、肥料・出荷資材・加温用燃料（LP ガス）・飼料の年間価格高騰分に相当する額を応援金として支給する補助金である。対象者は、広島市内に在住または所在し、広島市内の農地で農業を営み、令和 3 年度に販売実績がある農業者としている。支援内容は、令和 3 年度の販売実績に応じて、1 者 10,000 千円を上限に 2 回に分けて支給している。同協議会が広島市に対して要望書を提出し実現した。広島市と同協議会が独自開発したスキームである。なお、同協議会は運営事務について、広島市農業協同組合、安芸農業協同組合と業務委託契約を締結している。業務委託金額は、各々 8,000 千円と 2,000 千円（税込み）である。当該金額は、広島市が 10,000 千円を計算し、補助金対象者数（所属会員数）によって按分している。

② 監査の結果

【監査の意見 1】（視点 4、5）～異なる補助金に対する同一の申請書及び報告書について

当初予算 4,059 千円の補助金は、同協議会の団体運営補助金である。一方、補正予算 150,000 千円について、これは農業経営継続緊急対策事業に対する事業補助金である。これらは、別の補助金であり、予算規模も大きく異なるが、補助金申請書及び事業実施報告書は、

同一のものが利用されている。補正予算 150,000 千円の農業経営継続緊急対策事業に対する補助金を申請する際、当初補助金の申請書を修正した修正申告書が提出され、広島市はそれを承認している。しかし、これでは、各々の補助事業についての効果検証が困難であり評価も難しい。したがって、適切な効果検証や事業評価を実施するために、これらの補助金の申請書及び報告書は分けることが望ましい。

【監査の意見 2】（視点 4、5）～事業計画書及び事業実施報告書の記載内容について

当初予算 4,059 千円の補助金は、同協議会の団体運営補助金について、事業計画及び事業実施報告書に定量的な目標や実績が記載されていない。また、具体的な記載もない。以下に、事業契約書と事業実施報告書の一部を示した。

【事業計画書】

5 事業内容

(1)生産振興対策

各農事研究会の活動により、有望品種導入のための比較品種栽培、抵抗性品種の試作を行うなど、生産技術・品質向上を図る。

(2)流通改善対策

各農事研究会の活動により、直売所向け品種の試食会を行うなど、消費者ニーズを意識した取り組みを図ることにより、流通改善を図る。

-中略-

6 事業の実施効果

新しい特産品の開発や流通改善、産品 PR イベントへの参加など市域内の農業振興対策、応援金の支給を実施することにより、生産農家の意識高揚および農業経営の強化・継続が図られる。

（出所：事業計画書から一部抜粋）

【事業実施報告書】

5 事業内容

(1)生産振興対策

各農事研究会の活動により、有望品種導入のための比較品種栽培、抵抗性品種の試作を行うなど、生産技術・品質向上を図った。

(2)流通改善対策

各農事研究会の活動により、直売所向け品種の試食会を行うなど、消費者ニーズを意識した取り組みを図ることにより、流通改善を図った。

-中略-

6 事業の実施効果

新しい特産品の開発や流通改善、産品 PR イベントへの参加など市域内の農業振興対策、応援金の支給を実施することにより、生産農家の意識高揚および農業経営の強化・継続が図られた。

(出所：事業実施報告書から一部抜粋)

例えば、5 事業内容(1)にある試作や(2)試食会などは、目標回数、実績回数及び所要金額などを記載することが出来るが記載されていない。その他も、抽象的であり具体性に欠ける。これでは、本補助金の効果検証をすることが困難である。したがって、事業計画及び事業実施報告書に定量的データも含めて具体的に記載を求めることが望ましい。

【監査の意見 3】(視点 3) ～業務委託金額について

当該補助金の運営委託業務の金額 10,000 千円は広島市が積み上げにより計算している。相談・受付等業務に必要な 7 名分の人件費 7,800 千円程度と切手代・封筒代等の諸経費 2,200 千円である。当初は、想定農家数が 1,008 者であり 250,000 千円が予算化された。内訳は、応援金 240,000 千円と事務費 10,000 千円である。しかし、応援金の申請者数が、600 農家弱に留まったため、変更申請書が提出され下方修正され、140,000 千円となった。内訳は、応援金 140,000 千円と事務費 10,000 千円である。このように、申請者数の減少に伴い、応援金の予算は下方修正されているが、事務費については、10,000 千円のまま変更ない。本来は申請者数が想定を下回るため、事務費も減少すると考えられる。しかしながら、広島市農業振興協議会は、業務委託料について総価契約しているため、委託料については変更されなかった。したがって、申請時の不確定要素により変動する事務費については、単価契約を導入するか、変更契約書を締結することが望ましい。

名称	中山間地域等直接支払交付金
所管	経済観光局農林水産部農政課
当初予算（内一般財源）	48,000 千円（12,600 千円）
決算	45,077 千円
補助等団体数（実績）件数	32 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号） 広島市中山間地域等直接支払交付金交付要綱

① 補助金等の概要

中山間地域等の農業の生産条件の不利な地域において、耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保することを目的とした国が行っている補助事業である。補助割合は、国 50%、広島県 25%、広島市 25%である。中山間地域において農業活動に取り組む協定を結んだ集落の活動に対し補助金を交付している。広島市では、32 の協定を認定している。取り組み内容としては耕作放棄地対策や草刈り等の水路・農地の管理活動等の農業生産活動等である。この取組面積に応じ、集落に対して一定額を交付している。交付単価は地目が田畑に分かれており、その中でも急傾斜か緩傾斜かで単価が異なる。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点 4、5）～交付申請書及び事業実施報告書の記載内容並びに効果検証について

サンプルで入手した集落と締結している協定書に取り組み事項が以下の内容で記載（チェック形式）されている。

第 5 農業生産活動等として取り組むべき事項

1 農用地に関する事項の具体的に取り組む行為

④ 農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。

⑤ 協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。

2 水路・農道等の管理方法について

水路：水路清掃及び草刈り

農道：草刈り

3 多面的機能を増進する活動

① 農地と一体となった周辺林地の草刈り等を行う（対象面積 150 m²）。

しかし、令和 4 年度中山間地域等直接支払交付金交付申請書には、取組事項の詳細は記載されておらず、同集落の事業実施報告書には、前述の 3 多面的機能を増進する活動としての

み写真を付した報告が実施されているが、その他協定書の取り組み事項についての報告はされていない。そのため、当該補助事業の効果検証が困難な状況であるし、客観的に活動実態も不明である。したがって、交付申請書及び事業実施報告書には、具体的な活動内容及びその記録を記載することを徹底して指導し、効果検証する必要がある。

06-7-4

名称	青年新規就農者確保事業に係る補助金
所管	経済観光局農林水産部農政課
当初予算（内一般財源）	34,392 千円（－）
決算	33,304 千円
補助等団体数（実績）件数	19 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付 要綱 広島市農業次世代人材投資資金交付要綱 広島市農業振興対策事業費補助金交付要綱 農業振興対策事業費補助金等交付要綱 新規就農者育成総合対策実施要綱 農業人材力強化総合支援事業実施要綱

① 補助金等の概要

本事業は、農業経営に意欲ある青年新規就農者を確保するとともに、青年新規就農者の農業経営の早期安定化を図り、本市農業の将来を担う農業経営者として育成するため、国・県の補助事業を活用し、新規就農者等へ就農初期に必要な資金・補助金を交付するものである。本事業は国・県の補助金で全額賄われるため、市の負担はない。事業は就農初期に必要な資金の交付と農業機械・施設等の購入経費の補助に分類される。資金については、令和3年度以前の経営開始型と、国の制度の見直しにより、令和4年度以降の経営開始資金の2つがある。令和4年度からの経営開始資金は、月12.5万円を最長3年間交付する。また、経営発展支援事業も令和4年度に新設された事業で、就農年度の農業機械・施設等の購入経費を補助する。補助は国50%、広島県25%であり、補助上限は750万円である。経営開始資金の交付対象者については、375万円が上限となる。交付対象者は、独立・自営就農者であることや「人・農地プラン」に今後の地域の中心となる農業経営者として位置づけられている又は、農地中間管理機構から農地を借り受けている認定新規就農者である。その他、国の要綱の交付要件を満たすものが対象である。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

06-7-5

名称	八木用水路保全事業に係る補助金
所管	経済観光局農林水産部農政課
当初予算（内一般財源）	26,800 千円（26,800 千円）
決算	26,800 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	覚書

① 補助金等の概要

八木用水路は佐東町八木から祇園町長束にかけて農業用水の確保を目的に 1768 年ごろに整備された 16.3 km の農業用水路である。この維持管理は祇園町外二ヶ町土地改良区（以下「土地改良区」という。）が行っている。昭和 45 年 11 月 2 日にこの用水路周辺地区の市街化区域編入に際し、関係している祇園町・安古市町・佐東町と土地改良区が協議し覚書を締結している。覚書の主な内容は、用水路の維持管理は土地改良区が行うことや維持管理に関する費用の負担は市と土地改良区と毎年協議して定めるなどが記載されている。都市化の進展に伴い、農業用水路としての利用から下水道や雨水及び家庭用雑排水の放流を目的とした都市下水路としての役割が強まったことから、市は土地改良区に対して負担金を支出している。以前より、土地改良区から当該財産を広島市に引き継ぎたい旨の要望があるが、所有者が不明な土地があるなど、財産整理が困難であることから、現在においても財産引継ぎができていない状況であるため、広島市は管理せず、土地改良区が管理している。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

06-8-1

名称	人工林健全化推進事業に係る補助金
所管	経済観光局農林水産部農林整備課
当初予算（内一般財源）	60,160 千円（－）
決算	46,991 千円
補助等団体数（実績）件数	2 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島市森づくり推進事業補助金交付要綱 人工林健全化推進事業実施要領

① 補助金等の概要

森林を市民の財産として守り育て、次の世代に健全な状態で引き継いでいくことを目的とした森林の公益的機能の維持増進を図るための事業に要する経費に対する補助金である。申請者が森林所有者の承諾を得た森林を「伐倒」「枝払」することにより生じる経費を補助するものである。その面積及び傾斜等を考慮して金額が計算される。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

07-1-1

名称	広島市都市整備公社に対する補助金(事務局の管理運営等)
所管	都市整備局都市整備調整課
当初予算(内一般財源)	264,949 千円(264,949 千円)
決算	279,844 千円
補助等団体数(実績)件数	1 件
根拠となる法令等(広島市補助金等交付規則を除く)	—

① 補助金等の概要

補助金の申請を行っている一般財団法人広島市都市整備公社(以下「公社」という。)は、広島市の計画に即して、市行政との有機的連携の下に、都市の開発整備、各種都市施設の建設関係、生活環境の保全等の事業を行い、もって、市民福祉の増進と広島市の発展に寄与することを目的として設立された団体である。

補助金を充てる内容は、

- i) 公社が行う公社事務の総合調整に関する事業の経費(事務局経費等)
- ii) 広島市関係団体の監査補助経費
- iii) 広島市公益法人等職員互助会への運営補助経費

である。

このうち、iii)で運営補助経費を受領している広島市公益法人等職員互助会(以下「互助会」という。)とは、広島市公益的法人等指導調整要綱(平成3年2月1日施行)別表に定める公益的法人等及び公立大学法人広島市立大学(以下「公益的法人等」という。)の役員及び教職員の福利厚生の実施を図り、もって公益的法人等の業務の円滑かつ能率的な運営を確保することを目的として組織された団体である。令和4年1月1日時点で、互助会の加入団体は17団体、会員数は2,173人である。

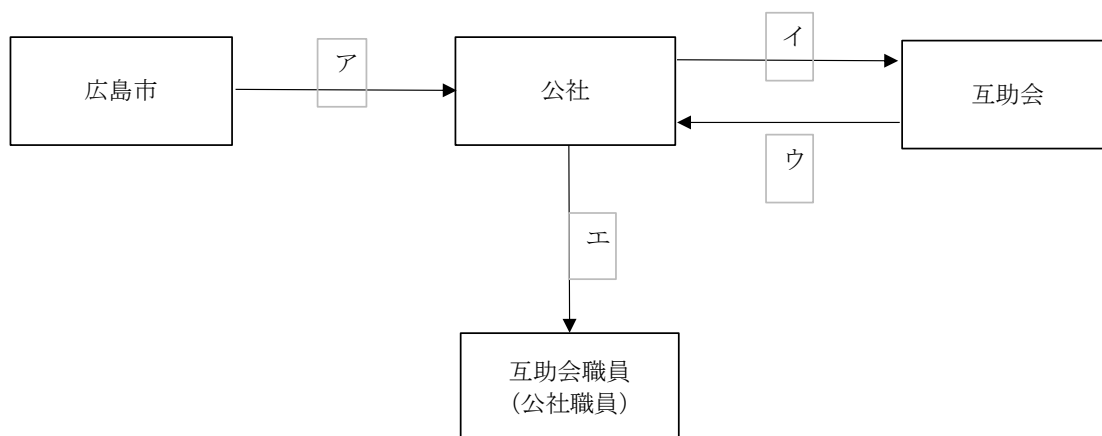
互助会の事業内容は、

- ・結婚祝金、香げ料、療養見舞金などを会員に給付する給付事業
- ・映画館入場補助券、プレイガイド等利用補助券及び広島交響楽団入場補助券の配布、プロスポーツ観戦招待、演劇等鑑賞招待、福利厚生サービスの利用助成並びに3園(安佐動物公園・植物公園・森林公園昆虫館)共通年間パスポート購入補助券の配布を行う文化・娯楽行事助成事業
- ・区スポーツセンタープール等利用助成、総合屋内プール(冬期)スケートリンク利用助成、中央公園ファミリープール入園補助券の配布、クアハウス利用補助券の配布及びインフルエンザ予防接種の助成を行う健康増進事業
- ・貸付あつ旋事業

- ・ 保険事業
- ・ 特約店事業

である。

互助会の運営に関する業務は公社の職員が行っている。そこで、上記業務に関する人件費は互助会から公社へ支払われている。そのため、iii) の補助金の動きは以下の図のとおりになっている。



- ア 広島市が公社へ広島市補助金を支払う
- イ 公社が互助会へ人件費補助を支払う
- ウ 互助会が公社へ人件費負担金を支払う
- エ 公社が互助会職員（公社職員）へ人件費を支払う

② 監査の結果

【監査の指摘 1】（視点 1）～公益性について

地方自治法は、普通地方公共団体が補助金を支出することができるのは公益上必要がある場合に限り、と定めている（地方自治法第 232 条の 2）。広島市補助金等交付規則においても、補助金は、市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対して、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付すると定められている（広島市補助金等交付規則第 2 条）。そして、地方自治法第 232 条の 2 及び広島市補助金等交付規則第 2 条で規定されている「公益」とは社会一般の利益、公共の利益を意味する。

ここで、公社に対する補助金のうち、iii) 運営補助経費を受領している互助会は、令和 4 年 1 月 1 日時点で、その加入団体は 17 団体、会員数は 2,173 人である。このことから、iii) 互助会の運営補助経費とは加入団体に所属する 2,173 人の福利厚生を図る団体の運営補助経費といえる。特定の団体に所属する 2,173 人のみの福利厚生を図る事務又は事業が、社会一般の利益、公共の利益を図るために必要があると認める事務又は事業であるとは到底認めがたい。

したがって、公社に対する補助金のうち互助会の運営補助経費は地方自治法第 232 条の 2 及び広島市補助金等交付規則第 2 条に抵触する可能性があることから、当該補助金の支出における公益上の必要性について再考されたい。

【監査の指摘 2】（視点 3、6）～間接補助について

iii) 広島市公益法人等職員互助会への運営補助経費は、上記図のとおり、広島市から公社へ補助金として支払われた後に、公社から互助会へ人件費補助として支払われている。

この点、公社が互助会へ人件費補助として給付金を交付する際、公社は互助会から相当の反対給付（補助金等適正化法第 2 条第 4 項第 1 号）を受けてはいない。

このことから、公社から互助会へ交付される給付金は「間接補助金」に該当する（補助金等適正化法第 2 条第 4 項第 1 号参照）。

しかし、当該間接補助金は、上記のとおり公益上の必要性が認めがたく、広島市が互助会へ直接補助金を交付できないものである。

したがって、公社から互助会へ交付される給付金は、広島市補助金等交付規則の趣旨を潜脱する点で認められない。

【監査の意見】（視点 2、4）～団体運営補助金について

公社には令和 4 年度決算時において、279,844 千円が補助金として交付されている。この補助金の対象には、上記のとおり、i) 事務局経費等及びiii) 広島市公益法人等職員互助会への運営補助経費が含まれている。i) の内容は役員及び事務局職員の人件費等並びにプロパー社員の退職給付費用であり（令和 4 年度補助事業等実施報告書）、iii) の内容は互助会職員人件費である。このように、上記補助金には人件費が含まれていることから、団体の運営を支援するために交付する補助金である団体運営補助金に該当する。

しかしながら、団体運営補助金については、団体運営補助金の性質がもたらす諸問題を解決するため、事業補助金に係る規則や要綱等明文化された判断基準や規範を定めることが望ましく、それと併せて、団体運営補助金から事業補助金への移行を図る必要な見直しを、期限を設定（3 年程度を想定する）した上で、行うことが望ましい。

この点、公社は、広島市から 8 つの事業を受託すると共に、自主事業として 11 の事業を行っている。したがって、i) 事務局経費等として必要な費用については、受託事業における受託料及び自主事業における収益から支出するなどの対応することが望ましい。

iii) 互助会の人件費に必要な費用については、互助会が会員から「互助会の事業に要する経費に充てるため」掛金を徴収し（広島市公益法人等職員互助会会則第 21 条）、また公益法人等からは「互助会の運営に必要な経費」の助成を受けていることから（同会則 21 条の 8）、互助会から支出すべきである。

名称	金輪島航路事業に係る補助金
所管	都市整備局みなと振興課
当初予算（内一般財源）	14,018 千円（14,018 千円）
決算	14,018 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市金輪島航路事業費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

金輪島住民の福祉の向上を図るため宇品と金輪島を結ぶ唯一の交通手段である金輪島旅客航路事業に対し補助を行い、通勤・通学、生活必需品の輸送、し尿処理の輸送などによって 1 日も欠かすことのできない必要不可欠な航路を確保するために補助金が交付されている。運行回数は 1 日 11 往復である。

金輪島航路事業については平成 8 年度に国の「離島航路補助要綱」を参考に「広島市金輪島航路事業費補助金交付要綱」を改正し、予算の範囲内で赤字補填を目的とした収支差額補助が行われている。

平成 16 年度に改正消費税法が施行され、課税事業者としての要件が課税売上高年間 3,000 万円超から 1,000 万円超に引き下げられたことにより、補助対象事業者である有限会社金輪島会が課税事業者となったことから、「離島航路補助要綱」と同様に消費税を補助対象経費とするための要綱改正がなされている。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点 6）～暴力団排除条項の創設の検討について

広島市は、広島市暴力団排除条例を制定し、暴力団排除に関し必要な事項を定めることにより、広島県暴力団排除条例(平成 22 年広島県条例第 37 号)と相まって広島市における暴力団排除を推進している。

広島市金輪島航路事業費補助金交付要綱には暴力団排除条項の規定は存在しない。

この点について、広島市は、「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針」を踏まえると暴力団排除条項の創設は不要と考えられる、と説明する。

確かに上記内容に異論は無いものの、上記内容は補助金交付時には認識されておらず、ゆえに検討されていなかった事実である。したがって、暴力団排除条項の創設の要否については補助金交付時までに検討することが望ましい。

07-2-2

名称	広島港さん橋管理運営に係る負担金
所管	都市整備局みなと振興課
当初予算（内一般財源）	7,701 千円（7,701 千円）
決算	3,921 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島県と広島市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約

① 補助金等の概要

広島市は、「広島県と広島市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約」に基づき、広島県から県有旅客ふ頭内の港湾施設の管理事務（具体的には広島港さん橋（似島さん橋、似島学園前さん橋を含む。）の維持管理及び施設使用料の収納である。）を受託している。広島市は上記業務を、広島市営さん橋及び広島市草津岸壁の維持管理及び施設使用料の収納業務を含め、一般財団法人広島市都市整備公社へ委託している。

広島県から委託を受けている管理事務の執行に係る歳入歳出の決算において剰余金が生じた場合、翌年度において、その剰余金の2分の1を広島県へ納付している（広島県と広島市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約第7条第1項）。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

07-2-3

名称	清港会事業に係る負担金
所管	都市整備局みなと振興課
当初予算（内一般財源）	7,230 千円（7,230 千円）
決算	7,229 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	一般社団法人広島県清港会に対する補助金に関する覚書

① 補助金等の概要

一般社団法人広島県清港会（以下「清港会」という。）は、広島県内の主要港（広島港、尾道糸崎港及び福山港）及びその周辺海域において、漂流物及び汚物等の除去並びに海洋汚染防止の啓発に関する事業を行い、もって航行船舶の安全を図るとともに、港湾の美観の保持及び公衆衛生の向上に資することを目的として設立された団体である。本部と共に、支部が広島支部、尾道支部及び福山支部の3ヶ所がある。

補助金は清港会広島支部の事業費に充てるため広島県から交付されており、広島市は県が交付する金額の3分の1を負担金として県に支出している（一般社団法人広島県清港会に対する補助金に関する覚書第2条）。

【令和4年度予算額(清港会事業への助成)】

(単位:千円)

金額	内 容	
7,230	(一社)広島県清港会広島支部事業費	26,254
	会費等収入	4,565
	広島県補助金	21,689
	広島市負担金(県補助金額の1/3)	7,230

(出所:都市整備局みなと振興課から提供された資料)

広島支部の清掃担当海域は広島港東方面及び西方面、宮島方面、江田内方面、大柿方面並びに鹿川方面である。

② 監査の結果

【監査の意見1】(視点2、4)～団体運営補助金について

県が清港会広島支部へ交付した補助金は、清港会広島支部の事業費に充てられているところ、事業費には燃料費及び船舶修繕費等に加え、役員報酬や給料手当等の人件費が含まれ

ている（令和４年度決算正味財産増減計算書）。このことから、上記補助金は公益的な団体の運営を支援するために交付する補助金である団体運営補助金に該当する。

団体運営補助金については、団体運営補助金の性質がもたらす諸問題を解決するため、事業補助金に係る規則や要綱等明文化された判断基準や規範を定めることが望ましく、それと併せて、団体運営補助金から事業補助金への移行を図る必要な見直しを、期限を設定（３年程度を想定する）した上で、行うことが望ましい。

もっとも、清港会広島支部は営利を目的とする団体でなく、ゆえに会費のみで事業費に含まれる人件費を全額支出することは困難と考えられることから、補助対象者、補助対象経費、補助率・補助金額等を明確化した団体運営補助金に係る規則や要綱等を制定して対応するなど、広島県と協力のうえ工夫していくことが望ましい。

【監査の意見２】（視点６）～暴力団排除条項の創設について

広島市は、広島市暴力団排除条例を制定し、暴力団排除に関し必要な事項を定めることにより、広島県暴力団排除条例（平成２２年広島県条例第３７号）と相まって広島市における暴力団排除を推進している。

もっとも、清港会への補助金交付に際し、補助申請者が暴力団に該当するときには補助金を交付しない旨を補助金交付要綱内で明示しておくなど、上記条例の趣旨・目的に沿った十分な対応がされているとは言い難い。

そこで、上記条例の趣旨・目的を達成できるよう、広島県と協力のうえ工夫していくことが望ましい。

名称	三高～宇品航路事業に係る補助金
所管	都市整備局みなと振興課
当初予算（内一般財源）	17,330 千円（8,665 千円）
決算	14,815 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島県生活航路維持確保対策事業補助金交付要綱 広島市三高～宇品航路事業費補助金交付要綱 広島県生活航路維持確保対策事業補助金に係る市町負担額の負担割合に関する覚書

① 補助金等の概要

宇品と三高（江田島市）を連絡する旅客（フェリー）航路は多くの広島市民が通勤等で利用しており（利用者のうち約 3 割が広島市民）、広島県が支援する「広島県生活航路維持確保対策事業」の補助対象航路に位置づけられている。

同航路を安定的に維持・確保するために、広島県の補助制度を活用し、広島県及び江田島市とともに同航路に補助を行っている。

広島県からの補助は広島市の負担額の 2 分の 1 である。

広島市と江田島市の負担割合は、同航路の午前便の乗船者のうち三高港で乗船した者の割合が江田島市の負担割合となり、同航路の午前便の乗船者のうち広島港（宇品）で乗船した者の割合が広島市の負担割合となる（広島県生活航路維持確保対策事業補助金に係る市町負担額の負担割合に関する覚書第 2 条第 1 項）。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点 6）～暴力団排除条項の創設の検討について

広島市は、広島市暴力団排除条例を制定し、暴力団排除に関し必要な事項を定めることにより、広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）と相まって広島市における暴力団排除を推進している。

広島県生活航路維持確保対策事業補助金交付要綱、広島市三高～宇品航路事業費補助金交付要綱及び広島県生活航路維持確保対策事業補助金に係る市町負担額の負担割合に関する覚書には暴力団排除条項の規定は存在しない。

この点について、広島市は、「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針」を踏まえると暴力団排除条項の創設は不要と考えられる、と説明する。

確かに上記内容に異論は無いものの、上記内容は補助金交付時には認識されておらず、ゆえに検討されていなかった事実である。したがって、暴力団排除条項の創設の要否については補助金交付時までには検討することが望ましい。

07-2-5

名称	国・県施行広島港港湾整備事業負担金
所管	都市整備局みなと振興課
当初予算／前年度繰越予算／補正予算（内一般財源）	991,709 千円／520,545 千円／189,325 千円 (141,578 千円)
決算	1,107,312 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	港湾法第 43 条の 4 広島県建設事業負担金条例 港湾整備事業にかかる広島県・広島市調整ガイドライン

① 補助金等の概要

広島港は、全国に 18 港ある「国際拠点港湾」の一つに位置づけられており、貿易・国内流通・海上交通の拠点として圏域経済を支える重要な役割を果たしている。また、広島市の臨海部には、人口・産業・資産が集中しているため、高潮に対する安全性の確保が不可欠となっている。

そこで広島市は、港湾管理者である広島県と連携して、広島港港湾計画に基づき、港湾施設の整備を推進し、物流・交流拠点機能の強化を図るとともに、臨海部の安全確保に取り組むため、広島港港湾整備を推進している。

取り組みの具体的内容は、宇品地区での岸壁改良、五日市地区での臨港道路廿日市草津線 4 車線化及び江波地区での高潮対策のための護岸整備を進めるとともに、令和 4 年度から国の新規直轄事業により出島地区での岸壁改良に着手している。

国、県及び広島市の負担割合は下記表のとおりである。

港湾整備事業に係る本市の負担について

		施 行 者	事 業 名	主 な 施 設		負 担			関係法令等		
						国	県	市	国施行・負担率の根拠	本市の支出根拠	
										本市負担の根拠	負担率の根拠
			港湾 国改修 事業	国際 海上 コン	水域施設（航路、 航路泊地）外郭施設（防波堤）係留	2/3	1/6	1/6	港湾法第 52 条	—	県市「覚書」（地方負担の 1/2）

港湾事業	公共事業		テナ ター ミナ ル	施設（岸壁）臨港 交通施設（臨港道 路）				（施行の 根拠）		
				水域施設（泊 地）外郭施設 （護岸）	5.5/ 10	2.25/ 10	2.25/ 10			
			外貿 ふ頭 （水 深 12 m以 上）	水域施設（航路、 航路泊地、泊地） 外郭施設（防波 堤、護岸）係留施 設（岸壁）臨港交 通施設（臨港道 路）	5.5/ 10	2.25/ 10	2.25/ 10			
		港湾 改修 事業	水域施設、外郭施設、係 留施設等 （岸壁、泊地、栈橋、防 波堤、臨港道路、緑地、 廃棄物埋立護岸ほか）		1/2	1/4	1/4	港湾法第 42 条 港湾法第 43 条 （負担率の 根拠）	港 湾 法 第 43 条 の 4	広島県建設 事業負担金 条例
			水域施設、外郭施設、係 留施設等 （老朽化した施設の改 良、小規模緑地）		1/3	5/12	1/4			
			離 島 振 興 区 域 に 係 る もの （小 規 模）		2/5	3/5	—			
	県	港湾 環境 整備 事業 （補 助）	離 島 振 興 区 域 に 係 る もの （小 規 模）	水域施設（航路、 泊地、航路泊地） 外郭施設（防波 堤）	2/5	3/5	—	港湾法第 42 条 港湾法第 43 条 （負担率の 根拠）	港 湾 法 第 43 条 の 4	広島県建設 事業負担金 条例
				係留施設（栈橋、 岸壁）臨港交通施 設（臨港道路）	2/5	1/2	1/10			

			単県 港湾 改良 事業	小規模な事業で県が単独 で行う事業	—	2/3	1/3	—	〃	広島県建設 事業負担金 条例
			収益 事業	港湾 機能 施設 整備 事業	—	1/2	1/2	—	—	県市「覚 書」(地方負 担の 1/2)
海 岸 事 業	公 共 事 業	国	港湾 海岸 保全 施設 整備 事業	高潮、津波等による被害 から海岸を防護するため の施設(高潮護岸ほか)	2/3	1/3	—	海岸法第 26 条 (負担率の 根拠)	地財法 第 27 条の 2 同施行令第 51 条	—
			県	〃	2/5	1/2	1/10	海岸法第 27 条同施 行令第 8 条 (負担率の 根拠)	海岸法第 28 条 地財法第 27 条	広島県建設 事業負担金 条例
				〃 (離島振興区域)	2/5	11/20	1/20	〃	海岸法第 28 条 地財法第 27 条	広島県建設 事業負担金 条例

(出所：都市整備局みなと振興課からの提供資料)

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

名称	広島駅周辺地区のまちづくりの推進に係る補助金
所管	都市整備局都市機能調整部
当初予算／前年度繰越予算（内一般財源）	66,700 千円／23,300 千円（22,600 千円）
決算	23,300 千円（前年度繰越予算分）
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島駅周辺地区歩行空間整備費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

広島市では、広島駅南口広場の再整備等や民間活力を活用した旧広島市民球場跡地の整備などを契機とした、都心への来街者の増加や土地利用規制の緩和などによる今後の優良な民間都市開発の進展を見据え、都心の東西の核である広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区の連携強化や安全で快適な歩行空間の整備等により、居心地が良く歩いて楽しく回遊できる環境づくりを進め、更なる活力とにぎわいの創出を図る事業を推進している。

その一環として、エールエールA館を活用した居心地が良く歩きたくなる歩行空間づくりに貢献する目的で広島駅南口開発株式会社が歩行空間整備事業に取り組んでいる。補助対象経費の3分の1が広島市の補助金であり、補助対象経費の2分の1が国の補助金である（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項）。

② 監査の結果

【監査の指摘】（視点2）～消費税の仕入控除税額に係る処理について

補助金の交付をうける際に、交付を受けようとする補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税等相当額の割合で按分して得た金額）がある場合には、これを減額して申請しなければならない旨定めた規程（広島市民間建築物耐震改修・建替え等補助金交付要綱第6条第3項等）及び消費税相当額の確定に伴う補助金の返還規程（広島市民間建築物耐震改修・建替え等補助金交付要綱第17条等）に相応する規程が無いことから、消費税相当額が二重取りとなる危険がある。

この点、国が交付する補助金については、補助金交付決定通知書において、補助金に係る消費税仕入控除税額の処理が交付決定の条件として規定されている。

しかしながら、広島市が交付する補助金については、補助金に係る消費税仕入控除税額の処理は交付決定の条件として規定されていない。

そこで、広島市が交付する補助金についても、国と同様の交付条件を規定するか、広島駅周辺地区歩行空間整備費補助金交付要綱に消費税仕入控除税額にかかる処理に関する規定を追加すべきである。

07-3-2

名称	基町相生通地区市街地再開発事業に係る補助金
所管	都市整備局都市機能調整部
当初予算（内一般財源）	221,500 千円（31,850 千円）
決算	9,134 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市市街地再開発事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

基町相生通地区第一種市街地再開発事業について、独立行政法人都市再生機構西日本支社、株式会社朝日新聞社、株式会社朝日ビルディング及び中国電力ネットワーク株式会社に構成される基町相生通地区第一種市街地再開発事業個人施行者に対して交付される補助金である。

補助事業の目的は土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能を更新するとともに、業務・ホテル等からなる複合施設等の整備によるにぎわいと魅力ある都市空間の形成を図ることにあり、内容は地盤調査、建設設計及び権利変換計画作成に要する費用である。

一般的に補助費の財源は国が2分の1、広島県及び広島市がそれぞれ4分の1ずつ負担している。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点6）～暴力団排除条項の創設について

広島市は、広島市暴力団排除条例を制定し、暴力団排除に関し必要な事項を定めることにより、広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)と相まって広島市における暴力団排除を推進している。

そこで、上記条例の趣旨・目的を鑑み、補助申請者が暴力団に該当するときには補助金を交付しない旨を「広島市市街地再開発事業補助金交付要綱」内で明示しておくことが望ましい。

名称	広島市みどり生きもの協会に対する補助金
所管	都市整備局緑化推進部緑政課
当初予算（内一般財源）	87,337 千円（87,337 千円）
決算	89,227 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	—

① 補助金等の概要

補助金を受領する公益財団法人広島市みどり生きもの協会（以下「協会」という。）は緑のまちづくりの事業及び公園に関する事業を通して、ゆとりとやすらぎのある緑豊かな都市環境の形成及び市民の心身の健全な発達を図るとともに、生物多様性の保全に貢献し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に設立された団体である。

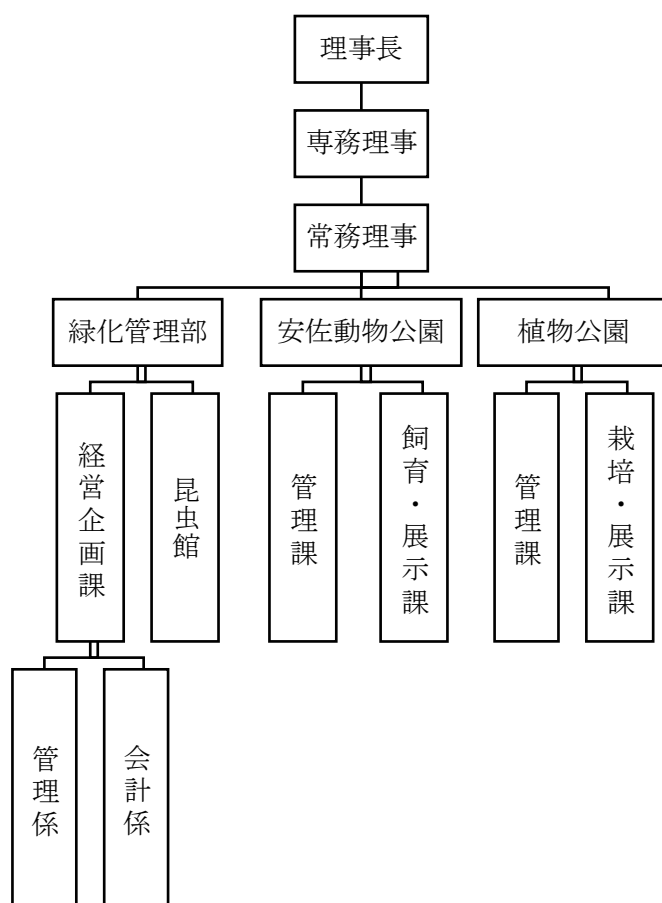
協会は、広島市から、広島市安佐動物公園（以下「動物公園」という。）、広島市植物公園（以下「植物公園」という。）、広島市森林公園内にある昆虫館（以下「昆虫館」という。）及び中央公園（ファミリープールを含む。）（以下「中央公園」という。）について指定管理者として指定を受けている。

協会の事業としては、公益目的事業として緑のまちづくり事業、動物公園事業、植物公園事業及び昆虫館事業を、収益事業として動物公園、植物公園、昆虫館及び中央公園で売店・食堂等の運営及び物品の貸出しなど、並びにその他の事業として公園・公園施設の管理運営を行っている。

令和 4 年度、広島市は協会に対し、協会運営等補助金として、協会本部管理運営費に 89,227 千円、動物公園管理運営費に 2,945 千円及び植物公園管理運営費に 862 千円を交付している。協会本部管理運営費は協会本部にかかる給料、報酬、賃金、退職給付及び退職共済掛金など給料等、通勤手当並びに諸会費、旅費、通信運搬費及び消耗品費などの物件費であり、動物公園管理運営費及び植物公園管理運営費は障害者雇用促進事業に基づく臨時職員 2 名に対する給料等及び通勤手当である。

なお、協会本部管理運営費に関する補助金の所管は都市整備局緑化推進部緑政課であるが、動物公園管理運営費及び植物公園管理運営費に関する補助金の所管は、上記補助金が障害者雇用促進事業の一環として支払われていることから、健康福祉局障害福祉部障害自立支援課となっている。

協会の組織図は以下のとおりである。



(出所：広島市みどり生きもの協会ホームページ内「組織一覧」に広島市みどり生きもの協会から聴取した事項を加筆した図)

② 監査の結果

【監査の意見 1】（視点 3）～協会本部管理運営費に関する補助金について

協会の事業は、公益目的事業として緑のまちづくり事業、動物公園事業、植物公園事業及び昆虫館事業を、収益事業として動物公園、植物公園、昆虫館及び中央公園で売店・食堂等の運営及び物品の貸出しなど並びにその他の事業として公園・公園施設の管理運営である。

これらの事業の主体である動物公園、植物公園、昆虫館及び経営企画課は広島市が協会を指定管理者として指定していることから、協会は委託事業として動物公園、植物公園、昆虫館及び中央公園の管理を行っている。

そのため、協会組織図のうち「安佐動物公園」及び「植物公園」は全て委託事業であり、「緑化管理部」のうち「昆虫館」も委託事業であるが、委託事業ではない協会の事業は「経営企画課」の業務のうち中央公園の管理を除くもののみとなる。

「経営企画課」は管理係及び会計係で構成されるところ、管理係の主な業務は中央公園の

管理のほか、人事・給与関係事務及び広島市への業務実施報告書のとりまとめであり、会計係の主な業務は事業計画・予算書のとりまとめ及び作成、事業報告・決算書のとりまとめ及び作成、消費税及び法人税の計算及び申告書の作成、現金・物品出納簿の管理、入札・契約事務並びに会計システム等の更新事務である。

中央公園の管理を除く経営企画課の業務は、委託事業である動物公園、植物公園、昆虫館及び中央公園に付随する業務であり、自主事業ではない。このことから、経営管理課の位置づけは、上記委託事業のサポートを行う部門といえる。

したがって、経営企画課に要する給料等、通勤手当及び物件費の一部はサポートを受けている委託事業から支出されるべきであり、広島市が協会運営等補助金（協会本部管理運営）を支出する必要性は希薄である。

【監査の意見 2】（視点 6）～協会運営等補助金の精算内訳のうち「退職共済掛金」について

協会運営等補助金の精算内訳に「退職共済掛金」がある。これは、協会の職員が退職する際に支払われる退職金の原資とするため、毎月、協会負担で納付しているものである。そして、退職共済掛金の対象となっている協会職員 15 名のうち 14 名は、広島市が指定管理者としている動物公園に所属する職員である。

この点、協会は、動物公園に勤務する職員の人件費（給料、社会保険料など）については、動物公園の管理運営に必要な経費として指定管理料を充当しているが、退職共済掛金は協会が雇用した職員の退職手当に充当するものであり、動物公園の管理運営に直接の関連性はないことから、指定管理料は充当しておらず、協会の財源から負担していたものの、その協会の財源不足からやむを得ず市からの補助金を充当したと説明する。

もっとも、上記理由により、補助金を漫然と退職共済掛金に対して支出することが正当化されることにはならない。

したがって、退職共済掛金に対して補助金を支出することについて、慣例的に支出することなく、常に必要性及び妥当性を検討する必要がある。

07-5-1

名称	大規模民間建築物耐震改修に係る補助金
所管	都市整備局指導部建築指導課
当初予算（内一般財源）	149,815 千円（30,000 千円）
決算	156,077 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市民間建築物耐震改修・建替え等補助金交付要綱

① 補助金等の概要

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で定められた用途や規模により指定された「要緊急安全確認大規模建築物」の中で耐震性が不足している建築物を対象とし、耐震改修工事又は建替工事等に要する経費の一部を補助する事業である。

大規模民間建築物の耐震改修補助は対象が限られており、補助金額も多額となることから、前年度に所有者へ意向確認を行い、予算が確保できた案件についてのみ次年度の5月中旬から申込みを受け付ける。令和4年度の対象は1団体のみであった。

対象となっている団体は令和3年度から建替工事を行っており、年度毎に、工事の出来高に応じて補助金を交付している。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

07-5-2

名称	避難路等沿道民間建築物耐震改修に係る補助金
所管	都市整備局指導部建築指導課
当初予算（内一般財源）	68,497 千円（29,725 千円）
決算	25,360 千円
補助等団体数（実績）件数	2 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市民間建築物耐震改修・建替え等補助金交付要綱

① 補助金等の概要

広島市建築物耐震改修促進計画（第2期）において指定した避難路等の沿道にあり、地震により倒壊し、道路を閉塞させるおそれのある建築物に指定された「避難路等沿道建築物」の中で耐震性が不足している建築物を対象とし、耐震改修工事又は建替工事等に要する経

費の一部を補助する事業である。

避難路等沿道建築物の耐震改修補助は対象が限られており、補助金額も多額となることから前年度に所有者へ意向確認を行い、予算が確保できた案件についてのみ次年度の 5 月中旬から申込みを受け付ける。令和 4 年度の対象は建替実施設計に 1 団体、耐震改修工事に 1 団体の計 2 団体であった。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

07-5-3

名称	避難路等沿道民間建築物耐震診断に係る補助金
所管	都市整備局指導部建築指導課
当初予算（内一般財源）	23,746 千円（11,875 千円）
決算	3,905 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市民間避難路等沿道建築物耐震診断補助金交付要綱

① 補助金等の概要

広島市建築物耐震改修促進計画（第 2 期）において指定した避難路等の沿道にあり、地震により倒壊し、道路を閉塞させるおそれのある建築物に指定された耐震診断が義務づけられている「避難路等沿道建築物」の所有者が行う耐震診断に要する経費の一部を補助する事業で、令和 4 年度までの事業である。

避難路等沿道建築物の耐震診断補助は対象が限られており、令和 3 年度までに耐震診断を実施していない 5 棟の建築物について、前年度に所有者へ周知を行い、5 月中旬から申込みを受け付けることとしていたが、令和 4 年度の実施は 1 棟（個人）のみであった。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

07-5-4

名称	民間ブロック塀等撤去に係る補助金
所管	都市整備局指導部建築指導課
当初予算（内一般財源）	15,000 千円（7,500 千円）
決算	10,729 千円
補助等団体数（実績）件数	84 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市民間ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱

① 補助金等の概要

地震時におけるブロック塀等の倒壊等による被害を防止し、市民の安全の確保を図ることを目的として、ブロック塀等の所有者等が行う、倒壊のおそれがあるなどの危険性を有するブロック塀等の撤去に要する経費の一部を補助する事業である。

例年5月中旬から翌年1月31日まで募集している。予算の範囲で先着順としている。募集方法としては、広島市ホームページや広報紙「ひろしま市民と市政」へ募集する旨を掲載すると共に、関係団体に募集チラシを送付するという方法を採用している。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

07-5-5

名称	がけ地近接等危険住宅移転に係る補助金
所管	都市整備局指導部建築指導課
当初予算（内一般財源）	10,243 千円（2,562 千円）
決算	4,786 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全の確保を図るため、危険住宅からの移転を促進させることを目的とし、危険住宅の除去等費や移転先住宅の建設費、購入費及び改修費を補助する事業である。

例年 5 月中旬から同月下旬まで募集している。同月下旬までに複数申込みがあった場合は抽選を行う。同月下旬までに予定件数に達しない場合は先着順としている。募集方法としては、広島市ホームページや広報紙「ひろしま市民と市政」へ募集する旨を掲載すると共に、関係団体に募集チラシを送付するという方法を採用している。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

名称	広島市公共交通事業者等支援事業に係る補助金
所管	道路交通局道路交通企画課
当初予算／補正予算（内一般財源）	－／1,222,158 千円（－）
決算	721,271 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	－

① 補助金等の概要

公共交通事業や物流事業を営む事業者が加盟している、広島県旅客船協会、広島県バス協会、広島県タクシー協会、広島県トラック協会の4団体合同で、広島市に対して「4団体で実行委員会を形成し、燃料費高騰に苦しむ交通事業者を支援することで、皆で危機的状況を何とか乗り越えたい」として、支援を求める要望があった。公共交通事業者及び物流事業者は、市民生活や経済活動を支える基盤として必要不可欠な事業を担っており、コロナ禍における原油価格高騰という厳しい情勢下にあっても、確実に事業継続できるよう、必要な支援を講じる必要があることから、4団体が設立した広島市公共交通事業者等支援事業実行委員会に対し、補助金を交付したものである。

支援金対象事業者は、広島市内に本店、支店、または営業所等を置き、乗合バス事業、貸切バス事業、タクシー事業、旅客船事業、トラック事業を営む事業者である。

支援金支給内容は、1台（トン）当たりの月間燃料使用料×燃料高騰率×12か月×1/2×対象台（トン）数であり、当初予算額は1,222,158千円（支援金支給見込額1,174,307千円、事務費47,851千円）であり、支援金支給見込額の内訳は、バス200,052千円（1,478台）、タクシー190,952千円（3,785台）、旅客船94,694千円（6,142トン）、トラック688,609千円（14,570台）であった。

しかしながら、燃料高騰率が想定より低かったこと、申請件数が想定より少なかったことから、支援金支給額は見込額より499,676千円少ない674,631千円であった。

なお、申請金額（申請率：申請金額÷見込金額）・申請件数（申請率：申請件数÷見込件数）は、バス138,721千円（69%）・1,398台（95%）、タクシー102,883千円（54%）・3,057台（81%）、旅客船66,945千円（71%）・5,721トン（93%）、トラック366,082千円（53%）・9,385台（64%）となっている。

事務費の決算額は、46,640千円と見込額の97%であった。

事務費は、補助金の交付申請者である広島市公共交通事業者等支援事業実行委員会が、支援金を交付するための事務局運営業務を民間事業者に委託した費用である。

② 監査の結果

【監査の指摘】（視点 6）～補助金交付における責務について

支援金の申請件数は見込件数の 75%、申請金額は見込金額の 57%と見込みを大幅に下回っていたため、事務費への影響について業務委託契約書に添付された見積書（以下「見積書」という。）と補助事業等実績報告書に添付された決算書（以下「決算書」という。）との比較検討を行った。当初見込まれていたコールセンター業務・書類審査業務・データ管理業務などの事務局サポート費用は減少していたが、事務局運営費用が増加していた。（次表参照）

見積書と決算書の比較表

（単位：千円）

用途	見積書	決算書	差引決算増加額
事務局統括責任者	512	512	0
事務局運営管理者	1,024	1,638	614
事務局運営担当者	4,466	5,808	1,342
事務局運営副担当者	2,639	3,161	522
事務局運営副担当者	当初なし	1,177	1,177
事務局運営副担当者	当初なし	893	893
事務局運営副担当者	当初なし	812	812
事務局運営副担当者	当初なし	812	812
事務局運営費小計	8,641	14,813	6,172
事務局サポート運営者	15,120	10,633	-4,487
各種管理運営業務計	23,761	25,446	1,685
事務局費用計	9,570	7,218	-2,352
広報経費計	4,200	4,637	437
その他計	10,320	9,339	-981
事務費合計	47,851	46,640	-1,211

（監査人作成）

事務費合計は、1,211 千円減少しているものの、支援金の申請件数が見込件数の 75%、申請金額が見込金額の 57%と見込みを大幅に下回った状況において、事務局運営費については、当初見積額から約 1.7 倍の 6,172 千円増加しており、また、事務局運営業務の体制も当初運営副担当者が 1 名であったが、最終的には 5 名が携わるなど増員されていたが、このような変更事項について、事務局運営業務の受託者から実行委員会や広島市に報告した記録はなく、事務局運営費について実行委員会や広島市が事実確認等を行った記録もない。

広島市補助金等交付規則第 3 条第 1 項において、市長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留

意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならないとある。しかしながら、当該事務局運営費の増額増員について状況確認をしないことは、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるように努めていないといえるため、事務局運営費の増額増員について状況確認を行うべきである。

また、昨今の新聞報道等によるとコロナワクチン等に関する業務委託契約において、過大請求されていることが、問題となっていることから、このような内容変更について、確認する必要性は高いと言える。

(道路交通局道路交通企画課提出資料)

広島市 公共交通事業者等 支援事業のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が長期化する中で、原油価格高騰の影響を受け、厳しい事業環境にある広島市の公共交通事業者等の事業継続を支援いたします。

**対象
事業者
支給要件**

バス

タクシー

旅客船

トラック

対象事業

乗合バス事業

広島市内を発地または着地とする路線を運行する一般乗合旅客自動車運送事業
(乗車定員11人以上の車両による事業のみ)
※乗車定員11人未満の車両はタクシー事業として取り扱います

貸切バス事業

一般貸切旅客自動車運送事業

タクシー事業

一般乗用旅客自動車運送事業(個人・福祉輸送事業限定・乗車定員11人未満の車両による一般乗合旅客自動車運送事業を含む)

旅客船事業

広島市内を起点または終点とする航路を運航する一般旅客定期航路事業・旅客不定期航路事業

トラック事業

一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を含む)・特定貨物自動車運送事業・貨物軽自動車運送事業
※特殊自動車、被けん引、二輪及びタクシー車両は除く

対象車両(支給要件) 令和4年1月から令和4年12月の各月初めの時点で国土交通省中国運輸局広島運輸支局に対象事業の用に供するために広島市内の営業所等で届出がされている車両。

対象旅客船(支給要件) 令和4年1月から令和4年12月の各月初めの時点で国土交通省中国運輸局に対象事業の用に供するための認可を受けている船舶。

申請受付期間

第1期 令和4年 **10月3日(月)**～令和4年 **10月31日(月)**
支給対象期間 令和4年 1月1日～9月30日(9ヵ月分)

第2期 令和4年 **12月1日(木)**～令和4年 **12月28日(水)**
支給対象期間 令和4年 1月1日～12月31日(12ヵ月分)又は
令和4年 10月1日～12月31日(選り3ヵ月分)

※9ヵ月分の申請金を先行して交済したい方は第1期で申請してください。その場合、選り3ヵ月分は第2期で申請してください。
※12ヵ月分の申請金を一括して交済したい方は第2期の1期のみで一括としてください。

支給額算定方法

各月補助単価 × 対象車両台数または 対象旅客船トン数 × 申請分月数

※各月単価は、令和3年9月を基準月とした各月の標準費算定率を基に実行委員会が算定
※1期あたりの支援額は千円未満切り捨て
※各月補助率等はホームページに掲載

お問い合わせ

受付時間

申請方法

郵送(簡易書留)またはレターパックでの申請

広島市公共交通事業者等支援事業実行委員会事務局
TEL.082-248-6857
 〓hiroshima-kotsu@bsec.jp

〒730-0031 広島市中区紙屋町2-2-2 紙屋町ビル1階

詳しくはホームページをご覧ください

広島市公共交通事業者等支援事業

〓 検索

〓 検索

<https://hiroshima-kotsu.jp/>

08-2-1

名称	広島空港振興協議会に対する負担金
所管	道路交通局都市交通部
当初予算（内一般財源）	25,000 千円（25,000 千円）
決算	25,000 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島空港振興協議会規約

① 補助金等の概要

広島空港の振興策を官民一体となって推進し、広島空港が「中四国地域の圧倒的No.1 ゲートウェイ」となることを目的として組織された広島空港振興協議会に対する負担金である。

広島空港振興協議会は、広島県や広島市などの地方公共団体、広島県商工会議所連合会などの経済団体及び広島国際空港株式会社からの負担金などで運営されている。令和 4 年度の負担割合は、広島県 45.08%、広島市 22.54%、広島国際空港株式会社 28.85%、その他（7 団体）3.53%となっている。

負担金の主な支出割合は、プロモーション（航空路線、アクセス）費用 82.11%、マーケティング費用 15.64%、その他費用 2.25%となっている。

広島市は、広島空港振興協議会が実施する事業方針の策定、各プロジェクトにおける総合調整及び進捗把握、成果の評価などを行う理事会、幹事会のメンバーである。

主要な実施事業である「広島空港アクセス対策アクションプログラム 2019」は次の資料のとおりである。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

広島空港アクセス対策アクションプログラムの推進

官民で構成する広島県空港振興協議会に設置した広島空港アクセス対策ワーキング部会において、令和元年12月に見直した広島空港アクセス対策アクションプログラム（H23.3策定）について、関係機関と連携してプログラムを推進していきます。

① 広島空港アクセス対策アクションプログラムの概要

- 広島空港アクセス対策ワーキング部会において、空港アクセスが抱える様々な課題への対応について協議し、平成23年3月に広島空港アクセス対策アクションプログラムとして取りまとめ、関係機関の連携・協力のもとで対策を進めてきました。
- これまでの取組状況や空港経営改革の導入などの状況変化を踏まえ、概ね10年後を目標として取組内容を整理し、具体的な対策について、令和元年12月に「広島空港アクセス対策アクションプログラム2019」として取りまとめました。

〔広島空港アクセス対策アクションプログラム2019の概要〕

区 分	項 目
定時性の向上のための対策	山陽自動車道の渋滞・事故の影響回避【新】
	山陽自動車道の渋滞・事故の発生防止、通過交通量の分散化 一般道等における対策
速達性の向上のための対策	広島都市圏とのアクセス 備後圏とのアクセス【新】
サービスの高質化・快適性向上のための対策	空港を結節点とした円滑な広域移動の実現に向けた検討【新】
	利便性や快適性向上のための対策 多様な輸送手段の確保
広域的な拠点性向上のための対策【新】	広域のアクセスが容易となる道路網の整備【新】
	バスネットワークの広域化【新】
災害、渋滞、事故発生時の対策	大規模災害発生時のアクセスの確保【新】
	JR山陽本線等への円滑な誘導
	渋滞・事故時における関係機関との連携強化

【新】：従来のアクションプログラム（H23.3策定）には、位置付けられていない新規項目

〔主な新規の対応策〕

- 山陽自動車道の最高速度引き上げの可能性検討の要請
- 空港と目的地を円滑に結ぶ移動手段の確立に向けた検討
- MaaS等の新たな交通モードを活用した諸施策の検討
- 広島空港からの広域バスネットワークの構築
- 大規模災害の発生により空港アクセスが途絶した場合のアクセス確保やオペレーション強化
- 利用者目線に立った渋滞・事故時のオペレーション強化

② 今後の予定

- アクセス部会の機能は継続し、プログラムの進行管理を毎年定期的に行うとともに、社会経済情勢の変化やプログラムの実施状況を踏まえ、必要に応じてプログラムを見直ししながら、取組を進めていきます。

（広島県公式ホームページより）

08-2-2

名称	芸備線対策協議会に対する負担金
所管	道路交通局都市交通部
当初予算／前年度繰越予算（内一般財源）	6,870 千円／3,000 千円（3,870 千円）
決算	3,870 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	芸備線対策協議会規約

① 補助金等の概要

地域の発展及び交通の確保に重要な役割を果たしている芸備線の存続に向けての対策について、沿線市（広島市、安芸高田市、三次市、庄原市）が緊密な連携のもとに円滑な推進を図ることを目的として設立された団体である芸備線対策協議会（以下「協議会」という。）に対する負担金である。

広島市は、昭和 59 年度の協議会設立と同時に加入にしており、協議会の一員として、関係機関への要望活動のほか、利用促進対策等を実施している。

全国的にローカル線の存続問題が顕著化するなか、令和 3 年 4 月に協議会構成市である三次市が広島広域都市圏に加入したことを契機に、県北の公共交通の骨格である芸備線においては、持続的な鉄道ネットワークを実現する視点に立って、より抜本的な対策を進めることとし、広島市はその推進役を担っている。

広島市の負担金 3,870 千円のうち、2,475 千円については、継続事業の拡大実施（おもてなしイベントや冊子等）及び抜本的な取組（客観データの把握分析による各種対策の検討）のために協議会構成市が負担する負担金であり、1,394 千円については、令和 4 年度に利用促進事業として、芸備線沿線の広島市、安芸高田市、三次市により、地理特性と 3 市に共通するまちづくりテーマである「自転車」に着目し、「芸備線サイクルトレイン」を基軸としたサイクルイベントを開催するための負担金である

芸備線対策協議会総会において、事業実施による効果・目標達成の状況等が報告されている。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

名称	交通施設バリアフリー化設備整備費補助金
所管	道路交通局都市交通部
当初予算／前年度繰越予算（内一般財源）	80,000 千円／40,000 千円（30,000 千円）
決算	39,997 千円（前年度繰越予算分）
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市交通施設バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

この補助金は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号）等に基づき、鉄軌道事業者が行う駅におけるバリアフリー化設備整備等事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部に対し補助するものである。「バリアフリー化設備」とは、高齢者・障害者等が安全かつ身体的負担の少ない方法で鉄道又は軌道のサービスを享受できるようにするための設備である。

交付の対象は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく移動等円滑化基本構想に定められた重点整備地区において補助対象事業者が行う補助対象事業である。

令和 4 年度に申請のあった補助対象経費は 240,000 千円であり、このうち市と国の補助金の額は各 80,000 千円である。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

名称	低床路面電車車両購入費補助金
所管	道路交通局都市交通部
当初予算（内一般財源）	88,000 千円（88,000 千円）
決算	88,000 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市 LRT システム整備費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

この補助金は、低床式路面電車車両の活用等を通じて、従来の路面電車と比較してバリアフリー化が図られ、高い速達性や定時性、十分な輸送力、高い運行頻度を有し、振動や騒音が軽減され、都市との一体性にも配慮した人にも環境にも優しい高機能路面電車システム（以下「LRT システム」という。）の構築を促進するため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号）に規定する、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会が策定した生活交通確保維持改善計画（LRT プロジェクト実施要綱（平成 18 年 4 月 12 日）に基づき、鉄軌道事業者、地方公共団体その他関係者から構成される協議会等により策定された計画（以下「LRT 整備計画」という。）については、当計画に記載されていない事項を記載した書類を添付することにより、生活交通確保維持改善計画に代えることができる。）に基づき、鉄軌道事業者が行う LRT システム整備事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費、または LRT 整備計画に基づき鉄軌道事業者が行う補助対象事業に要する経費に対し補助するものである。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

名称	地域主体の乗合タクシー導入支援に係る負担金
所管	道路交通局都市交通部
当初予算（内一般財源）	5,830 千円（5,525 千円）
決算	3,137 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市生活交通実験運行負担金交付要綱

① 補助金等の概要

広島市においても高齢化の進展に伴い、公共交通サービスが行き届いていない郊外の住宅団地などでは、移動に制限を受ける交通弱者が増加しており、日常生活を支える公共交通の確保は重要な課題となっており、このような課題を解決するため、広島市においては、持続可能な生活交通の実現を目指し、地域が主体となった生活交通の導入・運行の取組に対して、その各段階においてさまざまな支援を実施している。

本補助金は、地域住民が主体となって生活交通を確保しようとする取組の一環として実施される実験運行（以下「生活交通実験運行」という。）における運行費の一部を負担金として交付するものである。

交付対象事業は、地域住民の代表、交通事業者（道路運送法第3条第1号の一般旅客自動車運送事業を営業者）、広島市で組織する生活交通の確保に関する協議を行う協議会等において決定する運行計画に基づく生活交通実験運行とし、その期間は年度にかかわらず、最大12か月間となっている。

交付対象者は、あらかじめ、生活交通実験運行に関し、市長と協定を締結した交通事業者である。

本補助金は、広島市がホームページ上に公開している「地域主体による生活交通の導入・確保マニュアル」の「第2章 1 地域主体による生活交通の導入・運行手順」（次頁以降参照）のステップ3 実験運行に対するものである。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

第2章 広島市の地域主体による生活交通確保策の基本的な考え方

1 地域主体による生活交通の導入・運行手順

本市においては、第1章で紹介した生活交通について、各種支援制度を利用しながら地域が主体となって、導入・運行に取り組んでいます。

その基本的な手順は以下のとおりで、4つのステップに沿って進めていきます。(図2-1)

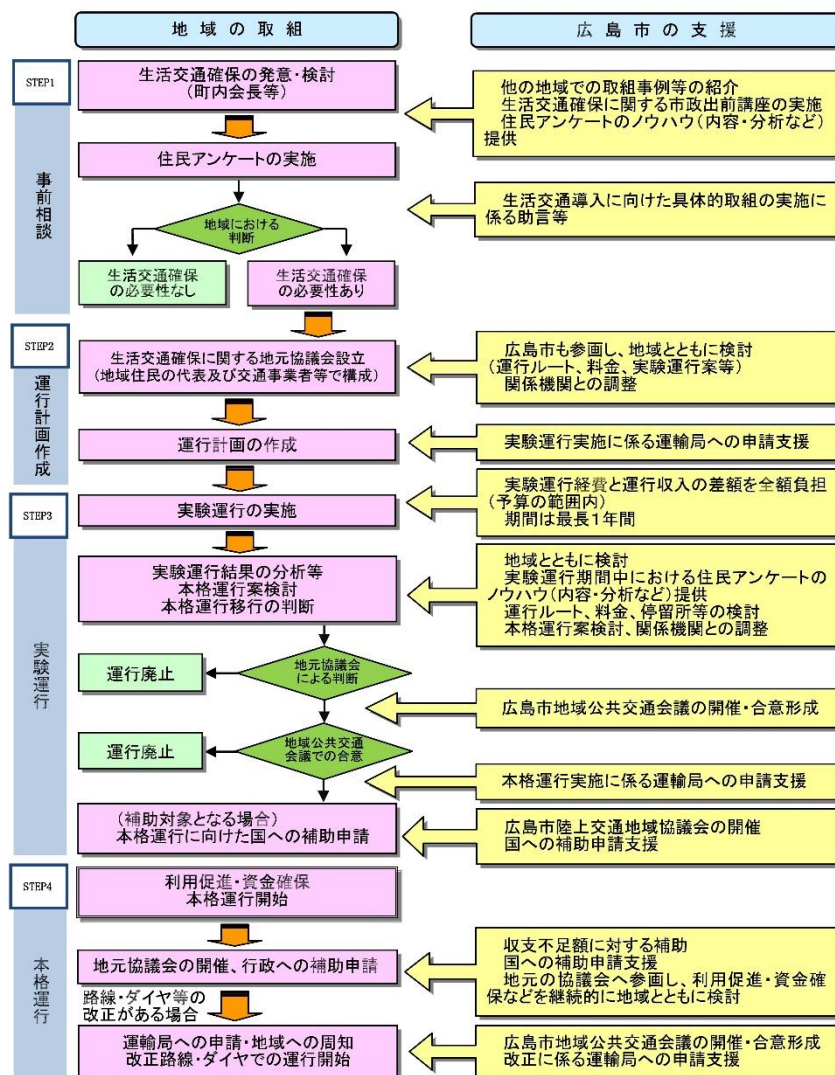


図2-1 広島市における生活交通の基本的な導入・運行の手順

Step3 実験運行

(1) 実験運行の準備・周知

地 域	・チラシ配付、広報紙掲載、地域での様々な会合でPRさせてもらうなどにより、路線・ダイヤ・運賃・利用方法などを地域に周知します。 ・回数券を販売したり、地域の店舗などに回数券販売所としての協力を依頼します。 ・停留所標識を設置します。 ・大雪や台風など急遽運休となる時のために、利用者への周知方法を決めておくとともに、運行事業者と連携して緊急連絡網を作成します。
事 業 者	・運行を開始する約2か月前までに、運輸局へ許可申請を行います。 ・続行便を無線で呼ぶなど、乗り残しの対応方法を決めます。 ・車体が乗合タクシー等とわかるように、出来る限り目立つようにします。
市	・チラシや運輸局への申請書類などの作成を支援します。 ・広報紙や記者クラブへの情報提供により周知を図ります。

◆周知について

- ・運行開始時は、乗合タクシー等の運行を知ってもらうために、周知が非常に重要です。前出した以外にも、ポスターの掲示、ロコミ、地域イベントなどでのPR、出発式、のぼり旗の設置などを検討します。

＜のぼり旗のキャッチコピー例＞

- 黄金山地区：「乗って残そう乗合タクシー」（地域の病院からの寄附金で作成）
- 中野・中野東地区：「あなたの町の乗合タクシー」（社協の負担）
- 美鈴が丘地区：「みんなをつなぐりんくタクシー」（市の負担）

- ・チラシは町内会等を通じて各家庭に配布するだけでなく、主要な施設にも置いてもらうよう依頼します。
- ・利用者を確保するきっかけとして、1度利用してもらい「乗合タクシー等を使うことに慣れてもらう」ことも有効です。地域団体が回数券をまとめて購入し、お試し券として無料配布するなども試みの1つです。

（黄金山地区の取組例）高齢者に期間限定の回数券を無料配布（社協の負担）

- ・次に例示する周知に係る経費も踏まえ、経費削減の観点から、効果的な周知方法を決定します。

- のぼり旗 （一般サイズ1800mm×450mm 数千円/枚）
- 無料お試し券 （運賃（250円～300円）/枚）
- チラシ （A3電子複写上質紙 両面 約10円/枚）
- ロコミ、イベントでのPR、出発式など （無料）

- ・利用者は停留所で乗降することに慣れており、フリー乗降区間を設定したにもかかわらず、有効活用できていないことがあるため、積極的にPRすることが大事です。

◆申請について

「乗合旅客運送許可申請書」「運送約款設定認可申請書」「運賃認可申請書」などの提出が必要です。提出書類や提出時期については、事前に中国運輸局広島運輸支局（以下「広島運輸支局」という。）に相談・確認を行きましょう。（ここでは道路運送法第21条による許可（以下「21条許可」という。）を得て実験運行する際の流れについて記載しています。）

◆車体について

1BOX車やセダンを乗合タクシー等として活用し、運休日には一般の乗用タクシー等としても利用するケースが多いため、簡易に切り替えができ、かつ、乗合タクシー等運行時に乗合タクシー等車両であるということが目立つように、車体シートを利用するのが一般的です。



のぼり旗
（中野・中野東地区）

(2) 実験運行の実施

地 域	・周知を継続するとともに、利用者の声の把握に努めます。 ・運行して数か月後には、利用実態や改善点などを把握するため、アンケートを実施します。アンケートは乗合タクシー等のPRにもつながります。(Step 1参照) ・利用促進に取り組みます。(Step 4参照)
事 業 者	・利用者の乗降場所、人数を記録します。 ・運行時に得られる利用者の声を聞いておきます。
市	・住民アンケートの設問項目などに関する相談に応じます。 ・利用状況の集計を支援します。 ・予算の範囲内で収支不足額(実験運行に係る経費－運賃収入)を支援します。

◆周知について

利用状況を掲示板への掲示やアンケートへの掲載などで地域に示し、利用しないと継続的な運行ができないことを伝えていきます。また、その際、事業者が算出した運行概算経費などにより、わかりやすい目標値(1日又は1便あたりの平均利用者数など)を設定しておくこと、地域に説明しやすくなります。

掲示板への利用状況の掲示(黄金山地区)

◆利用者の声の把握

アンケートや利用者から直接意見を聞く「意見ポスト」を設置するなどの方法があります。

◆住民アンケート(資料12参照)

基本的にはStep 1における手順(18ページ参照)に沿って実施しますが、既に生活交通を導入しているため、利用促進策の検討や運行計画の改善の参考とすることを目的としたアンケートになるとともに、その結果は、本格運行を実施するかどうかの判断材料にもなります。

よって、利用状況や問題点・改善点を適切に把握できるような設問にするよう努めます。

[基本的な調査項目]

個人属性：年齢、性別、免許の有無、居住地区など

現状把握：生活交通の浸透度、利用経験(意向)、利用頻度、利用目的、利用日・時間帯など

改善点(新たなニーズ)の把握：周知方法、運行コース、停留所、ダイヤ、運行日、運賃など

その他：自由意見など

◆利用状況の把握

1便ごとに利用者の乗降場所や人数を把握しておけば、停留所別・便別・曜日別などの分析ができ、運行計画の改善に役立ちます。

平成 年 月 日 ()		天候									
路線	方向	停留所名	第1便		第2便		第3便		第4便		乗車計
○○行	1		乗	降	乗	降	乗	降	乗	降	
	2										
	...										
	...										
	小計										
○○行	...										
	...										
	2										
	1										
	小計										
		合計									

利用状況の調査表(例)

(3) 実験運行結果の分析、運行計画の改善、本格運行移行の判断

地 域	・利用実績、アンケート結果や利用者の声をもとに、運行計画の改善を検討します。 ・利用実績、アンケート結果等をもとに、本格運行移行の判断を行います。 ・地元協議会で運行計画について合意形成を行います。
事 業 者	・狭い道路の通行、ダイヤ設定など運行事業者の視点で、運行計画の改善を検討します。 ・（路線等を変更する場合）実際に運行してみて、支障がなければ、路線を変更する1か月前までに変更届を運輸局へ提出します。
市	・運行結果の分析などに協力し、運行計画の改善を支援します。 ・（路線等を変更する場合）関係機関（所轄警察署、既存交通事業者、運輸局など）と調整するとともに、運輸局への申請書類などの作成を支援します。

◆運行計画改善の考え方

- ・利用の少ない便や停留所を廃止して運行経路の短縮を図ることで、収支率の向上が見込めます。
- ・アンケート調査や利用者の声から得られた路線設定、ニーズの高い目的地の経由などにより、利用者の増加が見込めます。
- ・「乗らなければなくなる」という危機意識を共有するため、事前に運行計画見直しの基準を数値化しておく方法もあります。（例：「利用者数が1便当たり1人未満の系統は減便」など）

◆本格運行移行の判断

- ・利用状況やアンケート結果からみて、地域にとって本当に有効・妥当なサービスであったかどうかを分析します。
- ・運行収支やその他に見込まれる収入なども踏まえ、生活交通導入の目的を満たしながら、継続的に運行を行っていくことが可能かどうかを分析します。

ポイント 本格運行移行の判断のポイント

この段階では、生活交通の導入後、運行収支の赤字が見込まれる場合がほとんどです。しかしながら、赤字が見込まれても、赤字を地域負担で賄うなどして、生活交通の導入目的（交通不便な〇〇団地の交通を確保する など）の達成を優先させるケースも想定されます。

このように、本格運行移行の判断に当たっては、生活交通導入の目的に照らし、自助・共助・公助の考え方（14ページ参照）を踏まえつつ、導入のタイミング、導入する交通の妥当性、将来にわたる金銭的負担、地域の協力体制などについて考慮して、総合的に判断する必要があります。

◆本格運行移行への決断時期

- ・本格運行への移行の決断は、地域公共交通会議の開催や運輸局の標準処理期間を考慮すると、本格運行開始の約3か月前までに行うことが望めます。このため、少し早目の段階から、広島運輸支局に確認を行いながら決断時期を決めていきます。（次ページ参照）
- ・本格運行への移行を断念した場合は、運輸局への届出を行うとともに、利用者への周知期間を経て、すみやかに運行を廃止します。

参 考 実験運行開始から本格運行開始までの主なスケジュール（例）

		地域	事業者	市
○ 年 度	10月	実験運行開始		
	11月	実験運行周知	運行実施 利用状況 把握	各種支援
	12月	アンケートの 実施・分析		
	1月			
	2月	運行計画の改善検討	運輸局へ申請	関係機関協議
	3月	路線・ダイヤ改正等周知	↓	
○ 年 度	4月	路線・ダイヤ等改正		
	5月			
	6月	運行計画の改善検討、本格運行移行への判断	申請書作成	関係機関協議 陸上交通地域協議会の 開催・国への補助申請
	7月	路線・ダイヤ改正等周知 利用促進策・資金確保策の 検討実施	運輸局へ申請	地域公共交通会議の開催
	8月			
	9月		↓	
		本格運行開始		

(4) 地域公共交通会議における審議

本格運行への移行を決断した場合、本格運行を開始する２か月前までに、広島市地域公共交通会議で合意を得る必要があります。

地 域	・地域公共交通会議にオブザーバーとして参加し、委員の質問等に対応します。
事 業 者	・地域公共交通会議にオブザーバーとして参加し、委員の質問等に対応します。
市	・地域公共交通会議に諮る資料を作成するとともに、会議を開催します。

◆地域公共交通会議とは

根拠法令：道路運送法

目的：地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運行形態や運賃等を協議するため設置されるもので、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより、地域住民の交通利便の確保・向上に寄与することを目的としています。

審議事項：路線・ダイヤ・運賃の設定、使用車両、使用車両に係る移動円滑化基準の適用除外 等

構成員（例）：学識経験者、広島県バス協会、広島県タクシー協会、交通事業者における運転者組織、住民又は利用者代表、道路管理者、交通管理者、広島市、中国運輸局広島運輸支局

地域公共交通会議は、平成１８年１０月に、道路運送法の改正により制度化されました。

これは、地域のニーズに対応したバスを実現するため、計画段階から地域住民や利用者が参画するとともに、周囲の交通システムとの連続性・整合性についても十分配慮し、地域の交通ネットワーク全体の維持・発展や利用者利便を確保することが重要であるとの観点から、地域住民、利用者、地方公共団体、交通事業者等の地域の関係者からなる新たな協議組織として規定されたものです。

また、当会議の中で、使用車両や運賃設定に係る協議について合意が得られることによって、乗車定員１１人未満の車両で運行する乗合タクシーなどの導入が可能になるほか、運賃・料金の設定等の手続の簡素化や、路線延長に係る処理期間の短縮などさまざまな手続条件が緩和されるというメリットもあります。

(5) 本格運行に向けた国への補助申請

全 員	・本格運行に向け、本格運行を開始する前年の6月末まで（本格運行を10月から12月の間に開始しようとする場合は、本格運行を開始する年の6月末まで）に、本格運行開始から直近の9月までの運行赤字見込みについて、国への補助申請に必要となる「生活交通確保維持改善計画」を、本市主催の陸上交通地域協議会に諮って策定します。
地 域	—
事 業 者	—
市	・対象路線が振興山村地域内でない場合は、計画の認定申請をする前に、国へ交通不便地域の指定申請を行います。 ・国への補助申請に必要となる「生活交通確保維持改善計画」を策定するため、陸上交通地域協議会を開催します。

◆国の補助対象・補助額等

- ・乗合タクシー等に関する国の補助は、交通不便地域の移動確保などを目的として、地域間幹線バス系統（複数市町村にまたがる系統）や鉄軌道路線などと接続し、当地域の交通ネットワークを形成するものが対象となります。
- ・補助を受けられる対象地域は、山村振興法に基づく振興山村（本市では旧戸山村、旧大林村等）など、また、半径1km以内にバス停留所、鉄軌道駅等が存在しない地域、その他の交通不便地域として中国運輸局長が指定する地域です。半径1km以内にバス停留所等がある場合でも、そこに行くまでに急な坂があるなど、移動の制約が大きい場合は対象地域として認められる場合があります。
- ・国の補助は、赤字見込額の1/2が対象となります。



国の制度による補助対象経費等（イメージ）

参 考 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱より抜粋

（補助対象事業の基準）

市区町村協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に確保又は維持が必要として掲載された補助対象系統の運行のうち、次のイからトまでの全てに適合するもの。

イ 道路運送法施行規則第3条の3に規定する路線定期運行、路線不定期運行若しくは区域運行又は同規則第49条第1号に定める市町村運営有償運送（市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について（平成18年9月15日付け国自旅第141号）1①に定める「交通空白輸送」に限る。）若しくは同条第2号に定める交通空白地有償運送であって乗合旅客の運送に係るものであること。（ただし、交通空白地有償運送にあつては、補助対象期間の開始前に、国庫補助金の交付を申請することを示した上で、道路運送法施行規則第51条の15第3号に規定する協議が調っているものに限る。）

ロ 以下の①又は②のいずれかの要件を満たすもの。

① 第2編第1章第1節の補助対象地域間幹線系統のフィーダー系統であること。～（略）～

② 以下の（1）又は（2）のいずれかを満たす交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること。

（1）以下のに掲げる過疎地域等のいずれかをその沿線を含む地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること

- ・（略）
- ・山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- ・（略）

（2）半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存在しない集落、市街地その他の交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域の住民等の移動確保のための地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること。
ハ～ト （略）

◆市の補助制度について

国の補助に加えて、本市においても、乗合タクシーの本格運行の取組に対して補助を行います。補助対象期間や補助額等の詳細については、35ページ及び資料5をご参照ください。

名称	地域主体の乗合タクシー運行支援に係る補助金
所管	道路交通局都市交通部
当初予算（内一般財源）	7,126 千円（6,934 千円）
決算	6,554 千円
補助等団体数（実績）件数	6 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市地域生活交通事業運行補助金交付要綱

① 補助金等の概要

広島市においても高齢化の進展に伴い、公共交通サービスが行き届いていない郊外の住宅団地などでは、移動に制限を受ける交通弱者が増加しており、日常生活を支える公共交通の確保は重要な課題となっており、このような課題を解決するため、広島市においては、持続可能な生活交通の実現を目指し、地域が主体となった生活交通の導入・運行の取組に対して、その各段階においてさまざまな支援を実施している。

本補助金は、地域住民が主体となって生活交通を確保する取組として実施される地域生活交通事業（以下「補助対象事業」という。）における収支不足額の一部を補助金として交付するものである。

補助対象事業は、路線定期運行、路線不定期運行又は区域運行の形態により実施する乗合タクシー事業（バス車両を活用する場合を含む。）である。

交付対象者は、補助対象事業を実施する道路運送法第 3 条第 1 号の一般旅客自動車運送事業を営営する交通事業者である。

本補助金は、広島市がホームページ上に公開している「地域主体による生活交通の導入・確保マニュアル」の「第 2 章 1 地域主体による生活交通の導入・運行手順」（次頁以降参照）のステップ 4 本格運行に対するものである。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

第2章 広島市の地域主体による生活交通確保策の基本的な考え方

1 地域主体による生活交通の導入・運行手順

本市においては、第1章で紹介した生活交通について、各種支援制度を利用しながら地域が主体となって、導入・運行に取り組んでいます。

その基本的な手順は以下のとおりで、4つのステップに沿って進めていきます。(図2-1)

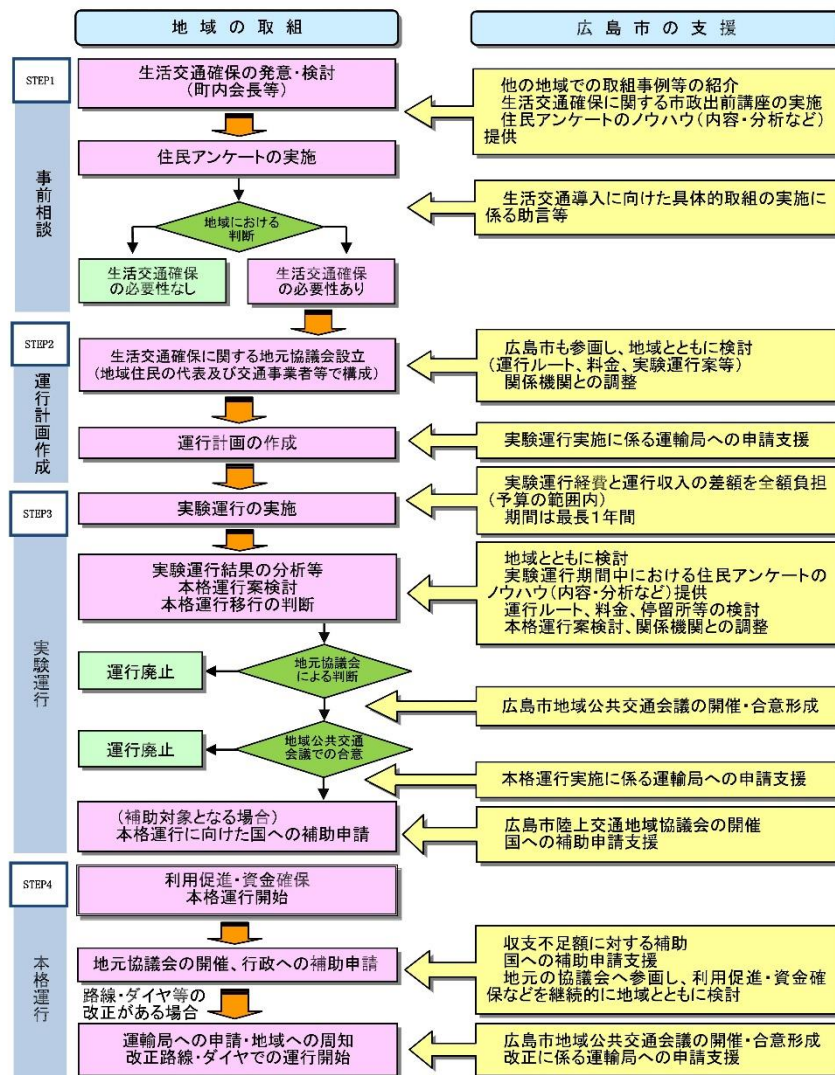


図2-1 広島市における生活交通の基本的な導入・運行の手順

Step4 本格運行

(1) 本格運行の準備・周知

地 域	・実験運行時と同様、地域への周知を行います。(Step 3参照)
事 業 者	・運行を開始する約2か月前までに、運輸局へ経営許可を申請します。
市	・既存交通事業者など関係機関と調整を行います。 ・チラシや運輸局への申請書類などの作成を支援します。

◆申請について

・運行事業者が道路運送法第4条による許可（以下「4条許可」という。）を持っている場合と持っていない場合で手続が異なります。

（4条許可を持っていない場合）一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可申請書

（4条許可を持っている場合）一般乗合旅客自動車運送事業における事業計画変更認可申請書
上記申請書に加え、「一般乗合旅客自動車運送事業の運送約款設定認可申請書」「一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃設定届出書」などの提出が必要です。なお、運行形態の違いによって提出書類は異なります。

提出書類や提出時期については、事前に広島運輸支局に相談・確認を行います。様々な書類や条件がありますので、できるだけ早くから相談・確認を行います。

・路線定期運行を行う場合、いわゆるバリアフリー法が適用されます。このため、公共交通移動等円滑化基準に適合した車両を導入する必要がありますが、運行経路が、狭隘でかつ、急こう配が連続する区間があるため低床車両では通行できないなどといったケースもあります。この場合、地域公共交通会議の合意を経て当該基準の適用除外認定を申請することも可能です。

・使用車両の故障等の対応のための予備車の登録、また、使用車両の移動円滑化基準の適用除外を行う場合は、車いす利用者の対応のための福祉車両の登録が望まれます。

◆既存バス停の活用について

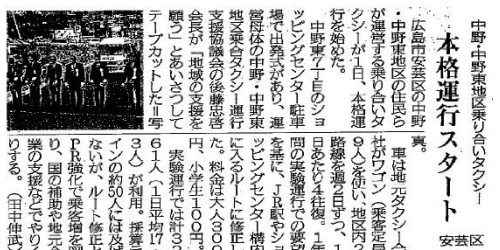
21条許可で実験運行する場合は、既存のバス停留所を停留所として活用することはできませんでしたが、4条許可を得た後の本格運行は既存のバス停留所を停留所として利用することができます。ただし、既存の交通事業者など関係機関との調整は必要です。

◆周知について

実験運行の準備・周知（25ページ参照）で挙げた取組に加え、本格運行時は、次のような取組も有効です。

・マスコミへの積極的な情報提供や取材対応。（新聞記事として取り上げられるなど、強力な発信力につながる事が期待されます。）

・運行開始時の出発式の実施。（地域へ大々的にPRすることができます。）



平成24年11月2日（金）中国新聞

(2) 利用促進・資金確保

地 域	・持続的に運行していくため、利用促進策や資金確保策に取り組みます。 ⇒持続的に運行するためには、まずは「利用すること」が大事 次に、運賃収入だけでは賄いきれない部分の「経費を確保」していく
事 業 者	—
市	・利用促進策や資金確保策の検討・実施を支援します。

◆利用促進・資金確保の具体例

[利用促進]

・周知やインセンティブ付与による新規利用者の掘り出し

- 例
- ・チラシ配布・地域の各種会合への出席により路線、ダイヤ、利用方法等について周知
 - ・社協だより・公民館だよりなど広報紙への乗合タクシー等の関連記事の掲載
 - ・町内会掲示板への利用者速報やポスターの掲示
 - ・無料お試し券の配布
 - ・100円乗車キャンペーンの実施
 - ・地域団体等で、乗合タクシー等を含む地域の公共交通機関を利用していくことのできるオリジナルのお出かけマップを作成・配布

・利用勧奨・継続的利用への誘導

- 例
- ・協賛店割引制度の導入
(協賛店で1,500円以上の買い物をすると、乗合タクシーで使用できる100円割引券が交付される。)
 - ・往復割引の導入
(1回目の乗車は300円、2回目は100円)



協賛店による100円割引券
(口田地区)

・サービス向上

- 例
- ・定期的なアンケート等による利用者ニーズの把握と運行計画への反映
 - ・運転者の気配りやコミュニケーションによる顧客のリピーター化
 - ・利用者の待ち時間対策のため、商業施設など主要な停留所（導入空間のある場所）へのベンチの設置（ベンチは商業施設等に依頼するなど）
 - ・ボランティアの添乗員を乗車させ、乗降の際の介助や、運転手のサポート等を実施

・利用機運の醸成

- 例
- ・乗合タクシー等の愛称の募集
(口田地区「やぐちおもしろタクシー」、美鈴が丘地区「りんりんタクシー」、北広島町「ホープタクシー」)
 - ・運行開始時の出発式の実施
 - ・のぼり旗の設置
 - ・住民決起集会やパレード
 - ・老人会等の各種団体と連携し、地区の行事等で利用

[資金確保]

・広告収入

例 ・バス停広告、車体広告

(広島市屋外広告物条例に基づく規制がありますので、許可申請先となる各区役所維持管理課に確認しながら進める必要があります。)

・地域へ配付する時刻表等への広告掲載

(地域の相場・広告枠の大きさ・目標額等を考慮し、広告料を検討します。)

⇒ 黄金山地区

5 cm × 9.3 cm : 2 万円等 (合計 26 万円)

⇒ 中野・中野東地区

3 cm × 4.5 cm : 5 千円以上 (合計 20.5 万円)

広告付き時刻表 (中野・中野東地区)

ポイント

協賛金[広告料]を募る場合

地域の企業へ広告での協賛をしてもらう場合、事業主体を明らかにするなどし、安心して協力してもらいやすくすることは重要です。地域の実情にもよりますが、本市のこれまでの取組において、地域住民だけでなく行政がいることで、乗合タクシーへの理解・協力が企業側から得られやすくなった事例もあります。

・地域の取組による収入確保

例 ・資源ごみの販売益

(地域の資源ごみの回収を行い、売却益を収入とします。)

・公的な団体が実施する募金の活用

(県共同募金会が実施する地域テーマ募金等を活用し、集めた金額を収入とします。)

・自動販売機の設置

(自動販売機の設置について業者と交渉し、設置後、売上の一部を収入とします。)

・利用者へのインセンティブを活用した収入確保

例 ・NPO法人の立ち上げ

(NPOの入会費・年会費等を運行経費に充てます。)

⇒ NPO会員は運賃100円割引などを実施します。)

・サポーター登録制度

(利用者にサポーターとして登録してもらい、登録料を徴収します。)

⇒ サポーターには運賃100円割引などを実施します。)

(3) 本格運行の実施、本格運行結果の分析、運行計画の改善

地 域	・引き続き、地域への周知を行います。(Step 3参照) ・定期的なアンケート実施など、継続的にニーズを把握します。(Step 1参照) ・利用実績やニーズなどをもとに、運行計画の改善を検討します。(Step 3参照) ・地元協議会で運行計画について合意形成を行います。
事 業 者	・利用者の乗降場所等を記録するとともに、運行時に得られる利用者の声を把握します。 ・狭い道路の通行・ダイヤ設定など運行事業者の視点で、運行計画の改善を検討します。
市	・利用状況の集計を支援します。 ・運行結果の分析などに協力し、運行計画の改善を支援します。

◆路線・ダイヤ等の変更について

- ・変更する内容により、地域公共交通会議の開催の有無や申請時期が異なるため、広島運輸支局に確認をしながら、手続を進めます。
- ・「一般乗合旅客自動車運送事業における事業計画変更認可申請書」「一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃設定届出書」等を運輸局へ提出します。
- ・国へ補助申請を行っている場合、計画等の変更申請が必要です。

(4) 事業実施に伴う手続

地 域	—
事 業 者	・毎事業年度の経過後100日以内に、当該事業年度に係る事業報告書を運輸局へ提出します。 ・輸送実績報告について、前年4月1日から3月31日までの期間に係るものを5月31日までに運輸局へ提出します。
市	—

◆一般乗合旅客自動車運送事業者が運輸局へ提出する書類について

○事業報告書

- ・事業概況報告書、固定資産明細表、損益計算書(様式なし)、貸借対照表(様式なし)
- 一般旅客自動車運送事業損益明細表、一般旅客自動車運送事業人件費明細表

○輸送実績報告書

【路線定期運行、路線不定期運行】

- ・一般乗合旅客自動車運送事業輸送実績報告書、運行系統別輸送実績報告書
- 運行系統図(様式なし。運行系統の番号、起点、終点及び主な経過地を明示し、運行系統を色分け等で区分したものを添付)

【区域運行】

- ・一般乗合旅客自動車運送事業(区域運行)輸送実績報告書、営業区域別輸送実績報告書

(5) 国への補助申請

全 員	- 毎年度、6月末までに、当該年度10月から翌年度9月の運行赤字見込みについて、国への補助申請に必要となる「生活交通確保維持改善計画」を本市主催の陸上交通地域協議会に諮って策定します。 (路線等の変更がある場合) 変更案を陸上交通地域協議会に諮って計画を変更します。
地 域	—
事 業 者	- 毎年度、補助対象期間終了後、当該年度11月末までに補助金交付申請を行うとともに、当該年度の秋から冬頃にヒアリング調査（日報の確認等）を受けます。 - また、当該年度1月頃に陸上交通地域協議会で事業評価を実施します。
市	- 毎年度、6月末までに、当該年度10月から翌年度9月の運行赤字見込みについて、国への補助申請に必要となる「生活交通確保維持改善計画」を策定するため、陸上交通地域協議会を開催します。 - 当該年度11月末までに事業者が行う補助金交付申請を支援するとともに、当該年度の秋から冬頃に国において実施される事業者ヒアリングに同行します。また、陸上交通地域協議会で事業評価を実施し、当該年度1月末までに国に提出します。 (路線等の変更がある場合) 計画変更を行うため、陸上交通地域協議会を開催します。

(6) 市への補助申請

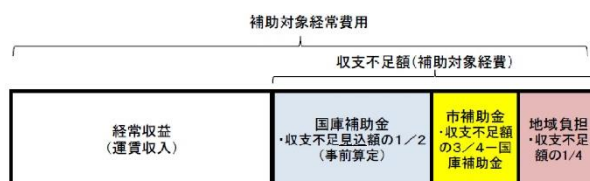
地 域	毎年度、補助対象期間終了後、11月末までに、地元協議会において事業報告書を策定し、事業者へ提出します。
事 業 者	毎年度、補助対象期間終了後、11月末までに、地元協議会が策定する事業報告書等の必要書類を添えて、補助金交付申請書を市へ提出します。また、必要に応じてヒアリングを受けます。
市	- 補助申請手続に関する相談に応じます。 - 補助金交付申請書の提出があった後、必要に応じて事業者にヒアリングを行うなど、所要の審査を行い、補助金を交付します。

◆市の補助制度について

本市では、地域が主体となった乗合タクシーの本格運行の取組に対して、収支不足額の一部補助を行っています。(資料5参照)

補助対象期間は前年度10月から当該年度9月までの1年間であり、補助申請は、交通事業者が、補助対象期間終了後に行います。(市の予算措置のため、事前協議等を行う場合もあります。)

補助額は、収支不足額(補助対象経費)の3/4から、国の補助を差し引いた額です。これにより、国・市の補助制度を活用した場合の地域の負担は、収支不足額の1/4となります。



国・市の補助制度を活用した場合の地域負担等 (イメージ)

(広島市ホームページより)

名称	バス運行対策費補助金
所管	道路交通局都市交通部
当初予算（内一般財源）	699,549 千円（693,651 千円）
決算	696,109 千円
補助等団体数（実績）件数	12 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	バス運行対策費広島市補助金交付要綱

① 補助金等の概要

この補助金は、地域住民にとって必要不可欠な生活交通路線（第1種生活交通路線、第2種生活交通路線、第3種生活交通路線がある。）の運行の確保を図るため、バス事業者に交付するものである。

第1種生活交通路線維持費補助金の目的は、過疎現象等による輸送人員減少のため地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難となっている現状に鑑み、国、広島県及び関係市町村と適切な役割分担を図りつつ、生活交通路線として必要なバス路線のうち広域的・幹線的なバス路線の運行の維持を図るための助成措置を講じ、もって住民の生活交通手段を確保することである。

補助対象事業者は、バス事業者である。

補助対象経費の額は、経常費用の 11/20 と経常収益との差額に広島市の負担割合を乗じた額とし、負担割合は、当該第1種生活交通路線の広島市区域内のキロ程を当該第1種生活交通路線の総キロ程で除したものとなっている。

第2種生活交通路線維持費補助金の目的は、住民の日常生活圏が既存の市町村の区域を越えて拡大している現状に鑑み、広島県及び関係市町村と適切な役割分担を図りつつ、生活交通路線として必要なバス路線のうち広域的なバス路線の運行の維持を図るための助成措置を講じ、もって住民の生活交通手段を確保することである。

補助対象事業者は、バス事業者である。

補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額の 1/2 の額に広島市の負担割合を乗じた額とし、負担割合は、当該第2種生活交通路線の広島市区域内のキロ程を当該第2種生活交通路線の総キロ程で除したものとなっている。

第3種生活交通路線維持費補助金の目的は、地域住民にとって必要不可欠な生活交通路線の運行の維持を図るための助成措置を講じ、もって住民の生活交通手段を確保することである。

補助対象事業者は、バス事業者である。

補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額に広島市の負担割合を乗じた額とし、負担割合は、当該第3種生活交通路線の広島市区域内のキロ程を当該第3種生

活交通路線の総キロ程で除したものとなっている。

② 監査の結果

【監査の指摘・意見】なし。

名称	広島市都市整備公社に対する補助金（総合防災センター）
所管	消防局予防部予防課
当初予算（内一般財源）	22,390 千円（22,390 千円）
決算	21,706 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	－

① 補助金等の概要

広島市が保有する広島市総合防災センター（以下「防災センター」という。）は、一般財団法人広島市都市整備公社（以下「都市整備公社」という。）を指定管理者とし、管理運営されている施設である。

都市整備公社においては、防災センターの管理運営業務を防災部が担当している。防災センターでの実施事業は、「受託事業」「公益事業」「収益事業」である。

各事業の基本方針について、「受託事業」は指定管理者としての責務を念頭に防災センターの効果的かつ効率的な管理運営業務の推進を図ること、「公益事業」は事業所の防火防災体制の確保と充実がますます必要とされていることから、実践的な災害対応能力の習得を図るため、自衛消防訓練の実施義務のある事業所の自主的な安全確保に資すること、「収益事業」は社会情勢を注視し新規事業の開拓及び実施事業の見直し等により収益性の向上を図り、自主的な財源確保に努めることである。

令和4年度の実施事業は、次のとおりである。

受託事業のうち、指定管理事業として、①防災に関する資料及び装置の展示、②自主防災組織等の育成指導（研修実施）、③防災に関する講習会・研修会等の開催、④防火・防災に関する教育、指導及び相談、⑤防火・防災に関する図書等の作成配頒布、⑥施設及び設備の維持管理、⑦研修内容の充実、⑧その他基本協定等に定めのある業務を実施し、広島市からの受託事業として、上記指定管理業務以外に別途市職員に対する専門研修を実施している。

公益事業として、①事業所の従業員等を対象に、防火・防災に関する知識・技術の習得を目的として、講習・研修等の事業を実施、②自主防災組織育成基金を活用し、自主防災組織に対する育成及び啓発に資する事業を実施している。

収益事業として、①一般財団法人日本消防設備安全センターから委託を受け、消防法及び同法施行規則に基づく防火対象物点検資格者講習、自衛消防業務講習、防災管理点検資格者講習等の実施、②「広島市火災予防条例」の発行、図書の斡旋等の事業を実施している。

防災センターで実施されている上記事業のうち、公益事業について、研修料金を収受（4,498千円）しており、公益事業を実施するために必要な事業費と収受する研修料金の差額 21,706 千円が補助金申請・交付されている。

実施事業別収支表（令和4年度）

（単位：千円）

	受託事業	公益事業	収益事業
収入計	55,863	26,205	22,134
（うち、補助金）	（－）	(21,706)	（－）
支出計	51,859	26,205	22,134
（うち、人件費）	(23,290)	(22,548)	(16,489)
（人件費率）	41.69%	86.04%	74.49%

（監査人作成）

※受託収入の収入金額について、指定管理期間（5年間）のトータルで収支 0 円となるように指定管理期間終了後（令和 6 年度）に精算することとなっている。

※人件費は、給与手当及び法定福利費の合計金額とした。

※人件費率は、人件費÷収入計により算出した。

※防災部における各事業別の人件費割振りは次表のとおりである。

令和 4 年度防災部組織図（人件費割振表）

（単位：人）

役職（所属課）	受託事業	公益事業	収益事業	計
課長（指導第一）	－	1	－	1
主査（指導第一）	1	－	－	1
主事（指導第一）	－	2	－	2
嘱託（指導第一）	1	－	－	1
臨時（指導第一）	－	1	－	1
（指導第一）小計	2	4	0	6
課長（指導第二）	－	1	－	1
課長補佐（指導第二）	1	－	－	1
主事（指導第二）	2	1	1	4
嘱託（指導第二）	2	－	3	5
（指導第二）小計	5	2	4	11
合計	7	6	4	17

（監査人作成）

※指導第一課は、庶務担当であり、指導第二課は、研修講師等実務担当である。

② 監査の結果

【監査の指摘】（視点 4）～補助対象事業と受託事業の区分について

広島市からの補助金等は、「市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行なう者に

対して、予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。」（広島市補助金等交付規則第2条）とあるように「その施行に必要な経費」に対し補助金等が交付されることとなっている。

補助金の対象となっている防災センターの公益事業の支出について確認すると、上記「令和4年度防災部組織図（人件費割振表）」のとおり、防災部全体を管理運営する庶務担当（指導第一課）6名のうち4名（課長含む）分の人件費が公益事業から支出されるなど、受託事業、公益事業、収益事業の業務量に応じて、財源を按分できていない。かかる取扱いは、受託事業、公益事業、収益事業において各職員業務分担に応じた財源の按分がなされないまま補助金申請・交付している点で、「その施行に必要な経費」に対し補助金等を交付しているとはいえない。

したがって、補助金に占める人件費については、職員個々の担当業務に応じて適切に按分すべきである。

10-1-1

名称	政務活動費
所管	議会事務局総務課
当初予算（内一般財源）	222,752 千円（222,752 千円）
決算	181,341 千円
補助等団体数（実績）件数	9 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例 広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

① 補助金等の概要

政務活動費は、地方自治法第 100 条第 14 項及び広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）第 1 条の規定に基づき「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として交付される。

このため、政務活動費は、条例第 7 条に規定されているように、政務活動に要する経費に充てるものとされ、それ以外の経費に充当されることは認められない。

また、広島市においては上記のとおり条例を制定しており、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定め、会派に対し所属議員の数に 300 千円を乗じて得た額に会派職員雇用費を加算した額を交付している。

② 監査の結果

【監査の意見 1】（視点 4）～按分基準に関する取扱いについて

事務所の家賃・水道光熱費、ホームページ保守・管理料等、サーバー使用料について、政務活動費をその全額に充てているものと一部に充てているもの（按分しているもの）があった。

上記については、1/2 で按分した金額を申請しているケースが大半であったが、一部に全額を申請しているものがあった。広島市議会においては、政務活動費の具体的な取扱基準として、広島市議会政務活動費運用マニュアル（平成 19 年 6 月 21 日施行、以下「マニュアル」という。）を作成している。このマニュアルの 3 ページ、4 ページを以下に掲載した。

(2) 実費弁償の原則

政務活動費は、議員の政務活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し交付されるものであり、実費弁償が原則です。

ただし、政務活動費からの支出について、実額の把握が困難な場合に按分による算定方法や、旅費の宿泊料や日当を広島市職員等の旅費に関する条例に準拠した定額方式を用いる場合は、この限りではありません。

(3) 按分の取扱い

議員の活動は、政務活動以外にも、選挙活動、政党活動など様々な面を持っており、その境界が必ずしも明確に区別できるとは限りません。また、自宅に事務所を設置している場合の光熱水費など、政務活動費として支出すべき実額の把握が困難な場合もあります。

こうした場合には、使用する量、面積及び時間などの実績又は実情を考慮した合理的な按分による算定方法により、政務活動費として支出する額を確定するものとしします。

※専ら政務活動に資する場合には、按分による算定方法の適用はありません。

政務活動以外の議員活動(後援会活動等)なども含まれる場合				
項 目 例		按分率(上限率)		
		政務活動＋ それ以外の議員活動	政務活動＋ それ以外の議員活動 ＋私的活動	
自宅外の賃借事務所	賃料	1 / 2		
	光熱水費			
	通信費(電話料金等)			
	備品費等			
・ 自宅の一部事務所 ・ 自宅敷地内に自宅とは別に事務所 ・ 自己所有で自宅外に事務所	光熱水費	【自宅と同じメーター】	1 / 3	
		【自宅とは別メーター】	1 / 4 ※家族利用がある場合	
	(電話料金等) 通信費	【自宅と同じ番号】	1 / 3	
		【自宅とは別の番号】	1 / 4 ※家族利用がある場合	
		備品費等	1 / 2	
	事務所来客用駐車場賃借料		1 / 2	
	パソコン、プリンター、周辺機器等の購入・リース代			
コピー機、FAX(複合機を含む)のリース料金、使用料、トナー及び用紙代など				
補助職員の人件費				
ガソリン代(自家用車で議員専用)				
携帯電話通話料金、モバイル・データ通信料金			1 / 3 1 / 4 ※家族利用がある場合 1 / 3	

広島市議会では、マニュアルにもあるとおり、政務活動費は実費弁償が原則であるため、政務活動以外の活動にも資する場合には、按分することにより政務活動費として支出する額を決定するが、専ら政務活動に資する場合には、按分する必要はない取扱いとしている。

事務所の家賃・光熱水費、ホームページ保守・管理料等、サーバー使用料のうち、政務活動費をその全額に充てているものについて確認したところ、ホームページ上の一部に議員のプロフィールやモットー、後援会に関する記載があるように見受けられた。

そこで、事務所の家賃等やホームページ保守管理料等の全額を政務活動費に計上している根拠となる書類の提出を求めたが、議会事務局総務課からは「政務活動費の支出が政務活動に適合しているかどうかは、基本的には会派の自主的な判断に委ねられている。このため、帳簿や証拠書類は会派が保管し、執行機関である市長、議会を代表する議長のいずれも提出を受けるようになっていない。これは、政務活動費は地方議会の審議能力を強化し、議会の活動を活性化するため、調査活動基盤の充実を図る観点から、地方自治法上制度化されたものであり、その趣旨を踏まえると政務活動費には議員が住民の負託に応えるために行う市政に関する適正な調査・活動が、政治的立場や思想・信条によって制約を受けることなく、幅広く自由になされることを支援することが要請されているためである。最高裁の判決においても、執行機関に対して具体的な活動の内容等を提出することになっていないのは、『政務活動費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある』とされており、根拠（証拠）となる書類の提出を求めることは民主主義を旨とする地方自治制度を損なうことになりかねないことから会派から提出は受けていないし、提出を受ける取扱いとすべきではない。」とのことであった。

たしかに、地方自治法の制度及び最高裁平成 21 年 12 月 17 日第一小法廷判決（以下「本最高裁判決」という。）の判示は所管課から説明があったとおりであり、広島市においても、政務活動費の支出の決定は会派の代表者が行うこととされ（広島市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則第 10 条第 1 項第 1 号）、会派の自主性、自律性を前提とするものである。しかしながら、政務活動費の交付を受けた会派は、収入支出伝票、領収証書等政務活動費の収入及び支出に関する証拠書類並びに経理簿を条例第 9 条第 1 項又は第 2 項に規定する収支報告書の提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならず（同規則第 10 条第 2 項）、マニュアルにも以下の記載がある（下線は監査人加筆）。

ア 政務活動との適合性

支出が政務活動に適合しているかについては、基本的には、会派の自主的な判断に委ねられています。

政務活動費の支出の使途の適合性が問題になった場合には、会派において帳簿又は証拠書類を提出して、その具体的使途を明らかにする必要があります（合理的な説明ができない場合、違法支出と認められます）。

イ 保管が必要な資料

支出が政務活動に適合していることを証明するため、条例施行規則で定める収入支出伝票、領収書等の証拠書類及び経理簿はもちろんのこと、請求書、契約書、視察調査や研修会の際の資料、次ページのオに規定する資料など政務活動費の具体的使途を明らかにできるものを会派において保管しておく必要があります。

本件ホームページ保守管理料等のように、その支出の使途の適合性について疑問が生じた場合は、本最高裁判決も議員の任意の回答までも否定するものではないから、その疑義を解明する限りで、会派から任意に帳簿又は証拠資料の提出を受けることが望ましい。また、会派の代表者が議会の議長に提出する際（条例第9条第1項）、会派にて「専ら政務活動に資する場合」と判断し支出した根拠となる疎明資料（具体的な内容が記載されているものではなく、例えば、会派の代表者が支出を決定するにあたり、政務活動費を全額充てることについて確認していることを記載したもの）をあらかじめ添付するだけであれば、政務活動の具体的な目的や内容等を記載したものではなく、また証明資料でもないことから地方自治法の趣旨を損なうことにはなりえず、本最高裁判決に照らしても問題ないと考えられるため、今後はそのような運用を採用することが望ましい。会派は政務活動費の支出にあたりその適合性を判断していることから、この運用を採用しても過度の負担とならないし、むしろ後日証拠書類の提出を求められるよりも簡便であり、また使途の適合性が明確になる結果、透明性も図られるメリットもあると考える。

【監査の意見2】（視点4）～計算根拠の補記について

給与に係る領収書について業務内容、人件費の計算根拠の記載がないものがあった。

マニュアルのP6には、領収書に記載が必要な事項に関して記述が有り、「給与・報酬については、業務内容、人件費の計算根拠の補記が必要」とある。給与の領収書について金額と受領者の氏名・住所等のみのものが散見される。少なくとも業務内容、月額定額なのか時給であれば、時給と時間数を補記することが望ましい。特に給与については、毎月一定の金額の支給となり、個人への支払いであることから架空人件費計上の可能性を排除できない。マニュアル記載のとおり業務内容と計算根拠の補記により適正な金額かどうか、また給与支払元保管の出勤簿等との照合が容易な状態での提出が望ましい。

11-1-1

名称	私立幼稚園振興事業に係る補助金
所管	教育委員会総務部学事課
当初予算（内一般財源）	55,093 千円（55,093 千円）
決算	54,610 千円
補助等団体数（実績）件数	2 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市私立幼稚園等振興事業補助金交付要綱 広島市私立幼稚園等振興事業補助金配分基準 私立学校振興助成法第 10 条

① 補助金等の概要

この補助金は、幼稚園教育において、私立幼稚園及び認定こども園（以下「私立幼稚園等」という。）の振興を図るために交付するものであり、広島市の幼稚園教育において私立幼稚園等の果たしている役割の重要性に鑑み、広島市の幼稚園教育全体の充実を図る観点から、私立幼稚園の教育条件の維持・向上、保護者負担の軽減等を図り、もって私立幼稚園の振興に資することを目的としている。広島市においては、私立幼稚園等は幼稚園数の約8割を、幼稚園児数の約9割を占めており、経営、指導方針等独自の特色を持ちながら、公立幼稚園とともに幼児教育の重要な役割を担っている。

補助金の交付対象者は、一般社団法人広島市私立幼稚園協会（以下「協会」という。）及び協会に加盟していない私立幼稚園等（以下「非加盟園等」という。）である。

補助金の対象となる事業は、協会加盟の私立幼稚園等の設置者が行う教材教具整備事業及び教職員研修事業に対して協会が行う補助金の交付事業、非加盟園等の設置者が行う教材教具整備事業及び教職員研修事業、協会が実施する教職員研修事業である。

補助金の対象となる経費は、補助事業に要する経費（協会が行う補助金の交付事業に係る経費）とし、教材教具整備事業にあつては直接教育の用に供する備品の購入及び賃借並びに消耗品の購入に要する経費、教職員研修事業にあつては教職員の研修に要する経費となっている。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点 5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第 2 条第 14 項）。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

そのため、特に教職員研修事業に対する補助金においては、その目的（研修等により教職員の資質の向上を図り、もって私立幼稚園等の振興に資する）からも効果測定が不可欠と考え

る。

しかしながら、事業実施報告書の事業の実施効果として「私立幼稚園等教育の充実、向上に多大な効果が期待できる」とあるように、定性的な評価にとどまり、具体的かつ客観的な指標に足り得なかった。

当該効果予測や効果測定の手法は地方公共団体の自立性・自主性に委ねられるものであるため、広島市において、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましいと考える。

11-1-2

名称	私立学校振興事業に係る補助金（高等学校分）
所管	教育委員会総務部学事課
当初予算（内一般財源）	48,472 千円（48,472 千円）
決算	48,472 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市私立学校振興事業補助金交付要綱 私立学校振興助成法第 10 条

① 補助金等の概要

この補助金は、広島市が私立学校の振興を図るために交付するものである。私立学校とは、広島市、廿日市市、海田町若しくは坂町に所在する私立高等学校で広島市内に住所を有する者が在学するものをいう。

広島市の私立高等学校が果たしている役割の重要性に鑑み、私立高等学校の教育条件の維持・向上、保護者負担の軽減等を図るとともに、経営の健全性を高め、もって私立高等学校の振興に資することを目的としている。広島市における私立高等学校は、経営、指導方針等独自の特色を持ちながら、公立高等学校とともに学校教育の重要な役割を担っている。

補助金対象者は、広島地区私立中学高等学校経営者協会（以下「協会」という。）である。補助金の対象となる事業は、協会が学校法人の教材教具整備事業及び教職員研修事業に対して行う補助金の交付事業である。

補助金の対象となる経費は、補助事業に要する経費（協会が行う補助金の交付事業に係る経費）とし、教材教具整備事業にあつては直接教育の用に供する備品の購入及び賃借並びに消耗品の購入に要する経費、教職員研修事業にあつては教職員の研修に要する経費となっている。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点 5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」(地方自治法第2条第14項)。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

そのため、特に教職員研修事業に対する補助金においては、その目的(研修等により教職員の資質の向上を図り、以って私立高等学校教育の振興に資する)からも効果測定が不可欠と考える。

しかしながら、事業実施報告書の事業の実施効果として「高等学校教育の内容の充実、向上、発展に大きな効果が得られた」とあるように、定性的な評価にとどまり、具体的かつ客観的な指標に足り得なかった。

当該効果予測や効果測定の手法は地方公共団体の自立性・自主性に委ねられるものであるため、広島市において、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましいと考える。

11-1-3

名称	私立高等学校部活動パワーアップ事業に係る補助金
所管	教育委員会総務部学事課
当初予算(内一般財源)	17,239千円(17,239千円)
決算	17,239千円
補助等団体数(実績)件数	1件
根拠となる法令等(広島市補助金等交付規則を除く)	広島市私立高等学校部活動パワーアップ事業補助金交付要綱 私立学校振興助成法第10条

① 補助金等の概要

この補助金は、私立高等学校における文化活動の健全な発展とスポーツ活動の競技力向上を図るとともに、私立学校の振興に資することを目的としたものである。私立高等学校とは、広島市、廿日市市、海田町若しくは坂町に所在する私立高等学校で広島市内に住所を有す者が在学するものをいう。

補助金対象者は、広島地区私立中学高等学校経営者協会(以下「協会」という。)である。補助金の対象とする事業は、協会が私立高等学校を設置する学校法人の行う文化・スポーツ大会等出場生徒引率事業、文化部・運動部の指導者招へい事業、及び指導教員研修事業に対し補助金を交付する事業である。

事業実施報告書によると、この事業を実施することにより広島市の私立高等学校生徒の

競技力の向上と文化活動の健全な発展に大きな効果があったとある。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点 5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第 2 条第 14 項）。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

そのため、補助金等の公募時には計画（効果予測）が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。

しかしながら、事業実施報告書の事業の実施効果として「競技力の向上と文化活動の健全な発展に大きな効果があった」とあるように、定性的な評価にとどまり、具体的かつ客観的な指標に足り得なかった。

当該効果予測や効果測定の手法は地方公共団体の自立性・自主性に委ねられるものであるため、広島市において、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましいと考える。

11-1-4

名称	遠距離通学費補助事業に係る補助金（小学校分）
所管	教育委員会総務部学事課
当初予算（内一般財源）	24,357 千円（24,164 千円）
決算	22,573 千円
補助等団体数（実績）件数	581 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市立小学校及び中学校の遠距離通学児童・生徒に対する補助金交付要綱

① 補助金等の概要

この補助金は、広島市立小学校の遠距離通学児童に対する通学費補助金（以下「通学費補助金」という。）として交付するものである。通学費とは、広島市立小学校の児童が常時市の指定する交通機関を利用して、通常通行する路程により通学する場合の交通費である。

補助金対象者は、通学費を負担する保護者であって通学費補助金を交付することが適当と認められる者である。通学費補助金は、原則として、年3回交付している。

補助金の交付を受けようとする保護者は、遠距離通学費申請書により、学校長を経て

市長に申請し、通学費補助金の交付を受ける保護者は、その請求及び受領の権限を学校長に委任することができるとしている。

② 監査の結果

【監査の意見・指摘】なし。

11-1-5

名称	若葉台団地貸切バス運行委託事業に係る補助金
所管	教育委員会総務部学事課
当初予算（内一般財源）	19,279千円（19,279千円）
決算	19,279千円
補助等団体数（実績）件数	1件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市若葉台団地貸切バス運行委託事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

この補助金は、児童数が多く、通学に利用できる路線バスの運行便数の確保が困難となっている広島市立伴小学校区内の若葉台団地における、児童の通学手段確保のため、貸切バスを運行する事業に対し補助するものである。

補助対象者は、伴小学校PTAである。補助対象事業は、全ての児童が路線バスで通学できるようになるまでの間において、補助対象者が事前に広島市教育委員会学事課の承認を得て貸切バス事業者に委託して貸切バスを運行する事業である。

補助対象経費は、補助金の交付の対象となる貸切バスの運行委託に要する経費から、当該事業で輸送される人数分（貸切バス1台当たりの定員に運行便数を乗じて得た人数）の路線バス定期代相当額を差し引いた額である。

② 監査の結果

【監査の意見・指摘】なし。

11-1-6

名称	遠距離通学費補助事業に係る補助金（中学校分）
所管	教育委員会総務部学事課
当初予算（内一般財源）	6,700 千円（6,700 千円）
決算	9,402 千円
補助等団体数（実績）件数	171 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市立小学校及び中学校の遠距離通学児童・生徒に対する補助金交付要綱

① 補助金等の概要

この補助金は、広島市立中学校の遠距離通学生徒に対する通学費補助金（以下「通学費補助金」という。）として交付するものである。通学費とは、広島市立中学校の生徒が常時市の指定する交通機関又は交通用具を利用して、通常通行する路程により通学する場合の交通費である。

補助金対象者は、通学費を負担する保護者であって通学費補助金を交付することが適当と認められる者である。通学費補助金は、原則として、年3回交付している。

補助金の交付を受けようとする保護者は、遠距離通学費申請書により、学校長を経て市長に申請し、通学費補助金の交付を受ける保護者は、その請求及び受領の権限を学校長に委任することができるとしている。

② 監査の結果

【監査の意見・指摘】なし。

11-2-1

名称	学区子ども会育成協議会事業に係る補助金
所管	教育委員会青少年育成部育成課
当初予算（内一般財源）	10,368 千円（10,368 千円）
決算	7,208 千円
補助等団体数（実績）件数	104 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	広島市学区子ども会育成協議会事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

この補助金は、子ども会の活動の充実を図り、地域ぐるみで子どもの育成を推進するため、小学校区単位で結成された子ども会育成協議会（以下「学区子ども会育成協議会」という。）が行う事業に対して交付する補助金である。

補助金対象者は、学区子ども会育成協議会である。

補助の対象事業は、学区子ども会育成協議会が主催する、子ども会のリーダーを養成する事業、子ども会の活動の充実を図り、地域ぐるみで子どもの育成を推進する事業である。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第2条第14項）。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

そのため、補助金等の交付決定に当たっては効果予測が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。

しかしながら、当該補助金において定性的な評価にとどまり、具体的かつ客観的な指標に足り得なかった。

当該効果予測や効果測定の手法は地方公共団体の自立性・自主性に委ねられるものであるため、広島市において、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましいと考える。

11-2-2

名称	広島市区子ども会連合会事業に係る補助金
所管	教育委員会青少年育成部育成課
当初予算（内一般財源）	3,456 千円（3,456 千円）
決算	2,414 千円
補助等団体数（実績）件数	8 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	広島市区子ども会連合会事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

この補助金は、区における子ども会の活動の振興とコミュニティ活動の充実を通して、子どもの健全な育成を図るため、区単位で結成された子ども会連合会（以下「区子連」という。）が行う事業に対して交付する補助金である。

補助金対象者は、区子連である。

補助金対象事業は、区子連が主催する、子ども会のリーダーを養成する事業、指導者の発掘及び養成に関する事業、子どもの個性及び能力の育成に関する事業、地域に密着した組織づくりに関する事業である。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第2条第14項）。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

そのため、補助金等の交付決定に当たっては効果予測が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。

しかしながら、当該補助金において定性的な評価にとどまり、具体的かつ客観的な指標に足り得なかった。

当該効果予測や効果測定の手法は地方公共団体の自立性・自主性に委ねられるものであるため、広島市において、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましいと考える。

名称	地区青少年健全育成連絡協議会事業に係る補助金
所管	教育委員会青少年育成部育成課
当初予算（内一般財源）	9,557 千円（9,557 千円）
決算	6,875 千円
補助等団体数（実績）件数	118 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	地区青少年健全育成連絡協議会事業補助金交付要綱

① 補助金等の概要

この補助金の目的は、青少年健全育成連絡協議会に対し、青少年健全育成に係わる事業の補助を行うことにより、地域全体で次代を担う青少年の健全な育成を図ることである。

補助金の対象となる団体は、小学校区ごと（原則として）に結成された地区青少年健全育成連絡協議会である。

補助対象事業は、関係機関との連絡調整・情報交換、青少年健全育成のための意識の向上、社会環境の浄化、交流活動の推進である。

青少年健全育成のための意識の向上として、標語募集、青少年の声を聞く会の実施、善行青少年の表彰、ボランティア活動の推進、職場や就業にかかわる体験活動の推進、健全な家庭づくりの推進、家庭の日や青少年の日の推進、研修会の開催、広報紙の作成及び発行、研修への参加を行うこと、地域の青少年健全育成の推進に係るその他事業となっている。

社会環境の浄化として、あいさつ運動や声かけ運動の実施、街頭パトロールの実施、犯罪防止などの安全指導、有害情報等の排除、環境美化活動の推進、「こども110番の家」の推進を行うこととなっている。

交流活動の推進とは、三世代交流事業の実施、親子ふれあい事業の実施、スポーツ・レクリエーション大会の開催、文化祭の開催、地域伝統文化の継承、青少年団体及び指導者の育成を行うこととなっている。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第2条第14項）。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

そのため、補助金等の交付決定に当たっては効果予測が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。

しかしながら、当該補助金において定性的な評価にとどまり、具体的かつ客観的な指標に足り得なかった。

当該効果予測や効果測定の手法は地方公共団体の自立性・自主性に委ねられるものであるため、広島市において、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましいと考える。

11-2-4

名称	広島市文化財団に対する補助金（青少年野外活動センター）
所管	教育委員会青少年育成部育成課
当初予算（内一般財源）	77,588 千円（77,588 千円）
決算	83,169 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	－

① 補助金等の概要

広島市青少年野外活動センター（以下「野外活動センター」という。）を運営する公益財団法人広島市文化財団（以下「文化財団」という。）に対する運営補助金である。

野外活動センターは、自然環境のもとで、野外活動や集団宿泊生活を通じて、様々な活動や経験の機会を与え、心身共に健全な青少年の育成を図ることを目的とした文化財団が所有する施設である。

野外活動センターの運営事業は、併設するこども村と一体的に有効活用を図るものであり、青少年の健全育成のみならず、これらの施設が所在する安佐北区小河内地域の活性化にも寄与するものとして公益性が高い事業であるとして補助金を交付している。

主な事業内容は、小中学校の野外活動等の受入事業や次表のような主催事業も行っている。

補助金の交付金額は、野外活動センターの年間運営費（予算）（施設等の減価償却費は含まない）から年間事業収入等（予算）を差引いた金額を基に年間の補助金額を決定したうえで、毎月概算払いし、年度末の決算額により精算している。

文化財団の令和 4 年度予算 89,676 千円の内訳は、管理運営費として 89,264 千円、主催事業として 412 千円であった。

野外活動センター主催事業

No.	事業名	内容
1	うしずデイキャンプ	小学生を対象に、豊かな心を育むことを目的として自然散策、野外炊飯などの体験プログラムの提供
2	楽しく体験！親子で防災デイキャンプ	親子を対象に、防災意識の向上を目的とし、防災ワークショップや防災クッキング等を実施
3	青少年野外活動センターオープンデー	こども村と協働して施設を開放し、施設のPRを行いながら、オリエンテーリング・ディスクゴルフ等の特徴あるプログラムを通して、豊かな自然に触れる体験を提供

4	ファミリーデイキャンプ	親子を対象に、火起こし体験や野外炊飯、クラフトなどの野外活動の楽しさや魅力を体験できるプログラムを提供
5	「感動塾・みちくさ」うしずサイエンスクラブ	小学校3・4年生を対象に、自然に対する興味と関心を高めるとともに、科学的な興味・関心を喚起し、新しい発見や感動を体験させ、子どもたちの可能性や生きる力を導き出す事業の実施と青年スタッフを対象とした事前の研修やボランティア体験の場の提供
6	うしずチャレンジクラブ	小学校1～3年生を対象に、自然体験やレクリエーション等の活動や1泊2日の集団宿泊体験を通して、子どもたちの挑戦する力や協調性を育む場を提供。施設ボランティアくわがたがプログラムを企画・実施
7	情報の収集・提供	ホームページ等による施設概要・主催事業・地域情報等の情報発信
8	小・中学校野外活動説明会	学校野外活動の引率者を対象に、施設利用の方法や申し込みの手続等留意事項の研修を実施
9	小・中学校野外活動指導者講習会	施設利用を予定している小・中学校の指導者を対象に、活動プログラムの体験や活動上の留意事項等の研修を実施
10	初心者のための野外活動ボランティア講座	野外活動に関する基礎的技術を習得し、野外活動の実践や指導が出来る指導者を育成
11	ボランティアの育成・支援	青年（施設ボランティアくわがたを含む）を対象に、野外活動についての必要な知識・技術の習得や、ボランティア体験の機会を提供
12	小河内・生砂地区共催事業	特定非営利法人小河内プロジェクトや生砂地区住民と主催事業「オープンデー」を協働し、安佐北区小河内地区や生砂地区のまちづくり活動の支援

1～6：多様な学習機会の提供

7～11：自発的な学習の支援体制の充実及び生涯学習振興等のための調査・研究

12：学習成果の社会的活用及びまちづくり活動の支援

② 監査の結果

【監査の意見】（視点3）～補助金の必要性について

広島市は、文化財団自らが所有する施設を利活用する野外活動等の受入事業やデイキャンプや自然環境での体験プログラムなどの主催事業からの施設利用収入等では賄いきれない野外活動センターの運営費について、補助金を交付している。

しかしながら、本来補助金は実施する事業を対象に交付されるべきものであることから、実施する事業ごとに補助金の必要性を判断すべきである。特に主催事業においては、デイキャンプや自然体験プログラムなどの民間事業者が同様な事業を行っている事業に対しても補助金が交付されており、補助金の必要性・公平性の観点から問題があると認められる。

また、上記補助金の算定方法による補助金額が 83,169 千円であることを考えると、施設の管理運営や事務の簡素・効率化等徹底した経費の削減や利用促進に努めているとは言い難く、受益者負担の観点から野外活動センターの施設利用収入等が適正料金であるとは言えないため、当該補助金の必要性・公正性の観点から問題があると認められる。

これらの問題解決の方法として、受入事業及び主催事業における個別の収支報告書を作成することにより、事業ごとに管理運営コストが把握でき、利用料金の適正化につながり、補助金の必要性・公平性が保たれると考える。

なお、所管課から当該施設の利用料金については、国（旧文部省）からの通知（昭和 48 年 11 月 22 日 文社青第 143 号）において「少年自然の家の利用に対する対価は、原則として徴収しないこと。」とされているため徴していないが、宿泊に伴うシーツのクリーニング代や種々の活動に伴う教材費などの実費相当額は徴しており、監査人のいう「利用料金の適正化」とすることは他の公立の野外活動施設との均衡を保つ上でも困難であるとのことだった。

しかしながら、国から通知のあった 50 年前から教育環境や社会情勢など大きく変化している。そのため、料金体系等を含め運営体制が現在の状況に合致したものであるかを検証する必要がある、少なくともコスト面の検証においては上記の問題解決の方法が有用であると考ええる。

名称	広島市文化財団に対する補助金（こども村）
所管	教育委員会青少年育成部育成課
当初予算（内一般財源）	68,785 千円（68,785 千円）
決算	68,585 千円
補助等団体数（実績）件数	1 件
根拠となる法令等（広島市補助金等 交付規則を除く）	—

① 補助金等の概要

広島市こども村（以下「こども村」という。）を運営する公益財団法人広島市文化財団（以下「文化財団」という。）に対する運営補助金である。

こども村は、旧所管である経済観光局が所有する公の施設であったが、事務・事業見直しとして、地域活性化の観点を踏まえ、文化財団において前出の野外活動センターと一体的に、主体的かつ柔軟な活用を図ることとし、平成 25 年度限りでこども村条例を廃止し、文化財団に無償貸付けするとともに補助金を交付することにより、文化財団が運営しているものである。

こども村は、子どもに農業及び自然に親しむ機会を与えて、子どもの農業及び農村に関する理解を深めるとともに、情操を豊かにし、もって子どもの健全な成長に寄与することを目的として設立されたものであり、こども村の運営事業は、併設する野外活動センターと一体的に有効活用を図るものであり、青少年の健全育成のみならず、これらの施設が所在する安佐北区小河内地域の活性化にも寄与するものとして公益性が高い事業であるとして補助金を交付している。

主な事業内容としては、子どもを対象に無料で次表のような主催事業を行っている。

補助金の交付金額は、こども村の年間運営費（予算）から年間負担額収入（予算）を差引いた金額を基に年間の補助金額を決定したうえで、毎月概算払いし、年度末の決算額により精算している。

文化財団の令和 4 年度予算 69,154 千円の内訳は、管理運営費として 68,531 千円、主催事業として 441 千円、動物ふれあい・農業体験事業として 182 千円であった。

こども村主催事業

No.	事業名	内容
1	動物ふれあい・農業体験	畜産や農業、食について考える機会の提供を目的に、学校の野外活動の一環として、動物との触れ合い・農業体験を実施
2	こども村PR事業	公民館と連携し、当施設の周知を図ることを目的として、きな粉作りなど特徴のあるプログラムを提供

3	おやこ農園	親子を対象に、農業に親しみ、食について考える機会の提供を目的として、野菜の植え付けから管理・収穫までの農業体験を実施
4	収穫物活用事業	親子を対象に、野菜の収穫体験や、収穫物を活用した調理と試食を通して農業や食に対する関心を深める機会を提供
5	ブルーベリー収穫体験	親子を対象に、ブルーベリーの収穫体験と試食の機会を提供
6	こども村オープンデー	青少年野外活動センターと協働して施設PRを行いながら、農園での収穫体験、牧場での動物とのふれあい、工作などの体験の場を提供
7	手作り豆腐とわら細工体験	親子を対象に、農園で収穫した大豆を使った豆腐作り体験を行い、併せて地域住民を講師として招聘し、世代間交流を図りながらわら細工体験を実施
8	受入事業	学校野外活動を含む利用者に対し、予約受付・調整、事前指導、当日のプログラム指導、その他相談対応等
9	のびたファーム	小学生を対象に、農業に対する関心や理解を深めることを目的として、野菜の苗の植え付けから収穫体験、収穫物を使った実習等を実施
10	小・中学校との共催事業	農業及び食育に関する理解を深めることを目的として、農業体験の機会を提供
11	情報の収集・提供	ホームページ等による施設概要・主催事業・地域情報等を情報発信
12	ボランティアの育成・支援	施設ボランティアくわがたを対象に主催事業「のびたファーム」に係るプログラム等の確認及び参加者への指導方法、野外活動の基本的な技術の習得及び意識の向上を図るため事前研修を実施
13	わら細工・もちつき指導 補助ボランティア養成講座	わら細工体験やもちつき体験の指導補助を行うボランティアを養成する講座を実施

1～10：多様な学習機会の提供

11～13：自発的な学習の支援体制の充実及び生涯学習振興等のための調査・研究

② 監査の結果

【監査の意見】（視点3）～補助金の必要性について

広島市は自らが所有する施設であるこども村を無償貸与し、小学生を対象とする動物と

のふれあいや農業体験などの主催事業を無償で提供しているため、こども村の運営費について、補助金を交付している。

しかしながら、本来補助金は実施する事業を対象に交付されるべきものであることから、実施する事業ごとに補助金の必要性を判断すべきである。特に主催事業においては、動物とのふれあいや農業体験などの民間事業者が同様な事業を行っている事業に対しても補助金が交付されており、補助金の必要性・公平性の観点から問題があると認められる。

また、小学生を対象とした事業に対する補助金とはいえ、補助金額が 68,585 千円であることを考えると、施設の管理運営や事務の簡素・効率化等徹底した経費の削減や利用促進に努めているとは言い難く、受益者負担の観点から無料であることについて合理的な理由であるとは言えないため、当該補助金の必要性・公正性の観点から問題があると認められる。

これらの問題解決の方法として、主催事業における個別の収支報告書を作成することにより、事業ごとに管理運営コストが把握でき、利用料金の適正化につながり、補助金の必要性・公平性が保たれると考える。

なお、所管課から当該施設の利用料金については、国（旧文部省）からの通知（昭和 48 年 11 月 22 日 文社青第 143 号）において「少年自然の家の利用に対する対価は、原則として徴収しないこと。」とされているため徴していないが、主催事業における教材費などの実費相当額は徴しており、監査人のいう「利用料金の適正化」とすることは他の公立の野外活動施設との均衡を保つ上でも困難であるとのことだった。

しかしながら、国から通知のあった 50 年前から教育環境や社会情勢など大きく変化している。そのため、料金体系等を含め運営体制が現在の状況に合致したものであるかを検証する必要がある、少なくともコスト面の検証においては上記の問題解決の方法が有用であると考える。

11-3-1

名称	地域組織活動事業に係る補助金
所管	教育委員会青少年育成部放課後対策課
当初予算（内一般財源）	5,519 千円（5,519 千円）
決算	4,154 千円
補助等団体数（実績）件数	58 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	地域組織活動費補助金交付要綱

① 補助金等の概要

この補助金は、地域全体で次代を担う児童の健全な育成を図るとともに、地域における子育て力の醸成を図ることを目的とし、母親など地域住民により組織された地域組織の活動に対し、交付するものである。

補助対象団体は、児童館などの児童厚生施設やその他の公共施設等を拠点として児童の健全な育成に寄与することを目的に結成された地域組織とする。

補助対象事業は、親子及び世代間の交流や文化活動、児童養育に関する研修活動、児童の事故防止活動、児童福祉の向上に寄与するその他の活動、児童館日曜等開館活動である。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点 5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第 2 条第 14 項）。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

そのため、補助金等の交付決定に当たっては効果予測が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。

しかしながら、当該補助金においても定性的な評価にとどまり、具体的かつ客観的な指標に足り得なかった。

当該効果予測や効果測定の手法は地方公共団体の自立性・自主性に委ねられるものであるため、広島市において、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましいと考える。

名称	民間放課後児童クラブに対する補助金（運営費等）
所管	教育委員会青少年育成部放課後対策課
当初予算／補正予算（内一般財源）	1,240,994 千円／2,310 千円（777,748 千円）
決算	1,217,718 千円
補助等団体数（実績）件数	77 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	民間放課後児童クラブ補助金交付要綱

① 補助金等の概要

この補助金は、放課後等における児童の健全な育成を図るため、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づく放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）を実施するものに対し、交付するものである。

補助事業者は、次に掲げる要件（①～⑤）を全て満たす法人又は任意団体である。

- ①代表者又は役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと
- ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による手続をしている法人でないこと
- ③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- ④広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置に該当しないこと
- ⑤法人税、消費税及び地方消費税、広島市税を滞納していないこと

補助金の交付を受けることができる事業は、広島市児童福祉施設設備基準等条例（平成 24 年広島市条例第 58 号）第 8 条に規定する基準を満たす事業であって、かつ、次に掲げる要件（①～⑭）を全て満たさなければならない。

- ①事業内容は、次の内容、機能を有するものとする。ただし、スポーツクラブや塾等を主たる目的とするものは除く。
 - ア 児童の健康管理、情緒の安定の確保
 - イ 出欠確認を始めとする児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
 - ウ 児童の活動状況の把握
 - エ 遊びの活動への意欲と態度の形成
 - オ 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の醸成
 - カ 児童が宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境の整備及び必要な援助
 - キ 基本的生活習慣を身につけさせることへの援助及び自立に向けた支援
 - ク 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施

ケ その他児童の健全育成上必要な活動

②対象児童は、広島市内に住所を有し、小学校に在学している児童であって、次のいずれかの事由により、家庭において適切な保護を受けられないことが常態であると認められる者とする。

ア 保護者及び同居する親族（18歳未満の者を除く。以下「保護者等」という。）が、就労のため、1週間のうち概ね4日以上、午後5時頃（広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和42年広島市教育委員会規則第4号）第25条第1項第3号から第6号までに掲げる日（同条第2項の規定により同条第1項第3号から第6号までに掲げる日を変更した場合は変更後の期間。以下「長期休業中」という。）については正午頃）まで家庭にいないこと

イ 保護者等が、疾病又は負傷の状態にあるか障害があること

ウ 保護者等が、疾病又は負傷の状態にあるか障害がある親族等を常時介護していること

エ 保護者等が、出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）に当たる日から出産日後8週間に当たる日までの間であること

オ 保護者等が、大学・専門学校等へ通学中であること

カ その他児童を保護できない特別の事由があること

③定員は、10人以上おおむね40人以下とすること

④年間開設日数は、広島市が実施する広島市放課後児童クラブの開設日（以下に掲げる日を除く日）に準じ、その開設日数以上の日数を開設すること。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 日曜日

ウ 広島市立幼稚園・学校夏季一斉閉庁日

エ 12月29日から12月31日まで

オ 1月2日から1月4日まで

⑤開設時間は、次に掲げる広島市放課後児童クラブの開設時間に準じ、その開設時間以上の時間を開設すること。

ア 長期休業中・代休日・秋季休業日（イを除く。） 午前8時30分～午後6時30分

イ 土曜日 午前8時30分～午後5時

ウ ア及びイ以外の日 午後1時～午後6時30分

⑥施設・設備は、次の基準を満たすこと。

ア 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けなければならない。その面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上とすること。ただし、児童の安全上及び衛生上支障がないと認められるときは、専用区画を設けることに代えて、遊び及び生活の場としての機能のみを備えた区画（その面積が、児童1人につきおおむね1.65㎡以上のものに限る。）と静養するた

めの機能のみを備えた区画とを分離して設けることができる。

イ 活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーのほか、生活の場として必要なカーペットや畳等を備えること。

ウ トイレ、手洗い等の設備を有し、衛生及び安全が確保されていること。

⑦管理者及び職員配置は、次のとおりである。

ア 放課後児童クラブを管理する者（管理者）を配置すること。

イ 開設時間中は常時 2 人以上の職員を配置すること（うち 1 人は管理者と兼ねることができる。）。

ウ イに掲げる職員のうち 1 人以上は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当するものであって、同項の研修を修了したもの（放課後健全育成事業者に新たに採用された者であって、その新たに採用された日から起算して 1 年を経過する日の属する年度の末日までの間に当該研修を修了することが見込まれる者を含む。）とすること。

⑧児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な損害保険に加入すること。

⑨利用料は、対象児童の利用に当たっては、毎月、基準額を徴収すること。

⑩実費相当額の徴収は、⑨の利用料のほか、おやつ代、昼食代、工作等の材料代、外出行事の際の対象児童の施設利用料及び交通費に要する実費相当額、その他市長が認めた費用については徴収することができる。

なお、実費相当額を徴収した場合は、その収支及び内容について、保護者へ報告すること。

⑪補助事業者は、保護者と協働して事業を実施し、意見、要望の調整を行うため、保護者との意見交換会を各年度に 2 回以上開催すること。

⑫利用手続等については、広島市放課後児童クラブに準じて実施すること。

⑬特定の政治団体や宗教を利用する事業でないこと。

⑭関係法令等の遵守として、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、その他関係法令等を遵守して運営すること。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点 5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第 2 条第 14 項）。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

そのため、補助金等の公募時には計画（効果予測）が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。

しかしながら、当該補助金においても定性的な評価にとどまり、具体的かつ客観的な指

標に足り得なかった。

当該効果予測や効果測定の手法は地方公共団体の自立性・自主性に委ねられるものであるため、広島市において、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましいと考える。

11-3-3

名称	民間放課後児童クラブに対する補助金（処遇改善事業）
所管	教育委員会青少年育成部放課後対策課
当初予算（内一般財源）	20,328 千円（6,776 千円）
決算	13,782 千円
補助等団体数（実績）件数	67 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	民間放課後児童クラブ補助金交付要綱

① 補助金等の概要

この補助金は、放課後等における児童の健全な育成を図るため、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づく放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）を実施するものに対し、交付するものである。

補助事業者は、次に掲げる要件（①～⑤）を全て満たす法人又は任意団体である。

- ①代表者又は役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと
- ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による手続をしている法人でないこと
- ③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- ④広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置に該当しないこと
- ⑤法人税、消費税及び地方消費税、広島市税を滞納していないこと

補助金の交付を受けることができる事業は、広島市児童福祉施設設備基準等条例（平成 24 年広島市条例第 58 号）第 8 条に規定する基準を満たす事業であって、かつ、次に掲げる要件（①～⑭）を全て満たさなければならない。

- ①事業内容は、次の内容、機能を有するものとする。ただし、スポーツクラブや塾等を主たる目的とするものは除く。

ア 児童の健康管理、情緒の安定の確保

イ 出欠確認を始めとする児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保

- ウ 児童の活動状況の把握
- エ 遊びの活動への意欲と態度の形成
- オ 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の醸成
- カ 児童が宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境の整備及び必要な援助
- キ 基本的生活習慣を身につけさせることへの援助及び自立に向けた支援
- ク 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- ケ その他児童の健全育成上必要な活動

②対象児童は、広島市内に住所を有し、小学校に在学している児童であって、次のいずれかの事由により、家庭において適切な保護を受けられないことが常態であると認められる者とする。

ア 保護者及び同居する親族（18歳未満の者を除く。以下「保護者等」という。）が、就労のため、1週間のうち概ね4日以上、午後5時頃（広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和42年広島市教育委員会規則第4号）第25条第1項第3号から第6号までに掲げる日（同条第2項の規定により同条第1項第3号から第6号までに掲げる日を変更した場合は変更後の期間。以下「長期休業中」という。）については正午頃）まで家庭にいないこと。

イ 保護者等が、疾病又は負傷の状態にあるか障害があること。

ウ 保護者等が、疾病又は負傷の状態にあるか障害がある親族等を常時介護していること。

エ 保護者等が、出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）に当たる日から出産日後8週間に当たる日までの間であること。

オ 保護者等が、大学・専門学校等へ通学中であること。

カ その他児童を保護できない特別の事由があること。

③定員は、10人以上おおむね40人以下とすること。

④年間開設日数は、広島市が実施する広島市放課後児童クラブの開設日（以下に掲げる日を除く日）に準じ、その開設日数以上の日数を開設すること。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 日曜日

ウ 広島市立幼稚園・学校夏季一斉閉庁日

エ 12月29日から12月31日まで

オ 1月2日から1月4日まで

⑤開設時間は、次に掲げる広島市放課後児童クラブの開設時間に準じ、その開設時間以上の時間を開設すること。

ア 長期休業中・代休日・秋季休業日（イを除く。） 午前8時30分～午後6時30分

イ 土曜日 午前8時30分～午後5時

ウ ア及びイ以外の日 午後1時～午後6時30分

⑥施設・設備は、次の基準を満たすこと。

ア 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けなければならない、その面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 m²以上とすること。ただし、児童の安全上及び衛生上支障がないと認められるときは、専用区画を設けることに代えて、遊び及び生活の場としての機能のみを備えた区画（その面積が、児童 1 人につきおおむね 1.65 m²以上のものに限る。）と静養するための機能のみを備えた区画とを分離して設けることができる。

イ 活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーのほか、生活の場として必要なカーペットや畳等を備えること。

ウ トイレ、手洗い等の設備を有し、衛生及び安全が確保されていること。

⑦管理者及び職員配置は、次のとおりである。

ア 放課後児童クラブを管理する者（管理者）を配置すること。

イ 開設時間中は常時 2 人以上の職員を配置すること（うち 1 人は管理者と兼ねることができる。）。

ウ イに掲げる職員のうち 1 人以上は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当するものであって、同項の研修を修了したもの（放課後健全育成事業者に新たに採用された者であって、その新たに採用された日から起算して 1 年を経過する日の属する年度の末日までの間に当該研修を修了することが見込まれる者を含む。）とすること。

⑧児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な損害保険に加入すること。

⑨利用料は、対象児童の利用に当たっては、毎月、基準額を徴収すること。

⑩実費相当額の徴収は、⑨の利用料のほか、おやつ代、昼食代、工作等の材料代、外出行事の際の対象児童の施設利用料及び交通費に要する実費相当額、その他市長が認めた費用については徴収することができる。なお、実費相当額を徴収した場合は、その収支及び内容について、保護者へ報告すること。

⑪補助事業者は、保護者と協働して事業を実施し、意見、要望の調整を行うため、保護者との意見交換会を各年度に 2 回以上開催すること。

⑫利用手続等については、広島市放課後児童クラブに準じて実施すること。

⑬特定の政治団体や宗教を利する事業でないこと。

⑭関係法令等の遵守として、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、その他関係法令等を遵守して運営すること。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点 5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第 2 条第 14 項）。

補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

そのため、補助金等の公募時には計画（効果予測）が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。

しかしながら、当該補助金において定性的な評価にとどまり、具体的かつ客観的な指標に足り得なかった。

当該効果予測や効果測定の手法は地方公共団体の自立性・自主性に委ねられるものであるため、広島市において、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましいと考える。

11-4-1

名称	中学校文化活動に係る補助金
所管	教育委員会学校教育部指導第二課
当初予算（内一般財源）	6,417 千円（6,417 千円）
決算	8,740 千円
補助等団体数（実績）件数	17 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	中学校スポーツ大会・文化活動の各種大会派遣事業に対する補助金支出基準

① 補助金等の概要

この補助金の目的は、中学校教育の一環として、生徒に広く文化面の実践機会を与え、技能の向上と豊かな人間性の育成を図り、心身ともに健康な生徒を育成するものである。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点 5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第 2 条第 14 項）。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

そのため、補助金等の公募時には計画（効果予測）が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。

しかしながら、当該補助金において「大会に参加することにより、個人の技術向上並びに、生徒の健全育成、文化活動の振興に寄与することが大であった」とあり、定性的な評価にとどまり、具体的かつ客観的な指標に足り得なかった。

当該効果予測や効果測定の手法は地方公共団体の自立性・自主性に委ねられるものであるため、広島市において、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましいと考える。

11-4-2

名称	中学校体育大会に係る補助金
所管	教育委員会学校教育部指導第二課
当初予算（内一般財源）	19,622 千円（19,622 千円）
決算	18,521 千円
補助等団体数（実績）件数	114 件
根拠となる法令等（広島市補助金等交付規則を除く）	中学校スポーツ大会・文化活動の各種大会派遣事業に対する補助金支出基準

① 補助金等の概要

この補助金の目的は、中学校教育の一環として、生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健全な生徒を育成することである。

② 監査の結果

【監査の意見】（視点5）～効果測定について

「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」（地方自治法第2条第14項）。補助金等の交付に当たっても、最少の補助金等の交付で最大の効果が得られることが要求される。

そのため、補助金等の公募時には計画（効果予測）が、事業等が終了した際には効果測定が不可欠となる。

しかしながら、当該補助金において「大会に参加することによって個人の技術の向上のみならず、チームの団結を深め、中学校の体育・スポーツの振興に寄与するところが大きかった」とあり、定性的な評価にとどまり、具体的かつ客観的な指標に足り得なかった。

当該効果予測や効果測定の手法は地方公共団体の自立性・自主性に委ねられるものであるため、広島市において、一定程度客観的な項目や指標を定めた効果測定ガイドラインを策定し、これに基づき効果測定することが望ましいと考える。